



金融活動作業部会 (FATF)

第3回相互評価報告書 マネーロンダリ

ング対策および

テロ資金供与対策

日本

2008年10月17日

© FATF/OECD 2008

無断転載・複製・送信・翻訳を禁じます。

本出版物の全部または一部の複製許可の申請は、以下の宛先まで行ってください。

FATF事務局、OECD、2 rue André Pascal 75775 Paris Cedex 16, France

目次

序文 - 日本の評価に使用された情報および方法論	5
日本	5
要約	6
1. 概要	14
1.1 日本に関する一般情報	14
1.2 マネーロンダリングおよびテロ資金供与の概況	15
1.3 金融セクターおよびDNFBPの概要	17
1.4 法人および法的取り決めに規律する商法および仕組みの概要	21
1.5 マネーロンダリングおよびテロ資金供与防止戦略の概要	23
2. 法制度および関連する制度的措置	32
2.1 マネーロンダリングの犯罪化 (R.1およびR.2)	32
2.2 テロ資金供与の犯罪化 (SR.II)	45
2.3 犯罪収益の没収、凍結および差押え (R.3)	48
2.4 テロ資金供与に用いられた資金の凍結 (SR.III)	56
2.5 金融情報機関とその機能 (R.26)	65
2.6 法執行機関、検察当局およびその他の所管当局——犯罪の捜査・起訴、ならびに没収および凍結のための枠組み (R. 27 および 28)	79
2.7 国境を越える申告または開示 (SR.IX)	88
3. 予防措置 — 金融機関	92
3.1 マネーロンダリングまたはテロ資金供与のリスク	96
3.2 顧客デューデリジェンス（強化措置または緩和措置を含む） (R.5～8)	96
3.3 第三者および紹介取引 (R.9)	112
3.4 金融機関の秘密保持または守秘義務 (R.4)	113
3.5 記録の保管および電信送金に関する規則 (R.10 および SR.VII)	114
3.6 取引および取引関係のモニタリング (R.11および21)	119
3.7 不審取引報告およびその他の報告 (R.13-14、19、25 および SR.IV)	123
3.8 内部統制、コンプライアンス、監査および海外支店 (R.15および22)	133
3.9 ペーパーカンパニー (R.18)	139
3.10 監督・監視体制 — 所管当局および自主規制機関 (SRO) — 役割、機能、義務および権限（制裁措置を含む） (R.23、29、17および25)	140
3.11 金銭または価値の移転サービス (SR.VI)	167
4. 予防措置 — 指定非金融事業者および指定非金融専門職	169
4.1 顧客デューデリジェンスおよび記録の保存 (R.12)	169
4.2 疑わしい取引の報告 (R.16)	181
4.3 規制、監督およびモニタリング (R.24-25)	183
4.4 その他の非金融事業および専門職	186
5. 法人および組織体制・非営利団体	188
5.1 法人 — 実質的所有者および支配に関する情報の開示（規則33）	188
5.2 法的取り決め — 実質的所有者および支配権に関する情報の開示 (R.34)	189
5.3 非営利組織 (SR.VIII)	191

6. 国内および国際協力	195
6.1 国内協力および調整 (R.31)	195
6.2 条約および国連特別決議 (R.35 および SR.I)	199
6.3 司法共助 (R.36-38、SR.V)	203
6.4 引渡し (R.37、39、SR.V)	217
6.5 その他の国際協力の形態 (規則40およびSR.V)	224
7. その他の問題	228
7.1 資料および統計	228
7.2 その他の関連するAML/CFT対策または課題	229
7.3 AML/CFTシステムの一般的な枠組み (1.1節も参照)	229
表	230

序文

日本の評価に使用した情報および方法論

1. 日本のマネーロンダリング対策（AML）およびテロ資金供与対策（CFT）体制¹の評価は、金融活動作業部会（FATF）の「2003年の40の勧告」および「2001年のテロ資金供与に関する9つの特別勧告」に基づき、「2004年のAML/CFT方法論」⁽²⁾を用いて作成された。本評価は、日本から提供された法令、規制、その他の資料、ならびに2008年3月6日から21日にかけての日本への現地訪問中およびその後、評価チームが得た情報に基づいて行われた。現地訪問中、評価チームは、関連するすべての日本政府機関および民間部門の担当者や代表者と面談を行った。面談を行った機関の一覧は、相互評価報告書の附属書2に記載されている。
2. 評価は、FATF事務局のメンバーおよび刑法、法執行、規制問題に関するFATFの専門家で構成される評価チームによって実施された。チームはFATF事務局長のリック・マクドネル氏が率い、FATF事務局長のアレクサンドラ・エッカー特氏、APG事務局の主任執行官であるデビッド・シャノン氏、ドイツ連邦金融監督庁の担当官であるアンドレ・コルテリエ氏（法律専門家として参加）；米国財務省のグローバル担当局長であるブライアン・グラント氏（金融専門家として参加）；カナダ司法省の上級顧問であるダン・マーフィー氏（法律専門家として参加）；シンガポール金融管理局の副局長であるチュイン・フウェイ・ン氏（金融専門家として参加）；ニュージーランド警察のビル・ピープルズ氏（法執行専門家として参加）；およびモンゴル金融情報局（FIU）局長のバザラグチャ・トゥムルバト氏（法執行専門家として参加）が参加した。専門家らは、金融機関および指定非金融事業者・専門職（DNFBP）を通じたマネーロンダリング（ML）およびテロ資金供与（FT）を防止するために整備されている制度的枠組み、関連するAML/CFT法、規制、ガイドライン、その他の要件、ならびに規制その他のシステムについて検討するとともに、これらすべてのシステムの能力、実施状況、および有効性を検証した。
3. 本報告書は、実地訪問日またはその直後の時点で日本において実施されているAML/CFT措置の概要をまとめたものである。本報告書では、これらの措置について説明・分析を行い、FATFの「40+9の勧告」（表1参照）に対する日本の遵守水準を提示するとともに、制度の特定の側面を強化する方法に関する勧告（表2参照）を提示している。

¹ 「国」という表現は、領土や管轄区域についても同様に適用される。

² 2008年2月に更新。

要約

背景情報

1. 本報告書は、2008年3月5日から21日にかけての現地訪問時およびその直後に、日本で実施されていたマネーロンダリング対策（AML）およびテロ資金供与対策（CFT）の措置をまとめたものである。本報告書では、これらの措置について記述・分析を行い、制度の特定の側面を強化する方法について提言を行っている。また、金融活動作業部会（FATF）の「40+9の勧告」に対する日本の遵守レベルについても記載している（添付の「FATF勧告の遵守状況評価」の表を参照）。
2. 一般的に、日本の国内犯罪率は非常に低く、警察は日本で用いられているマネーロンダリング（ML）の手口を十分に把握している。日本当局が保有する統計によると、過去3年間、犯罪収益の主な源泉は、薬物犯罪、詐欺、および「高利貸し」（すなわち違法な金銭貸付）の3つであった。警察庁（NPA）によると、乱用されている麻薬の大部分は海外から密輸され、その後、犯罪組織、すなわち日本の呼称では「暴力団」（英語圏では一般に「ヤクザ」として知られる）によって流通させられることが多い。2006年には、マネーロンダリング事件の約40%に暴力団が関与していた。マネーロンダリングされた資金の源泉は、売春、違法賭博、および「高利貸し」である。最近では、送金詐欺が発見されており、その一部には組織犯罪グループも関与している。
3. 主に4つの種類の詐欺が用いられている：i) 「オレオレ詐欺」：詐欺師が親族、警察官、または現役の弁護士を装って被害者に電話をかけ、自動車事故などの支払いにすぐにお金が必要だという口実で、被害者を説得して特定の普通預金口座へ送金させるもの；ii) 「架空請求詐欺」は、郵便やインターネットを利用して、架空の請求書に基づく金銭や貴重品の支払いを要求する書類や電子メールを送り、一般市民を説得して指定された口座へ送金させる手口である；iii) 融資保証詐欺とは、被害者に提案書と称する手紙を送り、融資の保証金という口実で、指定された口座へ送金するよう説得する詐欺の手口である。iv) 還付金詐欺とは、税務職員を装った詐欺師が、税金の還付手続きについて指示し、被害者にATMを利用して指定された口座へ送金させるものである。もう一つの顕著な傾向として、法定上限を超える高金利で、50,000円（300ユーロ／475米ドル）前後の少額を繰り返し貸し付ける手口がある。2003年以降、この種の融資の総額は200億～350億円の範囲にある。
4. 本報告書の作成時点において、日本は、国連が指定する個々のテロリストやテロ組織による国内でのテロ行為の被害を受けていない。しかし、テロ行為を行った一部のグループは、日本を拠点とし、日本で活動してきた。日本共産主義者同盟の「赤軍派」からは、後にマルクス・レーニン主義の革命組織である「日本赤軍（JRA）」が分裂したが、赤軍派は日本で凶悪犯罪を犯し、JRAは1970年代に大規模なテロ攻撃の責任を負っている。1995年の東京地下鉄サリン事件の首謀者であるカルト組織「オウム真理教」は、現在も活動を続けており、最近では薬物販売や募金活動などの詐欺に関連する犯罪を犯している。

法制度および関連する制度的措置

5. 日本は、1992年の「麻薬取締特別措置法」第6条により、薬物犯罪の収益の隠匿を犯罪と定めた。2000年には、「犯罪収益」の定義が、薬物関連犯罪以外の犯罪の遂行およびその収益の隠匿にまで拡大され、指定された各犯罪区分を網羅する「組織犯罪処罰法」の別表に掲げられた犯罪も含まれるようになった。日本の刑法では、犯罪収益を生み出した原犯罪について、事前の有罪判決を要件としていない。未遂および自己によるマネーロンダリングは、両法の下で処罰の対象となる。幫助、教唆、および助長は刑法第62条で犯罪とされており、犯罪行為の幫助は同法第61条で犯罪とされている。マネーロンダリング罪は、「犯罪収益」という表現を参照することにより、あらゆる種類の財産に及ぶ。ただし、「資金」という用語を使用する『公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律』は例外であり、その用語の意味は特別勧告IIの要件を満たしていない。

6. 刑法第38条は、故意かつ意図的に犯罪を犯した者に対する処罰を規定している。したがって、この一般原則はマネーロンダリング犯罪にも適用される。日本の法制度では、刑事手続は民事手続および行政手続とは分離されているため、刑事責任の追及があっても、民事手続や行政手続の実施を妨げるものではない。日本の法律では、事実関係がすでに刑事制裁の根拠となっている場合でも、民事上または行政上の制裁を妨げることはない。組織犯罪処罰法第17条および麻薬取締特別措置法第15条は、法人の業務に関連してマネーロンダリング行為を行った法人の代表者、代理人、従業員、またはその業務に従事する者に対する処罰を規定している。犯人は処罰されるほか、法人に対しても罰金が科される。法律によって異なるが、罰金の額は100万円から300万円（約6,000ユーロ／9,450米ドルから18,000ユーロ／28,300米ドル）の範囲であり、したがって法人に対する制裁は抑止力があるとは見なせない。2003年から2007年にかけて、マネーロンダリングで有罪判決を受けた法人はわずか5社であり、科された罰金の額は100万円から250万円の範囲にとどまった。

7. マネーロンダリング事件に関する起訴件数は急増している（2003年は105件、2004年は111件、2005年は164件、2006年は225件）が、特に日本における薬物乱用や組織犯罪組織に関連する問題を考慮すると、依然として低い水準にとどまっている。これらの数字は、起訴の決定によって部分的に説明することができる。検察官は、有罪判決がほぼ確実である場合にのみ起訴を行うからである。法人に対する起訴を含め、マネーロンダリング事件における有罪判決の数が少ないことは、マネーロンダリングの犯罪化全体の有効性に悪影響を及ぼしている。

8. 日本は、2002年の「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」を通じて、「テロ資金供与防止条約」に列挙された活動を犯罪化している。同法は、公共の威嚇罪の遂行を容易にする目的で、故意に資金を提供または収集する者を処罰する。しかし、日本の法律はテロリストによる資金収集のみを犯罪としており、間接的な資金の提供および収集が対象となるか、また、テロ行為の遂行以外の目的でテロ組織や個々のテロリストに対して行われる資金の提供および収集が対象となるかについては、法律上不明確である。この法律では「資金」という用語は定義されていないが、他の法律における使用例に基づき、日本語の「資金」は「資金、資本」を意味し、現金および現金に容易に変換可能なものを指す。したがって、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」における「資金」という言葉は、現金で構成されるものや現金に容易に変換できるものだけでなく、「あらゆる種類の資産」を含む SR. II のあらゆる側面を十分に網羅しているとは言えない。

9. 未遂も処罰の対象となり、テロ資金供与はマネーロンダリングの前提犯罪となるが、テロ資金供与罪（すなわち、資金の提供および収集）の未遂、および提供または収集された資金が合法的な場合はこの限りではない。刑法の一般的な規定は、故意、刑事・民事・行政上の制裁、および法人の責任に適用される。資金の提供および収集の犯罪、ならびにこれらの犯罪の未遂は、10年以下の懲役または1,000万円（約60,000ユーロ／94,500米ドル）以下の罰金に処せられる。この罰金は、法人に適用される場合、脅威に見合ったものではなく、抑止力として機能するには低すぎる。さらに、捜査件数は極めて少ないものの、日本における法令遵守の実態を考慮すれば、起訴に至らなかったという事実そのものを否定的な評価とみなすことはできない。

10. 日本は、犯罪収益の没収、凍結、差し押さえを行うための包括的かつ効果的な仕組みを確立している。また、徴収手続も設けている。この仕組みにより、没収されなかった財産に相当する金額を徴収することが可能である。没収手続と徴収手続の件数には著しい格差が見られ、裁判所が後者を好む傾向にあることがうかがえる。徴収命令に比べ没収命令の件数が少ないことは、この制度が完全かつ効果的に実施されていないことを示している。

11. テロリスト資産の凍結に関しては、日本は特定の取引を行う前に許可制度に基づく仕組みを確立している。このプロセスは、(i) 日本非居住者との外貨建て取引の試み、あるいは海外取引が行われない限り、国内資金が利用可能となる可能性、および(ii) 指定テロ組織・個人に対する居住者によるその他の支援については対象としておらず、日本がテロリストの資金を遅滞なく凍結することを可能にしていない。さらに、金融機関には顧客データベースのスクリーニングを行う明示的な義務がなく、新たなテロリスト（個人または法人を問わず）が指定された時点で、すでに日本国内にある資産の性質を検証することができない。しかし、この説明に納得できないと伝えた調査団に対し、日本の当局者は、金融機関は許可義務を適切に履行するために顧客データベースを精査しなければならないと述べた。テロリストの資産を凍結するために発令される保全命令の有効期間および30日以内に起訴を行う義務は、日本がテロリストの資産を遅滞なく凍結することを妨げている。最後に、「資金」という言葉の広範な定義がないため、日本当局が凍結できる資産が制限されている。

12. 2007年4月、「犯罪収益移転防止法」の規定に基づき、当時JAFIO（日本金融情報局）と呼ばれていた日本のFIUは、金融庁から警察庁に移管され、日本金融情報センター（JAFIC）となり、職員数も増員された。JAFICが受け取るSTRの数は絶えず増加している（2005年は約99,000件、2006年は114,000件、2007年は158,000件以上）。同センターは、STRデータと自前のデータベースとの自動照合を含む一次分析を行い、受け取ったSTRの約60%を、警察、検察、税関、海上保安庁、および金融庁内の証券取引等監視委員会（SESC）などの法執行機関に提供している。STRから得られた情報を基に、警察、行政、および公開情報データベースとの照合を含む包括的な情報ファイルを作成する詳細な分析が、ますます多くのSTRに対して行われている。JAFICは、STRの分析を行うために、法執行機関やその他の情報源への良好なアクセスを有している。また、警察のデータベース間で情報を照合するための堅牢な情報技術も備えている。しかし、マネーロンダリングやテロ資金供与の類型に関しては、さらなる分析が行われるべきである。STRは金融機関から監督当局に送付され、監督当局がそれをFIUに転送する。2008年3月1日以降、新しい電子報告システムが導入されている。このシステムにより、不審取引の申告義務を負う金融機関および非金融事業・職業（DNFBP）は、STRをFIUに直接提出することが可能となった。現地訪問時点では、両方のシステムが利用可能であった。STRの25%は電子的に提出され、75%は紙媒体およびフロッピーディスクで提出されていた。

13. 現地訪問当時、JAFICのアナリスト数はごくわずかであった。一部のDNFBPカテゴリーが、新たなAML法に基づき不審取引の申告義務の対象となったことにより、受領済みのSTRの数が膨大であり、今後数年間

でさらに増加することが見込まれることを考慮すると

、実施される分析の範囲と質について若干の懸念がある。

14. 設立から12ヶ月も経たないうちに、JAFICはエグモント・グループのメンバーとなり、12カ国のFIUと情報交換ネットワークを構築した。

15. マネーロンダリングおよびテロ資金供与との闘いに関与する主な法執行機関は、都道府県警察および検察庁である。両者ともAML/CFT捜査の責任を負っており、そのための十分な権限を有している。しかし、AML/CFT法執行当局には、さらなる研修と捜査資源が必要とされている。

16. 特別勧告IX³に関しては、日本の税関がAML/CFTの執行を担当している。しかし、実地調査の際、税関は密輸や違法取引の取り締まりにのみ焦点を当てており、AML/CFTの執行能力を有していないことが判明した。その結果、国境を越える通貨の移動に関する報告はJAFICに対して行われていない。

予防措置 — 金融機関 (FI)

17. 顧客デュー・ディリジェンスに関する法的枠組みは、「犯罪収益移転防止法」に定められており、内閣府令および省令によって施行されている。同法は2007年4月1日に施行され、非金融事業・職業 (DNFBP) に関する規定については2008年3月1日に施行された。同法は、あらゆる種類の金融機関を対象としている。金融庁は、各種金融機関向けの「包括的監督指針」と題する文書を発行している。この指針は、とりわけAML/CFTについて扱っている。FATFの定義によれば、これらの指針は強制力のある手段とはみなされないが、評価チームがインタビューした金融機関は、実務上、この拘束力のない指針を遵守していると述べた。FATF勧告に列挙されているすべての金融機関は、日本のAML/CFT制度の対象となっている。

18. 金融機関が匿名口座を開設することを明示的に禁止しているわけではない。しかし、「犯罪収益移転防止法」は、金融機関に対し、顧客の身元情報を特定し、その正確性を確認することを義務付けている。日本は、この義務の反証解釈および顧客による虚偽の身元情報の提供の禁止に依拠している。これらの要件により、事実上、匿名口座の開設は禁止されている。

19. 「犯罪収益移転防止法」は、金融機関に対し、顧客の本人確認および本人確認情報の検証（すなわち、氏名、生年月日、住所、または法人の場合は本店所在地）を義務付けている。これらの義務は、取引関係の開始時、200万円を超える単発取引または10万円を超える送金を行う際、および金融機関が以前に取得した本人確認情報の真実性または適切性について疑義を抱いた場合に適用される。したがって、顧客デューデリジェンス (CDD) は、顧客の本人確認および本人確認情報の照合に限定されており、有効な身分証明書のすべてに写真や固有の識別番号が記載されているわけではない。CDD義務は、閾値を下回る複数の取引が関連していると思われる場合や、マネーロンダリング (ML) またはテロ資金供与 (TF) の疑いがある場合には適用されない。さらに、顧客または取引がMLやTFの手段として利用されるリスクが皆無または極めて低いことを理由に、本人確認義務の免除が設けられている。FATFの方法論では容認されないこれらの免除には、例えば、特定の証券取引や、国家・公的機関との取引などが含まれる。

20. 顧客確認 (CDD) の枠組みは、権限を有する者、代理人、受益者、あるいは実質的所有権の問題を十分に扱っていない。金融機関に対し、

³ 日本は2008年6月1日に新たな申告制度を導入した。現地訪問の際、調査チームには将来の制度を説明する書面が提供

されなかったため、報告書にはこの制度について記載されていない。したがって、調査チームは日本の関係当局とこの件について協議する機会を得られなかった。

取引関係の目的や意図された性質に関する情報を収集すること、あるいはこれらの関係について継続的なデュー・ディリジェンスを実施すること。

21. 日本は、AML/CFTにおけるリスクベースのアプローチを実施していないため、リスクの高い顧客、取引関係、および取引に対して強化されたデュー・ディリジェンスを義務付ける規定も、認可された簡略化されたデュー・ディリジェンスも存在しない。

22. 日本は、政治的に重要な人物および国境を越えたコルレス銀行業務に関する勧告6および7をまだ実施しておらず、技術開発を扱う勧告8に関連する措置は、特に非対面取引における本人確認および身元確認の点において、満足のいくものとは言い難い。

23. 日本は、金融機関が顧客デューデリジェンス（CDD）の実施を第三者に委託することを認めていない。

24. 記録保持要件にはいくつかの不備がある。少額の取引は適用除外となっており、金融機関は取引の受益者に関する記録、業務通信ファイル、および口座ファイルの保持を義務付けられていない。金融機関が記録された情報を適時に所管当局に提供することを義務付ける法的または規制上の規定は存在しない。国内電信送金に関しては、支払人の金融機関は、送金人の口座番号や固有の参照番号を維持または送信する義務を負わない。受取金融機関は、受領した電信送金に送金人の情報が完全に含まれていることを確認する義務を負わず、また、金融機関による情報の不備が繰り返された場合に、STRの提出や取引関係の終了を検討する義務も負わない。

25. 不審な取引の監視メカニズムは、STR（不審取引報告）制度に全面的に依存している。勧告11の対象となる取引に特別な注意を払うことや、そのような取引を精査する義務はないが、事例リストとして発行された「不審取引の参考事例」には、複雑な取引に関連する多くの「レッドフラグ」シナリオが示されている。同様の所見は、勧告21にも当てはまる。さらに、金融機関は、FATF勧告を適用していない、あるいは不十分にしか適用していない管轄区域に関連するリスクを軽減するための対策を講じることを求められておらず、日本には、これらの国々に対する対策を決定・適用する仕組みがない。

26. 日本のAML/CFT法は、信用保証機関を除き、マネーロンダリング（ML）およびテロ資金供与（TF）の事例における不審取引の報告を義務付けている。所管当局は、金融機関による不審取引報告（STR）の提出を促進するために、いくつかの措置を講じてきた。STRの大部分は銀行セクターから提出される割合が増加している一方、保険や証券を含むその他のセクターからのSTRの提出数は、過去数年間、極めて限定的である。したがって、保険および証券セクターに関しては、さらなるガイダンスの提供と啓発活動を行う必要がある。金融機関、その取締役、役員および従業員が、善意に基づき金融情報分析局（FIU）にSTRを提出する場合、個人情報保護法、刑法および民法の規定により、金融情報の開示に伴う民事上および刑事上の責任からの保護が提供されている。情報漏洩に関する規定は2つある。1つ目は、顧客および関係者への情報漏洩に関するものである。金融機関の取締役、役員および従業員は、情報漏洩の罪を犯したとしても、法律上は制裁を受けない。彼らが制裁を受けるのは、この罪に関して当該金融機関に適用された行政命令に違反した場合に限られる。2つ目の規定はすべての第三者に関するものであるが、金融機関の取締役、役員、従業員を問わず、自然人による情報の開示については制裁を科さない。第三者への情報漏洩に関して金融機関に適用される制裁は、抑止力として不十分である。

27. 日本の法律では、金融機関に対し、マネーロンダリング（ML）およびテロ資金供与（FT）を防止するための手続き、方針、内部統制を確立・維持すること、AML/CFTコンプライアンス担当者を指定すること、

独立した監査機能を維持すること、あるいは従業員の採用において高い基準を確保するための審査手続きを採用することなどの要件は定められていない。これらの要件については、強制力のない「包括的監督指針」においてのみ扱われている。海外に所在する支店や子会社に関しては

、状況は極めて類似しており、法的または規制上の要件が存在しない。同指針が求めているのは、監督当局が、銀行が海外支店を管理・監督するために策定した内部統制を評価すること、および銀行が海外支店の事業状況や現地の法制度について十分な知識と経験を有する人材を配置しているかどうかを評価することのみである。しかし、同指針は、海外支店や子会社によるAML/CFT措置の実施については具体的に扱っていない。

28. 金融機関がペーパーバンクとコルレス銀行関係を締結または継続することについて、明示的な禁止規定はなく、また、金融機関は、コルレス銀行が自社の口座をペーパーバンクに利用させることを許可していないことを自ら確認する義務も負っていない。

29. 監督当局は、概して、AML/CFTに関して適切な資源、人員、および研修を備えている。監督当局は、検査の実施やあらゆる情報、文書、記録へのアクセス権の取得を含め、金融機関による法令遵守を監視し、確保するための十分な権限を有している。しかし、銀行、証券、保険といった中核セクターや協同組合セクター以外の金融機関に対する検査件数が少ないことや、適用される制裁措置の数や種類が限られていることについては懸念がある。さらに、マネーロンダリング・テロ資金供与に対する刑事上の罰金の抑止力については疑問が残る。

30. 日本の金融機関は、適切に規制・監督されている。しかし、犯罪者やその関係者が金融機関を保有・支配することを防ぐため、適格性審査の対象をすべての上級管理職に拡大するとともに、証券・保険分野においては専門的知見に関する要件を含めるべきである。また、両替業者やリース会社には、免許や登録の義務が課されていない。

31. 日本では、資金・価値移転サービス（MVT）は銀行免許の取得が義務付けられているため、報告書において銀行に対するFATFの「40+9の勧告」の有効な実施に関して示された懸念は、MVTサービスにも同様に当てはまる。地下銀行に対する金銭的罰則は、この違法行為に伴う潜在的な犯罪収益と比較すると、低すぎるように思われる。

予防措置 – 指定非金融事業者・専門職（DNFBPs）

32. 「犯罪収益移転防止法」は、不動産業者、貴金属・宝石業者、郵便事業者、弁護士、司法書士、行政手続士などの法曹関係者、および公認会計士や公認税務会計士を含む会計士など、さまざまな種類の指定非金融事業者・専門職（DNFBPs）に適用される。しかし、関連規定は実地調査開始の1週間前の2008年3月1日に施行された。その結果、評価チームは新たに導入された制度の有効性を適切に評価することができなかった。金融機関に適用されるAML/CFT要件は、一部の例外（特に法律専門家および会計士）を除き、DNFBPにも適用される。これらの専門職は、疑わしい取引報告（STR）義務の対象外である。さらに、JFBAの弁護士に対する顧客確認（CDD）に関する規則には、FATF勧告には規定されていないCDDの免除規定が存在する。これらは不明確であり、多くの状況を免除すると解釈される可能性がある。これらの具体的な指摘に加え、金融機関について指摘された事項は、DNFBPにも当てはまる。

法人および組織・非営利団体

33. 日本の会社法に基づき認可される会社には4つの種類がある。いずれも法的に設立されるためには登記が必要である。登記には、定款をはじめ、設立者またはパートナーの氏名および住所を含む様々な書類が必要となる。登記事項の変更についても、届出および登記が必要である。しかし、法人の実質的所有権や支配権に関する情報を収集する義務はない。誰でも登記事項の抄本を入手できるが、所管当局が株主名簿にアクセスする

ことを認める具体的な規定はなく

株主名簿へのアクセスを認める具体的な規定はなく、アクセスを行うには刑事訴訟法に依拠しなければならない。

34. 1990年の商法改正以来、無記名株式の発行は禁止されているが、依然としてそのような株式が流通している可能性がある。日本当局は、その数はごく限られていると推定しているが、統計データは保有していない。無記名株式を除き、持株者の身元は特定されず、身元の確認も行われていない。

35. 日本では、信託会社は金融庁（FSA）の規制下にあり、「犯罪収益移転防止法」に基づくAML/CFT義務の対象となっている。顧客確認（CDD）義務における重大な不備は、信託の受益者所有権および支配権に関する透明性においても深刻な困難を意味している。

36. 日本では、非営利団体（NPO）セクターにおけるテロ資金供与のリスクは比較的低い。NPOは、その運営に関して高度な透明性と公的説明責任が求められており、一般的に、認可、登録、あるいは監督に関する包括的な制度が整備されている。NPOを監督する機関は、国レベル、地域レベル、および活動分野ごとに多岐にわたるが、監督機関と捜査機関との間の連携は全体的に効果的である。しかし、日本では、テロ資金供与への悪用リスクや関連するAML/CFT（マネーロンダリング・テロ資金供与対策）の予防措置に関する意識向上を図るため、NPOセクターに対して具体的な啓発活動はまだ行われていない。

国内および国際的な協力

37. 日本は、FIU、法執行機関、政策立案者、監督当局が関与する省庁横断的なAML/CFT戦略を採用している。マネーロンダリング（ML）およびテロ資金供与（TF）は、国境を越えた組織犯罪や国際テロリズムに対するより広範なプログラムに組み込まれている。これは、2003年9月に設立された「—2003年9月に設置された「犯罪対策に関する閣僚会議」および2001年7月に設置された「国際組織犯罪対策推進本部」が主導しており、同本部は2004年8月に「国際組織犯罪・国際テロ対策推進本部」として再編された。いずれの取り組みも、関連するすべての機関および省庁を網羅しており、マネーロンダリング・テロ資金供与対策のための行動計画を採択している。

38. 日本は、ウィーン条約およびテロ資金供与防止条約を批准している。パレルモ条約には署名済みであり、現在批准手続きが進められている。国連安保理決議第1267号、第1373号およびその後の決議の実施には、まだ不十分な点がある。

39. 司法共助（MLA）に関しては、日本は2つの司法共助条約（韓国および米国との間）に署名しているのみであるため、司法共助において最も利用されている手段は「国際捜査共助法」である。条約が存在しない場合、同法は外交ルートを通じた支援要請を義務付けているが、司法共助手続きにおける中央当局である外務省が要請を検討し、意見をまとめ、その両方を法務省に転送する必要があるため、手続きに時間がかかる可能性がある。さらに、日本が強制措置を講じるには、要請国が日本から求められている証拠が不可欠であることを立証しなければならず、共謀罪および法人の訴追に関する要請においては、二重犯罪性が厳格な条件となっている。また、日本は様々な条約の締約国として、多国間の義務も負っている。しかし、パレルモ条約はまだ批准されていないため、同条約の対象となる重大犯罪に関連する司法共助は、一般法に基づいて取り扱わなければならない。

40. 身柄引き渡しは「身柄引き渡し法」によって規律されており、身柄引き渡しが請求された行為が、日本および請求国の双方において3年以上の懲役刑に処される場合、身柄引き渡しが認められる。同法は日本人に

対する身柄引き渡しを禁じているが、これは日本の2つの身柄引き渡し条約に具体的に盛り込まれており、実際に盛り込まれてきた。日本は、韓国および米国との間で、このような条約を2件のみ締結している。身柄引き渡し請求の前提となる最低刑期の要件は高すぎるようであり、日本は身柄引き渡しの代わりに自国民を効果的に起訴していない。

41. 司法共助の提供や身柄引き渡しの許可には「二重犯罪」が要件とされるため、マネーロンダリング（ML）およびテロ資金供与（TF）関連犯罪におけるこの制限は、日本が提供する司法共助の範囲と有効性、ならびに身柄引き渡し請求を許可する日本の能力を低下させている。

42. 日本は、国内当局と外国の対応機関との間の行政協力を促進・改善するための措置をいくつか実施している。しかし、金融情報機関（FIU）による情報交換の件数は極めて少ない。

資源と統計

43. 全体として、日本はAML/CFT体制の様々な分野に適切な財政的、人的、技術的資源を投入している。すべての所管当局は、高い専門的水準を維持することが求められている。しかし、FIUは、特に特定のカテゴリーの非金融事業体（DNFPB）に対する疑わしい取引報告（STR）義務が最近発効したことを踏まえ、STRの分析に携わる人材を増強すべきである。AML/CFT法執行機関には、さらなる研修および捜査資源が割り当てられるべきである。

44. 日本の各機関が管理している統計が包括的であるか、あるいは体系的に蓄積されているかについては、すべての機関がそうしているわけではないようであるため、評価チームは判断できなかった。

相互評価報告書

1. 総論

1.1 日本に関する一般情報

45. 日本は、東アジア、北太平洋と日本海の間に位置し、朝鮮半島の東側に位置する島国である。北海道、本州、四国、九州の4つの主要な島と琉球諸島で構成され、面積は377,000平方キロメートル以上、47の都道府県に分かれている。東京は首都であり、政治、経済、行政の中心地です。2007年7月末時点での日本の推計人口は約1億2700万人、平均寿命は82歳、年齢中央値は43.5歳です。人口増加率はマイナスであり、移民もないため、人口の98.5%を日本人が占めています。

経済

46. 日本は工業国である。30年にわたる著しい成長の後、1990年代から日本経済は大幅な減速に見舞われた。日本は依然として主要な経済大国であり、2006年の名目GDPは4,364兆米ドルで世界第2位の経済規模を誇り、購買力平価（PPP）ベースでは米国、中国に次ぐ第3位となっている。2006年の1人当たりGDP平均は32,074米ドル、実質GDP成長率は2.4%であった。日本経済はサービス業（73.1%）と製造業（25.3%）が主体であり、農業の割合は1.6%である。

47. 2006年、日本の輸出額は6,151億米ドル、輸入額は5,335億米ドルを記録した。主な貿易相手国は中国と米国である。日本の主な輸出品は乗用車、電子機器、機械類であり、その多くは中華台北、香港、大韓民国、シンガポール、中国、米国向けである。最も重要な輸入品は、石油や木材などの原材料である。石油は中東、特にサウジアラビアやアラブ首長国連邦から供給されている。これらの製品の主な輸入先は、米国、中国、インドネシア、大韓民国、ドイツ、オーストラリアである。

政治体制

48. 日本は立憲君主制かつ議会制政府を採用している。国家元首は明仁天皇であり、政府の首班は国会によって選出される内閣総理大臣である。この代表民主制は、行政府、立法府、司法府から構成されている。行政府は内閣であり、内閣総理大臣と14名の閣僚で構成され、内閣は内閣総理大臣によって任命される。立法府である国会（Kokkai）は、衆議院（下院、480議席）と参議院（上院、242議席）から構成される。20歳以上の成人には普通選挙権が認められている。現地視察当時、与党は自由民主党（LDP）と新党・公明党の連立政権であった。その他の主要政党としては、民主党、日本共産党、公明党、社会民主党の4党がある。司法府は、438の簡易裁判所、各都道府県に1つずつ設置された地方裁判所および家庭裁判所、8つの高等裁判所、そして最高裁判所で構成されている。

法制度と法の階層

49. 1947年5月3日に制定された日本国憲法は、三権分立の原則を定めており、立法権、行政権、司法権は、それぞれ国会、内閣、最高裁判所によって行使される（第41条、第65条、第76条）。日本の法制度は大陸法系に基づいており、ドイツの大陸法制度をモデルとしている。しかし、第二次世界大戦後、米国は、例えば司法審査の原則の導入などを通じて、日本の法制度に多大な影響を与えてきた。さらに、日本の伝統的な価値観の影響も依然として重要である。

50. 国会は、日本における唯一の立法機関である。ただし、法案は政府機関から発案され、内閣を経て国会に提出され、審議および採決が行われる。法の階層は以下の通りである：

- 憲法
- 条約および国際協定
- 法典および法律
- 内閣令
- 省令
- 省告示。

51. 最高裁判所の判決は、下級裁判所に対して法的拘束力を持つものとみなされる。

透明性、良き統治、倫理および腐敗防止対策

52. 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に基づき、誰もが公的情報の開示を請求する権利を有している。日本は、より積極的な情報開示を通じて、国民による適切な理解と批判の下で公正かつ民主的な行政を推進し、政府活動の完全な説明責任を果たすことを目指している。

53. 日本は2003年12月に「国連腐敗防止条約」に署名した。同条約は2006年6月に国会で承認されたが、本報告書の執筆時点では、必要な施行法や国内措置は未だ制定されていない。日本は1998年10月に「国際商取引における外国公務員への贈賄の防止に関するOECD条約」を締結した。また、日本はADB・OECDの腐敗防止イニシアチブにも賛同している。

54. 倫理に関するさまざまな法律や措置が採択されており、これらは公務員、警察、および検察官や裁判官を含む法曹関係者に適用される。

1.2 マネーロンダリングおよびテロ資金供与の概況

マネーロンダリング

55. 2006年に警察が解決した事件および過去3年間の傾向に基づき、日本当局は、犯罪収益の主な源泉は

、麻薬犯罪、詐欺、および「高利貸し」（すなわち違法な金銭貸付）であると指摘している。

56. 警察庁の2006年の報告によると、日本国内で乱用されている薬物の大部分は海外から密輸されている。その流過程には、しばしば暴力団（日本の組織犯罪グループ、後述）などの犯罪組織が関与している。日本で最も広く使用されている違法薬物はメタンフェタミンである。メタンフェタミン関連の犯罪で逮捕された人数は、1994年までに約15,000人にまで減少していたが、1995年以降、再び増加に転じた。メタンフェタミンの乱用は拡大の一途をたどっている。例えば、中学生や高校生などの青少年による乱用が増加しており、都市部では暴力団に加え、イラン系の麻薬密売組織による違法販売も行われるようになり、メタンフェタミンの入手が容易になっている。日本は包括的な対策を推進しており、政府の「薬物乱用防止対策推進本部」は2003年7月に2003年7月に「新5カ年薬物乱用防止戦略」を策定し、末端の乱用者に対する取り締まりの推進や、薬物乱用防止のための広報・啓発活動の展開などを盛り込んでいる。

57. 最近では、送金詐欺（振り込み詐欺）も発覚している。その中には暴力団が関与しているものもある。主な詐欺の手口は以下の4種類である。i)「オレオレ詐欺」は、詐欺師が親族、警察官、または弁護士を装って被害者に電話をかけ、自動車事故の示談金などとして「今すぐ金が必要だ」という口実で、被害者に特定の普通預金口座へ送金させる手口である。ii)「架空請求詐欺」は、郵便やインターネットを利用して、架空の請求書に基づく金銭や貴重品の支払いを要求する書類や電子メールを送り、一般市民を説得して指定された口座へ送金させる手口である；iii) 融資保証詐欺とは、融資を行う意図がないにもかかわらず、被害者に提案書と称する書簡を送付し、融資の保証金という口実で、被害者を説得して指定口座へ送金させる詐欺の手口である；iv) 還付金詐欺とは、詐欺師が税務職員を装い、税金の還付手続きを指示し、被害者にATMを利用して指定口座へ送金させる詐欺の手口である。

58. マネーロンダリングのもう一つの顕著な傾向は、「投資法」違反によるものである。この手口は、法定金利よりも高い金利で、50,000円（417米ドル）程度の少額を繰り返し貸し付けるものである。2003年以降、この種の融資の総額は200億〜350億円（1億6,600万〜2億9,000万米ドル）に上る。

59. 「暴力団」とは、文字通り「暴力集団」を意味する。これは、英語圏で一般に「ヤクザ」として知られる組織犯罪集団を指すために、日本の警察が用いる用語である。日本警察が提供したマネーロンダリング事件の解決件数に関する統計によると、2006年には事件の約40%に暴力団が関与しており、資金源は売春、賭博、および「高利貸し」であった。日本は暴力団対策として様々な措置を講じてきた。それにもかかわらず、現在、マネーロンダリング事件に関与する暴力団の数も、事件の数も増加している。

テロ資金供与

60. 本報告書の作成時点で、日本は、個々のテロリストや国連が指定するテロ組織による国内でのテロ行為の被害を受けたことはない。しかし、テロ攻撃を行った組織の中には、日本を拠点とし、日本で活動してきたものもある。

61. 日本共産主義同盟の「赤軍派」は、後にマルクス・レーニン主義の革命組織である「日本赤軍（JRA）」が分裂して独立したが、警察署への襲撃や銀行強盗などの凶悪犯罪を犯した。日本赤軍（JRA）は、1970年代にテルアビブのロド空港、ハーグのフランス大使館、クアラルンプールの米国およびスウェーデン大使館に対する襲撃など、大規模なテロ事件の責任を負っている。また、1977年には日本航空（JAL）の航空機をハイジャックし、バングラデシュのダッカへの着陸を強要した。

62. 1995年3月20日の東京地下鉄サリン事件など、数々の凶悪なテロ行為を犯したカルト組織「オウム真理教」は、2003年から2006年にかけて、資金調達を目的とした麻薬販売や詐欺など、様々な犯罪に関与した。また、資金獲得を目的として脅迫犯罪を行う暴力的な右翼団体による事例もある。

1.3 金融セクターおよびDNFBPの概要

金融機関

63. 日本は、アジアおよび世界における主要な金融センターである。実地訪問の際、日本当局から以下の表に示す数値が提供された。

金融機関の種類	2008年3月時点の金融機関数	2008年3月時点の総資産（兆円）
銀行（合計）	1 802	1,452
商業銀行	213	1 046
信用金庫	287	147
労働銀行	14	20
信用協同組合	169	21
農業協同組合	903	136
漁業協同組合	214	3
農林中央金庫	1	68
商工中金	1	11
保険会社	87	370
証券会社	641	142
先物委託業者	70	18 億円
信託会社	12	11 億円
貸金業者	11,832	NA

64. 日本には、67の外国銀行を含む計213の商業銀行があり、その資産総額は1,046兆円である。また、287の信用金庫、14の労働金庫、農林中央金庫、商工中央金庫があります。さらに、信用協同組合、漁業協同組合、農業協同組合も日本で活動しており、ビジネスセクター向けの銀行業務に重点を置いています。2007年10月1日の日本郵便の民営化以来、郵便貯金および郵便生命保険の管理は、郵便貯金・郵便生命保険管理機構が行っています。

65. 保険セクターは、38社の生命保険会社（日本企業34社、外資系4社）と48社の損害保険会社（日本企業26社、外資系22社）で構成されている。郵便貯金・郵便生命保険管理機構は、以前は日本郵便が取り扱っていた郵便生命保険業務を管理している。

66. 日本には、証券会社319社、投資信託運用会社123社、金融先物取引業者196社、および総資産1,420億円の証券金融会社3社がある。これらの企業に加え、「特別許可事業届出者」が4,158社存在するが、その総資産

額は不明である。登録事業者の数は、

増加している。

67. 以下の表は、日本のどのような種類の金融機関が「方法論の用語集」に規定された金融活動を行っており、FATFの40の勧告が適用されるかを示している。

FATFの40の勧告が適用される金融活動の種類	これらの指定された活動を行う日本の金融機関の種類
一般からの預金およびその他の返済義務のある資金の受け入れ	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関
貸付	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、貸金業者、金融商品取引業者、保険会社
金融リース	金融リース会社（犯罪収益移転防止法第2条第2項第34号）。
金銭または価値の移転	金銭または価値の移転銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、
支払手段の発行および管理（例：クレジットカードおよびデビットカード、小切手、トラベラーズチェック、郵便為替および銀行為替手形、電子マネー）	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、クレジットカード会社（犯罪収益移転防止法第2条第2項第35号）
金融保証および引受	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、信用保証機構
マネーマーケット商品（小切手、手形、CD、デリバティブなど）の取引	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、金融商品取引業者、保険会社
外国為替取引	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、金融商品取引業者、保険会社
為替、金利および指数関連商品の取引	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、金融商品取引業者、保険会社
有価証券の取引	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、金融商品取引業者、保険会社
商品先物取引	先物取引業者
証券発行への参加および当該発行に関連する金融サービスの提供	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、金融商品取引業者
個人および集団のポートフォリオ管理	信託銀行、金融商品取引業者、信託会社
他人のための現金または流動性のある有価証券の保管および管理	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、金融商品取引業者、信託会社
その他、他人のために資金または金銭を運用、管理、または運用すること	金融 金融 事業者 業者、 信託会社
生命保険およびその他の投資関連保険の引受・販売	保険会社
両替・通貨交換	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、両替業者

DNFBP

不動産業者

68. 日本では、不動産取引業を営もうとする者は、2つ以上の都道府県に事務所を設置する場合は国土交通大臣から、1つの都道府県にのみ事務所を設置する場合は当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事から、免許を取得しなければなりません。2006年3月末時点で、免許を持つ不動産仲介業者の数は約13万社である。

貴金属・宝石の取扱業者

69. 2002年の経済産業省（METI）の調査によると、日本には33,257社の貴金属・宝石取扱業者が存在する。経済産業省（製造産業局および資源エネルギー庁）は、これらの取扱業者の所管行政機関である。現在、貴金属・貴石取扱業者を規制する業界法は存在せず、経済産業省への登録や免許の取得も義務付けられていない。2008年3月1日以降、AML/CFT（マネーロンダリング・テロ資金供与対策）制度の対象となっているが、現時点ではAML/CFTの監督対象とはなっていない。経済産業省は、「犯罪収益移転防止法」に基づき、報告の要求、実地検査の実施、制裁措置の適用を行う一般的な権限を有している。

70. さらに、「骨董品」には貴金属や宝石も含まれる。2006年時点で、日本には、貴金属や宝石などの売買を許可された「骨董品」業者が641,252社あった。この種の個人および事業者は、事業を開始する前に都道府県公安委員会から許可を受けなければならない。これらは2008年3月1日以降、AML/CFT（マネーロンダリング・テロ資金供与対策）制度の対象となっているが、現時点ではAML/CFTの監督対象とはなっていない。各都道府県公安委員会は、「犯罪収益移転防止法」に基づき、報告の請求、実地検査の実施、および制裁措置の適用を行う一般的な権限を有している。

法律専門家

- **行政手続認定専門家 (CAPS)**

71. 認定行政手続専門家は、依頼者に代わって、政府や公的機関へ提出する書類を作成する。2006年10月時点で、認定行政手続専門家は39,112名、認定行政手続専門家法人は101社であった。

- **弁護士**

72. 実務弁護士は、所属する地方弁護士会を通じて日本弁護士連合会に登録されなければなりません。2007年3月31日現在、日本の弁護士会の会員数は23,119名、2007年4月1日現在、外国人弁護士は252名でした。

- **司法書士**

73. 司法書士は、登記や供託管理に関する手続きにおける代理、裁判所、検察庁、法務局に提出する書面や電磁的記録の作成、簡易裁判所における訴訟代理業務など、さまざまなサービスを提供している。さらに、受託者、管財人、他人の財産の管理人、後見人、または保佐人となることもできます。2006年12月31日現在、日本には18,521人の司法書士と195社の司法書士法人がありました。

会計士

- 公認会計士 (CPA)

74. 公認会計士 (CPA) の使命は、監査および会計の専門家としての独立した立場から、財務諸表およびその他の関連財務情報の信頼性を確保することにより、企業の公正な事業活動と投資家および債権者の保護を図ることである。2007年3月末時点で、日本公認会計士協会には170の監査法人と17,264人の公認会計士が登録されている。この職業の監督は金融庁の責任であり、同庁は制裁を科すこともできる。

- 公認税務士 (CPTA)

75. 公認税務士 (CPTA) の使命は、自己申告制度の精神に則り、独立かつ公平な税務専門家として納税者の期待に応え、税に関する法令に定められた納税義務の適正な履行を促進することである。公認税務士制度は、納税者が公認税務士の支援を受けて自らの納税義務を履行すること、および税務専門家としての公認税務士の能力と見識を活用することにより、自己申告制度の円滑かつ適正な運用に寄与することを目的として確立された。

76. 登録されたCPTAの数は70,768名である。2007年9月末時点で、届出済みのCPTA法人は1,443社である。

信託・会社サービス提供者

- 信託会社

77. 日本における信託事業は、「信託の受託を行う事業」（信託業法第2条）と定義されており、信託の設立または設定、受託者としての業務、または受託者となる者の手配、ならびに信託管理サービスの提供が含まれます。信託業務を行うには免許が必要である（第3条）。ただし、受託者の裁量が制限されていると定義される「管理型」の信託業務は例外である。信託会社には、銀行やその他の金融機関、非金融機関、あるいは一般社団法人が含まれる。

78. 2007年3月末現在、信託会社として営業している銀行は58行あり、その信託資産は739兆円、非金融機関の信託会社は12社あり、その信託資産は113億円である。

79. 「自己信託」は信託業法で認められている。しかし、関連規定がまだ施行されていないため、現在、日本にはそのような信託は存在しない。

- 郵便事業

80. 郵便事業事業者は、郵便物の受取先として、顧客の自宅または事務所の住所を顧客自身の住所として使用するサービスを提供している。これらの事業者の所管行政機関は、経済産業省（商務・情報政策局）である。現在、これらの事業者を規制する業界法はなく、また、経済産業省への登録や免許の取得も義務付けられていない。経済産業省の2007年の調査によると、日本には1,200社の当該事業者が存在する。

日本における特定の職業の具体的な特徴

電話対応サービス事業者

81. 電話対応サービス事業者は、顧客に対し、電話対応、伝言、および通話転送サービスを提供している。MIAC（電気通信消費者政策課）は、これらの事業者に対する所管行政機関である。現在、これらの事業者を規制する業界法は存在せず、また、これらの事業者はMIACへの登録や免許の取得も義務付けられていない。MIACによる2007年の調査によると、日本には300社の当該事業者が存在する。この職業はAML/CFT制度の対象となるが、「方法論」に記載されている職業や事業の特性には当てはまらない。したがって、本報告書では、この事業はDNFBPとはみなされない。

公証人

82. 日本では、公証人は、民事法上の法律行為または関係を公証する文書または電磁的記録を作成しなければならない。公証人は法務大臣によって任命される。日本の公証人は、顧客の資金を取り扱うことはなく、また、法人への参加やその管理、あるいは「方法論」の勧告12.1 d)に規定されるその他の活動にも関与しない。その結果、公証人はDNFBPの定義には該当しない。

カジノ

83. 日本刑法第185条および第186条は、賭博および常習賭博を処罰の対象としている。したがって、日本においてはカジノおよびインターネットカジノは禁止されている。ただし、都道府県公安委員会は、「娯楽・遊興業の規制および改善に関する法律」第3条に基づき、「ゲームセンター」およびカジノバー（カードゲーム、ルーレット、パチンコ、アーケードゲームなど）の営業許可を行っている。ただし、娯楽施設で獲得したチップやパチンコ玉などを、金銭や景品と交換することは法律で禁止されている。

1.4 法人およびな取り決めに規定する商法および仕組みの概要

84. 日本の会社法では、会社には i) 株式会社、ii) 合名会社、iii) 合資会社、iv) 有限会社の4種類がある。すべての会社は法人であり、その本店所在地が本店の所在地となる。

株式会社

85. 株式会社の株主は、その会社（すなわち、株式会社の株式）を所有する。法人および自然人のいずれも株主となることができる。株式会社は、そのガバナンス構造に応じて、以下の方法で運営される。

- a) 株式会社が取締役会を設置している会社（ただし、委員会は設置していない）である場合：各代表取締役およびその他の指定取締役は、取締役会の決定に従って会社業務を執行することができる（同法第362条第2項第1号、第363条）。
- b) 取締役会を設けない株式会社の場合：各取締役は、取締役の過半数の決定に従って会社業務を遂行することができる（同法第348条第1項および第2項）。

- c) 株式会社が委員会を設置している会社である場合、各代表役員およびその他の役員は、取締役会の

決定に従って会社の業務を遂行することができる。ただし、取締役会が当該決定権限を役員に委任している場合、役員は（一部の例外事項を除き）決定を行うことができる（同法第416条第1項および第4項、ならびに第418条）。

パートナーシップ会社

86. 一般合名会社、有限合名会社、および有限責任会社（以下、総称して「組合会社」という）は、法人である。一般合名会社の組合員は、1人以上の無限責任組合員で構成される。有限合名会社の組合員は、1人以上の有限責任組合員および1人以上の無限責任組合員で構成される。有限責任会社の組合員は、1人以上の有限責任組合員で構成される。

87. パートナーシップ会社の社員は、会社（すなわち、会社の持分）を所有する。法人および自然人のいずれも社員となることができる。一般に、各社員は、社員の過半数による決定に従って、会社の業務を遂行することができる（同法第590条第1項および第2項）。

一般法人

88. 一般法人（General Incorporated Association）は配当を行わない。これは法人である。一般法人の構成員は、当該一般法人を所有する。法人および自然人は、一般法人の構成員となることができる。ただし、会社とは異なり、技術的には設立時の構成員からの出資は不要である。いかなる構成員に対しても、配当金または清算配当金を受け取る権利を付与してはならない（同法第11条第2項）。

- a) 一般法人に取締役会が設置されている場合、各代表取締役およびその他の指定取締役は、取締役会の決定に従って法人業務を執行することができる（同法第90条第2項および第91条第1項）。
- b) 一般社団法人に取締役会がない場合、各理事は、理事の過半数の決定に従って法人業務を遂行することができる（法第76条第1項および第2項）。

一般社団法人（GIF）

89. 一般社団法人財団は、法人格を有する財団である。会員は存在しない。設立者には、配当金または清算配当金を受け取る権利を付与することはできない（法第153条第3項）。各代表理事およびその他の指定理事（法第197条、第90.2条および第91.1条）は、理事会の決定に従って法人業務を遂行することができるが、一般社団法人における特定の重要事項については、評議員会が決定しなければならない（法第178.2条）。

90. 一般財団法人の理事は評議員会において選任され（法第177条および第63.1条）、代表理事は取締役会において選任される（法第197条および第90.2条第3項）。一般法人財団は、評議員会および理事会の議事録を作成し、主たる事務所に保管しなければならない（法第193条第1項および第2項、第197条、第97条第1項）。これらの議事録は、GIFの評議員および債権者からの請求に応じて開示されなければならない（ただし、債権者からの請求による取締役会の議事録の開示については、裁判所の許可が必要となる）（同法第193.4条、第197条、第97.2条および第97.3条）。

1.5 マネーロンダリングおよびテロ資金供与（）防止戦略の概要

a. AML/CFT 戦略と優先事項

91. 2003年9月、近年の治安の悪化（犯罪件数の増加および犯罪解決率の低下）や、各種世論調査に見られる犯罪に対する懸念の高まりを受けて、「犯罪対策閣僚会議」が設立された。この会議は内閣全閣僚で構成され、日本を「世界で最も安全な国」として再確立することを目指している。2003年12月、同会議の参加者は「犯罪に強い社会の実現に向けた行動計画」を策定した。この行動計画には、

「犯罪組織から経済・社会を守る」の一項目として、「マネーロンダリング対策の推進：マネーロンダリング罪やその前罪の捜査・起訴に徹底的に取り組むことにより、犯罪収益が犯罪組織の維持・拡大に利用されたり、将来の犯罪活動に再投資されたりすること、あるいはこうした犯罪収益が事業活動に投資された際に合法経済に及ぼす悪影響を防止する。このため、金融機関等からの疑わしい取引の報告を適切に収集、整理、分析し、捜査当局が効果的に活用すべきである」。対策の実施状況については、定期的にフォローアップが行われている。

92. 2001年7月、関係政府機関間の緊密な連携を通じて、国際組織犯罪に対する効果的かつ適切な対策を包括的かつ積極的に推進することを目的として、内閣内に「国際組織犯罪対策推進本部」（本部長：内閣官房長官）が設置された。2004年8月、国際テロの脅威の高まりを踏まえ、テロの防止と公共の安全の確保を目的として、同本部は「国際組織犯罪・国際テロ対策推進本部」に改組された。

93. 2004年12月、2001年9月11日に米国で発生した同時多発テロ事件をはじめ、世界中で複数のテロ事件が発生しており、日本も国際テロリストによって標的として指定されていたことから、日本が直接テロの標的となる恐れがあるとの懸念から、同本部は「テロ防止行動計画」を策定した。この行動計画に盛り込まれた16の「緊急に必要とされるテロ防止措置」の中には、

テロリストの日本への入国防止や、テロ攻撃に利用される可能性のある物資の管理強化などに加え、「FATF勧告を完全に実施するための措置」が挙げられていた。そこで、関連する9つの省庁（警察庁、法務省、金融庁、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国際協力機構）に対し、FATF勧告を完全に実施するための法案を策定するよう指示が出された。

b. マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策のための制度的枠組み

(i) 省庁

94. **法務省**（MOJ）は、i) 刑事立法の企画・提案、ii) 犯罪人の引渡し、刑事捜査における司法共助、その他の司法共助、ならびに iii) 公訴に関する事項を担当している。

95. 刑事局の国際課は、刑事司法分野における国際協力を担当しており、刑事事件における司法共助および犯罪人の引渡しに関する二国間条約の締結に向けた協議に参加するほか、国際犯罪に対処する多国間条約の交渉にも参加している。また、同課は、国際犯罪に対処するための国際的・地域的な取り組みや活動に積極的に参加するとともに、実際の事件における司法共助や犯罪人の引渡し、ならびに締結済みの国際条約の適用・管理も担当している。

96. 身柄引き渡し業務においては、同課は受け付けた各身柄引き渡し請求を審査し、引き渡しの可否を判断するとともに、東京高等検察庁が東京高等裁判所に事件審査を申請するのを支援し、身柄引き渡しを請求した外国への逃亡者の引き渡し手配を行う。

97. **外務省**（MOFA）は、基本的にAML/CFTを目的とした関連条約の締結を担当している。さらに、資産凍結の対象となる個人および団体の公示を行い、制裁対象者・団体に関する国連や外国との情報交換の窓口としての役割を果たし、当該リストの作成において関係国と調整を行う。

98. 外務省内では、外交政策局の国際組織犯罪課および国際テロ対策協力課が、それぞれの役割においてマネーロンダリング対策およびテロ資金供与の防止に取り組んでいる。また、外務省は、「国際捜査協力等に関する法律（LIAI）」に基づき、外国当局への証拠提供のプロセスにおいても役割を果たしている。

99. 日本の公共の安全の確保を目指す国家機関として、公安調査庁は、「破壊活動防止法」および「無差別大量殺人を犯した団体の規制に関する法律」に基づき、テロ組織の活動に対する広範な情報活動および捜査を行っている。これらの組織の資金の動向を解明することは、重要な任務の一つである。

100. 2007年10月の日本郵政の民営化以来、**総務省**は、郵便貯金・郵便生命保険管理機構に移管された日本郵政の残務について管轄権を有している。

101. 「犯罪収益移転防止法」に基づく報告や実地検査に加え、総務省は郵便貯金・郵便生命保険管理機構に対し、業務の状況について報告を求めることができる。また、大臣は、「独立行政法人通則法」の施行に伴い必要と認める場合、「独立行政法人通則法」第64条第1項に基づき、サービスの状況を検査する目的で、内閣府職員に同機構の事務所への立ち入りを許可するよう要求することができる。

102. **厚生労働省**（MHLW）は、内閣総理大臣と共同で、労働銀行および労働金庫の免許付与・定款変更、監督・検査を担当している。

103. **経済産業省**（METI）では、*商務情報政策局*が先物取引業者、クレジットカード、ファイナンス・リース分野を担当し、中小企業庁が商工中金銀行を監督している。先物取引業者は、経済産業省と農林水産省が共同で監督している。

104. *商品デリバティブ課*は、2005年に同課内に設置された「監督室」および「検査室」という監督・検査体制に基づき、商品市場における取引および先物取引業者を監督している。

105. *商業・消費者信用課*は、割賦販売、特定の前払取引、割賦信用、リースに関する事務、および信用供与を通じて行われる商品・サービスの取引全般を担当している。これに基づき、同課はクレジットカード取引やリース取引を監督し、クレジットカード発行会社に対する実地検査を実施している。

106. *中小企業庁*は、中小企業への円滑な資金供給を担当しており、その管轄事項に含まれている。

107. 商工中金については、経済産業省と財務省が共同で所管省庁となっている。とはいえ、同銀行は会計検査院による検査の対象となる場合がある。

108. **国土交通省**内では、**不動産産業課**が、「犯罪収益移転防止法」において「特定事業者」として指定されている「不動産特定共同事業」を管轄している。

109. 農林水産協同組合の信用事業に関する免許、認可、監督および検査は都道府県知事が担当する一方、都道府県農協信用組合連合会、都道府県漁協信用組合連合会、および農林中央金庫については、**農林水産省**（MAFF）が内閣総理大臣と共同で責任を負っている。農林水産省は、経済産業省と共同で先物取引業者を監督している。

110. 都道府県知事は、農業協同組合の相互保険事業に関する免許、認可、監督および検査を担当し、農林水産大臣は、相互保険事業を行う農業協同組合連合会について責任を負う。

111. 農業協同組合および農業協同組合の相互保険連合会は、他の金融機関と同様の観点から監督・検査を受けている。これらの機関は、業務改善計画の提出を求められる場合があり、それによって「犯罪収益移転防止法」の遵守が促される。

(ii) 刑事司法機関および執行機関 金融情報機関

112. 2007年4月1日の「犯罪収益移転防止法」の施行により、日本のFIUの機能は金融庁（JAFIO）から、警察庁内の日本金融情報センター（JAFIC）に移管された。JAFICは、国家公安委員会の管理下にある警察庁刑事局組織犯罪対策部内に設置されている。

113. 特定事業者（金融機関および非金融事業事業者）から提出された不審取引報告は、所管行政機関を通じて国家公安委員会（JAFIC）に提出される。これらは分析され、刑事捜査に関連すると判断された場合には検察官や法執行機関に、職務の遂行に関連すると判断された場合には外国のFIUに提供される。

法執行機関 警察庁

114. 警察庁（NPA）は、日本の主要な法執行機関である。警察活動の基盤となる行政、政策立案、公共安全、知識・技能、通信および科学捜査に関する業務、ならびに警察行政に関連する調整を担当している。

115. 国家公安委員会および都道府県公安委員会は、警察を監督するために設置された、国民の代表者からなる諮問機関である。警察庁長官は、国家公安委員会の監督の下、警察行政、政策立案、公共安全、警察活動の基盤となる知識・技能、通信および科学捜査に関する業務、ならびに警察行政に関連する調整について、都道府県警察を指揮・監督する。

116. 警察庁組織犯罪対策部戦略企画分析課は、「組織犯罪処罰法」に基づくマネーロンダリング罪および犯罪収益の剥奪について、同法に規定される起訴前の没収保全命令制度に基づき、都道府県警察に対し必要な指導を行っている。また、金融情報センター（JAFIC）から提供された疑わしい取引報告書の分析結果に基づき、捜査の観点からさらなる分析を行っている。

117. 公安課は、暴力的な極左・極右団体によるテロやゲリラ型事件に関する都道府県警察の捜査に対し、指導・調整を行う。（警察庁組織規則第37条）

118. 外事課は、都道府県警察の外事部門が実施する、いわゆる「地下資金提供者」に関する捜査について、必要な指導・調整を行う。（警察庁組織規則第39条）

119. 国際テロリズムの脅威の高まりに対処するため、2004年4月に国際テロ対策室は国際テロ対策課へと改組された。同課は、不審な取引情報やその他の関連情報に基づき、テロ資金供与に関する都道府県警察の捜査に対し、指導・調整を行う。（警察庁組織規則第40条）

都道府県警察

120. 都道府県警察は、犯罪捜査や交通規制などの執行業務を行っている。全国の警察において、組織犯罪およびマネーロンダリング対策の効果的かつ統一的な実施を図るため、2004年10月に「組織犯罪対策指針」が公布され、都道府県警察では組織犯罪対策に関する事務を体系的に扱う組織犯罪対策課などの体制が整備された。これにより、都道府県警察における組織犯罪およびマネーロンダリング対策は急速に進展している。

121. 組織犯罪・マネーロンダリング対策の重要性を踏まえ、東京を管轄区域とする各都警察本部には、刑事部から独立した組織犯罪対策部が設置されている。さらに、これらの組織犯罪対策課・部には、警察庁から提供されるSTR（疑わしい取引報告）の分析結果を活用し、マネーロンダリング捜査を専門とする特別捜査班が設置されている。

122. 各都道府県警察の治安・公共安全部門は、暴力的な極左団体や右翼団体によるテロやゲリラ的な事件を未然に防ぐことを目的として、情報収集や取り締まりを行っている。テロ対策の枠組みが整備されるにつれ、警察庁から提供される不審取引情報やその他の関連情報に基づき、テロ資金供与の捜査が行われている。

(iii) 金融セクターの機関－政府

123. 財務省（MOF）の責務には、適正かつ公平な課税、税関業務の適切な管理、および外国為替の維持が含まれる。外国為替の安定を確保する機能は、国際局が担っている。

124. 国際局調査部の法務室は、国境を越える取引を統括する一般法である「外国為替法」の企画・管理を担当している。法務室は8名の職員で構成されている。タリバン、アルカイダ、テロリスト等に対する資産凍結措置は、外国為替法に基づいて実施されている。法務

法務室はまた、関係省庁・機関および金融機関と緊密に連携・協議しながら、『外国為替法』の執行を行っている。

125. 国際局の外為検査官室は、両替業者による外国為替関連法の遵守状況を監視するため、実地検査を実施している。外為検査は「外国為替検査マニュアル」に従って実施され、金融機関がタリバン、テロリスト、その他の指定対象者に対する取引に関する規制を遵守しているか、また法令遵守のための内部管理体制が適切に整備されているかについて調査が行われる。

126. **金融庁**（FSA）は、国内の金融システムの安定を確保し、預金者、保険契約者、証券投資家、およびこれらに準ずる者を保護する役割を担っています。その主な責務は、i) 金融システムの設計および計画、ii) 銀行、証券会社、保険会社などの民間金融機関、ならびに証券取引所、公認会計士、監査法人などの市場関連事業体に対する検査および監督、iii) 証券市場における取引規則の策定、iv) 企業会計基準および企業財務に関するその他の事項の策定、

v) 国際的に調和のとれた金融規制の確保を目的とする国際機関の活動への参加、および二国間または多国間の金融関連協議への参加；

vi) 証券市場規則の遵守状況の監視。

127. 金融庁は、労働金庫については**厚生労働省**と、農業協同組合、漁業協同組合および農林中央金庫については**農林水産省**と、商工中央金庫については**経済産業省**と、それぞれ共同監督を行っている。

128. 経済産業省は、クレジットカード会社および金融リース会社についても監督を行っている。先物取引業者は、経済産業省と農林水産省が共同で監督している。

129. **総務省**は、2007年10月の日本郵政の民営化に伴い、既存の銀行口座および保険契約を引き継いだ「郵便貯金・郵便生命保険管理機構」の残りの業務を監督している。新たに設立された「日本郵政銀行」および「日本郵政保険」の2つの事業体は、金融庁の監督下に置かれている。

130. **日本の証券取引所**。日本には、東京証券取引所（TSE）、大阪証券取引所（OSE）、名古屋証券取引所（NSE）、福岡証券取引所、札幌証券取引所、JASDAQ証券取引所の6つの証券取引所がある（TSE、OSE、NSE、JASDAQは株式会社として組織されており、福岡証券取引所と札幌証券取引所は会員制組織である）。

131. ー金融商品取引所が実施する「自主規制業務」とは、上場前審査・上場後監視、取引所会員に対する実地検査、および不公正取引を検知するための売買審査などが含まれると定義されている。

(iv) 金融セクターの団体－日本銀行協会

132. 全日本銀行協会（JBA）は1945年に設立され、地方銀行協会によって結成された。1999年の再編以降、個々の金融機関も加盟している。2007年10月現在、128の銀行、3つの銀行持株会社、および61の銀行協会がJBAの会員となっている。JBAは会員の利益を代表・促進し、政策提言を行い、経済・金融に関する調査研究を行っている。

133. JBAの他にも、日本地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本信託会社協会など、いくつかの銀行協会が存在する。

日本証券業協会

134. 日本証券業協会（JSDA）は、旧証券取引法（金融商品取引法第67条に相当）に基づき、1973年に設立された。2008年5月現在、JSDAには315社の正会員（第1種金融商品取引業者）と220社の特別会員（登録金融機関）が加盟している。JSDAは、証券取引の公正性を確保し、証券業務の健全な発展と投資家保護を促進するため、自主規制規則を制定・施行し、証券販売代理店制度を運営し、調査研究を行っている。

日本生命保険協会

135. 日本生命保険協会（LIAJ）は、1908年に社団法人として設立されました。2008年3月末現在、LIAJには41の会員が所属しており、そのうち37社が生命保険会社、4社が日本国内に支店を持つ外国保険会社です。

日本信託協会

136. 日本信託業協会（TCAJ）は1919年に設立され、1926年に大蔵省から社団法人としての認可を受けた。2008年4月現在、正会員6社、準会員49社を擁している。TCAJは信託の振興を図るとともに、その改善に向けた様々な研究を行っている。

(v) DNFBPセクターの監督・規制当局貴金属業者および宝石業者

137. 貴金属または宝石（骨董品）の取扱業者は、都道府県公安委員会により免許が交付され、監督を受けている。

138. 経済産業省では、製造産業局が宝飾品販売業者を、商務・情報政策局が郵便事業を、資源エネルギー庁が貴金属販売業者を管轄している。

不動産業者

139. 国土交通省の不動産産業課は、不動産産業の事務、すなわち不動産産業の発展、改善、調整、および不動産取引の円滑かつ公正な実施について管轄権を有しています。国土交通省および都道府県知事は、不動産業者を監督・検査します。

弁護士

140. 弁護士会日本全国の各地方裁判所の管轄区域ごとに、弁護士および法律専門職法人の使命と職務に鑑み、会員である弁護士および法律専門職法人に対する指導、連絡、監督を行うことを目的として設置されている。弁護士会は法人である。弁護士および外国法事務弁護士は、弁護士会の会員となる。

141. 日本全国の地方弁護士会は、共同して日本弁護士連合会を設立している。日本弁護士連合会は、弁護士および法律専門職法人の使命と職務に鑑み、その尊厳を維持し、業務の改善・向上を図るため、

弁護士および法律事務法人の使命と職務に鑑み、その尊厳を維持し、弁護士および法律事務法人の業務を改善・発展させるために、弁護士および法律事務法人に対する指導、連絡、監督に関する事務を管理することを目的とする。日本弁護士連合会は法人である。

司法書士

142. 司法書士は、司法書士の事務所の所在地を管轄する法務局または地方法務局の管轄区域ごとに、会員に対する指導および連絡に関する事務を行うため、会則を定めて司法書士会を設立しなければならない。法務局長または地方法務局長は、司法書士に対して懲戒処分を行う権限を有する。

143. 全国の司法書士会は、各司法書士会およびその会員に対する指導・連絡に関する事務、ならびに司法書士の登録に関する事務を行うことを目的として、「日本司法書士会連合会」を設立しなければならない。

144. 法務局および地方法務局の局長は、懲戒権の行使の範囲内で司法書士を監督することができる（同法第47条から第51条）。**法務大臣は**、この制度を監督する権限を有し、一連の権限を行使することにより、直接的または間接的に司法書士の品位を維持し、司法書士の業務の向上を図る。

認定行政手続専門家 (CAPS)

145. 行政手続専門士協会は、会員に対する指導及び連絡に関する業務を行うことにより、会員の品位を維持し、当該職種の向上及び発展を図ることを目的とする。同協会は法人とする。同協会は、年に1回、総務省令で定める会員に関する事項を都道府県知事に報告するとともに、CAPSが本法、本法に基づいて発せられた命令・規則、または都道府県知事による懲戒処分に違反して行為を行った場合、その詳細を都道府県知事に報告しなければならない。

146. 日本行政手続士協会連合会は、すべてのCAPS協会を統括している。総務大臣は、必要があると認めるときは、日本行政手続士協会連合会に対し、当該職能に関する報告の提出または提言を求めることができる。

公認税理士

147. 税理士協会は、公認税理士（CPTA）および公認税理士法人を会員とする法人とし、日本公認税理士協会連合会は、全国の税理士協회를会員とする法人とする。税理士協会は、公認税理士および公認税理士法人の自主規制組織としての役割を踏まえ、公認税理士および公認税理士法人がその使命を果たし、義務を履行できるよう、また、税理士の業務が発展・改善されるよう、所属する支部および会員に対する指導、連絡、監督に関する業務を行うよう努めなければならない。

148. 税理士会は財務大臣の監督の下で運営され、総会における決議、ならびに役員の選任および辞任については、

主たる事務所の所在地を管轄する地方税務署長を通じて、財務大臣に報告しなければならない。

149. 日本公認会計士協会連合会は、公認会計士協会およびその会員に対する指導、連絡、監督に関する業務、ならびに公認会計士の登録に関する業務を行うことを目的としている。これは、公認会計士および公認会計士法人の使命と職務に照らし、公認会計士および公認会計士法人がその義務を完全に遵守すること、ならびに公認会計士のサービスの向上と発展に寄与するためである。

信託・会社サービス提供者

150. 信託会社は、金融庁（FSA）および地方金融局（LFB）により免許が交付され、監督を受けている。

151. 郵便事業者は経済産業省（METI）の監督下にあるが、免許や登録は義務付けられていない。2007年時点で、日本には1,200社の事業者が存在した。

c. リスクに関するアプローチ

152. 日本のAML/CFT体制は、「40+9の勧告」で推奨されているリスクベースのアプローチに基づいていない。しかし、近年、業界、特に銀行セクターに対して、リスクベースのアプローチに関する助言を行うための措置が講じられている。

153. 金融庁は2004年から、銀行、証券、保険の各セクター向けに一連の「包括的監督指針」を発行しており、これらは定期的に改訂され、AML/CFTのリスクベースのアプローチのいくつかの側面が含まれている。例えば、「主要銀行向け包括的監督ガイドライン」では、銀行は「顧客確認または顧客デューデリジェンスの手続きを通じて、顧客の属性（その公的地位を含む）に照らして問題があると特定された顧客や取引に対し、適切な対応と管理を確保するため、上級管理職レベルでの意思決定プロセスを含む内部統制環境を確立・維持すること」が求められている。また、「顧客の国籍（例：FATFが公表している非協力国・地域）、公的地位、事業概要などの顧客属性など、関連する様々な要因を考慮すること」

154. NPAは、業種別の取引例を列挙した「不審取引の参考事例一覧」を公表した。その一例として挙げられているのは、

「マネーロンダリング対策に非協力的な国または地域に拠点を置く者、あるいは違法薬物を生産・輸出している国または地域に拠点を置く者との間で、顧客が行う取引」である。

155. 全国銀行協会は、2007年11月、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策のための「リスクベース・アプローチに関するガイダンスノート」を発行した。同協会は、会員に対し、以下の分野におけるAML/CFTリスクベース・アプローチの実施について助言を行っている：

- 内部統制および組織体制。
- リスクの特定および評価。
- 顧客デューデリジェンス、顧客および取引のモニタリング、研修におけるリスクベース・アプローチの適用。

d. 前回の相互評価以降の進展

156. 日本のAML/CFT体制がFATFの40の勧告に準拠しているかどうかの第2回評価は、1997年から1998年にかけて実施された。当時の主な評価結果と、それ以降に進展が見られた点は以下の通りである：

- (a) **マネーロンダリングの捜査および起訴件数が少なかったのは**、前罪が薬物関連に限られていたためである。日本政府は2000年2月に「組織犯罪処罰法」を制定し、マネーロンダリングの前罪の範囲を拡大した。2000年から2007年にかけて、起訴件数は3件から160件へと着実に増加した。
- (b) **没収事件の件数が少ないこと**：日本は「麻薬取締特別措置法」に基づく没収制度をより頻繁に活用するようになり、徴収命令事件と比較して没収件数は増加したが、これは没収および徴収を通じて回収された金額が増加したことを必ずしも意味しない。
- (c) **国際協力**：相互援助要請を処理する中央機関の欠如、他国との没収財産の分配を可能にする仕組みの欠如、および司法共助条約の欠如。その後、日本は米国および韓国と2つの司法共助条約を締結した。
- (d) **法執行**：全国的なマネーロンダリング対策（AML）計画や戦略の欠如、法執行当局と捜査当局および金融機関との間の体系的な協力の欠如、ならびに税関の役割が限定的であること。評価以降、日本はAML/CFT計画を採択し、国家レベルでの協力を改善した。それにもかかわらず、AML/CFT体制における税関の関与は依然として限定的であり、国境を越える報告は依然として金融情報機関（FIU）と共有されていない。
- (e) **不審取引の報告件数が少ないこと、ガイドラインの不備、およびFIUの不在**：前回の相互評価以降、FIUへの不審取引の報告件数は着実に増加し、各種ガイドラインを含む不審取引報告を促進する措置が講じられた。しかし、これは主に銀行によるものであり、証券および保険セクターからの不審取引の報告件数は極めて限られている。「組織犯罪処罰法」により、金融監督庁が日本のFIUとして設置された。2007年、FIUの機能は警察庁内のJAFICに移管された。
- (f) **顧客確認**：第2回相互評価では、写真のない書類や政府機関以外が発行した書類など、幅広い書類が認められていたこと、実質的所有者の確認義務がないこと、不定期顧客の確認基準が不適切であること、および金融機関が顧客確認要件に違反した場合の刑事制裁がないことが指摘された。前回の評価以降、日本は、不定期顧客の本人確認が義務付けられる基準を引き下げ、行政処分に違反した場合に適用される金融機関に対する間接的な刑事制裁を導入した。
- (g) **監督**：前回の相互評価報告書では、「外国為替及び外国貿易管理法」の改正による外貨両替業務の今後の規制緩和が指摘され、それによりコンプライアンス検査の実施が困難になる可能性が示唆されていた。日本の当局は現在、両替業者は免許や登録の義務はないものの、月間100万円を超える取引を行う場合は取引報告制度の対象となることを指摘している。報告の怠りや虚偽の報告を行った場合、6ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金という刑事罰が科される。

2. 法制度および関連する制度的措置

法令

2.1 マネーロンダリングの犯罪化 (R.1 および2)

2.1.1 説明および分析

勧告 I

157. 1992年、日本は「国際協力を通じた違法行為を助長する活動その他の規制薬物に関する活動等の防止のための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」（既存の薬物関連諸法の集成、以下「薬物対策特例法」という）に基づき、薬物犯罪収益の隠匿を犯罪とした。第6条は、薬物犯罪収益の取得または処分に関する事実を偽装し、または薬物犯罪収益を隠匿した者は、5年以下の懲役または300万円以下の罰金（約18,400ユーロ／28,600米ドル）、あるいはその両方に処せられると規定している。麻薬犯罪収益の出所に関する事実を偽装した者についても、同様とする。未遂については同様の刑罰が科され、上記の犯罪のいずれかを犯すための準備行為については、2年以下の懲役または50万円以下の罰金（約3,000ユーロ／4,700米ドル）が科される。

158. 2000年の「組織犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（以下、「組織犯罪処罰法」）により、日本は「犯罪収益」の定義を拡大し、その定義を拡大し、薬物関連犯罪以外の犯罪の遂行や、薬物犯罪以外の犯罪による収益の隠匿を含めることとした。これには、同法の付属書に掲げられた犯罪や、「売春防止法」、「銃砲刀剣類の所持等の規制に関する法律」などの各種法律に規定される犯罪が含まれる。その名称にもかかわらず、この法律は、組織犯罪に関連して生じたか否かを問わず、付属書に列挙された犯罪に適用される。

ウィーン条約およびパレルモ条約との整合性

麻薬取引による利益および犯罪収益の移転または隠匿

159. 「麻薬取締特別措置法」第6条は、麻薬犯罪収益の取得または処分に関する事実、麻薬犯罪収益そのもの、および麻薬犯罪収益の出所に関する事実を隠匿した者を、5年以下の懲役または300万円（約18,400ユーロ／28,600米ドル）以下の罰金、あるいはその両方に処すると定めている。未遂についても同様の刑罰が科され、第6条に列挙された罪のいずれかを犯すために故意に準備を行った者は、2年以下の懲役または50万円（約3,000ユーロ／4,700米ドル）以下の罰金に処される。

160. 「組織犯罪処罰法」は、マネーロンダリングを犯罪とする規定を含む2番目の法律である。同法第10条は、犯罪収益の取得または処分に関する事実の隠蔽、および犯罪収益の隠蔽を犯罪としている。刑罰は、5年以下の懲役または3,000,000円（約18,400ユーロ／28,600米ドル）以下の罰金、あるいはその両方を科される。犯罪収益の出所に関する事実を偽装した者に対しても、同様の刑罰が適用される。未遂についても同様の刑罰が科され、故意に上記の犯罪を犯すための準備を行った者は

⁴ 評価者への注記：すべての勧告について、説明および分析のセクションには有効性の分析を含めるべきであり、関連する統計データも記載すべきである。

2年以下の懲役または50万円以下の罰金（約3,000ユーロ／4,700米ドル）に処される。

取得、所持および使用

161. 麻薬取締特別措置法第7条は、麻薬犯罪による収益であることを知りながらこれを受け取った者を、3年以下の懲役、100万円（約6,100ユーロ／9,500米ドル）以下の罰金、またはその両方の刑に処すると規定している。

162. 組織犯罪処罰法の第11条は、犯罪収益を故意に受け取った者に対し、3年以下の懲役、100万円（約6,100ユーロ／9,500米ドル）以下の罰金、またはその両方を科すことを規定している。

163. 組織犯罪処罰法第10条および麻薬取締特別措置法第6条におけるマネーロンダリング犯罪の刑事罰化は、犯罪収益の「受領」のみに焦点を当てており、そのような犯罪収益の「取得」、「所持」、「使用」といった用語は使用されていない。

164. ウィーン条約第3条第1項c)およびパレルモ条約第6条第1項b)の要件とこの明らかな矛盾は、ウィーン条約自体の歴史にその起源がある。実際、日本のマネーロンダリングに関する法律は、ウィーン条約の審議において、犯罪収益の「受領」を犯罪化すれば、犯罪収益の「取得」、「所持」および「使用」には必然的にその「受領」が先行することになるため、ウィーン条約第3条第1項c)の要件を満たすという、日本代表団の理解に基づいて策定されている。同様の理解は、パレルモ条約の類似する規定にも当てはまる。

165. この理解に基づき、日本当局は「受領」という用語を広く解釈し、犯罪収益をまず受領しなければそれを所持または使用することは不可能であると考えられるため、この用語は一般的に犯罪収益の「取得」、「所持」および「使用」の事例を包含すると見なしている。評価チームの見解では、国連条約第3条の文言から、

「所持」および「使用」には、事前の「取得」を必要としないことが明らかである。もし「所持」や「使用」が「取得」という概念に含まれるのであれば、これらを個別に言及する必要はなかったはずである。しかし、1998年9月25日、大阪高等裁判所の判決は「取得」という用語を広く解釈した。犯罪組織の下部構成員である被告人は、同組織の他の2名の構成員の間で金銭を運搬した。この運搬行為は、「取得」を伴わない「所持」とみなされる可能性もあったが

「取得」とはみなされ得たが、裁判所は、被告人が自らその金銭を受け取ったと判断し、「取得」という用語の広義の解釈を支持した。

166. しかし、犯罪収益の出所を知らずにそれを受け取り、取得すること、およびそのような財産を所持または使用することは、たとえ受領者がその後、犯罪収益の出所を知ったとしても、刑事犯罪の範囲外となる。これは、条約の要件を厳密に踏襲したものであり、条約では、受領の時点で当該財産が犯罪によるものであることを「知っていた場合の、財産の取得、所持または使用」の犯罪化を明示的に要求しているからである⁵。

167. 「麻薬取締特別措置法」と「組織犯罪処罰法」の両法は、広義に解釈されているようである。この文言を狭義に解釈したために有罪判決が下されなかった事例は報告されていない。起訴件数が少ないのは、検察官が裁判手続きを開始する前に、有罪判決が下される確率が極めて高いと見なす必要があると考えているためであると思われる。

⁵ 参照：国連（1998）『1988年麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国連条約（ウィーン条約）に関する国連解説』、国連出版物販売番号 E.98.XI.5（3.69節参照）。

「麻薬取締特別措置法」が適用された事案・人物（適用が請求された事案数）

適用された条項	2000年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
第6条（薬物犯罪収益の隠匿）	2	3	0	8	6	3	7	5
第7条 （薬物犯罪による収益の受領）	0	0	0	2	0	2	5	3

「組織犯罪処罰法」に基づき処理されたマネーロンダリング事件の数

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
犯罪収益の隠匿	3	10	19	45	50	65	91	137	420
（第10条）	(1)	(5)	(9)	(25)	(29)	(21)	(18)	(35)	(143)
犯罪収益の受領（第11条）		2	9	11	15	42	42	40	161
		(2)	(7)	(10)	(11)	(27)	(35)	(25)	(117)
合計	3	12	28	56	65	107	133	177	581
	(1)	(7)	(16)	(35)	(40)	(48)	(53)	(60)	(260)

注：括弧内の数字は、暴力団員が関与した事案の割合を示す。

168. 犯罪収益の受領の犯罪化に加え、麻薬取締特別措置法第7条および組織犯罪処罰法第11条は、法令上の義務または契約上の義務の履行のために提供された犯罪収益の受領者について、契約締結時にその履行が犯罪収益によって行われることを知らなかった場合には、責任を免除している。

財産の定義

169. 麻薬特別措置法第2条第3項から第5項の規定によれば、「麻薬犯罪収益」とは、麻薬犯罪の行為を通じて得られた財産、またはそのような犯罪行為に対する報酬として得られた財産、あるいは麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、アヘン法、および覚醒剤取締法の特定の規定に関連する犯罪に関与した金銭をいう。「薬物犯罪収益に由来する財産」とは（第2条第4項）、薬物犯罪収益の成果として、またはその対価として取得された財産、あるいはそのようにして取得された財産と引き換えに取得された財産、または薬物犯罪収益の所持もしくは処分を通じて取得されたその他の財産をいう。「薬物犯罪収益等」とは、薬物犯罪収益、薬物犯罪収益に由来する財産、または薬物犯罪収益もしくは薬物犯罪収益に由来する財産が他の財産と混在しているその他の財産をいう。

170. 「組織犯罪処罰法」の規定において、「犯罪収益」とは、違法な経済的利益を得る目的で犯され、同法に列挙された罪を構成する犯罪行為によって生じた、またはその行為を通じて得られた、もしくはその報酬として得られた財産、同法に列挙された犯罪行為のいずれかによって提供された金銭、または「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律（2002年法律第67号）」（以下、「テロ資金供与防止法」という）に規定される犯罪に関連する資金を含む。

171. 犯罪収益に由来する財産とは、犯罪収益の成果として、または犯罪収益と引き換えに取得された財産、そのような方法で取得された財産と引き換えに取得された財産、あるいは犯罪収益の所持または処分を通じて取得された財産をいう。

172. 犯罪収益の没収に関する同法第13条は、動産、不動産、または金銭である財産は没収の対象となり得ると規定している。

173. AMLの文脈で日本の当局が使用する「財産」の定義には、狭い法的定義はない。むしろ、各法律では「犯罪収益」について言及しており、これは経済的価値のあるあらゆる資産と理解されている。日本当局は、株式会社における議決権、知的財産権、動産および不動産の有形資産、他人の有形資産の使用権などがこれに含まれることを確認した。唯一の例外は、テロ資金供与防止法に関連して「資金」という用語が選択的に使用されている点であり、これについては本報告書の特別勧告 II、III および V で論じる。

「資金」という用語が選択的に使用されている点であり、これについては本報告書の特別勧告 II、III、および V で論じる。

先行犯罪

174. 日本刑法では、マネーロンダリングの起訴または有罪判決を可能にするため、マネーロンダリングの対象となる犯罪収益を生み出した先行犯罪について、事前の有罪判決を要件としていない。先行犯罪の立証は必要とされるが、これはマネーロンダリングの手続きの範囲内で行うことができる。

175. 日本の裁判所は、それぞれの前身犯罪についていかなる者も有罪判決を受けていない場合でも、マネーロンダリング罪で被疑者を起訴し、有罪判決を下してきた。2007年1月18日に長野地方裁判所が言い渡した判決では、詐欺の加害者が3件の詐欺罪および127件のマネーロンダリング罪で有罪判決を受けた。残りの124件については、当該実行犯が前罪で有罪判決を受けていなかったものの、関連する資金が前罪に由来するものであることが裁判所の納得のいく形で立証された。2008年2月14日のさいたま地方裁判所の判決では、前罪の実行犯とは異なるマネーロンダリングの加害者が、前罪について誰一人として有罪判決を受けていない状況下で、マネーロンダリング罪により有罪判決を受けた。

176. 日本では、マネーロンダリングの目的における前罪となる犯罪を列挙しており、以下に示す指定犯罪の全カテゴリーを網羅している：

指定犯罪の区分	関連する日本法の条文
• 組織犯罪集団への参加および恐喝	• 組織犯罪対策法第3条。 • 別表第1号
• テロリズム（テロ資金供与を含む）	• 「公共の威嚇罪の資金調達処罰法」第2条（テロ資金供与）および第3条（テロ資金の収集）。 • 別表第 64 号、第 41 号、第 43 号、第 44 号、およびテロ行為を規定する各種犯罪を列挙したその他の条項。
• 人身売買および移民の密入国斡旋	• 組織犯罪処罰法別表第2号（XIII）。 • 別表第26号。

児童の性的搾取を含む性的搾取	- 売春防止法（1956年法律第118号）の各種規定。 - 別表第34号。 - 児童買春、児童ポルノに関する行為の処罰及び児童の保護に関する法律（1999年5月26日法律第52号）の諸規定。 - 別表、第59号。
指定犯罪の種類	関連する日本語テキストの引用
麻薬及び向精神薬の不法取引	麻薬取締特別措置法第2条第2項（他の法律の規定を参照）。
武器の不法取引	1958年「銃砲刀剣類の所持等の規制に関する法律」の諸規定。 - 別表第35号。
盗品その他の物品の不法取引	- 別表第2号Q項 - 刑法第256条（盗品の受領に関する規定）。
汚職および贈収賄	- 別表第2号I項 - 刑法第197条から第197-4条。
詐欺	- 別表第2号O項 - 刑法第246条から第250条まで。
通貨偽造	- 別表第2号C項 - 刑法第148条、第149条および第153条。
製品の偽造および海賊版	特許法、商標法、著作権法に関する別表第36号、第37号、第40号。
環境犯罪	- 別表、第42号 - 廃棄物処理および公衆衛生法の各種規定。
殺人、重傷	- 別表第2号JおよびK - 刑法第199条、第204条および第205条。
誘拐、不法監禁、人質事件	- 別表第2号M項 - 刑法第224条から第228条。
強盗または窃盗	- 別表第2号N項 - 刑法第235条および第236条。
密輸	- 別表、第30号 - 関税法第109条。
恐喝	- 別表第2号O項 - 刑法第249条。
偽造	- 別表第2号D項 - 刑法第155条以下。
海賊行為	- 別表第2号N項 - 刑法第236条。

インサイダー取引および相場操縦	- 別表、第14号 - 証券取引法第 198 条。
---	--

177. 麻薬取締特別措置法（第 10 条）では、規制物質としての物品の輸入（麻薬取締特別措置法第 8 条）を除き、前罪は、その犯行場所や、犯行場所で刑事犯罪とみなされるかどうかにかかわらず、犯罪とみなされます。

178. 組織犯罪処罰法に基づき、その他のすべての前罪は、たとえ日本国外で発生したものであっても、発生地において犯罪行為とみなされる限り、日本では犯罪とみなされる（第12条）。

自己によるマネーロンダリング

179. マネーロンダリングの罪は、「麻薬取締特別法」に基づくか、「組織犯罪処罰法」に基づくかを問わず、前罪を犯した者が誰であるかに関係なく定義される。日本刑法上、前罪の犯人は自己マネーロンダリングについて処罰の対象となるが、犯罪収益の最初の取得は例外である。すなわち、前罪の結果として得られた犯罪収益の最初の取得は、自己マネーロンダリングとはみなされない。

180. これは、（麻薬犯罪であれ組織犯罪であれ）犯罪収益の「受領」という犯罪では、原犯罪の加害者を犯罪収益の「最初の受領者」として処罰する規定が設けられていないためである。これは、経済的動機に基づく犯罪の加害者が、その犯罪の対象である経済的利益を掌握したとしても、それによって追加的かつ区別可能な犯罪を犯すものではないという理解に基づくものである。その後、犯罪収益が別の人物に渡された場合、その受領者は犯罪収益の受領者としてマネーロンダリングの刑事責任を負う一方、元の犯罪の加害者は、資金の譲渡が追跡を困難にする「隠匿」行為とみなされるため、犯罪収益の「隠匿」という観点から、自己マネーロンダリングの追加的な刑事責任を負うことになる。

181. 日本法の下では、原犯罪の加害者は、原犯罪の収益を最初に取得し、その後これを所持・使用したとしても処罰されない。これは、ウィーン条約およびパレルモ条約の関連規定に沿ったものであり、同条約は以下の行為を犯罪化することを求めている。

「...受領の時点で、当該財産が犯罪に由来するものであることを知りながら、その財産を取得、所持または使用すること...」を犯罪化することを求めている。本罪の最初の加害者にとって、当該財産は（まだ）本罪に由来するものではなく、本罪の客体である。したがって、本罪の加害者による本罪の客体の取得、使用および所持は、本罪の遂行に不可欠な要素である。

182. 「犯罪から得られた」財産を取得するのは、その後の段階で最初の加害者からその財産の占有を引き継いだ者に限られる。したがって、加害者が前罪の利益を単に所持しているだけでは、それ自体が「自己マネーロンダリング」には該当せず、その使用も同様である。最初の加害者がマネーロンダリング罪を犯すのは、犯罪収益の犯罪的な出所を隠蔽しようとした場合に限られ、これは日本の法律によって十分に規定されている。

183. 例えば、2007年1月18日の長野地方裁判所の判決では、前罪（詐欺）の加害者が、詐欺による収益およびその他の前罪の収益を自己マネーロンダリングしたとして、具体的に処罰されている。

付随罪

184. 日本の法律は、マネーロンダリングに関する多くの付随罪、特に未遂、幫助、教唆、および助長について定めている：

- 故意の犯罪の未遂は、刑法上、原則として処罰の対象とはならないが、当該犯罪において未遂が処罰対象とされている場合に限られる（日本刑法第44条）。問題となっている犯罪、すなわち「組織犯罪処罰法」第10条第2項および「麻薬取締特別法」第6条第2項は、未遂の処罰を規定している。
- 犯罪行為の幫助、ならびに教唆および助言は、日本刑法第62条（「共犯」）において犯罪とされている。この広範な犯罪類型には、他の犯罪者を助けることを意図したあらゆる行為が含まれる。
- 犯罪行為の教唆は、日本刑法第61条（教唆）において犯罪とされている。

185. 上記の法令は、すべての故意の犯罪に対する従属罪を広く定めている。従属罪の規定によれば、特定の種類の犯罪は処罰の対象とならない。これらは、日本刑法第64条に基づき、軽罪としての懲役または科料のみが科される犯罪の従属罪である。これは、5年以下の懲役または300万円（約18,400ユーロ／28,600米ドル）以下の罰金、またはその両方が科される（組織犯罪処罰法第10条および麻薬取締特別法第6条による）。

186. しかし、日本の法律には、いかなる犯罪の共謀に関する刑事規定も含まれていない。日本の刑法第60条（共犯の処罰）は、日本において、この種の犯罪的合意を網羅するものと見なされている。その結果、共謀の事例は対象外となっている。犯罪を犯すという共通の意図により、多数の者が刑事責任を問われる可能性はあるものの、刑法第60条に基づく刑事制裁を受けるためには、グループの少なくとも1人の構成員による行為があり、それによってグループ全体が合意された犯罪の未遂の段階に達している必要がある。グループの少なくとも1人の構成員による未遂として処罰可能な行為がない限り、犯罪を犯すための共通の計画や準備は処罰の対象とはならない。

187. 犯罪に対する共通の意図や準備は、ある構成員の犯罪またはその未遂に対する処罰をグループの他の構成員に拡大させることはできるが、グループによる資金洗浄を行うための共通の意図や準備は、資金洗浄の実際の未遂行為がなければ処罰の対象とはならない。したがって、日本の法律では、資金洗浄の共謀に対する処罰は規定されていない。この不備を説明するために、憲法上の制約が挙げられたことはない。

188. 日本は、マネーロンダリングに関する共謀を犯罪とする法案が作成され、国会に提出されたことを評価チームに伝えている。この法案が成立するか、また、日本刑法第61条および第62条に規定される他の付随罪と同様に、広範な付随罪としての「共謀」を定めるものとなるかは、現時点では不明である。

189. 日本の法律は、行為が行われた場所で犯罪とみなされるかどうかにかかわらず、多くの行為を犯罪行為として扱っている。ただし、薬物犯罪を除き、これらはマネーロンダリングの原犯罪とはみなされない。

190. 警察が処理した事件数と比較して、実際の起訴件数が検討された。調査チームは日本の最高検察庁からパンフレットを受け取った。そのパンフレットによると、2007年において、日本で起訴された事件の無罪・却下率は0.07%であった。これは検察官による注目すべき成果である。しかし、起訴の結果という観点ではなく、起訴の開始という観点から統計を検証すると、起訴が検討された全事案の49.6%において、日本の検察官は起訴を行わなかった。不起訴の決定には明らかに様々な理由があるだろうが、日本における不起訴の統計上の割合は非常に高い。実際、検察官らは、日本国外での外国の薬物犯罪から得た自身の犯罪収益を所持している者については、その収益が刑法、組織犯罪処罰法、または麻薬取締特別法の関連罪で要求される「受領」に該当しないため、起訴しないと説明した。さらに検察官らは、状況証拠に基づく外国の事件については、一般的に日本国内の事件として起訴されないと述べた。

191. 起訴件数全体の有罪率が99.93%であることは、起訴の決定において、検察官が有罪判決の可能性をいかに高く見込んでいるかが極めて重要であることを示している。しかし、こうした事件の起訴事例の約80%は、関与した犯罪者の自白に依存している。評価チームが面談した法執行当局者は、組織犯罪グループに関連する被疑者からは、こうした自白が得られることは稀であることを認めた。組織犯罪はマネーロンダリングに関して極めて大きな懸念事項であるため、自白への依存は、日本当局の起訴判断における弱点となっているように思われる。

勧告2

精神要素

192. 原則として、日本は故意かつ意図的な犯罪者を処罰するため、マネーロンダリングの罪は、当該犯罪に故意に関与した自然人に適用される。刑法第38条（故意）は、次のように規定している。

- (1) 犯罪を犯す意図なく行われた行為は、処罰されない。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。
- (2) 犯罪を犯した者が、その実行の時点で、より重い犯罪を構成する事実を認識していなかったときは、その者は、より重い犯罪について処罰されない。
- (3) 法律を知らないことは、犯罪を犯す意図がないものとみなされない。ただし、情状に応じて刑を減輕することができる。

193. 日本の刑法や刑事訴訟法には、自白を義務付ける規定や、客観的な事実関係から行為の意図を推認する検察官や裁判官の能力を制限する規定は存在しない。

194. それにもかかわらず、日本の検察官は被疑者の自白に強く依存している。検察官は、有罪判決が得られると圧倒的に確信した場合にのみ、起訴を推し進める。そのような確信は通常、自白に基づいている。しかし、自白がなくてもマネーロンダリングで有罪判決を下すことは可能である。評価チームは、これがいくつかの事件で実際にあったと説明を受けたが、統計データや具体的な事例は提示されなかった。勧告1で指摘されたように、犯罪を処罰する法的権限は、検察官が警察によって特定された加害者を起訴する範囲内でのみ有効であるという問題は依然として残っている。

法人の刑事責任

195. 法人は、当該行為を行った自然人と連帯して刑事責任を負う。「組織犯罪処罰法」第17条および「麻薬取締特別措置法」第15条は、法人または個人の事業に関連してマネーロンダリング行為を行った、当該法人または個人の代表者、代理人、従業員、またはその事業に従事する者に対する処罰を規定している。このような場合、自然人に罰金が科せられると、代表される法人または個人に対しても同額の罰金が科せられる。

196. 日本の法制度において、刑事手続は民事手続や行政手続とは別個のものであり、したがって、刑事責任の追及があっても、民事手続や行政手続の実施が妨げられることはありません。日本の法律には、以前に刑事制裁の根拠となった事実関係を基に、行政上の制裁やその他の制裁を科すことを排除する規定は存在しません。当局と民間部門の双方の代表者は、これらが別個のものであり、一方が他方を排除するものではないことを理解しています。

197. 民事訴訟手続は、紛争当事者間の法的義務を決定し、必要に応じてこれを履行させることを目的としている。債務の履行を確保するために財産の没収が行われる場合もあるが、そのような没収の背後にある意図は、財産を没収された者を処罰することではなく、単に法的義務を履行させることにある。行政制裁は、その対象となる法人の協力を確保することを目的としている。行政制裁による罰金の実質的な効果は、刑事制裁の結果としての罰金と同じである場合もあるが、後者は（過去の）行為を処罰することを目的としている。同一の事実

関係が行政措置の根拠となったとしても、

刑事制裁の可能性には何ら影響を及ぼさない。実際、他国が犯罪者に対して科した刑事制裁については、すでに刑が執行された分が考慮される（日本刑法第5条）が、（国内または国際的な）行政制裁を考慮に入れるような類似の規定は存在しない。しかし、統計データの不足により、日本は同一の事実に基づいて行政制裁と刑事制裁の両方が科された具体的な事例を提示することができなかった。

効果的、均衡的かつ抑止力のある制裁

198. 自然人に関しては、「組織犯罪処罰法」第10条および「麻薬取締特別措置法」第6条において、犯罪収益または麻薬犯罪収益の隠匿に対し、5年以下の懲役および／または300万円以下の罰金（約18,400ユーロ～28,600米ドル）の刑が規定されている。「組織犯罪処罰法」第11条および「麻薬取締特別措置法」第7条は、犯罪収益または薬物犯罪収益の受領に対し、3年以下の懲役および／または100万円以下の罰金（約6,100ユーロ～9,500米ドル）を科すことを規定している。

199. 日本当局は、これらの規定に基づいて刑事制裁を科す際、十分に柔軟な制裁手段を欠いている。比較的軽い刑罰と厳しい刑罰（懲役）の両方が規定されているように見えるが、適切な中間的な措置は存在しないようだ。これら2種類の刑罰は個別に、あるいは併せて科すことはできるが、懲役の閾値を下回る範囲で、富裕層にとって抑止力となるような刑罰は存在しないようだ。特に、「組織犯罪処罰法」第13条および第16条、「麻薬取締特別措置法」第11条および第13条、ならびに「刑法」第19条に基づく、金額に上限のない（当該犯罪収益の額まで）没収および相当額の徴収の制度は、犯罪による利益を剥奪するのみのものであり、それ自体には懲罰的效果を持たない。

200. 「組織犯罪処罰法」第17条および「麻薬取締特別措置法」第15条に基づき、法人は自然人と同様の罰金（最高300万円（18,400ユーロ～28,600米ドル）および100万円（6,100ユーロ～9,500米ドル）以下の罰金）を科されることがある。金融機関に対しては、他にも様々な制裁措置が存在する（勧告17も参照）。また、法人によって違法に得られたことが証明された場合、犯罪収益を没収し、同等の価値を徴収する可能性も存在する。これは、法人から違法な利益を剥奪することを目的としている。しかし、金融機関の制裁制度の対象外となる企業に対する抑止力としての処罰という観点からは、3,000,000円までの罰金は、まったく抑止力として機能していないように見える。

統計（勧告32）

201. マネーロンダリング事件に関する有罪判決数は、日本経済の規模、特定の薬物乱用の問題、そして周知の組織犯罪問題を考慮すると、少ないように思われる。

202. 2006年、マネーロンダリングで起訴された者は計225人であった。これは、2005年の164人、2004年の111人、2003年の105人から増加傾向が続いているものの、その数は依然として少ない。

203. 例えば、2006年には、覚醒剤取締法違反で6,043人、窃盗で3,139人、恐喝で2,523人、詐欺で1,785人の暴力団員が逮捕された⁶。これらはすべて前罪であり、組織犯罪グループは、自らが生み出した犯罪収益をマネーロンダリングする傾向があることが知られているため、前罪による組織犯罪グループ構成員の逮捕数とマネーロンダリングの起訴数との間には、著しい不均衡が存在する。

⁶ 日本がOECDウェブサイトを提供した「組織犯罪の状況」に関する報告書、4ページ。

204. 日本の検察官は、評価チームに対し、過去には、警察がマネーロンダリング捜査として処理し、検察当局に送致された事件は、マネーロンダリングではなく、前罪による起訴となることが多かったと説明した。これは、刑事裁判所が納得する形で前罪を立証する方が、犯罪収益のその後の動きを立証するよりも容易な場合が多いためである。こうした犯人の「自己マネーロンダリング」は、量刑の決定において考慮されるものの、これらの有罪判決は、マネーロンダリングの有罪判決として統計には反映されない。調査団は、検察当局がこの問題について方針を転換し、マネーロンダリングが起訴対象であることをより積極的にアピールするため、マネーロンダリングをより明確に起訴するようになっているとの説明を受けた。日本代表団は、この決定の結果の一部として、2007年には239人がマネーロンダリング罪で起訴され、これは警察から検察当局に送致された286件のマネーロンダリング容疑事件の80%以上を占めたと述べた。

「組織犯罪処罰法」に基づくマネーロンダリング罪の起訴件数および起訴率

マネーロンダリングに関する起訴

(組織犯罪処罰法の第9条から第11条の適用) (件数)

年	起訴 (裁判所の決定)	起訴	起訴猶予	不起訴	(捜査)	合計	起訴率
2000		3				3	100.0%
2001		12				12	100.0%
2002		26	1	1		28	92.9%
2003		53	1	2		56	94.6%
2004	6	52	6	1		65	89.2%
2005	8	80	8	11		107	82.2%
2006	4	110	6	14		134	85.1%
2007	1	160	2	13	1	177	90.8%
合計	19	496	24	42	1	582	%

*複数の容疑者が関与していたが、そのうちの一部のみが起訴された事案は、「起訴件数」として報告されている。

マネーロンダリング罪で有罪判決を受けた人数 (第一審)

適用された法律および条項		2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
組織犯罪処罰法	第10条 (隠匿)	4	27	52	99	130	175	241
	第11条 (受領)	2	4	15	13	44	48	33
麻薬取締特別措置法	第6条 (隠匿)		2	4	7	4	8	1
	第7条 (受領)			11	1			4

基礎犯罪による公訴

本罪（種類）	第10条（隠匿）					第11条（受領）					合計	
	04	05	05*	06	06*	04	05	05*	06	06*		*
不正	13	23	6	25	1		6	2	9	5	76	14
投資法	22	17	3	30	7	5	3	2			77	12
貸金業の規制等に関する法律	17	18	3	24	7	1	2	2	1		63	12
売春防止法		2	1	1	1	2	11	11	16	11	32	24
窃盗	3	5	2	8		1	3	1			20	3
恐喝	2	2		6	1	1	3	1	2	2	16	4
利益を目的とした賭博場の開設		1	1	1		1	5	4	6	6	14	11
著作権法	2	2		4	1		1				9	1
病的ギャンブル						1	4	3	1	1	6	4
商標法		1	1	1		1	2		1	1	6	2
公文書偽造（印章使用）		2	1								2	1
私的電磁記録の違法な作成および提供				1							1	
わいせつ物の頒布	4	3	1	6	2		1	1	4	4	18	8
収賄				1							1	
身代金目的の誘拐		1	1								1	1
強盗				1	1	1	1		1	1	4	2
コンピュータ詐欺				1							1	
業務上の横領		1	1								1	1
盗品等				1	1						1	1
組織的な恐喝									1	1	1	1
組織的な詐欺		2	2	3	1						5	3
営利を目的とした組織的な賭博場の開設				1	1						1	1
弁護士法	1	1					1				3	
移民管理および難民認定法				2	1		1	1	1	1	4	3
児童買春・児童ポルノ関連行為の処罰及び児童の保護に関する法律	1	1	1	3			1	1			6	2
児童福祉法									1		1	
不正アクセス				1							1	
薬事法	3	1		1	1						5	1
産業廃棄物処理法		1	1								1	1

競馬法				1	1		1	1	1	1	3	3
モーターボートレース法						1	1	1			2	1
基本犯罪（種類）	第10条（隠匿）					第11条（受領）					合計	
自転車競技法							1	1			1	1
雇用保障法						1			1	1	2	1
合計	68	84	25	123	27	16	48	32	46	35	385	119

* 暴力団が関与した事件。

マネーロンダリング罪で有罪判決を受けた法人の数（第一審）						
罪名および適用された罰則条項		2003年	2004	2005	2006	2007
組織犯罪の処罰、犯罪収益の規制等に関する法律違反	第10条（隠匿）	0	0	0	3名、 2,500,000円	1名で 2,000,000円
	第11条（領収書）	0	0	0	1名 1,000,000円	0
麻薬取締 特 別 規 定 法	第6条（隠匿）	0	0	0	0	0
	第7条（受領）	0	0	0	0	0

テロ資金供与罪で有罪判決を受けた法人の数（第一審）					
罪名	2003	2004	2005	2006	2007
公衆威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律違反	0	0	0	0	0

マネーロンダリング罪に対する自然人への罰則の種類（第一審）											
犯罪名および適用された罰則条項		2003		2004		2005		2006		2007	
		P	F	P	F	P	F	P	F	P	F
組織犯罪処罰法	第10条 隠匿	46	6	98	1	119	11	171	1	238	2
	第11条 受領	15	0	10	3	40	4	41	6	25	8
麻薬取締特別措置法	第6条 隠匿	4	0	7	0	4	0	7	1	1	0
	第7条 受領	11	0	1	0	0	0	0	0	4	0

P＝懲役、F＝罰金。

テロ資金供与罪に対する自然人への刑罰の種類										
犯罪名および適用された 罰則条項	2003		2004		2005		2006		2007	
	P	F	P	F	P	F	P	F	P	F
公衆威嚇罪の資金供与の処 罰に関する法律	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

P=懲役、F=罰金。

2.1.2 提言および所見

205. 日本は、マネーロンダリング犯罪を摘発・起訴し、関連資金を没収する検察官および警察機関の能力を強化するための措置を講じることを推奨する。

206. 日本に対し、契約上の義務が違法な資金によって履行されることを知らずに締結された契約、または法令に基づき、犯罪収益の受領を行った者についても、その行為を犯罪とみなすよう拡大することを推奨する。

207. 日本に対し、金融機関以外の法人に対して適用される制裁措置を見直し、その水準を引き上げること勧告する。

208. 日本は、マネーロンダリングの共謀罪を新設することが推奨される。

209. 検察官は、有罪判決が下されるという圧倒的な確信がある場合にのみ、犯罪を起訴する。組織犯罪は、マネーロンダリングに関して非常に大きな懸念事項である。自白への依存が、日本当局の起訴判断における弱点となっているように見える。日本当局は、こうした犯罪の起訴に対して、より強固なアプローチを取ることを推奨する。

210. 個人、とりわけ法人に対する罰金の最高額を大幅に引き上げることが推奨する。

2.1.3 勧告1および2の遵守状況

	評価	評価の根拠となる要因の概要 ⁷
R.1	LC	- マネーロンダリングの共謀は対象外である。 - 違法な資金による正当な債務の支払いは対象外となっている。 - 起訴へのアプローチにより、マネーロンダリング分野における組織犯罪に関して弱点が生まれている。
R.2	LC	- 比例性の点に関しては、制裁措置に中間的な措置が欠けており、金融機関以外の法人に対する刑事制裁は抑止力として機能していない。 - 起訴件数が少ないため、起訴の有効性には疑問が残る。

⁷ これらの要因は、評価が「準拠」未満の場合にのみ記載することが求められる。

2.2 テロ資金供与の犯罪化 (SR.II)

2.2.1 説明および分析

211. 「公共の威嚇犯罪の資金調達に対する処罰に関する法律」（2002 年法律第 67 号）（テロ資金供与防止法）は、2002 年に施行された。同法第 1 条では、テロ行為を次のように列挙し、定義している。「—公衆、国または地方自治体、あるいは外国政府、および外国の国または地方自治体、条約またはその他の国際協定に基づいて設立された国際機関を含むその他の団体を威嚇することを目的として行われる行為」。列挙された犯罪は、「—殺人、攻撃用武器または身体に重大な危害を加えるおそれのあるその他の手段を用いた身体傷害、誘拐または人質取り；あるいは、航空機、船舶、鉄道を含む輸送機関、輸送インフラ、または公衆の利益のために運営される公的・私的公益施設に対する犯罪行為であって、公衆を威嚇する目的で実行されたもの—」である。この定義には、第2条第1項aに基づき、「テロ資金供与防止条約」の附属書に列挙されたすべての犯罪を反映した、日本刑法上の犯罪が含まれている。ただし、本法の適用は、そのような行為が公衆を威嚇する目的で行われた場合に限定されている。定義されたテロ行為の実行を目的として資金を提供し、または提供を試みる行為に関する規定は第2条に、公衆を威嚇することを目的とした犯罪行為を計画し、または実行しようとする者が、当該犯罪行為の実行のために勧誘、要求、その他の手段を用いて行う資金収集行為に関する規定は第3条に定められている。

212. 「公衆威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」は、まだ適用されたことがない。したがって、その適用範囲は、条文の文言、類似の法律における用語の文脈、および同法の国会審議に基づいて判断される。

213. テロ資金供与条約第2条第1項a)に基づき同条約の附属書に列挙された犯罪は、公衆を威嚇する目的で実行された場合に限り、日本法上の「テロ行為」とみなされ、その意図の立証が必要となる。

214. 同法第2条は、テロ行為の「実行を助長する目的で」資金を「故意に」提供した者に対する罰則を定めている。この文言は、特別勧告 II の要件とは異なっている。同勧告では、テロ資金供与犯罪は、テロリストやテロ組織、あるいはテロ行為の遂行のために「使用されるべきであるという違法な意図をもって」、あるいは「使用されることを知りながら」、資金を「故意に」提供または収集するあらゆる者にまで及ぶべきであるとされている。推奨される犯罪の範囲からの最初の逸脱は、条約で使用されている「wilfully（故意に）」という用語とは対照的に、日本の法律で使用されている「knowingly（故意に）」という用語に見られる。2 つ目は、あらゆる種類の資産を意味する条約の「資金」の定義である⁸。

215. 「知って」という用語は、資金がどのような用途に充てられるかについて実際の知識を必要とするため、より制限的であるように見えるのに対し、「故意に」という用語は、加害者がそのような用途を疑うに足る十分な理由を持っていただけでも要件が満たされるように見える。しかし、条約は、資金の「故意」の提供が、その資金がそのような方法で「使用されるべきであるという意図」または「使用されることを認識して」行われなければならないという、第二の要件を追加している。したがって、条約は、資金の提供に関してある程度の故意を要求するとともに、テロ目的での使用に関する意図または認識のいずれかを要求している。

216. 日本の法律は、テロ行為を「促進する目的」で、資金を「知って」提供・収集することを処罰の対象としている。しかし、特別勧告 II では、テロ組織や個々のテロリストに対する資金、より具体的にはあらゆる種類の資産の提供についても、以下の要件を満たすことを求めている。

⁸ 第1条——本条約において：1. —「資金」とは、有形・無形、動産・不動産を問わず、その取得方法にかかわらず、あらゆる種類の資産、および当該資産に対する所有権または権利を証明する、電子的またはデジタル形式を含むあらゆる形式の法的文書または証書を意味し、これには、銀行預金、トラベラーズチェック、銀行小切手、郵便為替、株式、有価証券、債券、手形、信用状などが含まれるが、これらに限定されない。

犯罪とされていない。さらに、間接的な資金の収集または提供は、日本の法律の下では犯罪とされていない。

217. 特別勧告 II は、テロ組織のための資金調達を犯罪化することを求めている。日本の同法第 3 条は、テロ目的のための資金の収集を、テロリスト自身によって行われた場合にのみ犯罪としており、テロリスト自身ではないテロ資金収集者は、犯罪の適用範囲外となっている（ただし、当該テロリストに実際に資金を提供した場合は、「公衆威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」第 2 条に基づき処罰される）。

218. したがって、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」（テロ資金供与防止法）の適用範囲は、特別勧告 II が求めるものよりも限定的である。

資金の定義

219. 「資金の提供」と題された『公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律』第 2 条は、「公共の威嚇罪の実行を容易にする目的での資金の提供」について規定している（同法第 3 条は、資金の「収集」を処罰の対象としている）。ここで使用されている「資金」という言葉は、日本語の「資金」の訳語である。「資金」という言葉の範囲について、法的または規制上の定義や網羅的なリストは存在しない。「資金」の直訳は「資金」の直訳は「funds, capital」である。他の日本の法令、特に外国為替法においては、「資金」という用語が使用されており、一般に現金および現金に容易に変換可能な金融商品と解釈されている。他の法律で知られ、SR II が要求するよりも狭く解釈される用語を用いることにより、この規定の適用範囲は、資金以外の資産を伴うテロ支援の側面を捉え損なっている。

220. 日本の当局者は、評価チームに対し、テロ活動に使用され得る財産の凍結義務について、第 2 条および第 3 条における「資金」という概念の不可欠な一部として捉えていると説明した。これらの条項は、「資金」の提供（定義なし——第 2 条参照）および「資金」の収集（定義なし——第 3 条参照）を犯罪としている。日本の当局者は、評価チームに対し、「資金」という概念には非金融資産も含めることを意図していたが、その意図された広範な定義は、実際よりも理論上のものに留まっていると説明した。また、評価チームは、「資金」という言葉の範囲は、概念的にも、また同法に関する国会審議での質疑に対する回答に示された法務大臣の見解においても、他の資産や財産を含めるのに十分であるとの説明を受けた。

221. 日本の法律で使われる用語の適用については、当該法律を所管する省庁の裁量に委ねられている。「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」の場合、所管省庁は法務省である。国会における同法の審議において、法務大臣は、「資金」とは現金やその他の支払手段に限定されるものではなく、「その果実として現金やその他の支払手段を得ることを意図して、あるいは現金やその他の支払手段に転換されることを意図して提供または収集されるその他の種類の資産」も含むと指摘した。

222. この定義は、現金やその他の支払手段の有無、あるいは当該資産を現金やその他の支払手段に類するものに変換できるかどうかにかかわらず提供される資産は除外しているように見受けられる。例えば、隠れ家や訓練場として不動産を単に提供する（その使用を現金化するために不動産を転貸する能力がない場合）ことは、この定義には該当しないと思われる。「テロリズムの資金供与の防止に関する国際条約」第 1 条の定義（SR II の解釈注記にも反映されている）では、「資金」を「有形・無形、動産・不動産を問わず、いかなる方法で取得されたものであれ、あらゆる種類の資産……」と定義しており、現金やその他の支払手段への換金可能性や、いかなる種類の「収益」を生み出す能力については一切考慮されていない。

223. テロ資金供与の犯罪化には「資金」の範囲外の資産は含まれないため、そのような資産がテロ組織に提供されている場合には、他の規定、特に差し押さえに関する規定も影響を受けることになる。

224. 「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」は、特定のテロ行為との関連性を立証する必要も、資金が実際にテロ行為の遂行に用いられたことを証明する必要もなく、テロ行為への資金提供を犯罪としている。したがって、加害者が当該財産を単に所持していること、あるいはそれを使用していること自体は、自己マネーロンダリングには該当しない。当初の加害者が、収益の犯罪的出所を隠蔽しようとした場合にのみ、マネーロンダリング罪が成立するが、これは日本の法律によって十分に規定されている。しかし、日本の法律には、いかなる犯罪の共謀に関する刑事規定は含まれていない。日本の刑法第60条（共犯の処罰）は、日本において、この種の犯罪的合意を規定するものとして認識されている。その結果、共謀の事例は対象外となる。テロ犯罪のために自らの財産を提供するという共通の意図により、大規模な集団が刑事責任を問われる可能性はあるが、刑法第60条またはテロ資金供与防止法で規定される犯罪に基づく刑事制裁を受けるためには、合意された犯罪の未遂の段階に至るよう、集団の少なくとも1人の構成員による行動が必要となる。グループの少なくとも1人の構成員による未遂として処罰可能な行為がない限り、犯罪を犯すための共同の計画や準備は処罰の対象とはならない。

225. 「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」第2条第1項および第3条第1項で犯罪と規定されているテロ資金供与の未遂は、各条の第2項により犯罪とされている。

226. テロ資金供与への関与を処罰するため、日本の法制度は、マネーロンダリング（*前述参照*）に関して適用されるのと同じ刑法の規定、すなわち刑法第60条以下に依拠している。条約第2条第5項は、犯罪の共謀の犯罪化を義務付けていないため、これらの規定は、「資金」の定義を除き、要求される参加形態を十分に網羅している。

227. 日本の法律では、テロ資金供与はマネーロンダリングの原罪である（原罪の一覧表、勧告1、第132項を参照）。しかし、テロへの資金供与の未遂（その目的で使用される予定の金銭の隠匿を含む）は、日本の法律における原罪のいずれにも該当しない。この例外は、テロ資金供与を目的として隠匿された資金自体が犯罪に由来する場合、適用されない。そのような行為は犯罪収益の隠匿に該当し、したがって「組織犯罪処罰法」第10条に基づき処罰の対象となるが、同条の規定は資金のみを対象としているのに対し、犯罪収益の定義には他の犯罪についてはその他の財産も含まれているためである。

228. しかし、テロ資金供与の目的で正当な資金が調達され、かつテロ資金供与行為が未遂の段階にとどまっている場合、正当な出所からの資金は概念上、日本のマネーロンダリング法の適用範囲外となるため、このテロ資金供与の未遂は、日本法の下ではマネーロンダリングの原罪とはみなされない。

229. 「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」第5条（日本刑法第3条および第4条第2項に関連して）によれば、日本国民は、資金提供が行われた場所、関連するテロリストが所在していたまたは所在する場所、あるいは関連するテロ行為が計画、準備、または実行された場所にかかわらず、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」に規定されるテロ資金供与行為について処罰される。

230. テロ資金供与犯罪の故意の立証および刑事制裁と行政制裁の並行適用に関しては、テロ資金供与に関する法的枠組みは、マネーロンダリングに関して採用されているものと同様の仕組みに依拠している（*上記勧告2、要素2および4を参照*）。

231. テロ資金供与に対する刑事制裁の法人への適用に関しては、「テロ資金供与防止法」第6条は、「法人または自然人の代表者、代理人、従業員、その他の使用人が、当該法人または自然人の業務に関連して〔テロ資金供与行為〕を行った場合、当該法人または自然人は、行為者に対して科される刑罰に加え、当該条項に定める罰金に処せられる」と規定している。

232. テロ資金供与法の第2条および第3条がテロ資金供与行為に対して定める制裁は、10年以下の懲役または1,000万円（約61,000ユーロ／95,000米ドル）以下の罰金である。

統計

233. 日本では、テロ資金供与に関する捜査はごくわずかであり、逮捕や起訴の事例はなく、統計データも入手できない。とはいえ、日本は国連決議で指定されたテロ組織や個々のテロリストによる被害を受けたことはない。また、これらのリストに日本国民や法人が掲載されていることもない。したがって、捜査件数が少ないことや有罪判決がないことは、否定的な結果とは見なせない。そのため、この制度の有効性を評価することはできなかった。

2.2.2 提言および所見

234. 日本は、「テロ資金供与防止法」における「資金」の定義を、同法の第1条第1項の定義に沿って、「資金」という用語のより限定的な商業的意味を超えて、動産・不動産、有形・無形を問わず、より広範に拡大することが推奨される。

235. 日本は、テロリスト以外の者がテロ組織または個々のテロリストのために資金（およびその他の資産、上記参照）を収集することを犯罪とすべきである。特に、これにより、マネーロンダリングおよびテロ資金供与に関する法律の仕組み、とりわけ凍結および没収に関する規定を、テロ目的のために収集された合法的な出所の資金にも適用できるようにすべきである。

236. 日本は、その使用目的にかかわらず、テロ組織への直接的または間接的な資金の収集および提供を明示的に犯罪とする法律を制定することが推奨される。

2.2.3 特別勧告IIの遵守状況

	評価	評価の根拠となる要因の概要
SR.II	PC	「資金」の定義が限定的である。 - テロリスト以外の者によるテロリストへの資金集めを犯罪として規定していない。 - 間接的な資金の提供・収集が対象となるかどうか、法律上不明確である。 - テロ行為の実行以外の目的で、テロ組織や個々のテロリストに対して資金を収集または提供することが犯罪とされていることが、法律上、明示的に明確ではない。

2.3 犯罪収益の没収、凍結および差し押さえ (R.3)

2.3.1 説明および分析

237. 犯罪の手段となった物品は、刑法における押収、検査、捜査および没収の規定の対象となる。犯罪収

益は、広範な押収、検査および捜査権限の対象となるほか、日本では「保全命令」として知られる特別な凍結規定の対象となる。

命令として知られる)が適用される。犯罪収益の没収は、2つの特別法に基づいて行われる。1つは麻薬に関する法律であり、もう1つは最近改正された組織犯罪に関する法律である。後者には、麻薬収益の概念が含まれており、すべての重大犯罪に対する一般的な没収権限が創設されている。

238. 日本における犯罪の手段物には、刑法第19条の規定に基づき、犯罪行為の構成要素であった物、また*(a)* 犯罪行為の実行に使用された、もしくはその使用を意図された物、*ii)* 犯罪行為によって生産または取得された物、*iii)* 犯罪行為に対する報酬であった物が含まれ、これらは没収の対象となる。この没収権限は、当該物が犯罪者の所有物であった場合、または犯罪行為後に他者がそれを承知の上で取得した場合にのみ行使できる。さらに、刑法第19条の2は、没収できない場合、生産、取得、または報酬として受け取った物の価値に相当する罰金を科すことを規定している。

239. 日本では、犯罪収益について2つの異なる法律で規定されている。1つ目は、1991年10月5日に制定された「麻薬取締特別措置法」である。2つ目は、2008年3月1日に全面施行された、最近改正された「組織犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（以下、「組織犯罪処罰法」という）である。

240. 「麻薬取締特別措置法」は、「麻薬犯罪収益」および「麻薬犯罪収益に由来する財産」に対する没収手続を規定している。同法第2条第3項では、

—「薬物犯罪による収益」とは、「薬物犯罪の行為を通じて取得された財産、または当該犯罪行為に対する報酬として取得された財産、もしくは犯罪に関与した金銭」をいう。⁹ ジアセチルモルフィンに関する第69条の4などの特定犯罪への言及は、没収の対象を資金に限定しているように見えるが、当該条項の文脈において、明確性と一貫性を考慮すれば、土地、建物、運搬手段、および設備も没収の対象となる追加の財産である。さらに、「麻薬取締特別法」第2条第4項および第5項は、麻薬犯罪の収益の「果実」として、またはその対価として得られた財産、あるいは麻薬犯罪の収益が他の財産と混在している財産も、同法の規定の適用範囲に含まれることを規定することで、いかなる曖昧さも解消している。

241. もう一つの一般的な没収法は、「組織犯罪処罰法」である。この法律は、「麻薬取締特別措置法」の規定を強化し、日本における没収、差押え、および保全（凍結）の規定を拡充することを目的としている。同法第2条における「犯罪収益」の定義には、第2条第5項で規定される麻薬特別法上の麻薬犯罪収益が具体的に含まれている。しかし、「組織犯罪処罰法」は、日本の没収の概念を大幅に拡大し、以下のものまで対象としている。

- 「組織犯罪処罰法の別表に掲げる犯罪行為（『40の勧告』用語集で指定された犯罪類型の大部分を含む）によって生じた財産、当該犯罪行為を通じて得られた財産、または当該犯罪行為の対価として得られた財産」。
- *i)* 覚醒剤の輸入その他の犯罪に必要な資金または物品の提供、*ii)* 売春に関連する資金または物品の提供、および *iii)* サリンによる傷害のための資金または物品の提供の各罪を構成する犯罪行為（日本国外で犯された行為を含む）により提供された金銭。
- 犯罪行為（日本国外で犯された行為であって、事業を獲得するための外国公務員への贈賄罪を構成するものを含む）を通じて提供された財産。

⁹ 関連する薬物犯罪は、各種薬物法の特定の条項に規定されている。これらは、麻薬及び向精神薬取締法の第68条（ジ

アセチルモルフィンの資金・物品の提供または輸送) または第69条の4 (向精神薬に関する犯罪を犯すための資金の提供)、大麻取締法第24条の6 (資金・物品の提供または大麻の運搬) ; アヘン法第54条の2 (資金・物品の提供またはアヘンの運搬)、あるいは覚醒剤取締法第41条の9 (資金・物品の提供または覚醒剤の運搬) に規定されている。

- 「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」第2条に規定される犯罪に関連するいかなる資金も。

242. 「麻薬取締特別法」の没収に関する規定は第11条にあり、これには、あらゆる薬物犯罪収益、薬物犯罪収益に由来する財産、犯罪の実行に対して得られた報酬、または当該財産から間接的に得られた財産の没収が規定されている。「麻薬取締特別法」第12条は、混同財産および外国からの没収請求については、「組織犯罪処罰法」の没収規定が適用されることを定めている。第13条は、いわゆる没収命令である徴収命令について規定しており、これは価値没収または徴収権限に相当するもので、本来であれば第11条の没収命令の対象となる財産が没収されない場合に適用される。

243. 「組織犯罪処罰法」の没収規定は、同法第13条に定められている。同法が、薬物犯罪を含む重大犯罪に対する一般的な没収規定を定めている点に留意することが重要である。第13条に基づく没収に加え、同法の第8条にも没収規定が設けられている。同条は、賭博場の運営において、当事者が集団に代わって犯罪を犯した場合、当該財産が第三者ではなく当該集団に帰属するときに没収を行うことを規定している。「組織犯罪処罰法」第13条は、動産、不動産、または金銭債権の没収を規定しており、具体的には以下の通りである：

- 犯罪収益¹⁰。
- 犯罪収益に由来する財産。
- 犯罪収益を用いて取得された株式。
- 犯罪収益によって取得された債権。
- 第10条（隠匿）または第11条（受領）に規定する犯罪収益に関連する犯罪収益。
- 犯罪収益に由来する、またはその成果として得られた財産。

244. 第13条第4項には、その財産が同法第9条に基づくマネーロンダリング犯罪に関与していた場合、組織犯罪処罰法の権限に基づき「薬物犯罪収益」を没収する権限が含まれている。さらに、第14条および第15条は、第三者が、原犯罪の遂行後に、そのことを知りながら犯罪収益を取得した場合、混同財産および共有財産の没収を規定している。第18条は、第三者が保有する財産の没収を規定している。

245. 組織犯罪処罰法第16条は、麻薬取締特別法第13条の相当額の没収と同様に、没収に代わる価値に基づく命令、すなわち没収の代替措置としての「徴収命令」を規定している。徴収命令は、没収が不適切とみなされる場合、またはその他の特定の理由がある場合に発令される。そのような場合、徴収命令は、犯罪の当事者に対して執行することができる。

仮処分

246. 日本の刑事訴訟法は、搜索・押収令状の申請および送達に適用される。第54条は、公示送達を除き、民事上の規則が送達に適用されることを規定している。刑事訴訟法第218条は、搜索に関する司法命令について規定している

¹⁰ 第2条は犯罪収益を定義しており、その定義は前述の83項以降に要約されている。

または場所の搜索、あるいは予告なしの人物に対する尋問について規定している。当局が没収を目的として財産の凍結を求める場合、日本では専門の権限が行使される。

247. 麻薬取締特別措置法第19条は、麻薬収益に対する保全命令の片側申請について規定している。検察官は当該命令を請求しなければならないが、裁判所は職権により当該命令を発する権限も有する。裁判所は、当該命令が必要であると認めた場合に、保全命令を発する。この命令は、当該財産に利害関係を有する他の者の権利を保全し、制限することもできる。第19条第4項は、「組織犯罪処罰法」の保全規定を準用している。最後に、第20条は、第13条の権限に基づき没収に代わる罰金を回収するための没収命令（すなわち徴収命令）の対象となり得る財産に対して、同様の片側保全命令を規定している。いずれの保全命令も、第三者の権利が没収されるおそれがあると信じるに足る相当な理由が存在する場合、当該財産に対する第三者の権利を凍結することができる。第19条第3項および第20条第2項に基づき、保全命令は公訴提起前に取得することができる。

248. 日本では、「組織犯罪処罰法」が、犯罪収益および薬物犯罪収益に関して広範な保全命令を規定している。裁判所は、職権により、または検察官もしくは上級司法警察官の申請に基づき、当該財産が「組織犯罪処罰法」またはその他の法律に基づき没収の対象となり得る不法財産であると認めた場合、第22条に基づき、犯罪収益および薬物犯罪収益に対して保全命令を発することができる。

249. 「組織犯罪処罰法」の保全命令は、第三者の権利が没収の対象となり得ると信じるに足る相当な理由が存在する場合、当該財産における第三者の権利を凍結することができる。第23条に基づき、起訴の提起前に保全措置を取得することができる。ただし、第23条第3項は、当該財産が他の当事者に対して既に提起されている手続きに基づき没収される可能性がある場合を除き、30日以内に起訴を提起しなければ、保全命令は無効になると規定している。さらに第23条第4項は、公訴が提起されるまで、検察官がやむを得ない理由に基づき、30日ごとの延長を繰り返し申請できると規定している。公訴が提起されると、検察官は第23条第7項に基づき、被告人を除く関係者に、公告または個別の通知のいずれかの方法により通知しなければならない。

財産の特定および追跡に関する権限

250. 日本の刑事訴訟法は、没収命令の対象となり得る財産を追跡するために必要なあらゆる権限を警察に付与している。さらに、日本の検察官も、刑事訴訟法に基づき、同様の捜査権限を有している。関連する財産は、不審取引報告の対象となっていた場合もあれば、当局の通常の刑事捜査義務の遂行過程で把握された場合もある。¹¹ いずれの場合においても、捜査権限により、当局は犯罪の手段や犯罪収益を追跡・特定することができる。

251. 刑事裁判所には、例えば第100条に基づき、郵便物や電報の送付途中の資料を差し押さえたり、その引き渡しを命じたりする独自の権限がある。これは、法執行機関と検察官との間に密接な関係があるため重要である。日本の主要な捜査機関である警察と検察官は、それぞれの責任を調整している。さらに、関連法令はその関係を明示的に認めている。

¹¹ 警察法第2条第1項は、警察の責務として、個人の生命、身体及び財産の保護、ならびに犯罪の予防、抑止及び捜査を担当することを規定している。同様に、検察庁法第6条及び刑事訴訟法に基づき、検察官は、日本において警察官と同等の捜査官として犯罪収益の捜査に関与する。

252. 刑事訴訟法第9章は、広範かつ実効性のある搜索・押収権限を規定している。通常、警察官、または警察官と協力する検察官は、第106条から第127条を用いて搜索・押収権限を行使する。さらに、同法第189条は、警察官が司法警察官として犯罪者を捜査し、犯罪の証拠を収集するための具体的な権限を規定している。これに伴い、検察官は第193条に基づき、捜査に関して司法警察官に対して一般的な指示を与えることができる。追及に関する具体的な権限は、刑事訴訟法第198条に規定されており、同条は、検察官または司法警察官が被疑者に対し、出頭して質問に答えるよう求めることができると定めている。当該者がこれに従い、真実に答えた場合、捜査は進行する。一方、出頭を拒否した場合、司法警察官および検察官はいずれも刑事訴訟法第199条を逮捕の根拠として用いることができる。また、同法第218条は、搜索、押収、または検査の権限を裁判所に申請する権限を規定している。

第三者保護

253. 麻薬特別措置法第11条第2項は、麻薬犯罪の収益について、無実の第三者の権利が侵害されるおそれがある場合には、その収益の没収を免除できると規定している。無実の第三者は、麻薬特別措置法第12条によってもさらに保護されており、同条は組織犯罪処罰法第14条および第15条に規定される第三者保護措置を取り入れている。

254. 「組織犯罪処罰法」第14条は、犯罪収益が犯罪収益ではない資産と混同されている場合に対応するものである。そのような場合、犯罪収益に相当する金額を没収することができる。

255. 「組織犯罪処罰法」第15条は、元の所有者がその財産をどのように取得したかを知らずに当該財産を取得した第三者からの財産の没収を禁止している。さらに、同法第15条第2項は、当該財産が、当該犯罪の遂行前に、所有者がどのようにその財産を取得したかを知らずに担保権者によって取得された場合、その財産に設定されている地上権または抵当権は存続すると規定している。

256. 日本には、「刑事事件における第三者財産の没収手続に関する緊急措置法」として知られる、特定の第三者保護法がある。この法律は、第三者が所有する財産の没収に際し、特定の手続に従って当該第三者の権利を保護しなければならないと規定している。本質的に、第2条に基づき、当該第三者には通知を受ける機会が与えられ、第3条では、第三者が介入し、説明を行うための手続が規定されている。

財産の譲渡の無効化および処分防止の権限

257. 没収のための保全は、「麻薬取締特別法」第19条に規定される保全命令によって行われる。同法第14条には、麻薬法上の犯罪者が第5条に規定される犯罪に職業的に従事していた場合、当該犯罪者に対して限定的な推定が適用される旨が定められている。第11条は、本法に基づく財産の実際の没収に適用されるが、第三者財産の没収については、麻薬特別措置法第16条に基づき、「刑事事件における第三者財産の没収手続に関する緊急措置法」の規定が適用される。同法は、第三者財産の没収についてさらに規定している。当該第三者には通知が行われ、介入が認められなければならない。当該当事者の介入が認められなかった場合、第11条第1項及び第3項に基づき、当該財産は没収されることがある。最後に、薬物及び犯罪収益の併合的な没収・保全に関する規定は、「麻薬取締特別法」第12条において、「組織犯罪処罰法」第14条及び第15条を引用により組み込むことにより規定されている。

258. 「組織犯罪処罰法」第14条および第15条は、混同された犯罪収益および没収の条件について規定している。第14条は、代替価値没収命令について規定している。第15条は、第三者が本罪の成立後に犯罪収益であることを知りながら混同された財産または共有財産を取得した場合の没収について規定している。「組織犯罪処罰法」第16条は、財産を没収できない場合を網羅するための「包括的」規定である。そのような場合、取得された財産の価値に相当する徴収命令が発令され、執行されることがある。

259. 上記に要約したように、財産を追跡・特定する権限は広範であると思われる。しかし、刑事訴訟法第105条によれば、捜査に必要な証拠が、医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（日本に登録された外国弁護士を含む）、弁理士、公証人、宗教職に従事する者、またはこれらいずれかの職業に以前従事していた者の所有下にある場合、当該者は押収を拒否することができる。さらに、証拠が国会議員、元国会議員、または国務大臣の所有物であり、かつ当該者が異議を唱えた場合、第104条は、国会の同意なしにその物を押収してはならないと規定しており、その押収が日本の重要な国益を害する場合を除き、国会の同意を拒否することはできない。さらに、第113条は、公的機関において必要な捜索を行う場合、その機関の長またはその代理人に通知し、捜索に立ち会わせなければならないと規定している。

260. また、特定の状況下では、人物に対する尋問の権限も制限される。例えば、刑事訴訟法第147条は、広範な親族に対する尋問を禁じている¹²。このカテゴリーに該当する者は、裁判所における手続において証言を拒否することができる。最後に、第149条は、第105条および第104条に規定される者の区分を対象とする第145条に該当する職業について、同様の異議申し立てを規定している。刑事訴訟法第193条は、司法警察官または検察官が被疑者に対し、事情聴取のために出頭を要請する権限を規定している。通常の証人は、第223条に基づき、出頭して情報を提供するように求められることがある。彼らは回答や協力を拒否することができる。この点について、警察および検察当局は、こうした証人は通常、当局に協力していると説明した。さらに、専門家による特権の主張がなされると、捜索は中止されるか、まれなケースでは物の押収につながる。押収が行われた場合、専門家は捜索に対して異議を申し立てる権利を有する。日本弁護士会が指摘するように、その異議申し立てが認められた場合、当該物は証拠として提出されない可能性がある。

261. 刑事訴訟法第218条の権限に基づき、押収令状、身体検査令状または捜索令状が必要とされる場合、令状を発付する裁判所に対し、捜査の必要性に関する理由に加え、当該者の性別および身体的状態についても通知しなければならない。

没収の例外

262. 麻薬取締特別措置法の没収に関する規定には、没収の重要な例外が定められている。第11条第1項は、薬物犯罪の収益を隠匿しようとする未遂を除き、薬物犯罪の未遂（すなわち準備行為）を没収の対象から除外している。さらに、薬物犯罪特別措置法第11条第2項は、当該財産の性質、その使用状況その他の事情に照らし不相当と認められる場合には、薬物犯罪の収益の没収を免除できると規定している。

263. 「組織犯罪処罰法」もまた、没収の例外を規定している。第13条第2項は、犯罪被害者の財産は没収できないと規定している。第13条、

¹² 配偶者、三親等以内の血族、二親等以内の姻族、またはかつてそのような親族関係にあった者；その者の後見人、後見監督人、保佐人、またはその者が後見人、後見監督人、保佐人を務める者。この点について、警察および検察当局は、こうした証人は通常、当局に協力する傾向にあると説明した。

第3項は、犯罪が組織犯罪グループなどの集団によって行われた場合、犯罪者が単に犯罪収益の受け取り手である場合、またはマネーロンダリング事件の場合において、この例外の影響を軽減している。ただし、その前提として、犯罪被害者は、そうでなければ他の規定を利用して失われた財産を回収する能力と専門知識を有しているものとされている。犯罪被害者の財産の範疇は極めて広い。刑法第225条の2第2項は、この事実を如実に示している。同罪は、家族が身代金要求に応じる身代金目的の誘拐を規定している。さらに、高金利貸付（別表第31号罪）、人質事件（別表第44号罪）、詐欺的再編（別表第55号罪）、および詐欺的破産（別表第68号罪）も対象となっている。さらに、第13条第5項は、当該財産の性質、その使用状況、およびその他の事情に照らして不適切であると認められる場合、薬物犯罪の収益に対する没収を回避できると規定している。

264. 実際の没収命令に代わる徴収命令という選択肢は、魅力的であり、没収に代わる実行可能な手段であるように思われる。しかし、そのような命令は、徴収命令を実際に執行するための措置が一貫して講じられて初めて効果を発揮する。

265. 組織犯罪処罰法の第4章第2部第42条から第49条は、徴収命令の実際の執行に関する問題に適用される。命令は、検察官の申請に基づき、または裁判所の職権により発令される（第42条）。当該命令の支払いが行われるまで、当該者の財産は凍結されることがある（第42条第5項）。ただし、第47条では、命令の期間が不当に長期化した場合には、当該命令を取り消すことができると規定されている。この規定は、没収の対象となり得る財産に対する通常の担保命令を取り消す権限（第32条）と類似している。しかし、徴収命令の場合、当該者に対して最終的な有罪判決および命令が下されている。その結果、徴収命令は、犯罪者が実際に命令に従って支払を行うという期待に依存しているように見える。命令の支払いが遅れたという理由だけで、命令を取り消す決定が正当化されるのは理解しがたい。

266. 「麻薬取締特別措置法」第20条は、予想される「相当価値」の徴収命令のために必要と認められる場合、裁判手続が開始される前であっても、将来の被告人のすべての財産に対する凍結命令を認めている。組織犯罪処罰法の第42条には、これに対応する文言がない。したがって、麻薬犯罪以外の原犯罪の被告人については、裁判手続が開始される前に、犯罪収益で支払われた高価な物品を隠匿することを十分に防止できないように思われる。

統計（勧告32）

267. 日本の法務省は、麻薬取締特別法および組織犯罪処罰法の関連規定に基づき、犯罪収益の没収または徴収に関する裁判所の決定の対象となった者の数およびその額、ならびに当該没収、徴収または保全の対象となった者の数 その金額について各地方検察庁から報告を受け、それらを年次統計として集計している。

「麻薬取締特別法」に基づく没収、徴収または保全の対象となった者の数

年度	没収		徴収		保全	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
2001	30	102 226 477	155	3 685 271 147	3	25 168 522
2002	45	176 959 095	307	1 363 995 367	13	167 083 530
2003	47	36 539 127	304	1 541 756 834	10	391 139 249
2004	75	583 372 109	329	3 270 608 245	15	308 655 939
2005	39	64 332 330	316	3 513 785 244	23	668 842 188

年	没収		徴収		保存	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
2006	62	133 441 937	373	2 372 788 711	27	154 972 093
2007	53	207 411 215	285	2 216 634 562	15	96 049 530
合計	351	1 304 282 290	2 069	17 964 840 110	106	17 964 840 606

組織犯罪処罰法に基づく没収、徴収または保全命令の対象となった者の数

年	没収		徴収		保全	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
2001	4	9 749 473	5	64 820 618	4	10 039 804
2002	7	5 043 917	17	241 408 094	8	68 000 664
2003	8	4 278 363	20	144 397 850	7	122 066 058
2004	15	69 804 002	22	504 806 482	10	285 525 085
2005	18	70 138 192	54	816 175 850	13	225 589 201
2006	27	154 723 282	75	3 408 638 832	15	132 797 711
2007	29	104 088 886	65	782 938 219	18	153 739 514
合計	108	417 826 115	258	5 963 185 945	75	997 758 037

2.3.2 提言および所見

268. 上記の2つの表は、密接に関連する2つの没収法によって、同様の5年間に達成された成果を示している。「麻薬取締特別措置法」による没収額は1,304,322,069円（約12,275,000米ドル、または8,620,000ユーロ）に達し、

さらに、総額17,964,840,500円（約170,000,000米ドルまたは1億1,880万ユーロ）の追加徴収命令が出された。「組織犯罪処罰法」に基づく没収額は417,826,135円（約3,900,000米ドルまたは2,700,000ユーロ）の没収額と、5,963,185,941円

（約56,000,000米ドルまたは39,000,000ユーロ）の徴収命令が出された。いずれの法律においても、没収命令の数に比べて徴収命令の数は約12倍多かった。さらに、日本の規模や富を考えると、実際の没収および徴収命令の額は低い。

269. いずれの法律も、当該財産の性質、その使用状況、その他の事情に照らして没収が不適切と認められる場合には、徴収命令を想定している。没収と徴収の間に著しい格差があることを踏まえると、検察官や裁判所が没収命令よりも徴収命令を好んでいることは明らかである。犯罪者が徴収命令に従って支払うか、あるいは命令が最終的に取り消されることを期待して支払いを拒否する可能性が高いことを考えると、このような選択肢の価値には疑問が残る。日本は、当該財産の性質、その使用状況、その他の事情に基づき、没収命令ではなく、当該人物に対する徴収命令を無期限に付与するという選択肢を廃止することを検討すべきである。執行されないまま放置される可能性のある徴収命令という代替措置や、その命令額に照らして当該命令を取り消すことができるという点は、没収制度の有効性に対する懸念を生じさせる。

270. 差し押さえの可否や、専門家や著名な公職者が捜索に異議を申し立てる可能性があることは、潜在的な障害となり得る。当局は、異議申し立てに直面した場合、適切な捜索令状を執行することに消極的になる恐れがある。さらに、物品を差し押さえ、その差し押さえ財産を捜査の進展に利用した場合、裁判上の制約に直面する可能性がある。差し押さえるべき物が、令状を発付した裁判所が納得する形で刑事捜査に関連しているとい

う事実を踏まえ、日本は、専門家

または立法府・行政府の構成員から押収された物品を封印し、それが事実上および法的に専門職の守秘義務や国家安全保障の保護の対象となるかどうかを判断するための迅速な審理において、裁判所に提出する制度の創設を検討すべきである。

271. 組織犯罪処罰法第42条は、予想される「相当額」の徴収命令のために必要と認められる場合、裁判手続きが開始される前であっても、将来の被告人の全財産に対する凍結命令を可能にするため、麻薬取締特別法第20条と同様の文言を含めるよう改正されるべきである。

2.3.3 勧告3の遵守状況

	評価	評価の根拠となる要因の概要
R.3	LC	- 徴収という代替措置については、強制執行の義務を課し、命令を取り消す権限を限定すべきである。 - 日本において発令された没収・徴収命令の件数が少ないことから、没収・差し押さえの制度は十分に機能しているとは考えられない。

2.4 テロ資金供与に使用される資金の凍結 (SR.III)

2.4.1 説明および分析

272. 2002年、日本は「公共の威嚇行為の資金供与の処罰に関する法律」（テロ資金供与防止法）を制定した。同法第1条では「公共の威嚇行為」を定義しており、第2条および第3条では、「公共の威嚇行為」を行う目的で、故意に「資金」を提供、要求、または収集することを犯罪としている。さらに、当該資金の提供、要求、または収集の未遂も、同法において犯罪とされている。

273. 日本の制度では、国境を越える取引（居住者と非居住者間の取引を含む）は、「外国為替及び外国貿易法」（以下、「外国為替法」という）によって規制されている。日本は、主に同法に基づき、テロリストの財産の凍結義務に対応している。さらに、日本は「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」の規定にも依拠しており、財産凍結の権限（日本では「保全命令」として知られる）については、さらに別の法律が用いられなければならない。テロリストの財産に関連する日本の保全規定は、「組織犯罪処罰法」に定められている。

安全保障理事会決議

274. 日本におけるテロリストの財産凍結への初期の取り組みは、国連安全保障理事会決議第1267号の要件に基づき、タリバンに対して初めて発出された国内指定によって実現された。この指定は2001年9月22日に行われた。この指定により、日本の「外国為替法」第16条、第21条および第24条の規定が発効し、その結果、指定された資金および経済資源（指定された個人または団体が直接または間接に所有または管理する財産から派生または生じたものを含む）の、日本居住者と非居住者間、あるいは外国への移動、および指定対象者への支払いを阻止するための許可制度が導入された。ただし、この措置は、指定された団体または、日本在住の国民であり、当該資金を日本国外へ持ち出す意図を一切持たなかった個人から派生または生成された資金、あるいは直接・間接に所有または管理されている財産を含む資金およびその他の金融資源を凍結するものではない。さらに、前述のように資金を犯罪対象とすることは、集められているものの、公衆への威嚇行為（すなわちテロ行為）を意図する特定のテロリストにまだ渡されていないその他の財産を無視している。その後、国連1267制裁委員会に

より新たな指定対象が確定されたことに伴い、日本は国連安全保障理事会決議第1333号および第1390号に基づく指定措置を講じた。

275. 安全保障理事会決議に基づくその後の指定において、日本は再び外国為替法に依拠した。日本の許可制度は、外国為替法第16条、第21条および第24条に基づいている。同法は、許可を必要とする特定の活動区分を規定している。各区分は、主に（ただし、それに限定されない）日本への持ち込みまたは日本からの持ち出しを伴う活動を対象としている。第16条第1項は、日本からの「支払」または日本の居住者から非居住者への支払を規制し、第21条は同様に資本取引を規制し、第24条は輸出入される物品を対象としている。しかし、この制度では、日本国内にあり、かつ日本国外へ持ち出す意図が一切ない、直接または間接的に所有または管理されている財産（銀行の貸金庫など）を、直ちに凍結するものではない。

276. 財務省（MoF）は、テロリスト指定対象者に関する許可制度を導入・施行している。日本における新たな団体・個人の指定プロセスは、外務省（MoFA）から始まる。外務省は、閣僚通知を通じて、安全保障理事会や他国からの情報を周知する。日本では、外務省（MoFA）、財務省（MoF）、経済産業省（METI）などの関係省庁で構成される「連絡委員会」が、他国からの回答や対象に関する情報などを基に、指定対象となる個人または団体を指定する。その後、同委員会が推奨した指定案は、内閣の承認を経て正式に決定される。

277. 財務大臣または経済産業大臣は、外国為替法第16条および第21条に定められた内閣令の手続きに基づき、通知を発出することができる。この通知により、支払および資本取引に対する許可制度が適用される。日本の許可制度の手続きは、外国為替法第16条、第21条および第24条に規定される状況下において、いずれかの大臣によって行われる。

(i) 条約等の国際協定を忠実に履行するため。

(ii) 世界平和のための国際的な取り組みに寄与するため。または

(iii) 日本の平和と安全を維持するため。

278. 基本的に、日本の関連命令⁽¹³⁾は、タリバンおよび関連者、ならびに外務省の告示により指定されたテロリストへの支払いを指定している。日本は、G7諸国（すなわち、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア）と連携して、テロリストやテロ組織・団体を対象とする指定手続きを実施している。さらに、外務省は他国の多数の団体や個人（イランの指定団体や個人など）を指定しており、これらに対する支払いや取引を行うには許可が必要となる。現地訪問日現在、日本は多数の個人や団体を指定リストに掲載している。

279. 「外国為替法」には顧客確認義務が含まれているため、同法が適用される。ただし、同法の顧客デューデリジェンスに関する規定は、最近改正された「組織犯罪処罰法」のより強力な規定によって、その大部分が置き換えられている。

280. 外国為替法第16条は、日本から外国への取引、および非居住者に対して支払いや口座指示を行うことを意図する日本の居住者に適用される。この許可制度では、当該者はまず口座指示または支払いの許可を取得しなければならない。運用上、この許可制度は外国為替令（政令第260号）に定められた規定に基づいて機能している。同令第6条に基づき、外国への支払いや、居住者と非居住者間の支払いが規制されている。

281. 資産凍結措置は、以下の相手先に対する国境を越えた支払いや資本取引（すなわち、預金契約、信託契約、金銭貸付、債務保証など）を規制することを目的としている。

¹³ 国連安保理決議第1267号、第1333号、第1390号、第1373号（530件）、第1483号（295件）、第1532号（57件）

、 1596 (23) 、 1572 (3) 、 1591 (4) 、 1695および1718

(16) ; 1737 (22) 、および1747 (28) に基づき、指定された個人・団体（括弧内は指定者数）のリスト。

指定対象者。当該支払い・契約を行うことを意図する者は、事前に許可を申請する必要があり、その許可証を支払いまたは取引を行う金融機関に提示しなければならない。

282. 日本は、特定の支払いや取引を行う許可に基づき、テロリストの資産を凍結する独自の制度を実施している。日本居住者が指定された場合、国内取引（例えば、現金の引き出し）や他の日本居住者との取引においては、海外取引、外貨を用いた資本取引、または非居住者との取引を除き、その資金は凍結されない。

283. 日本の当局者は調査団に対し、この制度の結果として、金融機関は、顧客データベースの照会が法的に義務付けられていない場合でも、許認可手続きを適切に実施するために照会を行っていると説明した。調査団はこの説明に納得していない。というのも、日本の居住者が円建ての国内取引を行うのにライセンスは不要だからである。ライセンスが必要となるのは、国境を越える取引や非居住者との取引の場合に限られる。ライセンスを要する取引を行う前に、金融機関がテロリストリストを確認するのは当然のことだが、取引や取引の試みがない状況において、体系的なスクリーニングプロセスが実際に機能しているかについて、調査団は疑問を抱いている。しかし、日本の当局者は、実際には、新たなテロリストリストが公表されるたびに、財務省が「外国為替法」第55条の8の規定に基づき、金融機関に対し、顧客の中にリストに指定された者がいるかどうかを報告するよう指示していると説明した。この報告は7日から14日以内に財務省に提出される。

284. 金融機関は、許認可義務（外国為替法第17条）に基づき支払いや活動を行う際、顧客が財務大臣から許認可を取得していることを確認する義務を負う。この確認を怠った金融機関は、一定期間の外国為替取引の停止を含む是正命令の対象となる可能性がある（第17条の2）。ライセンス制度を遵守しない金融機関や事業体に対しては、是正命令が適用される。さらに、当該取引を行った金融機関および自然人は、刑事罰の対象となる可能性がある（第17条の2および第70条）。最高刑は懲役3年、罰金100万円（約6,100ユーロ〜9,500米ドル）に加え、違法に支払われた金額の5倍が科される可能性がある。

285. 日本の「外国為替法」の義務は、国内の全1,005の金融機関および証券会社、ならびにそれらの機関のすべての支店に適用される。同法の適用対象となる支払いの場合、その支払いが日本国外へ送金されるか、または日本非居住者に対して行われるときは、すべての者に同法の規定が適用される。

286. 日本政府は、外国為替法に基づく指定を行う際、前述の連絡委員会の手続きを用い、外国がすでに実施している資産凍結措置を考慮に入れる。さらに、特定のテロリストおよびその支援者に対する資産凍結措置の実施を外国から要請された場合、日本政府は、彼らがテロに関与していると認めた場合に、その措置を決定する。

凍結の対象となる資金その他の資産

287. 外国為替法は、居住者と非居住者間の支払（日本と外国間の資金の移動）および資本取引（預金契約、金銭貸借など）を行う際に、財務大臣の許可を義務付けることにより、資産凍結措置を実施している。また、外国為替法は、指定対象者が保有する預金の引き出しや、当該口座への利息の振込みを制限している。しかし、外国為替法では、指定対象者やその他の者（法人または自然人）が日本国内に保有している可能性のある「その他の資産」については、十分に規定されていない。

288. 日本が「外国為替法」に依拠している背景には、テロリストの主要な資産は預金や日本への送金・日本からの送金であるという前提があるようだ。このアプローチはそうした送金に対しては有効かもしれないが、日本国外へ持ち出す意図がそもそもなかった金銭や、銀行の貸金庫、隠れ家、日本国内の輸送手段などの資産に対しては、不十分である。

289. こうしたケースにおいて、日本は「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」および、新「組織犯罪処罰法」に組み込まれた保全規定を用いて、日本国外へ持ち出す意図が当初からなかった金銭やその他の資産を凍結している。組織犯罪処罰法は2008年3月1日に全面施行され、こうした資産の凍結に利用される可能性がある。先行法は、「公衆威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」の対象となる「資金」に関して同様の結果を達成しようとしていた。組織犯罪処罰法に加え、刑法および日本の刑事訴訟法における搜索・差押えの規定、特に第218条も、適切な場合には適用可能である。

290. SRIIIにおける義務は、テロリストの資産を遅滞なく凍結または差し押さえることである。この特別勧告の解釈指針では、「資金その他の資産」とは、あらゆる種類の金融資産および財産を意味するとされている。さらに、凍結要件に関する義務には「遅滞なく」という文言が含まれている。これは特に重要な意味を持ち、理想的には数時間以内に凍結を行う義務を課すものである。日本が「組織犯罪処罰法」の保全命令の規定に依拠していることは、遅滞のない凍結が行われていないことを意味する。

291. 日本の「組織犯罪処罰法」は、同国における一般的な凍結（保全）および没収に関する法律である。同法は保全権限を大幅に拡大しているが、かなり根本的な問題を抱えているようである。同法の犯罪収益の定義条項には、「本法第2条に規定する罪に関連する資金」が含まれており、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」への言及がある。この包含は、「組織犯罪処罰法」における「犯罪収益」の定義に不可欠な要素である。その結果、「資金」のみが没収保全命令の対象となる。

292. さらに、この言及には、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」第3条に基づき徴収された資金については言及されていない。没収のための保全措置は、将来的に没収命令の対象となり得る資産を対象とすることを意図している。テロ資産のマネーロンダリングに対する没収命令は、「組織犯罪処罰法」第10条の適用対象となるが、同罪では、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」第2条で規定される一部の「資金」が明確に除外されている。この齟齬は重大である。なぜなら、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」は、テロ資金供与を犯罪化するという日本の法的義務の基盤となっているからである。「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」の規定は、公共の威嚇行為のための「資金」に特に限定されている。資産が回収されたものの、まだ配分されていない場合、犯罪収益の定義において第3条の対象となる資金が言及されていないこと、さらに「資金」の定義が広範に欠けていること、および「組織犯罪処罰法」第10条における資金の明らかな除外は、重大な欠陥である。

293. 日本の当局者は、評価チームに対し、財産の凍結義務については、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」第2条および第3条における「資金」の概念の不可欠な部分として捉えていると説明した。これらの条項は、「資金」（定義なし―第2条参照）の提供および「資金」（定義なし―第3条参照）の収集を犯罪としている。日本は評価チームに対し、「資金」という概念には非金融資産も含める意図があることを伝えたが、その意図された広範な定義は、実際よりも理論的なものである。評価チームは、「資金」という言葉の範囲は、概念的にも、また同法に関する国会審議での質問に対する答弁に示された法務大臣の見解においても、他の資産や財産を含めるのに十分であるとの説明を受けた。法務大臣は国会で次のように述べた。

「本法において『資金』とは、特定の者の利益のために使用されることを意図して提供または収集される現金その他の支払手段、ならびに、そのような現金その他の支払手段を成果として得ることを意図して、またはそれらに転換されることを意図して提供または収集されるその他の種類の資産をいう。私の理解では、『テロリズムの資金供与の防止に関する国際条約』において用いられる「資金」も同様の意味を持つ。」

294. この回答は明確であるが、現金または支払手段に転換されることを目的として提供または収集された資産も対象に含めるという明確な意図が反映されている。「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」において、「資金」を資金およびその他の財産という観点から具体的に定義していないことは、いかなる種類の非金融資産または財産も対象外となることを意味すると解釈できる。この不備は、勧告を完全を実施する上での欠陥を反映している。

295. 「組織犯罪処罰法」の別表には、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」の第2条および第3条が含まれている。しかし、同法第2条における「犯罪収益」の定義が、

「『公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律』第2条（資金の供与）に規定される犯罪に関連するいかなる資金」と定義されていることから、第3条への言及が除外されていることは、法的な効果をもたらすに違いない。さらに、「組織犯罪処罰法」は、単に「公衆威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」の第2条および第3条を、「組織犯罪処罰法」の犯罪一覧に追加しているに過ぎない。「公衆威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」における第3条の犯罪の欠落については、すでに検討済みである。その結果、資金、あるいは第3条の対象となり得るその他の物は、「組織犯罪処罰法」の規定に基づき差し押さえ（すなわち凍結）の対象となる収益には該当しない。共犯その他の付随的犯罪については刑法が適用される。「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」における「資金」に対するアプローチの範囲を理解することが不可欠である。

296. 定義の文脈は、法律の条文から読み取ることができる。「組織犯罪処罰法」における「犯罪収益」の定義は、その対象となるものに対して段階的なアプローチを採用している。まず「犯罪行為によって生じた財産」から始まり、次に「犯罪行為によって提供された金銭」を含め、さらに「犯罪行為を通じて提供された財産」を加えている。この定義は、第2条（資金の提供）に規定される犯罪に関連する資金への具体的な言及を加えることで締めくくられている。この段階的なアプローチは、この追加概念の範囲を決定する上で参考となる。定義および法律の文脈において、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」第3条の対象となる資金について一切言及されていないことは重要である。

297. 内閣府による国会への説明にかかわらず、「資金」という言葉にはその他の財産が含まれないのではないかという懸念がある。組織犯罪処罰法第3条への言及が一切ないことは、その懸念をさらに強めている。こうした懸念に照らし合わせると、テロリストの財産に対する保全命令の取得には本質的に遅延が生じるという単純な事実に加え、テロリストの資金と比較して他のテロリストの財産は犯罪収益ではない可能性があること、および以下の第261項でより具体的に説明されているように、凍結解除や異議申し立てに関する考慮事項に関して、起訴を行うか、あるいは延々と遅延を余儀なくされる必要があるという点が、本勧告に対して反映されなければならない不備を示している。

指定措置の通知

298. 日本の「外国為替法」の指定制度には、電子メールによる配信や政府官報への掲載を通じて、関連機関に通知する具体的な仕組みが含まれている。財務省は、指定通知を配布する際、金融機関に対し、通常、指

定後2週間以内に、外国為替法に基づく関連口座の存在を財務省に通知するよう求めている。さらに、国会の補足決定に基づき、財務省は財務省のウェブサイト上で指定の理由を公表し、国会に指定を報告している。

金融機関への指針

299. 財務省は、金融機関に対し、指定対象者と類似した名義の口座を発見した場合、または顧客の中に類似した氏名を持つ者がいる場合は、遅滞なく報告するよう勧告している。財務省は、こうした問い合わせを時折受けていると述べた。こうした問い合わせがあるたびに、財務省は金融機関に対し、国連制裁委員会が公表しているすべての情報を確認するよう助言している。場合によっては、財務省は外務省の助言を求めることもある。指定対象者の照合方法は外国為替検査官マニュアルにも記載されており、財務省は金融機関に対し、類似する氏名を参照するよう助言している。

指定解除

300. 日本政府によると、国連安保理決議1267号に基づく指定対象者の削除は、外務省の省令により公表される。国連安保理決議1373号の指定手続きに基づきリストに掲載された指定対象者の場合、関係省庁で構成される連絡委員会が収集した情報を確認し、内閣決定を求める。リストから削除された個人または団体は官報に掲載され、財務省は金融機関に電子メールで通知する。

凍結解除の仕組み

301. 日本は、リストに掲載された個人に属する一部の資産の凍結を解除した。例えば、アフガニスタン中央銀行を含む5つのアフガニスタン組織が保有する預金（総額6,000米ドル）や、旧イラク政権の政府機関名義の預金（総額1億300万米ドル）は、2003年8月に国連安保理決議1483に基づき、イラク開発基金に移管された。国連安保理決議1695に基づき指定された、北朝鮮のミサイルおよび大量破壊兵器（WMD）計画に関連する団体名義の預金（総額：0.9百万米ドル）など、指定団体・個人に属する資産が日本国内に存在していた事例もいくつかあった。

302. この決定による効果は、担保命令の効力を取り消すというよりは、むしろ、当該財産を外国為替法上の許認可制度の適用対象から除外することにある、と表現する方がより正確である。

303. また、日本は、資産凍結は指定対象者の財産権を制限する措置であると説明した。財務省は、個人・団体リスト制度において、金融機関や事業体に対し、指定対象者の預金を受け入れた場合は遅滞なく財務省に通知するよう求めている。このような財務省と金融機関との連携は、意図しない資産凍結を防ぐのに役立っている。しかし、外国為替法の許可手続きは、口座保有者が資産を日本へ持ち込んだり日本から持ち出そうとする場合、日本の居住者が非居住者に対して支払を行う場合、あるいは日本の居住者が外貨による資本取引を行う場合にのみ適用される。仮に、その要請が「資金その他の財産」を日本国内で移動させるというものであり、かつその移動を行うのが日本人である場合、許可は不要であり、当該資産については「組織犯罪処罰法」に基づく国内措置を通じて対処しなければならない。金融機関はテロリストの財産に関する疑わしい取引報告を行っているが、その場合は「組織犯罪処罰法」に基づく、より時間のかかる差し押さえ手続きを利用せざるを得ない。

304. 保全命令の規定には、保全命令に対して異議を申し立てる権利を認める条項が含まれている（第52条参照）。しかし、特に資金や財産が「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」第3条の適用対象となる場合、保全命令が発令されない可能性があることを踏まえると、この権限の有効性を評価することは困難である。さらに、日本ではこれまで、テロ関連財産の事案において保全命令が取得された例はない。

305. 最後に、この問題に関して、「組織犯罪処罰法」第23条は、保全命令の発令日から30日以内に公訴が

提起されない場合、当該命令は失効すると規定している。検察官は、同法第23条第4項に基づき、当該命令の継続または一連の継続を申請することができる。遅滞なく保全命令を取得するという選択肢は、あくまで推測の域を出ない。

同法に関する結論は、i) そのような手続きを遅滞なく開始することはできない、ii) 起訴が行われない場合、30日後に命令が自動的に失効することになる、そして
iii) 勧告が資金およびその他の資産の遅滞なき凍結義務を定めているにもかかわらず、延長申請を繰り返す行わなければならない。

凍結資金へのアクセスを許可する手続き

306. 日本は、自国の「外国為替法」の手続きにより資産へのアクセスが可能であると説明した。日本の凍結措置は、財務省の許可制度に基づき、指定対象者に対する支払請求または口座指示を行うことによって実施される。このような場合、財務省は支払いの許可申請、あるいは生活必需費に必要な支払いの申請を受け付け、申請を個別に審査し、外務省などの関係省庁と協議の上で対応すると説明した。これまでのところ、国連安保理決議1267号に関連して、そのような申請は提出されていない。

307. 日本の許可手続きは機能しうるものであり、実際に機能している。しかし、この仕組みが機能するのは、指定対象者が資産を日本へ持ち込んだり日本から持ち出したりしようとする場合、日本居住者から非居住者への支払いをしようとする場合、あるいは居住者間の外貨による資本取引を行おうとする場合に限られる。外貨による取引を除き、国内での取引にはこの制度は適用されない。その他のすべてのケースでは、日本の「組織犯罪処罰法」を適用しなければならない。日本国内に所在し、国外へ持ち出されることのない財産に関する差し押さえ手続きの難しさについては、十分な対応がなされていない。事実、そのような財産は、日本のテロリスト資産規制の下では、遅滞なく凍結されることもなく、適切に検討・処理されることもない。

異議申立て権限

308. 外国為替法は、同法の規定に基づく処分に関する異議申立てまたは審査請求の手続きを定めている。こうした措置が取られた場合、大臣は聴聞を行った上で、処分に関する決定を行う必要がある（第56条）。異議申立人がその結果に不服がある場合、行政訴訟法に基づき取消訴訟を提起することができる。繰り返しになるが、この行政訴訟法に基づく手続きは、同法の行政処分のすべてを対象としている。

309. 日本は、組織犯罪処罰法の犯罪収益に関する規定に基づき、没収、徴収、または保全措置を用いて国内テロのシナリオに対応している。影響を受けた者は誰でも、裁判所の保全決定に対して異議を申し立てることができる（第52条第1項）ほか、裁判官が行う審理に対しても異議を申し立てることができる（第52条第2項）。しかし、特に資金や財産が「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」第3条の適用対象となる場合、保全命令が発令されない可能性があること、申請の遅延が生じる可能性、および当該財産に対する保全命令がこれまで一度も取得されなかったことがないという事実を踏まえると、この主張を評価することは困難である。

その他の状況における資産の凍結、差し押さえおよび没収

310. 日本は、「組織犯罪処罰法」により、基準3.1～3.4および3.6への準拠が確保されていると説明した。当該基準は、アルカイダなどの特定のテロリストに属する資産の凍結のみを対象としているわけではない。基準で想定されているように、テロ関連の資金または財産が同法に規定される犯罪収益の定義に該当する場合、日本は、そのような資金または財産を保全、差し押さえ、または没収することができると主張した。

311. この主張は、良くて問題があり、全く実証されていない。前述の通り、「組織犯罪処罰法」は、「資金」という限定的な定義を採用していることを踏まえると、テロリストの財産を遅滞なく凍結することを具体的

に規定していない。さらに、特にその資金や財産が「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」第3条の適用対象となる場合、保全命令が発令されない可能性も残っており、申請手続きの遅延は、控えめに言っても問題である。

善意の第三者に対する保護

312. 少なくとも日本への、あるいは日本からの支払いや債権については、資産凍結を実施する機能を有する「外国為替法」には、善意の第三者の権利を保護する規定がない。日本は、この不備について、憲法上の例外として財産権を制限することを認める「公共の福祉」という正当化理由をもって説明している。また、善意の第三者が関与している場合、財務省は契約やその他の関連事実を検討し、当該支払いや取引を承認することが国連決議に違反するかどうかについて、外務省（あるいは外務省を通じて国連制裁委員会）と協議すると述べた。

313. 一方、財産が実際に没収された場合、あるいは「組織犯罪処罰法」に基づく徴収命令の対象となった場合、違法財産または混合財産が犯罪者以外のいかなる個人にも帰属しない事例においては、原則として第13条が適用される。地役権や抵当権の対象となっている、あるいはその他の負担が課されている財産については、それらは保護される（第15条第2項）。特に、資金や財産が「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」第3条の適用対象となっている場合など、保全命令が発令されない可能性があることを踏まえると、この救済措置が利用可能な先例が存在しないため、このシナリオを評価することは困難であるという問題がある。しかし、これらの規定は第三者に対する十分な保護を定めている。

コンプライアンス監視能力

314. 日本は、外国為替法第70条に基づき、免許なしに指定対象者に対して外国為替支払を行う法人および個人を処罰する。資金または債権を移動させた金融機関または法人は、3年以下の懲役、100万円以下の罰金、またはその両方の刑に処される可能性がある。ただし、違法な支払額または送金額の3倍が100万円（約6,100ユーロ〜9,500米ドル）を超える場合は、無許可で送金された金額の3倍を上限とする罰金が科される。最後に、財務省は金融機関に対して定期的な実地検査を実施し、指定措置およびコンプライアンス体制の運用状況を審査している。コンプライアンスが不十分であると判断された場合、財務省は金融機関に対して行政指導または是正命令を発する。

315. 外国為替法第17条は、金融機関に対し、顧客が必要な免許を取得していることを確認することを義務付けている。財務大臣は、金融機関に対し、外国為替業務の一時停止を含む是正措置を講じるよう命じる権限を有している。コンプライアンス違反の問題に対するこうした対応は、関連する金融機関や事業体が同法を厳格に遵守しているという見解を裏付けるものである。日本によるAML/CFTコンプライアンス検査の過程で、不備は開示されなかった。しかし、この制度には、関連する管理上の課題が日本への送金・日本からの送金、あるいは日本居住者から非居住者への支払いにのみ関係すると想定しているという欠点がある。国内送金については、AMLコンプライアンス手続きやテロ資金供与案件に関する疑わしい取引報告書の提出を除き、管理の対象外となっている。このコンプライアンス基準の最後の側面については、以下の統計の検討において考察する。

追加要素

SRIIIに関するベストプラクティス文書

316. 日本は、SRIIIのベストプラクティスにおける措置の実施は、外国政府や国際機関との意思疎通および協力を促進するという要件を中心に据えていると説明した。日本は、指定において可能な限り他国との共同行動を可能にする仕組みを採用している。また、制裁対象者、制裁の対象となり得るテロリスト、およびその活動に関する情報の特定を改善するため、他国との情報交換のための仕組みも維持している。また、日本は、対象者を容易に特定できるよう十分な情報を収集すること、および指定を正当化するための十分な証拠を提出すること

の重要性を認識している。最後に、日本は、

措置の対象者およびその特定情報は、措置の実施後、できるだけ速やかに外務省のウェブサイトに掲載されることを説明した。

資金へのアクセス手続き

317. 情報なし。

統計（勧告32）

318. 外務省は、2007年7月時点で、テロ資金供与に関連する国連安保理決議に基づき資産凍結措置の対象となっている個人および団体の数は以下の通りであると報告した。

- 個人：377名。
- 団体：147。

319. 日本の金融情報機関（FIU）は、テロリズムに関連する以下の不審取引報告を受領したと報告した：

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
症例数	191	40	96	238	169	198	299

320. 不審取引報告の影響に関する情報は提供されなかった。しかし、これらの事案のいずれについても、いかなる種類の保全（凍結）命令が取得された事例はなかった。

2.4.2 勧告および所見

321. 日本は、条約および特別勧告によって課された凍結義務を履行するために、外国為替法における許認可手続きへの依存を見直すことが推奨される。このアプローチでは、テロ資金源となり得る国内の財産や、円建ての国内金融取引は対象外となっている。このアプローチは、外貨建ての取引の試み、日本非居住者との取引、海外取引、あるいは指定テロ組織・個人へのその他の支援のみを扱っているに過ぎない。日本の許可制度では、金融機関には、安全保障理事会決議に関連して居住者の資金やその他の資産を凍結する義務も、他の法域の凍結メカニズムに基づいて開始された措置を審査し、これを実施する義務も課されていない。むしろ、日本の制度は、すべてのテロ資金および資産が日本への流入または日本からの流出を阻止される（凍結されるのではなく）ことを前提としている。さらに、個人や団体が指定された場合、金融機関には、それらがすでに日本国内に資金を保有しているかどうかを確認し、その後の国内での使用を阻止する法的義務はない。

322. 日本は、テロリストの財産に関する「組織犯罪処罰法」の保全手続きへの依存について再評価すべきである。保全命令の有効期間が限定的であること、30日以内に公訴を提起する義務があること、および継続的な延長申請を行う必要があることを踏まえると、関連するテロリストの財産を遅滞なく凍結するという義務は果たされていないことになる。

323. 日本は、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」において「資金」を定義していない点を再考すべきである。同法は、外国為替法における日本への送金および日本からの送金に関する制限、ならびに「組織犯罪処罰法」における「公共の威嚇罪の処罰に関する法律第2条に規定する資金」への限定的な言及と照らし

合わせると、

」への限定的な言及と併せて検討すると、同法の「犯罪収益」の定義と相まって、テロリストによって利用される可能性のあるその他の資産が凍結されないリスクが生じている。

324. 日本が確立した許可制度は、凍結メカニズムを確かに構築しているものの、前述した遅延や「資金」の範囲に関する懸念があることは認識されている。さらに、この許可制度は、必要な連絡メカニズムを確立しており、特別勧告 III に規定される、リストからの削除、凍結の解除、凍結資金への限定的なアクセス、および凍結手続きに対する異議申し立てに関する要件を適切に満たしている。また、日本は、善意の第三者を保護するという要件も遵守している。したがって、日本はある程度の実質的な措置を講じており、特別勧告 III の必須基準の一部を遵守している。

2.4.3 特別勧告IIIへの準拠

	評価	格付けの根拠となる要因の概要
SR.III	PC	- 外国為替法における許認可手続きは、i) 日本非居住者との外貨取引や海外取引が行われない限り、国内資金が利用可能となる可能性、あるいは ii) 居住者による指定テロ組織・個人へのその他の支援については対象としておらず、日本がテロ資金を遅滞なく凍結することを可能にしていない。 - 保全命令の有効期間が限定的であることに加え、30 日以内に起訴を行うか、延長申請を行う義務があるため、日本は「遅滞なく」テロリストの資産を凍結することができない。 「公衆威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」における「資金」の定義が広範でないことや、「組織犯罪処罰法」における「犯罪収益」の定義の範囲が限定的であることから、テロリストが利用するその他の財産を凍結できないという容認できないリスクが生じている。

当局

2.5 金融情報機関とその機能 (R.26)

2.5.1 説明と分析FIU の機能と責任

325. 当局金融情報機関（FIU）とその機能 xml-ph-0000@deepl.internal (R.26)説明と分析 FIUの機能と責任日本では、1992年に「麻薬取締特別措置法」が制定され、初めて不審取引報告制度が確立された。しかし、同法の下では、不審取引報告の対象となる原犯罪は麻薬犯罪に限定されていた。さらに、当時は金融情報機関（FIU）が設置されていなかったため、不審取引報告は、報告を行った金融機関の所管当局によって個別に管理されていた。金融機関に対して報告に関する指導やインセンティブを提供する統括組織が存在しなかったため、不審取引報告の件数は年間数件にとどまっていた。

326. その後、2000年2月に制定された「組織犯罪処罰法」第5章に基づき、金融庁（当時は金融監督庁）内に、日本のFIUとして日本金融情報局（JAFIO）が設置された。同時に、それまで薬物犯罪に限定されていた原犯罪が、殺人、強盗、詐欺、横領、背任、インサイダー取引など 200 以上の犯罪に拡大された。さらに、「組織犯罪処罰法」に基づき、マネーロンダリング自体が刑事犯罪となり、金融機関は、マネーロンダリングに関与している可能性があるとして認識した疑わしい取引を報告する義務を負うことになった。具体的には、「組織犯罪処罰法」第54条に基づき、以下の場合には疑わしい取引の報告を提出しなければならない：

- (1) 内閣府令で定める銀行や金融機関等、または内閣府令で定めるその他の事業者（以下「金融機関等」という。）が、その業務活動を通じて収集した資産が、（法律で定義された200以上の前罪に関連する）犯罪収益または薬物犯罪収益である疑いがある。または
- (2) 当該取引を行った関係者が、本法第10条または麻薬取締特別措置法第6条に規定する行為（犯罪収益または麻薬犯罪収益の隠匿）を行った疑いがあった場合。

327. 金融機関からの報告は、金融庁長官によって集約されることとなっていた（第54条第4項）。金融庁長官は、疑わしい取引の報告に関連する事項、またはその整理・分析の結果が、司法警察、税関、あるいは証券取引等監視委員会の刑事事件の捜査に寄与すると認められる場合、金融機関から受け取った情報をこれら機関に提供することとなっていた（第56条第1項）。

328. 金融情報局は、「組織犯罪処罰法」第5章に基づき、「金融庁の設置に関する法律」および「金融庁組織規則」の規定により、金融庁企画調整局総合調整課内に設置された。組織犯罪処罰法第5章の上記規定に対応して、「報告を受けた事項または提供された情報の整理・分析、あるいは組織犯罪処罰法第5章の規定に基づく疑わしい取引に関する情報の提供」が、「金融庁の設置に関する法律」（同法第4条第232号）に基づき、金融庁が所管する職務として規定された。

329. さらに、金融庁組織規則では、日本金融情報局（JAFIO）を企画調整局総合調整課に置くことが規定されていた（同規則第1条第1項） また、「日本金融情報局は、組織の事務業務および『組織犯罪処罰法』第5章に基づき、疑わしい取引に関する報告を受け、または情報提供を受けた事案の分析を行うものとする」（同規則第1条第6項）と規定されていた。

330. 設立以来、日本FIUは、金融機関に対し、不審取引報告の提出に向けた指導やインセンティブの提供に努めるとともに、この情報の質と量を向上させるための様々な措置を講じてきた。これらの措置には、報告書のひな形の作成・配布や、不審取引報告の提出に関する全国的な研修会の開催などが含まれる。その結果、不審取引報告および法執行機関への情報提供の件数は、日本において毎年急速に増加している。JAFIOが設立された2000年の7,000件と比較して、報告件数は2006年には11万件に増加し、同年、JAFIOは約7万件の分析済み事例を法執行機関に提供した。

331. 日本のFIUは、テロ資金供与に関する情報の収集、分析、提供も行っている。2002年7月に「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」が制定され、テロ資金供与は刑事犯罪となった。また、「組織犯罪処罰法」も改正され、金融機関はテロ資金供与の疑いのある不審な取引を報告する義務を負うこととなった。2003年1月には、不審取引として報告される情報の正確性を確保するため、「顧客確認法」が施行された。金融機関は、口座開設時や所定の金額を超える取引を行う際に、顧客の本人確認を行うことが義務付けられた。2007年1月、FATFの特別勧告VIIに沿って改正法が施行され、電信送金において本人確認が義務付けられる基準額が100,000円（約610ユーロ〜950米ドル）に引き下げられた。

332. 「犯罪収益移転防止法」は、2007年4月1日に初めて施行された。同法は、2003年10月に改訂されたFATF勧告を実施することを目的として制定された。顧客確認、記録保持、および疑わしい取引の報告を行う義務を負う事業者の範囲は、DNFBP（非金融事業・職業）にも拡大された。DNFBPに関する規定は、2008年3月1日に施行された。

333. また、同法は2007年4月1日に金融情報機関（FIU）の機能を金融庁から国家公安委員会に移管し、同法のその他の規定は2008年3月1日に施行された。同法に基づくFIUの機能は、国家公安委員会の監督下にある警察庁内の日本金融情報センター（JAFIC）によって遂行されている。具体的には、疑わしい取引の報告は、現在、所管行政機関を通じて最終的に国家公安委員会（JAFIC）に提出されることとなっており（犯罪収益移転防止法第9条）、JAFICは、その情報が法執行機関の犯罪捜査に寄与すると判断した場合、当該情報またはその分析結果を法執行機関に提供する。

334. 警察法および警察庁組織令が改正された。改正警察法では、「犯罪収益に関する情報の収集、整理、分析および関係機関への提供に関する事項」は、国家公安委員会の管理下にある警察庁が担当することとされている（警察法第5条第2項第8号）。警察庁組織犯罪対策部には、「犯罪収益の移転の防止に関する業務」が課された（警察法第23条第1項第7号）。さらに、警察庁組織規則では、組織犯罪対策部内のマネーロンダリング防止担当部長に対し、日本金融情報センター（JAFIC）の業務、すなわち「犯罪収益移転防止法の施行」ならびに「犯罪収益の移転防止に関する国際機関、国際会議その他の国際的枠組み、および外国の行政機関その他の関連機関との全般的な調整」を含む任務が課された（警察庁組織条例第29条）。

335. JAFICは、日本の新たなFIUとして、人員を増強しただけでなく（JAFICは、組織犯罪対策部長およびマネーロンダリング防止担当参事官の監督下で41名の体制を構築しており、JAFIOの20名と比較して大幅な増員となっている）、疑わしい取引報告（STR）の分析という任務を遂行する上で、様々な警察情報へのアクセスも拡大した。

336. 2007年3月1日より、FIUへの直接オンラインによるSTR報告システムが導入された。紙による報告システムおよびフロッピーディスクによる報告システムは、依然として指定監督機関を通じて行われている。この仲介システムは同法によって認められている。実地調査時点では、STRの25%が新しいオンラインシステムを通じて提出され、75%が旧システムを通じて提出されていた。旧システムが維持されている理由は、金融機関が監督機関の監督機能に基づきSTRを当該機関に送付し、監督機関がそれをFIUに転送するためである。報告主体によるSTR義務の監督を除き、監督機関はSTRプロセスにおいて役割を果たしていない。実際には、金融機関から監督当局を経由してJAFICへSTRが迅速に提供されているため、FIUの機能にとって障害とはなっていない。ただし、監督当局は、受け取ったSTRをFIUに転送する際、担当官の署名を得る必要がある。共同監督下の金融機関に関しては、すべての監督当局の署名が必要となる。調査団によると、この署名手続きには遅くとも2日を要するという。日本当局は調査団に対し、各機関が情報セキュリティ対策を講じており、情報漏洩や不適切な情報管理に関する問題はこれまで一度も発生していないと説明した。しかし、このプロセスはその性質上、JAFICへの情報伝達に遅延を生じさせ、情報喪失のリスクをもたらす可能性がある。新しいオンラインによるSTR直接受付システムにより、STR提出義務を負う金融機関および非金融事業・職業（DNFBP）は、FIUに直接STRを提出できるようになった。監督当局は電子プラットフォームにアクセスできるため、金融機関によるSTR提出義務の履行状況を監督することができる。

国家FIU

337. 2007年3月まで、日本の不審取引報告制度は「組織犯罪処罰法」第5章に基づいており、金融庁内のFIUも同章に基づき設置されていた。2007年4月1日に「犯罪収益移転防止法」が施行されたことに伴い、日本のFIUの機能は現在、STRの受理、分析、および情報提供を行う国家・中央機関としての役割を担う日本金融情報センター（JAFIC）によって遂行されている。特定事業者による不審取引報告は、国家公安委員会（JAFIC）に直接、あるいは所管行政機関を通じて提出される（第9条）。不審取引報告は分析され、刑事捜査に寄与すると認められる場合には検察官や法執行機関に（第11条第1項）、あるいはその職務の遂行に寄与すると認められる場合には外国のFIUに（第12条第1項および第2項）提供される。JAFICは、国家公安委員会の管理下にある警察庁刑事局組織犯罪対策部内に設置されている。

338. 2007年、JAFICは指定事業者から158,000件のSTRを受け取り、そのうち98,000件が法執行機関に提供された。

報告に関する指針

339. 日本の旧FIUであるJAFIOは、金融機関からの報告を受け付けるにあたり、以下の3つの報告方法のいずれでも受け付けていた。

- (1) 金融庁の電子申請・報告システムを通じたインターネットによる報告。
- (2) 金融庁の電子申請・報告システムを利用したインターネット経由の報告。フロッピーディスクによる報告（郵送または持参）。
- (3) フロッピーディスクによる報告（郵送または持参）。

340. 報告率は、(1) が約 25%、(2) が約 70%、(3) が 5%未満であった。JAFIOは、これら3つの基本的な報告方法を説明するため、「不審取引報告手続きおよび報告に関する要請」という文書を作成した。この文書は、報告義務を負うすべての金融機関にとっての出発点となり、全国銀行協会や全国地方銀行協会などの業界団体を通じて全国に配布された。また、金融庁のウェブサイトでも公開されていた。

341. 「不審取引報告手続きおよび報告に関する要請」で説明されている報告書の作成方法は、金融機関の区分ごとに個別に定められた。報告書の作成方法に関する詳細な指示に加え、報告書の提出に関する3つの基本的な方法についても詳しく説明された。特に、情報漏洩を防ぐため、第1の報告方法についてはかなり詳細に説明された。その詳細には、金融庁の電子申請・報告システムへの接続方法や、電子認証の取得方法などが含まれていた。また、届出の際に使用するソフトウェアも指定された。2007年4月1日にFIUが金融庁から警察庁に移管された後も、報告義務のある金融機関は引き続き金融庁やその他の所管行政機関を経由してFIUに報告を行っているため、実質的な変更はない。

342. また、「犯罪収益移転防止法」では、不審取引報告書の提出を義務付けられる事業者の範囲をDNFBP（第9条、第2条）にまで拡大することが規定されている。当該規定は2008年3月1日から施行されたため、JAFICは、その前に各関係行政機関が報告方法を説明する文書を入手できるよう、各機関と連携して対応するとともに、全国でワークショップやセミナーを開催し、ウェブサイトや政府の公告を通じて周知徹底を図った。

343. さらに、金融機関から提出される不審取引報告の内容の質を向上させ、どのような取引が不審である可能性があるかを示すため、JAFIOは、各種金融機関（銀行、保険、証券）の性質や行う取引に合わせて、一連の「不審取引参考事例リスト」を発行した。これらのリストは、FIU（金融情報分析機関）に報告される可能性のある取引の例を示している。この文書は、業界団体を通じて金融機関に配布されたほか、金融庁のウェブサイトにも掲載された。「不審取引参考事例集」の詳細は、別添のとおりである（JAFICのウェブサイトでも閲覧可能）。

「不審取引参考事例一覧」の内容は、最新の情報に基づき随時改訂されている。

344. JAFICの設立以来、実質的な変更はなく、金融庁は引き続き「不審取引参考事例一覧」を公表している。JAFICは現在、各関係行政機関と協力し、犯罪収益移転防止法により新たに報告義務の対象となる事業者（DNFBP）向けの同様の参考資料を作成している。

FIUによる分析と情報へのアクセス

345. 不審取引報告（STR）からの情報は、JAFIC内のデータベースに格納されている。一次分析段階では、STRデータとJAFICデータベースの保有情報との自動照合が行われる。システムはデータベース内の関連報告を検索する。まず、分析担当者が報告書の情報を精査し、検察庁やその他の法執行機関による犯罪捜査に寄与すると判断した度合いに応じてランク付けを行い、各法執行機関にSTRを配布する。JAFICのデータベースに既に収録されている情報に基づいて受領したSTRにランク付けを行うことによる不都合により、報告された取引そのものや「不審取引の参考事例」に列挙された不審取引の基準に関して必要であったであろう詳細な分析から、一部の報告が除外されたり、関連する法執行機関への伝達が省略されたりする可能性がある。この一次分析では、個人や報告された取引の顕著な特徴を考慮し、他のSTRとの照合を行って一次評価を付ける。アナリストは、一次段階で情報提供が妥当かどうかを判断する前に、さらなる基本的な確認を行う。受け付けた全STRの約60%が、照合されたデータとともに法執行機関に提供されている。JAFICは、法執行機関への情報の提供を可能な限り迅速に行うことを重視している。

346. 特定のSTRについては、警察の情報や公開情報を活用してさらに詳細な分析が行われ、分析結果は関連する法執行機関に提供される。この詳細分析では、STRから導き出された包括的な情報ファイルを作成し、警察、行政、および公開情報データベースとの照合を行う。詳細分析に値するSTRを選別するために、タイポロジーや方法論が用いられる。2007年には、受理された15万8,000件のSTRのうち、971件について二次分析が実施され、そのうち99件が解決に至った。しかし、日本の当局者は、二次分析の件数が著しく増加していることを強調した。2007年4月にJAFICがFIUとして設立されてから2008年3月までの間に、約5,000件のSTRが詳細な二次分析の対象となった。そのうち、約1,200件のSTRが法執行機関に提供された。特定のSTRに対して、入手可能な様々な情報の分析や照合を含むより詳細な分析が行われることは、警察庁や各都道府県警察による捜査に大きく寄与している。

347. JAFICに対しては、戦略的・戦術的分析（STRの傾向やパターンの調査）、取引のリスク評価、モニタリング、およびより精緻な財務分析といった分析ツールを幅広く活用することで、分析能力の向上を図るよう推奨される。

追加情報へのアクセス

348. JAFICは、警察庁の一部として、STR分析の一環として、警察庁の犯罪データベースに法的にアクセスすることができる。また、JAFICは、不動産登記や企業情報などの行政・商業データベースにもアクセスできる。FIUは、不審取引報告書の分析に必要な場合、局長の承認を得て、不審取引報告書の提出義務を負う金融機関などに対して、追加情報の提供を要請することができる。

情報の提供

349. JAFICは、「犯罪収益移転防止法」に基づき、検察官、司法警察官、税関職員、または証券取引監視委員会の職員に対し、疑わしい取引の報告に関連する事項、外国のFIUから提供された情報、あるいはそれらの整理・分析の結果が、これらによる刑事事件の捜査および不正行為の調査に寄与すると認められる場合に、情報を提供することができる（第11条第1項）。「司法警察官」という用語には、警察官だけでなく、海上保安官や麻薬取締官も含まれる。この規定に基づき、JAFICは、捜査中の事案に関連する場合や緊急の提供が必要な場合を除き、週1回のペースで定期的に情報を提供している。2007年に法執行機関に提供されたSTRの数は、FIUが受領した全STRの3分の2を占めた。JAFICの説明によれば、これほど高い提供率となった理由は、各法執行機関がSTRを迅速に入手できるようにするとともに、これらの法執行機関によるそれぞれの捜査で活用できる金融情報を蓄積できるようにするためであった。2007年、法執行機関に提供された98,000件のSTRのうち、23,000件が、様々な形態の犯罪活動の捜査に一部利用された。

業務上の独立性

350. 「犯罪収益移転防止法」に基づき、国家公安委員会が日本のFIUの機能を担っている（第9条、第11条、第12条など）。また、「警察法」などの関連法令に基づき、警察庁内の日本金融情報センター（JAFIC）が、不審取引情報の収集、整理、分析、および提供というFIUの任務を遂行している。この業務に関して、国家公安委員会は警察庁を所管しており（警察法第5条第2項第8号）、警察庁長官は、業務の進捗状況について少なくとも年1回、国家公安委員会に報告する義務を負っている（「疑わしい取引に関する情報の取扱いに関する規則」（国家公安委員会規則第9号））。

351. この点について、国家公安委員会は、もともと警察の政治的中立性と民主的な管理を確保するために設置されたものである。国家公安委員会の委員長（国務大臣）および他の5名の委員は、過去5年間に警察庁または検察庁の職務に関わる公職に就いていない者で、学界、金融界、マスコミ界、あるいは元公務員の中から、品行方正で識見のある人物が選ばれ、両院の承認を経て内閣総理大臣によって任命される。さらに、委員の過半数（3名以上）が同一の政党に所属してはならない（警察法第6条および第7条）。これらの措置により、国家公安委員会の政治的影響や干渉からの独立性が確保されている。

情報の厳重な管理

352. JAFICの委員は全員、日本政府の公務員であるため、在任中のみならず退職後も、職務の遂行に関連する情報を秘密に保持することが義務付けられている（国家公務員法第100条、

第1項)。違反者は、懲役1年または罰金50万円（約3,100ユーロ／4,850米ドル）に処される（国家公務員法第109条第12号）。さらに、JAFICにおいてSTRの取り扱いを担当する職員は全員法執行官であり、各職員は捜査に関連する情報の秘密保持の重要性について研修を受けている。秘密保持に対する彼らの意識は極めて高い。

353. 国家公安委員会が定めた「不審取引情報の取扱いに関する規則」には、情報の保管および許可された開示について従うべき手順が規定されている。また、情報の取り扱い状況について、国家公安委員会に定期的に報告することが義務付けられている。

354. JAFICが保有する情報は、電子的に厳重に保護されており、職員によるアクセスおよび利用には制限が設けられ、セキュリティ監査の対象となっている。

FIUの類型別報告

355. 2000年の設立から2006年にかけて、JAFIO（日本の旧FIU）は、ウェブサイト上で統計データ（受領した不審取引報告件数、捜査当局へ通報した件数、および過去3年間の業種別報告件数）を公表していた。また、国際社会における日本のマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の取り組みの沿革を紹介し、不審取引報告の制度に関する解説を掲載し、不審取引の参考事例も提供していた。2000年以降、JAFIOは毎年、課長補佐クラスの職員を全国の各地域に派遣し、マネーロンダリング対策を担当する金融機関等の従業員を対象に研修ワークショップを開催してきた。2006年10月と11月には、全国12箇所で19回の研修ワークショップを開催し、963金融機関の代表者が参加した。2007年には、非金融事業・職業（DNFBP）向けに12回、金融機関向けに21回の研修会が開催された。2008年には、DNFBP向けに2回のセミナーが開催された。これらの研修会での講義に加え、捜査機関から得た情報を活用し、その後捜査の対象となった、あるいは容疑者の隠匿資産の発見につながった不審取引報告の事例をウェブサイトで公開した。さらに、通報の実例に加え、マネーロンダリング、金融システムを利用した金銭詐欺、違法薬物取引、違法な口座振替、アンダーグラウンド・バンキング・システムなど、多岐にわたる犯罪の実行に利用される口座に見られる典型的な入出金パターンについても詳細に紹介した。

356. JAFICはウェブサイトを開設し、JAFIOが以前に公開した情報に加え、特定事業者向けの研修ワークショップへの参加を継続して促進するとともに、マネーロンダリングやテロ資金供与などの犯罪に関する最新の手段や傾向について、最も重要かつ詳細な情報を提供していく。

357. 同法第1項では、第3条第1項において、国家公安委員会（JAFIC）は、特定事業者による顧客確認、取引記録の保存、および疑わしい取引の報告といった措置が適切に実施されるよう確保するため、犯罪収益の移転に関する手口に関する情報の提供を含む支援を行い、犯罪収益の移転防止の重要性に関する国民の意識向上に努めなければならないと規定している。この条項に基づき、JAFICは、疑わしい取引報告の提出義務を負う事業者向けの研修ワークショップにも参加しており、マネーロンダリングやテロ資金供与などの犯罪に関する最新の手口や動向について、可能な限り具体的かつ詳細な情報を提供している。警察庁は毎年、「警察庁白書」、「組織犯罪の現状」および「JAFIC年次報告書」を発行し、AML/CFTに加え、警察庁の活動、あらゆる種類の犯罪状況に関する分析および統計を紹介している。警察庁白書、「組織犯罪の現状」およびJAFIC年次報告書は一般に公開されており、JAFICのウェブサイトから入手可能である。

エグмонт・グループへの加盟

358. 2000年2月の設立後、JAFIO（日本の旧FIU）は、2000年5月に開催された第8回年次総会において、エグмонт・グループの加盟が承認された。それ以来、JAFIOは、FIU長会議、法務作業部会、移行小委員会、実施委員会など、エグмонт・グループの活動に積極的に参加してきた。2007年4月、JAFICが日本の新たなFIUとして設立され、エグмонт・グループへの加盟を再申請しました。このエグмонт・グループへの加盟申請は、2007年5月に開催された第15回エグмонт・グループ年次総会において承認されました。

エグмонт・プロセスと国際協力

359. 日本が、エグмонт・グループの「金融情報機関（FIU）からなるエグмонт・グループの目的声明」および「マネーロンダリングおよびテロ資金供与事件に関する金融情報機関間の情報交換のための原則」に規定された原則を尊重する手段については、以下の段落で説明する。

海外のFIUとの協力関係の構築

360. 日本は、海外のFIUとの協力の重要性を認識している。日本の旧FIUであるJAFIOは、情報交換を目的として、10の国・地域（英国、ベルギー、韓国、シンガポール、米国、オーストラリア、タイ、香港、カナダ、インドネシア）と情報交換の枠組みを構築していた。2007年4月にJAFICが設立された後、JAFICは12の管轄区域（香港、タイ、マレーシア、ベルギー、オーストラリア、米国、カナダ、シンガポール、インドネシア、英国、ブラジル、フィリピン）と情報交換枠組みを締結し、現在、韓国、フランス、ドイツ、イタリア、スイス、ロシアを含む40以上の国・地域との枠組み締結に向け交渉を進めている（2007年10月現在）。さらに、JAFICは、より迅速かつ効率的な情報交換を実現するため、各国のFIUとの協力を強化すべく、海外に連絡官を派遣した。2007年10月には1名の連絡官がオーストラリアに派遣され、2007年度中には1名の連絡官が米国に派遣される予定である。

海外のFIUとの関係構築および能力向上に向けた協力活動

361. 2005年5月、日本の旧FIUであるJAFIOは、モンゴル銀行および日本預金保険機構が主催した「モンゴル向け預金保険・マネーロンダリング対策ワークショップ」に、副局長を派遣した。JAFIOの職員は講師として派遣され、JAFIOの設立や、日本のマネーロンダリング関連の疑わしい取引報告制度の立ち上げについて講義を行った。こうした取り組みは、モンゴルのFIUの設立に寄与した。

362. さらに、2006年12月には、JAFIOはインドネシアのFIUからの要請を受け入れ、同機関の職員5名を受け入れ、JAFIOの機能、分析手法、具体的な金融情報データベースなど、JAFIOの様々な側面に関する情報を提供した。また、日本のマネーロンダリング対策について包括的に説明するため、不審取引報告の通報を銀行と調整する日本銀行協会と、情報を受け付ける機関である警察庁の両方への視察を手配した。インドネシアFIU職員の日本滞在期間中に情報交換が活発化した結果、両FIU間の協力関係がさらに強固なものとなった。

363. 2000年の設立から2006年にかけて、JAFIOの歴代代表は、金融活動作業部会（FATF）内の「非協力国・地域（NCCT）グループ」の議長として主導的な役割を果たし、同地域内の非協力国における制度改革の実現を支援した。このリーダーシップは、非協力国におけるFIUの設立に寄与した。例えば、

2006年10月、ミャンマーをNCCTリストから除外するプロセスにおいて、JAFIOは同国のFIU設立を支援するとともに、将来的なエグмонт・グループへの加盟も後押しした。

364. 2007年2月に開催されたアウトリーチ作業部会において、JAFIOはエグмонт・グループの加盟申請審査手続きの中で、ミャンマーFIUの申請を支援した。JAFICは、ミャンマーFIUのエグмонт・グループ加盟申請を引き続き支援しており、2007年5月に開かれたアウトリーチ作業部会においても、再びその申請を支援した。JAFICは、エグмонт・グループの法務作業部会における議論の際、ミャンマーFIUの立場を擁護するスポンサーとしての役割を果たす。

勧告30 FIUの独立性 FIUの独立

性

365. 「犯罪収益移転防止法」に基づき、国家公安委員会が日本のFIUの機能を担っている（第9条、第11条、第12条など）。また、「警察法」などの関連法令に基づき、警察庁の金融情報センター（JAFIC）が、疑わしい取引情報の収集、整理、分析、提供などのFIUの業務を行っている。この業務に関して、国家公安委員会は警察庁を所管しており（警察法第5条第2項第8号）、警察庁長官は、業務の進捗状況について少なくとも年1回、国家公安委員会に報告する義務を負っている（「疑わしい取引に関する情報の取扱いに関する規則」（国家公安委員会規則第9号））。

366. この点について、国家公安委員会は、もともと警察の政治的中立性と民主的な管理を確保するために設立されたものである。国家公安委員会の委員長（国務大臣）および他の5名の委員は、過去5年間に警察庁または検察庁の職務に関わる公職に就いていない者で、学界、金融界、マスコミ界、あるいは元公務員の中から、品行方正で識見のある人物が選ばれ、両院の承認を経て内閣総理大臣によって任命される。さらに、委員の過半数（3名以上）が同一の政党に所属してはならない（警察法第6条および第7条）。これらの措置により、国家公安委員会の政治的影響や干渉からの独立性が確保されている。

資金面の充足性と独立性

367. 2007年度の日本金融情報センター（JAFIC）の予算総額は約8億7,500万円（約540万ユーロ／830万米ドル）であった。このうち約7億4,000万円（約450万ユーロ／700万米ドル）は、疑わしい取引の報告義務を負う事業者の範囲が大幅に拡大したことに対応し、分析能力の向上や新規職員の採用などを行うための、新たな情報システムの開発・保守に充てられている……これに対し、JAFIO（日本金融情報機関）のこれまでのITシステム開発予算は、年間約7,000万円（58万米ドル）に設定されていた。JAFICの2007年度予算のうち、約1億円（83万米ドル）は、国際会議への出席や海外のFIU（金融情報機関）とのより効果的な関係構築の促進など、国際出張に関する経費に充てられた。

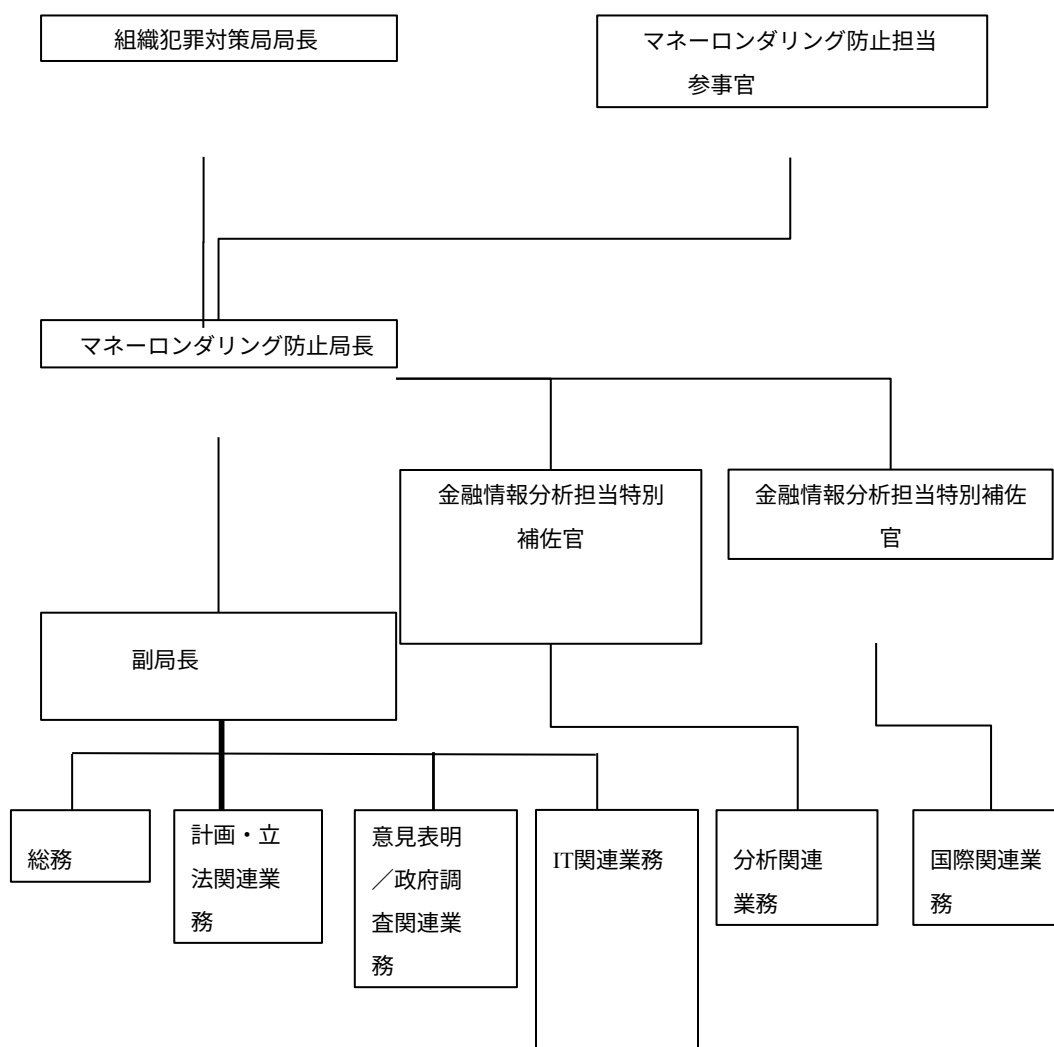
人的資源

368. 前身のFIUである日本金融情報局（JAFIO）は、その任務を遂行するために20名の職員を擁していたのに対し、現在のFIUである日本金融情報センター（JAFIC）は、組織犯罪対策部長およびマネーロンダリング防止担当参事官の監督下にある41名の職員からなる体制を確立している。現地視察の時点では

、JAFICの全職員のほぼ半数がSTRの分析に割り当てられていた。この総人員数は、次年度（すなわち2008年4月以降）に17名増加する予定である。

369. 過去数年間に受け付けたSTRの件数や、一部のカテゴリーの非金融事業・職業（DNFBP）が現在報告義務の対象となっている事実を踏まえると、職員数、特にFIUの分析官数が限られていることは、評価チームにとって懸念事項である。JAFICは評価チームに対し、職員数を増やす意向であることを伝えているものの、提案されている分析官の増員数は依然として少ない。

以下の表は、JAFIC内の組織図を示したものです。



JAFICの組織は以下の通りです

守秘義務、誠実性、および技能

370. JAFICのメンバーは全員、日本政府の公務員であるため、在職中だけでなく、退職後も職務上知り得た情報を秘密に保持することが義務付けられています（国家公務員法第100条第1項）。守秘義務に違反した場合、有罪判決を受け、最長1年の懲役または500,000円（約3,100ユーロ／4,850ドル）の罰金に処される可能

性があります（国家公務員法第 109 条第 12 項）。STR の取り扱いを担当する JAFIC のメンバーは全員、法執行機関の職員であり、捜査に関する情報の秘密保持の重要性について研修を受けています。

法執行機関の職員であり、捜査に関連する情報の秘密保持の重要性について研修を受けている。

371. JAFICの職員は、数多くの法執行機関や規制機関で多様な経験を有しており、これがJAFICの情報を取り扱う上での強固な基盤となっている。JAFICのインテリジェンス・アナリストには、警察および税関の両機関からの職員が含まれている。会計士はいないものの、そのうちの何人かは金融問題に関する詳細な経験を有している。FIUの分析スタッフは、国内および国際的なプログラムを含め、相当量の分析研修を受けている。分析スタッフの増員計画には、金融セクターや、DNFBPセクターを含む他のセクターの規制当局からの採用が含まれる予定である。

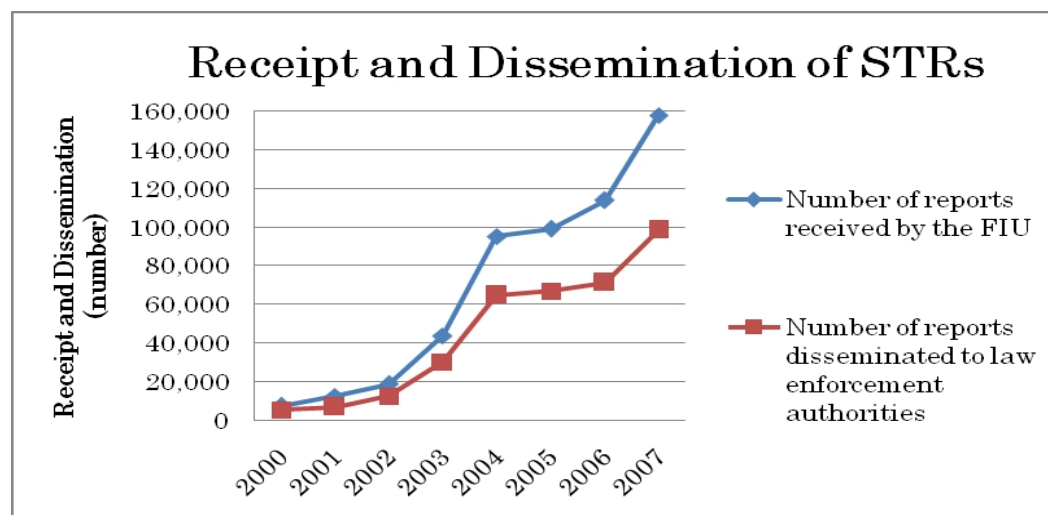
FIU職員向けの研修

372. JAFIC職員は、FATF/APG相互評価に関する研修（2007年7月にシンガポールで開催されたAPG研修を含む）に参加しており、この研修を受けた職員はJAFICに戻り、FATF勧告やその活動の詳細、FIU間の協力関係の強化の重要性について、JAFIC職員に指導と助言を行っている。

373. FIU職員に対するさらなる研修として、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策に特化した研修が実施された。NPAがFATF/APGのタイポロジー会議や、2006年11月に香港で開催された「金融犯罪捜査セミナー」などの会議に参加したことで、マネーロンダリングやテロ資金供与に用いられる犯罪手口および関連する対策に関するFIUの理解と知識が深まった。警察庁は、米国、英国、フランス、ベルギー、オーストラリアの各FIUに職員を派遣し、各FIUの分析手法を学ばせた。また、JAFICの設立に際しては、これらの職員がJAFICに配属され、FIUに新たに配属された職員に対して指導や指導を行ってきた。その他の研修や知識向上の例としては、2007年6月にフィリピンで開催され、オーストラリア政府が主催した「現金運び屋に関する研修会」への参加、および2007年7月にオーストラリアで開催され、APECが主催した「テロ資金供与対策ワークショップ」への参加が挙げられる。

374. JAFICは、研修資料や手口分析資料について、絶えず調査・更新を行っている。特に、すべての分析官が毎月会合を開き、マネーロンダリング対策（AML）およびテロ資金供与対策（CFT）における最新の動向や経験について議論している。手口や動向に関する警察庁、都道府県警察、検察庁などからのフィードバックを受け取り、JAFICはそれを職員への月次報告に盛り込んでいる。職員研修には100件以上の事例研究が活用されており、定期的に更新されている。これらの報告書の内容を全職員に周知することで、JAFICはマネーロンダリング犯罪に関する最新の犯罪手口に関する知識を絶えず習得している。

勧告32



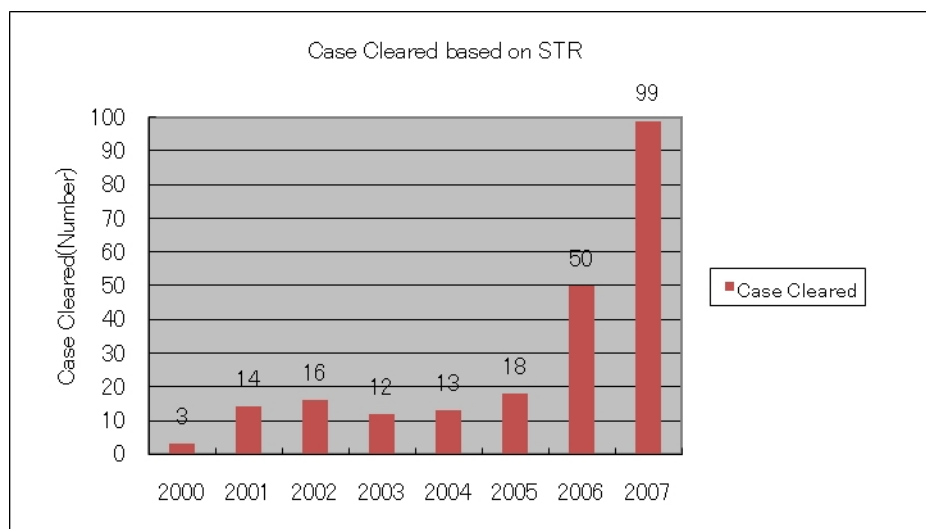
報告書を提出した機関の内訳

区分	2004年		2005		2006		2007	
	レポート	%	レポート	%	レポート	%	レポート	%
銀行	82 325	86.37	85 248	86.17	93 426	82.05	133 699	84.6
信用金庫および 信用協同組合	8 119	8.52	7 010	7.09	8,136	7.15	10 237	6.5
保険会社	16	0.02	19	0.02	33	0.03	48	0.1
証券会社	339	0.36	572	0.58	656	0.58	1 174	0.7
農林中央金庫	40	0.04	92	0.09	89	0.08	294	0.2
労働銀行	109	0.11	128	0.13	86	0.08	189	0.1
貸金業	1 152	1.21	1 175	1.19	805	0.71	397	0.3
日本郵便	3 159	3.31	4,555	4.60	10 509	9.23	11 859	7.5
その他	56	0.06	136	0.14	120	0.11	144	0.0
合計	95 315	100	98 935	100	113 860	100	158 041	100

STR統計およびマネーロンダリング・テロ資金供与関連の起訴またはその他の訴追

疑わしい取引の報告に基づき解決された事件数（警察によって解決された事件に限る）：

375. 2006年までは、警察庁戦略企画分析課が、改正前の「組織犯罪処罰法」第56条に基づく情報を分析・調査した上で、各都道府県警察に情報を提供していた。同法の施行以来、不審取引報告に基づき解決された事件数は年々増加している。2007年には99件が解決され、同法施行以降の解決件数は計225件に達した。



376. 不審取引報告書に基づき解決に至った事件数が急増した考えられる理由は、以下の通りである。

- (1) 各都道府県警察におけるマネーロンダリング対策体制の整備。
- (2) 警察庁による不審取引報告（STR）の分析体制の整備。
- (3) 警察庁による都道府県警察のAML担当部署への指導・研修の実施。

不審取引報告に基づく解決案件の内訳

377. 不審取引報告書に基づき解決された全事案の内訳では、詐欺が第1位、出入国管理及び難民認定法違反が第2位、銀行法違反が第3位となった。

疑わしい取引報告（STR）に基づき処理された事案

	詐欺	入管法違反	銀行法違反	貸金業法・商法・投資法 違反 貸金業法・投資法	文書偽造	その他	合計
2000	2		1				3
2001	3	2	3	1	2	3	14
2002	2	5	3		1	5	16
2003	4	1	4	3			12
2004	6		1	3	2	1	13
2005	14	2		1	1		18
2006	34	12	1	2		1	50
2007	81	1	1	3	2	11	99
合計	146	23	14	13	8	21	225

2.5.2 提言および所見

378. 評価チームは、日本の金融情報分析センター（JAFIC）を警察庁に設置したことは前向きな措置であったと考えている。この措置により、JAFICおよび法執行機関の双方にメリットがもたらされたことは明らかである。JAFICは、STR（疑わしい取引報告）の分析を行うために必要な法執行情報やその他の情報へのアクセスが良好であり、銀行から追加情報を直接入手する能力も有している。STR報告書は包括的であり、JAFICが受領した報告書には、相当量の追加情報がスキャンされて添付されている。JAFICは、警察の情報データベース間で情報を照合するための堅固な情報技術を有しており、これが分析能力を向上させている。JAFICの分析結果は、刑事捜査に活用されるよう法執行機関に効果的に提供されており、日本の警察とJAFICの間には効果的な連携が見られる。各都道府県警察は、JAFICの情報成果物に対して高い満足度を示し、刑事捜査におけるその有用性を確認した。法執行機関にとってSTR情報が重要であることを示す事例が提示された。STR情報が法執行機関に引き渡される前に、分析が行われ、付加価値が付けられていることは明らかであった。しかし、評価チームは、特に犯罪の種類や手口に関する戦略的

犯罪類型や手法に関する戦略的評価に関して、改善の余地があると考えている。JAFICがこの点における能力を維持・向上させるためには、FIUアナリストの増員が必要である。

379. 評価チームのメンバーは、FIUの手続きやプロセスについて議論するため、警察庁の代表者やJAFICの所長と会談したほか、JAFICを訪問し、施設内を案内された。JAFICは、現在利用可能なリソースで膨大な量のSTR報告を処理している。2008年にはアナリストの人員がさらに増員される予定であるとの説明を受けたが、この追加リソースは緊急に必要とされている。金融機関などに対する報告水準の向上を求める圧力が続く中、これは間違いなくFIUにも波及効果をもたらし、その有効性を維持・向上させるためには、より多くのリソースが必要となるだろう。

380. 2007年4月の設立から12ヶ月足らずの間に、JAFICはエグмонт加盟を果たしたほか、情報共有協定に関する覚書を他の金融情報機関（FIU）と締結し、現在さらに45件について交渉を進めている。これらの協定に基づく効果的な情報共有の事例が提示された。

381. 情報セキュリティおよびJAFICデータベースへのアクセス体制は、非常に堅固であるように見受けられた。セキュリティ対策としては、JAFIC分析センターへの指紋認証によるアクセスに加え、パスワードによるセキュリティに加え、FIUデータベースに実際にログインする際にも指紋認証が導入されている。監督当局が受領しJAFICに送付されるSTRの伝送、およびこれらに関する適切な情報管理とセキュリティは、堅固であると思われる。例えば、STRはまず報告主体から財務省に送付され、その後JAFICに転送される。分析を経て、報告書は都道府県警察、検察、税関、海上保安庁をはじめとする幅広い機関、およびSESCにも配布される。

382. 日本の当局は、しばしば組織犯罪グループを介して行われる違法薬物の販売を懸念しており、これらの薬物の多くは海外から調達され、日本に輸入されていると考えられている。当然の結果として、これらの薬物の販売による資金が原産国へ逆流している可能性が高い。評価チームは税関と面会し、国境を越える現金やその他の通貨・無記名証券の移動に関連して、国境における通貨報告および国境警備全般について協議した。国境における現金報告に関連する事項については、本報告書の後半でより詳細に論じるが、評価チームは、国境における現金やその他の報告形態に関する情報が、金融情報機関（FIU）に容易に入手できないことについて深刻な懸念を抱いた。実際、国境通貨報告がFIUに提供された事例は一度もないようである。評価チームの経験上、国境を越える現金の移動に遭遇したことの無い管轄区域は存在しない。日本の違法薬物の輸入に関する状況を鑑みると、国境を越える通貨の移動に関する情報は、薬物の越境輸入および供給に関する法執行機関の捜査にとって直接的な関連性があり、極めて重要である可能性が極めて高い。この状況は、できるだけ早急に是正されるべきである。

383. 評価チームには、日本における代替送金手段や闇銀行の事例が提示された。現時点では、JAFICは主に法執行を目的としたSTR（不審取引報告）事例の戦術的報告に重点を置いている。しかし、評価チームは、法執行機関への戦略的情報報告を提供するという観点から、JAFICが代替送金の手口や手法に関して既に達成された成果をさらに発展させる余地があると考えている。

384. JAFICと金融機関の間には良好な関係と円滑な連携が見られたが、JAFICから金融機関へのフィードバックには改善の余地があるかもしれない。戦略的評価をさらに発展させる機会は、金融機関へのフィードバックの質を向上させ、金融機関が不審な取引を特定し、JAFICに報告する能力を高めることにも寄与するだろう。特に証券業界に関して、より広範な金融セクターへのフィードバック提供や連携強化のさらなる機会があるかもしれない。

385. FIU（金融情報機関）に税務関連情報へのアクセスを認めている管轄区域の経験によれば、これにより法執行機関の分析能力に重要な側面が加わり、機関間の協力も強化されている。日本は、適切な状況下においてJAFICが税務関連情報にアクセスできることが適切かどうかを検討すべきである。

2.5.3 勧告26への遵守状況

	評価	総合評価の基礎となる第2.5節に関連する要因の概要
R.26	LC	- JAFIC には、STR 分析に携わる十分な人材が不足している。 - JAFICのSTR分析には、国境を越える通貨取引報告へのアクセスが含まれていない。 - JAFIC は、法執行機関への情報提供や、金融機関および非金融事業・職業（DNFBP）へのフィードバックを目的として、類型および方法論に関する戦略的分析能力を構築すべきである。

2.6 法執行機関、検察、その他の管轄当局 – 犯罪の捜査および起訴、ならびに没収および凍結のための枠組み (R. 27 および 28)

2.6.1 説明および分析

386. 日本の警察庁（NPA）および47の都道府県警察（PP）（総称して「日本警察」と呼ばれる）は、個人の生命、身体および財産を保護するとともに、犯罪の予防、抑止および捜査、容疑者の検挙、交通規制、その他公共の安全と秩序の維持に関する事務を担当する責任を負っている（警察法第2条第1項）。したがって、日本警察は、日本国内におけるマネーロンダリング対策（AML）およびテロ資金供与対策（CFT）の捜査、ならびに犯罪収益に関する捜査を担当している。2006年度、日本の警察職員総数は288,451名であった。このうち、警察庁は7,524名、各都道府県警察は280,927名であった。警察予算は、警察庁の予算と各都道府県警察の予算で構成されている。2006年度、警察庁の予算は280,248百万円（約17億ユーロ／26億米ドル）、都道府県警察の予算は3,385,959百万円であった。

387. 日本検察庁（PPO）は、事件を裁判に起訴するか否かを決定すること、マネーロンダリング（ML）およびテロ資金供与（TF）に関連する犯罪について刑事訴訟を提起すること、ならびに犯罪収益の凍結および没収の執行を担当している。日本検察庁の職員総数は11,532名であり、そのうち2,490名が検事および検事補である。検察庁は、警察から送致された2,121,151件の事件を処理しており、その中には364,267件の刑法違反事件が含まれている。このうち、計862,468件が起訴に回された（1,061,501件は不起訴となり、215,588件は家庭裁判所に送致された）。2005年の「検察統計年報」によると、89,058人の犯罪者が、労働を伴うか伴わないかを問わず、懲役刑を言い渡された。

日本の警察組織：

公安委員会

388. 警察は強制力を執行する権限を有している。したがって、警察活動は私利私欲のために実施されてはならず、警察を政治的手段として利用してはならない（警察法第5条および第38条）。国家公安委員会および都道府県公安委員会は、国民の代表者で構成される諮問機関であり、警察を監督するために設置されている。このようにして、警察の民主的な運営と政治的中立性が維持されている。警察の政治的中立性と、公共の安全に対

する政府の責任の明確化という二つの要請を調和させるため、国家公安委員会の委員長およびその他の5名の委員は、両院の承認を得て内閣総理大臣が任命する（警察法第6条）。

389. 東京都、北海道、京都、大阪、および政令指定都市を有する都道府県では、都道府県および地域公安委員会は5名の常勤委員で構成され、その他の地域では3名の非常勤委員で構成されている。委員は、県議会の承認を得て、都道府県知事によって任命される。都道府県公安委員会は、一般的に月に3～4回会合を開き、警察の法執行に影響を与える事項について協議を行う。

警察庁

390. 国家機関である警察庁（NPA）は、警察行政の役割を担い、政策の立案、公共の安全、警察活動の基盤となる知識・技能、通信、科学捜査に関する業務、および警察行政に関連する調整を行っている（警察法第17条および第5条）。これらの警察庁の所定の職務に関して、警察庁長官は、国家公安委員会の監督の下、都道府県警察を指揮・監督する（警察法第16条）。

都道府県警察

391. 都道府県警察は、犯罪捜査や交通規制などの警察執行業務を担当している。前述の通り、2006年の時点で、日本の都道府県警察の職員数は合計 280,927 人であった。警察本部や警察学校に加え、47 都道府県すべての警察組織には、1,218 の警察署、6,362 の交番、7,196 の地域交番があった。

392. 地方警察局は、組織犯罪対策、在日外国人による犯罪、都道府県をまたぐ対応を必要とする事件の合同捜査などに関して、警察官に対する指導・調整を支援している。

マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策：

警察庁

393. 警察庁組織犯罪対策部戦略企画分析課は、「組織犯罪処罰法」に基づくマネーロンダリング罪、および同法に規定される起訴前没収保全命令制度に基づく犯罪収益の剥奪について、都道府県警察に対し指導を行っている。さらに、JAFICから提供された疑わしい取引報告書の分析結果に基づき、警察庁はマネーロンダリング犯罪の捜査に関連する分析を含む、一連のさらなる分析を実施している（警察庁組織規則第25条）。

394. テロ対策に関しては、警察庁保安局公安課が、暴力的な極左団体や右翼団体によるテロ事件やゲリラ型事件に対する都道府県警察の捜査について、指導・調整を行っている（警察庁組織規則第37条）。外事課は、都道府県警察の外事部門が実施する、いわゆる「地下資金提供者」の捜査に関する指導・調整を行っている（警察庁組織条例第39条）。また、高まる国際テロの脅威に対抗するため、2004年4月に国際テロ対策室は国際テロ対策課へと改組された。同課は、不審な取引情報やその他の関連情報に基づき、テロ資金供与に関する都道府県警察の捜査に対して指導・調整を行っている（警察庁組織規則第40条）。

都道府県警察

395. 都道府県警察においては、かつて暴力団対策やマネーロンダリング対策を担当する部署が、暴力団対策課、麻薬・銃器対策課、国際捜査課など、それぞれ別の課に分かれており、

個々の事案ごとに個別に対応していた。全国の警察において効果的かつ統一的な組織犯罪・マネーロンダリング対策を推進するため、2004年10月に「組織犯罪対策指針」が公布され、現在では各都道府県警察に、組織犯罪およびマネーロンダリング対策を担当する組織犯罪対策課を置く体制となっている。

396. 組織犯罪およびマネーロンダリング対策の重要性を踏まえ、日本最大の都市である東京を管轄する各都警察本部には、刑事部から独立した組織犯罪対策部が設置されている。さらに、これらの組織犯罪対策課および部には、警察庁から提供されたSTR（疑わしい取引報告）の分析結果を活用し、マネーロンダリング捜査を専門とする特別捜査班が設置されている。

397. 警察庁の指示・調整の下、警察庁は「警察法」第2条および第36条に基づき、テロ資金供与の疑いがある事案について捜査を行っている。特に、警察庁の保安・公安部門は、暴力的な極左・極右団体によるテロやゲリラ的な事件を未然に防ぐことを目的として、情報収集や取り締まりを実施している。警察庁の治安部門は、テロ活動につながる恐れのあるいわゆる「闇金融業者」など、日本での不法滞在を助長する犯罪事件の摘発や、日本に拠点を構える外国犯罪組織の拡大防止に取り組んでいる。テロ対策の枠組みが整備される中、警察庁から提供される不審な取引情報やその他の関連情報に基づき、テロ資金供与の捜査が行われている。

AML/CFTの指定法執行機関

398. 日本の警察は、犯罪の予防、抑止および捜査、容疑者の逮捕、交通整理、その他公共の安全と秩序の維持に関する事務を担当している（警察法第2条第1項）。こうした職責の範囲を踏まえ、警察はマネーロンダリングおよびテロ資金供与に関連する犯罪の適切な捜査を行う権限と責任を有している。

399. AML/CFTに関する起訴件数が少ないことは、日本警察がその責務を効果的に履行できているかという問題を提起している。

400. 警察庁の「組織犯罪対策指針」（第6条）では、犯罪資金源の遮断を含む組織犯罪に関する取締活動を推進するため、各警察署は、疑わしい取引に関する情報の積極的な活用や犯罪収益に焦点を当てた取締りの推進に留意しつつ、法令の活用に努めるものとされている。

マネーロンダリング事件における逮捕の延期を認める措置

401. 日本の警察は、マネーロンダリング（ML）やテロ資金供与（TF）の犯罪、および薬物や銃器などの原犯罪の捜査手法として、コントロール・デリバリー（管理下配送）を利用することができる。日本における違法薬物の主な流入経路は、手荷物への隠匿や国際郵便を利用した小包密輸によるものである。コントロール・デリバリーは、違法な輸入を組織した責任者を特定するため、こうした種類の捜査において特に有効である。以下の表は、2002年から2006年にかけて実施された管理下配送による捜査件数を示している。

管理下配送の実施状況

	2002年	2003	2004	2005	2006	2007
担当した事件	26	63	78	42	29	39

402. 当局が、被疑者が犯罪行為に関与していることを認識している場合であっても、その逮捕を延期するために用いられる捜査手法は、被疑者に対して強制力を及ぼすものではなく、また被疑者に干渉しない義務を課すものでもないため、任意捜査の一環として認められている。日本は、規制薬物の輸出入を厳格に管理する方針をとっている。「出入国管理及び難民認定法」は、規制薬物の違法な輸出入を処罰するほか、規制薬物を違法に所持する外国人の日本への入国を禁止している。一方、「関税法」は、これらの規制薬物を輸入禁止品目として定めている。したがって、入国管理当局や税関の職員が、規制物質を所持したまま入国しようとする犯罪者を、当該物質を没収することなく入国審査や通関を通過させた場合、当該職員は、犯罪者の入国および規制物質の国内持ち込みを故意に容認したことになり、これは「出入国管理及び難民認定法」および「関税法」に違反し、当該職員が行政上の責任を問われる可能性が高い。ただし、「麻薬取締特別措置法」第3条および第4条に基づき、被疑者の逮捕やその財産の差し押さえを延期する必要がある場合、規制薬物の散逸や犯人の逃走を防ぐための適切な監視体制が常に整えられていることを条件として、規制薬物を不法に所持する個人の入国および規制薬物の輸入を許可することが認められている。

403. 日本の法執行当局は、マネーロンダリング（ML）やテロ資金供与（FT）の捜査を行う際、限定的な範囲の特殊捜査手法を利用することができる。これには、監視や傍受能力に加え、おとり捜査の実施に関する規定も含まれる。潜入捜査や証人保護に関する能力のさらなる向上は、日本が今後さらに発展させることができる分野である。

404. 日本の警察には、経験から学ぶために法執行の実務や手続きを見直すための制度的仕組みがある。警察行政総括審査会は、1994年7月1日に設立された委員会であり、国内外の社会情勢の変化に適応し、警察行政を適切かつ合理的に運営するために、一般的な警察実務を包括的に見直し、警察行政の改善に寄与することを任務としている。

405. 警察庁では、情報収集体制の改善の一環として、2003年に警察行政総合検討委員会の下に「組織犯罪対策委員会」が設置され、組織犯罪に対して効果的な対策を講じるための諸施策について、随時協議を行ってきた。

406. 組織犯罪対策委員会の下に、組織犯罪対策執行情報委員会が設置されている。毎月、暴力団対策部を含む刑事局、地域安全局、警備局、および交通局から、暴力団に関連する可能性のある業務を担当する職員が「暴力団対策情報執行委員会」に出席し、日本国内で活動する暴力団や外国人犯罪組織に対する対策の動向、解決済み事件の報告、犯罪組織によるマネーロンダリング犯罪、および捜査手法について、関連局間で情報を共有している。

407. 旧日本FIU（JAFIO）は、不審取引情報が刑事事件の捜査に活用された具体例（累計100件以上の事例が蓄積されていた）や、金融機関が悪用された犯罪の最新動向に関する情報を交換する目的で、これらの法執行機関と定期的に「事例検討会」を開催していた。JAFICも引き続きこれらの会合を開催し、法執行機関と緊密に情報を交換している。さらに、警察庁は各都道府県警察から、マネーロンダリング犯罪の事例や、不審取引報告に基づき解決した事案に関する報告を受けている。JAFICは、これらの報告内容を全職員に公開することで、マネーロンダリング犯罪に関する最新の犯罪手口に関する知見を常に得ている。

408. JAFICは、犯罪収益の分析に従事する都道府県警察の職員を対象に、高度な分析技術を指導するための集中研修ワークショップを開催する予定である（第1回研修ワークショップは2008年3月に予定されている）。このワークショップでは、分析の基礎となるSTR（不審取引報告）の分析ノウハウ、一般的な財務分析、会計、証券に関する専門知識に加え、組織犯罪の特定やその他の関連技術に関する研修を行う。

勧告28

管轄当局は、マネーロンダリング、テロ資金供与および原犯罪を捜査する権限を有すること

409. 警察の責務は、個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、犯罪の予防、抑止及び捜査、被疑者の検挙、交通整理その他公共の安全及び秩序の維持に関する事務を掌理することである（警察法第2条第1項）。これらの職責の範囲に関して、警察は、没収の対象となっている、あるいは没収の対象となり得る財産、または犯罪収益である疑いのある財産を特定し、追跡する権限を適切に付与されている。

410. 具体的には、司法警察官は、犯罪が行われたと認める場合、その犯人および証拠について捜査を行わなければならない（刑事訴訟法第189条第2項）。捜査に関しては、その目的を達成するために必要な調査を行うことができ、また、公的機関や公的・私的組織に対し、捜査に関連する必要な事項について報告を求めることができる（刑事訴訟法第197条）。取得された記録、文書、または情報は、マネーロンダリング、テロ資金供与、およびその他の基礎となる前罪の捜査や起訴、ならびに犯罪収益の没収に利用することができる。

411. 司法警察官は、刑事捜査を進めるために必要である場合、いかなる被疑者に対しても警察署への出頭を要請し（出頭は任意である）、その者を尋問することができる（刑事訴訟法第198条第1項）。被疑者が犯罪を犯したと疑うに足る相当な理由がある場合、司法警察官は、裁判官が事前に発付した逮捕状に基づき、その者を逮捕することができる（刑事訴訟法第199条第1項）。さらに、犯罪の捜査に必要な場合、司法警察官は、裁判官が発付した令状に基づき、証拠品の押収、搜索および検査を行うことができる（刑事訴訟法第218条）。

412. 司法警察官の申請に基づき、裁判所は、公訴提起前に没収確保命令を発令することにより、いかなる財産の処分も禁止することができる（組織犯罪処罰法第23条第1項）。この規定の目的は、公訴提起前においても、公訴提起後と同様に、犯罪者によって資産が処分され、もはや没収できなくなる可能性があるためである。一次捜査機関である警察が、没収の保全に関連する表面上の証拠を保有しており、緊急に適切な措置を講じるべき場合がいくつかあり得る。没収の保全命令に常に検察庁の

申請を必要とする場合、効果的な措置が取れない恐れがある。したがって、司法警察官は、公訴提起前に没収保全命令を申請する権利を有する。

413. 刑事訴訟法の規定に基づき、原則として、裁判所が発付した令状により、捜査当局は人物や建物を捜索し、金融機関、その他の事業者または個人が保管する取引記録、顧客本人確認データを通じて得られた識別データ、および金融機関が保有するその他の文書や情報など、必要な財産を押収する権限が与えられる。

414. 刑事訴訟法第321条の規定に基づき、警察は証人の供述を取得する権限を有する。犯罪の証人とのやり取りにおいて、その人物と会話し、供述を採取することに関して、警察に対する制限はない。所管当局は、マネーロンダリング、テロ資金供与、またはその他の前罪もしくは関連行為の捜査または起訴のために、目撃者による供述を職権により利用することができる。

勧告30 - 組織、人員および資源

法執行機関および検察の独立性と自律性

415. 前述の通り、日本の警察は、独立した行政委員会として機能する協議機関である公安委員会の監督下にある。警察庁および都道府県警察は、それぞれ国家公安委員会および都道府県公安委員会の監督を受けている。（警察法第5条および第38条）公安委員会制度により、警察の文民統制および政治的中立性が確保されている。したがって、捜査活動への政治的干渉はなく、警察活動が不当な政治的影響や干渉から自由であることが保証されている。

416. 警察は、警察大学校内に金融捜査研修所を設置し、捜査官に対して必要な金融専門知識や技術に関する研修を実施している。さらに、会計士や銀行業界での経験者など、高度な財務・会計の専門知識を有する者を金融捜査官として特別採用している（2007年7月時点で全国51名）。これらの人材が専門知識を提供し、マネーロンダリング捜査手法を十分に活用できるようにしている。

417. 警察は、資金調達を目的とするテロ組織による犯罪、テロ活動につながる可能性のある犯罪、立件のための視点や情報源の確保、搜索・差押え・没収を含む捜査手法の有効活用などに関する研修を実施し、様々な事案の事例や関連犯罪の手口の分析結果を教材として活用することで、捜査官の能力向上に努めている。

418. 警察大学校では、以下の研修を実施している：

- 暴力的な極左・極右グループによるテロやゲリラ型事件の捜査を担当する職員を対象に、当該グループによるテロやゲリラ型事件の捜査に関する研修を実施している。
- 日本における不法滞在の取り締まりを担当する職員を対象に、いわゆる「地下資金提供者」の捜査に関する研修。
- 国際テロ対策を担当する職員を対象とした、テロ資金供与捜査に関する研修。

419. 日本の首都である東京都の警察組織である東京都警察本部では、テロ資金供与の捜査に貢献するため、体系的な

金融捜査に関する体系的な訓練を受けた警察官が、テロ対策や大量破壊兵器関連物資の違法輸出の捜査を担当する公安部へ配属されている。

検察庁

420. 検察庁の2006年度当初予算は104,040,864,00円であり、これは国の一般会計支出の0.13%を占めている。その予算のうち、721,173,000円（人件費を除いた予算の4.95%）が、組織犯罪対策に関連する経費に充てられた。

421. 検察庁の職員は、捜査や公判に関する業務を行う検事と、検事を補佐する事務職員に分けられる。2006年4月現在、検事の定員は2,490名、事務職員の定員は9,042名である。「検察庁法」は、検察庁が検察官の職務を監督することを定めており、各検察官は国の利益のために検察権を行使する独立した権限を有している。これは、検察権が司法権と密接に関連し、司法運営に多大な影響を及ぼすためであり、したがって、司法権の場合と同様に、独立性を確保するために、他者による検察権への不当な影響は回避されるべきである。法務省と検察庁の関係に関する事項については、法務大臣は、検察官による検察権の行使について一般的に指示または監督を行うことができるが、個別の事件の取り扱いに関しては、法務大臣は検事総長に対してのみ指示を行うことができる。ここでいう「一般的に」とは、検察事務の処理に関する一般的な基準を示すこと、犯罪の予防または抑止のための指示を与えること、あるいは行政法上の解釈を示すことを意味する。

法執行機関における高い機密保持基準

422. 警察職員は、「国家公務員法」および「地方公務員法」を遵守しなければならない。これらの法律は、公務員が遵守すべき公的義務（「国家公務員法」第98条第1項または「地方公務員法」第34条）を規定しており、これには守秘義務（「国家公務員法」第100条および「地方公務員法」第32条）も含まれる。警察が守秘義務違反などの非行事案を認識した場合、その内容に応じて、捜査部門と監察課の協力のもと、可能な限り徹底した調査・捜査が行われる。その後、事実に基づき、懲戒処分の適用を含め、厳正に処理される。さらに、必要に応じて、証拠および法律に基づき、刑事事件として取り扱われる。

423. 懲戒手続に関しては、公務員の秩序を維持するため、人事権を有する者が当該職員の責任を調査し、職務上の行動規範に違反した職員に対して制裁を科す。「国家公務員法」および「地方公務員法」には、免職、停職、減給、譴責の4種類の措置が規定されている。警察庁または都道府県警察は、懲戒事案を適切かつ適時に、それぞれ国家公安委員会または都道府県公安委員会に報告し、第三者的な視点から必要な監査および指導を受ける（警察法第56条第3項）。

424. また、高い品格と多様性を備えた人材を確保するため、警察は積極的な採用活動を行い、競争率を一定の水準に維持するとともに、知識、技能、適性など多角的な観点から評価を行い、適切な技能を備えた職員により高い専門的水準を維持している。近年、深刻かつ複雑な問題として顕在化しているサイバー犯罪、国際組織犯罪、企業犯罪などを迅速に抑制するため、各都道府県警察は、言語、財務分析、コンピュータに関連する専門的な技能や知識を持つ人材の中途採用を積極的に行っている。

採用を積極的に行っている。

425. さらに、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務能力・技術を兼ね備えた警察官を育成するため、警察は「警察教育規則」に基づき、警察学校や警察署における教育・訓練の充実・強化を図っている。まず、都道府県警察学校、地方警察学校、および警察大学校において、警察は研修対象者の階級や職位に応じて、初任研修、昇進研修、専門教育研修を実施している。

426. その後、警察署においては、各警察官の知識や職務内容に応じた個別指導や勉強会などを通じて、職務技能の向上に努めている。また、適切な職務遂行と高い倫理観の醸成を図るため、各界の専門家による講演会も開催している。秘密保持義務（国家公務員法第100条および地方公務員法第34条）に関しては、警察は初期研修において、職務倫理および地域警察活動における職務・奉仕に関する守秘義務について教育を行っている。

427. 日本の検察官は、犯罪の捜査と犯罪者の適正な処罰の両方を任務としており、捜査や公判を通じて社会の正義と安全を守る責任を負っている。したがって、検察官は法律と証拠に基づいて職務を遂行することが求められる。採用にあたっては、検察官には高度な法的資格と経験が求められるため、一般の公務員に対する採用要件に加えて、独自の厳格な要件を満たさなければならない（検察庁法第18条から第20条）。さらに、検察官としての職務遂行能力については、検察官資格審査委員会によって定期的または随時審査が行われる（第23条）。検察官に対して行われる研修には、公務員向けの倫理に関する講義が含まれている。

適切かつ関連性のある研修

428. 国家警察アカデミーでは、警察は、警部以上の階級に昇進した警察官を対象に、マネーロンダリングに関する講義を実施している。また、各種法律の概要、原犯罪の範囲、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の手法、犯罪収益の没収手続き、各種情報の活用方法、マネーロンダリング捜査の指揮に関する要点など、必要な研修も行われている。

429. さらに、捜査官向けに手続きに関する資料（マネーロンダリングの嫌疑が晴れた事例集やSTR分析マニュアルなど）が作成されており、マネーロンダリング捜査に関する捜査官の意識と知識の向上に努めている。

430. 日本の警察幹部に対する研修については、警部への昇進時に4ヶ月間の研修が行われ、特別幹部捜査官養成機関で5ヶ月間の研修が行われている。これに加え、知的犯罪捜査の責任者を対象とした専門研修コースも数多く実施されている。

431. マネーロンダリング対策は、こうした上級警察官向けの研修カリキュラムの一部として組み込まれている。研修は、警察学校の教官ではなく、警察庁のマネーロンダリング対策担当官によって行われる。

432. 2005年以降、警察庁のマネーロンダリング対策担当官は、マネーロンダリング犯罪の捜査に従事する都道府県警察の捜査官を公式に訪問し、マネーロンダリングに関連する法制度や捜査手法に関する指導・研修を行ってきた。こうした最前線で活動する都道府県警察官に対する指導・研修の訪問が

は、2005年以降、「暴力団対策法」の適用件数が増加した一因となっている可能性がある。

433. 薬物犯罪の捜査に関しては、警視正または警部級のベテラン捜査官が「薬物・銃器犯罪捜査指導官」として任命されている。その中から毎年約20名の警察官が、薬物犯罪の捜査、薬物犯罪を原犯罪とするマネーロンダリング事件の捜査、コントロールデリバリー（管理下での薬物提供）などの特殊捜査手法、これらの犯罪に関連する事例や手法、通信傍受、その他の関連事項について、10日間の研修を受ける。このように、警察は、AML（マネーロンダリング対策）を含む薬物・銃器犯罪対策に必要な専門知識と捜査手法の習得に努めている。

434. 警察は、捜査官の能力向上に努めている。これには、資金調達を目的としたテロ組織による犯罪、テロ活動につながる可能性のある犯罪、および搜索・差押え・没収を含む捜査手法の有効な活用に関する研修が含まれる。様々な事案の事例が活用され、関連犯罪の手口分析結果は、研修のための重要な資料となっている。

435. 日本の首都である東京都警察では、金融捜査に関する体系的な研修を受けた警察官が、テロ対策や大量破壊兵器関連物質の違法輸出捜査を担当する公安部へ配属されている。

その他の要素

436. 一般教育および裁判官に関しては、日本司法研修所が犯罪収益の没収に関する司法研究を行っており、その成果は報告書の形で各裁判所に配布されている。裁判官は、これらの報告書を研修に活用している。また、裁判官向けの研究セミナーでは、犯罪収益の没収などに関する講義が行われている。

437. 裁判所職員研修所では、裁判所書記官養成課程の研修生に対し、没収および相当価額の徴収に関して、裁判所書記官に必要な実務教育を行っている。

2.6.2 提言および所見

438. FIUを警察庁に移管した結果、警察の捜査において、よりシームレスで統合された金融情報が入手可能となり、日本においてマネーロンダリング（ML）およびテロ資金供与（TF）の捜査責任を効果的に割り当てることが可能になった。

439. しかし、マネーロンダリング捜査をさらに促進し、犯罪収益の没収に一層注力するためには、警察庁および検察庁の両方において、さらなるリソースの拡充が必要である。これには、JAFIC内の分析担当職員数の増加も含まれる。

440. 専門のマネーロンダリング捜査グループ以外で行われるマネーロンダリング関連の起訴事例は、ごくわずかであるように思われる。AML（マネーロンダリング対策）、CFT（テロ資金供与対策）、および犯罪収益の没収に関する研修、とりわけ一般捜査職員、検察官、およびその他の法執行機関に対する研修をより重視する必要がある。これにより、マネーロンダリング対策という概念を、より一般的な法執行手法として日本社会に定着させることができるかもしれない。⁽¹⁴⁾

441. これらの指定機関がマネーロンダリング（ML）およびテロ資金供与（TF）について広範な捜査を行うための法的根拠は、例えば、潜入捜査の手法や証人保護プログラムの規定を設けるなどして、さらに強化されるべきである。

¹⁴ 一部の法域では「法執行機関のクラスター（CLB）」と呼ばれる連携アプローチ。

442. 現在、日本の警察には税務情報へのアクセス権がない。たとえそのアクセスがJAFIC内の職員に限定されるとしても、これを規定することについて検討すべきである。これにより、日本の法執行機関に提供される情報製品の範囲が大幅に拡大する可能性がある。

2.6.3 勧告27および28への遵守状況

	評価	全体評価の基礎となる第2.6節に関連する要因の概要
R.27	LC	マネーロンダリング・テロ資金供与対策（AML/CFT）の法執行当局には、さらなる研修および捜査リソースが必要である。
R.28	C	本勧告は完全に満たされている。

2.7 国境を越えた申告または開示 (SR.IX)

2.7.1 説明および分析 一般的な説

明⁵

443. 外国為替法は、*i*) 100万円を超える支払手段および有価証券、ならびに *ii*) 1キログラムを超える貴金属（総重量に対する金含有率が100分の90（90/100）以上の金地金）を輸出・輸入する者に、財務大臣への届出を義務付けている（第19条第3項）。支払手段には、紙幣、小切手（トラベラーズチェックを含む）、為替手形、郵便為替、信用状、伝票に記載された私的性質の記載事項、および約束手形が含まれる。この届出制度は、本人による手持ちでの輸出・輸入にのみ適用される。

444. この届出の受理権限は税関長に委ねられており、届出は税関に対して行わなければならない。2004年3月以降、電子届出制度が導入されている。この制度による届出は、財務省本省に直接提出される。財務省国際局は、提出された届出を輸出入の仕向地・原産地別に集計・算出する。申告に関する統計は公表されていないが、場合によっては（例えば、国会からの要請に応じて）開示されることがある。申告額の上限を超える支払手段、有価証券、または貴金属を、申告なしまたは虚偽の申告で輸出・輸入した者は、6ヶ月以下の懲役または200,000円以下の罰金に処されることがある（第71条）。

445. 評価チームは日本海上保安庁と面談を行ったが、同庁はAML/CFTの執行や捜査に関与していない。日本における国境管理業務の主たる責任機関は、日本税関である。

国境を越える輸送を検知するためのシステム

446. 外国為替法は、*i*) 100万円を超える支払手段および有価証券、および *ii*) 1キログラムを超える貴金属（総重量に対する金含有率が100分の90（90/100）以上の金地金）を輸出・輸入する者に、財務大臣への届出を義務付けている（外国為替法第19条第3項）。この届出制度は、本人による国境を越える物理的な運搬にのみ適用され、例えば郵便物などには適用されない。

¹⁵ 日本は2008年6月1日に新しい申告制度を導入した。現地訪問の時点で、調査団は将来の制度に関する文書を一切提供されておらず、関係する日本当局とそれについて協議する立場にないため、本報告書のこのセクションではこれについて記載していない。日本により新しい制度に関するプレゼンテーション資料が作成されており、本報告書の表3に

掲載されている。

虚偽の申告または申告なしまたは申告漏れがあった場合の追加情報の要求権限

447. この届出を受理する権限は税関長に委ねられており、税関職員には届出内容の真実性を確認する権限がある。届出額と携帯額に相違がある場合、税関職員は輸出者・輸入者に対し、届出額の訂正を求める。しかし、税関には、通貨または無記名式譲渡証券の原産地およびその使用目的に関して、運送業者から追加情報を要求し、取得する権限はない。

通貨または無記名式譲渡証券の差し止めまたは制限を行う権限

448. 外国為替法に基づき、財務大臣は、同法の他の規定の確実な執行のために必要と認める場合、支払手段の輸出・輸入に関する許可制度を導入することができる（第19条）。例えば、特定の指定者に対する支払いが制限されている場合、財務大臣は、当該支払制限の実効性を確保するため、当該指定者に提供することを目的とした支払手段の輸出を制限することができる。

449. 届出事項は以下の通りである。

- (i) 届出人の氏名および住所。
- (ii) 支払手段の種類、輸出・輸入する支払手段の金額、仕向地・原産地。
- (iii) 輸出・輸入の日付（外国為替令第8条の2）。

450. ただし、マネーロンダリングやテロ資金供与の証拠が見つかるかどうかを確認するために、通貨や無記名式譲渡証券を合理的な期間差し止めたり制限したりする一般的な規定は存在しない。

関係機関による利用のために保存すべき情報

451. 国境を越える通知書類は、財務省の国際局において、月別および受理した税関事務所別に保存され、輸出入の仕向地・原産地別の統計作成に利用される。しかし、通貨や無記名式譲渡証券の国境を越える移動に関連する不審な活動について、FIU や警察に国境を越える通知が提供されたことはこれまで一度もなく、この情報をこの目的のために保存・利用するための一般的な規定も存在しない。

FIUが入手可能な情報

452. 通貨および無記名式有価証券の越境輸送に関しては、税関当局が、「組織犯罪処罰法」（第10条）、「公共の威嚇罪の資金供与処罰法」（第2条）、および「麻薬取締特別措置法」（第6条）で規定される犯罪に関連する疑わしい輸送を検知した場合、当該輸送に関する情報をFIUに提供することができる。このような情報の提供は、「犯罪収益移転防止法」（第3条第3項）に規定される関連当局間の相互協力の一環である。

453. しかし、FIU にはそのような報告はこれまで一度も提供されたことがなく、FIU はその他の手段でも国境を越えた報告を入手することはできない。

関係機関間の連携

454. 関税法に基づき、貨物の輸出または輸入を意図する者は、その貨物の品目、数量、および価格を税関長に申告しなければならない。税関職員は、貨物の数量および価値について照会する権限を有する。必要に応じて、税関職員は関係者に質問を行い、貨物の検査を実施することができる。税関は、裁判官が事前に発行した令状に基づき、貨物の搜索や押収を含む現場調査を行う権限を有している。必要に応じて、税関職員は警察や海上保安当局に支援を要請することができる。

455. しかし、特別勧告IXの実施に関連する問題について、税関、入国管理局、およびその他の関連当局間の連携を規定する法令や手続きは存在しない。実務レベルでは、国境を越える通貨の報告に関して、これらの機関間の連携は見られない。

国境を越えた協力

456. 日本は、米国、韓国、中国、および欧州委員会（EC）と税関相互援助協定（CMAA）を締結している。また、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、ブルネイ・ダルサラーム、インドネシアとは、税関相互援助に関する規定を含む経済連携協定（EPA）を締結している。これらの取り決めは、税関の法執行活動のための情報交換を規定している。

457. しかし、税関相互援助の範囲外においては、勧告35から40および特別勧告Vに基づく義務に合致する、所管当局間の協力・支援に関する権限や規定は存在しない。

報告義務違反または虚偽報告に対する制裁

458. 届出なし、または虚偽の届出を行って輸出入を行った個人は、6ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金に処される（外国為替法第71条）。しかし、日本ではこれまでこのような制裁が適用されたことはない。また、この制裁は法人や会社の取締役、上級管理職には適用されない。

マネーロンダリング（ML）またはテロ資金供与（TF）に関与した国境を越える通貨等の没収および没収処分

459. 「組織犯罪処罰法」は、犯罪収益を隠匿した者を処罰するとともに、当該犯罪収益を差し押さえ・没収できる旨を規定している。したがって、テロ資金供与やマネーロンダリングに関連する金銭その他の資産が犯罪収益であり、かつその隠匿を意図して国境を越えて物理的に輸送された場合、関与した者は処罰され、当該金銭は没収のために差し押さえられる可能性がある。

460. ただし、マネーロンダリング（ML）やテロ資金供与（TF）の疑いのある収益や手段の押収に関する規定はなく、日本においてそのような措置が講じられた事例もない。

原産国・仕向国への通報、外国管轄当局との協力

461. 税関職員が、金、貴金属、または宝石の異常な国境を越えた移動を発見した場合、これらの物品の出所国および／または仕向国の税関当局やその他の所管当局に通知する権限はない。そのため、3つのCMAA以外では、当該物品の移動の出所、目的地、および目的を特定し、適切な措置を講じることを目的として、外国の管轄当局と協力することはできない。

取引情報の適正な利用を確保するための保護措置

462. 手持ちの支払手段の輸出・輸入の届出は、書類の提出によって行われる。これらの書類は、財務省国際局に保管される。財務省職員は、「国家公務員法」に基づき、守秘義務を負っている。個々の届出には個人情報が含まれているため、これらの書類は情報公開制度の下であっても開示されない。

2.7.2 提言および所見

463. 税関は、AML・CFT（マネーロンダリング・テロ資金供与対策）の執行を担う責任当局の一つである。しかし、評価チームと税関職員との協議において、税関側は、その執行能力は密輸や違法取引の取締りに重点が置かれており、AML・CFTの執行能力は有していないと説明した。

464. さらに税関は、日本国境を通じて隠匿された現金が移動した事例に遭遇したことは一度もなく、国境を越える通貨の移動に関する報告が金融情報機関（FIU）に行われたこともないと述べた。税関は、国境を越える通貨の移動に関連する不審な状況に遭遇したことがない。税関の知る限り、財務省からFIUへ国境現金報告が転送されたことは一度もない。

465. 実際、AML/CFTに関連する国際送金に関して、日本税関にはほとんど、あるいは全く能力がないようである。むしろ、国境を越える通貨および無記名式譲渡証券の報告に関する税関の役割は、外国為替法に基づく行政上の目的に限られている。日本税関は、FIUと情報やインテリジェンスを共有していない。

2.7.3 特別勧告IXの遵守状況

	評価	総合評価の基礎となる第2.7項に関連する要因の概要
特別勧告IX	NC	- 日本は、通貨および無記名式譲渡証券の国境を越えた移動に対するAML/CFTの執行能力を確立する必要がある。 - 国境を越える報告は、個人による持ち運びのみを対象としており、通貨および無記名式譲渡証券のあらゆる形態の物理的な国境を越える移動を含むように拡大する必要がある。 - 税関は、通貨および無記名式譲渡証券の原産地および使用目的について、運送業者に追加情報の提供を要求し、取得する権限を必要とする。 - 日本は、マネーロンダリングやテロ資金供与の証拠が見つかるかどうかを確認するために、当局者が通貨や無記名式譲渡証券を合理的な期間、差し止めたり、拘束したりすることを可能にする一般規定を制定する必要がある。 - 通貨または無記名式譲渡証券の国境を越えた移動に関する報告からの情報は、適時に FIU に提供される必要がある。 - 国境を越える報告要件の違反に対する制裁は、法人、および会社の取締役や上級管理職にも適用される必要がある。 - 日本は、マネーロンダリング（ML）およびテロ資金供与（TF）の疑いのある収益および手段を差し押さえるための規定を制定する必要がある。 - 日本は、通貨および無記名式譲渡証券の移動の源泉、行き先、および目的を特定するために、外国の管轄区域と協力する体制を確立する必要がある。

3. 予防措置 - 金融 機関

顧客のデュー・ディリジェンスおよび記録の保管

466. 1990年7月、日本の大蔵省は初めて金融機関に対して顧客の本人確認を行うよう要請したが、この要件を実施するための正式な規制や拘束力のある指針は発出されなかった。1992年、「麻薬取締特別措置法」により、金融機関は麻薬犯罪の収益に関連する不審な取引を報告する義務を負うことになった。2002年2月の「組織犯罪処罰法」の制定により、不審取引報告（STR）の義務が強化され、前提となる犯罪の範囲が「特定の重大犯罪」に拡大され、対象者はテロ資金供与の疑いのある犯罪についてSTRを提出することが義務付けられた。

467. 2003年1月に制定された「顧客確認法」は、金融機関に対し、顧客確認の実施および本人確認情報と取引データの保存を義務付けた。

468. 2007年3月、「犯罪収益移転防止法」により、FIUの機能は金融庁から国家公安委員会（警察庁内に設置された日本金融情報センター（JAFIC））に移管された。同法は2007年4月1日に一部施行され、2008年3月1日に全面的に施行された。「犯罪収益移転防止法」の完全施行に伴い、「顧客本人確認法」および「組織犯罪処罰法」第5条は廃止された。

469. 「犯罪収益移転防止法」には、同法の規定の適用対象となる法人および自然人、すなわち「特定事業者」（第2条）の一覧が記載されており、以下に関連する様々な規定が設けられている。

- 顧客本人確認（第4条および第5条）、記録の保存（第6条および第7条）、および疑わしい取引の報告義務（第9条）。
- 金融情報機関（FIU）の役割と権限（第3条、第11条、第12条）。
- 制裁（第14条以下）。

470. 同法は、「犯罪収益移転防止法施行令」（以下「施行令」という）および「犯罪収益移転防止法施行規則」（以下「施行規則」という）によって施行されている。

471. 「犯罪収益移転防止法」の規定の対象となる者（「特定事業者」）には、本方法論における金融機関の定義に列挙されているあらゆる種類の金融活動に従事する者が含まれる。

FATFの40の勧告が適用される金融活動の種類	これらの特定業務を行う日本の金融機関の種類
一般からの預金およびその他の返済義務のある資金の受け入れ	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関
貸付	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、貸金業者、金融商品取引業者、保険会社
金融リース	金融リース会社（犯罪収益移転防止法第2条第2項第34号）。
金銭または価値の移転	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関

FATFの40の勧告が適用される金融活動の種類	日本においてこれらの特定活動を行う金融機関の種類
支払手段の発行および管理（例：クレジットカードおよびデビットカード、小切手、トラベラースチェック、郵便為替および銀行為替手形、電子マネー）	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、クレジットカード会社（犯罪収益移転防止法第2条の2第35項）
金融保証および引受	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、信用保証機構
マネーマーケット商品（小切手、手形、CD、デリバティブなど）の取引	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、金融商品取引業者、保険会社
外国為替取引	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、金融商品取引業者、保険会社
為替、金利および指数関連商品の取引	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、金融商品取引業者、保険会社
有価証券の取引	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、金融商品取引業者、保険会社
商品先物取引	先物取引業者
証券発行への参加および当該発行に関連する金融サービスの提供	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、金融商品取引業者
個人および集団のポートフォリオ管理	信託銀行、金融商品取引業者、信託会社
他人のための現金または流動性のある有価証券の保管および管理	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、金融商品取引業者、信託会社
その他、他人のために資金または金銭を運用、管理、または運用すること	金融 金融 事業者 業者、 信託会社、
生命保険およびその他の投資関連保険の引受・販売	保険会社
両替・通貨交換	銀行、長期信用銀行、信託銀行、協同組合金融機関、両替業者

472. 「犯罪収益移転防止法」およびその施行令・施行規則に加え、金融庁は、「包括的監督指針」を策定し、監督当局が、金融機関の業務の安全性と健全性を確保するために維持することが求められる内部統制を評価する際に活用できるようにしている。これらの各種指針は、幅広い慎重な考慮事項を網羅しているほか、「犯罪収益移転防止法」におけるマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策の要件についても詳述している。

「その他の強制力のある手段」としての包括的監督指針

473. 「包括的監督指針」がどの程度「その他の強制力のある手段」とみなされるかは、金融セクターの予防措置を評価する上で極めて重要な問題であり、評価チームもこの点について慎重な検討を重ねた。

474. 日本は、これらのガイドラインが、方法論のいくつかの必須要素に対処するための「その他の強制力のある手段」を構成すると考えている。特に、日本の当局は、継続的かつ強化されたデュー・ディリジェンスに関する勧告5の要件に加え、勧告6、7、8の遵守、および勧告11と21の要素について、もっぱらこれらのガイドラインに依拠している。

475. FATFの方法論では、文書に「その他の強制力のある手段」に相当する要件が含まれているかどうかを判断する際、評価者は以下のすべての要素を考慮することが求められている：

- 当該文書は、FATF勧告における要件を規定しているか、またはその根拠となっているものでなければならない。
- 当該文書は、所管当局によって発行されたものでなければならない。
- 不遵守に対する制裁措置が存在し、かつ、その制裁措置は効果的、比例的かつ抑止力のあるものでなければならない。

476. 以下に、これらの主要な要素に照らした監督指針の評価を示す。

1. 当該文書は要件を規定しているか、あるいはその根拠となっている

適用範囲

477. 本ガイドラインには、「顧客識別法に基づく顧客識別および組織犯罪防止法¹⁶に基づく疑わしい取引の報告」に関連して、金融機関が実施することが期待される、AML/CFT 統制を含む内部統制に関する質問からなる一連の「主要な監督上の観点」が盛り込まれている。この分野において、本ガイドラインは、FATF勧告15に関する銀行法およびAML/CFT法の要件を補足するものである。

478. 日本の当局は、FATF 方法論の主要要素（勧告 6、7、8、および勧告 5 の継続的かつ強化されたデュー・ディリジェンスに関する部分、さらに勧告 11 および 21 の主要要素）の遵守について、このガイドラインのみに依拠している。しかし、第 3 節で述べたように、これらの勧告の網羅性は間接的かつ不完全である。したがって、このガイドラインは、FATF勧告の要件を包括的かつ明確に規定・裏付けているとは言えない。

文言の性質

479. 本ガイドラインに含まれる文言の性質から明らかなように、本ガイドラインは、法的拘束力のある義務の独立した根拠となることを意図したものではない。それどころか、本ガイドラインは金融機関自体ではなく、監督当局に対する助言の源泉として機能するものと見受けられる。実際、

「主要銀行向け包括的監督ガイドライン」には、本ガイドラインが「一貫した規制執行を確保するため、監督官に法令の解釈を提供する参考書」として意図されていると明記されている。さらに、「金融庁の関連部門および部署は……本ガイドラインを機械的かつ画一的な方法で適用しないよう配慮しなければならない」とされている。¹⁷ 監督当局には、本指針の適用に関して相当程度の裁量権が認められており、これは、本指針の個々の規定自体が独立した義務を創設するものではないことを示唆している。

¹⁶ 「主要銀行に対する包括的監督指針」は2008年5月に改訂されたものの、依然として、顧客本人確認法およびSTR報

告に関する組織犯罪処罰法第54条に言及している。「顧客本人確認法」およびSTR報告に関連する「組織犯罪処罰法」第54条の規定は、2007年4月1日に「犯罪収益移転防止法」が施行されたことに伴い、いずれも廃止された。

¹⁷ — 「主要銀行向け包括的監督ガイドライン」5 ページおよび 12 ページ。

文書の言語

480. このガイドラインに含まれる「主要な監督上の視点」は、一連の質問という形でまとめられている。金融庁の当局者は、ガイドラインが問いかける形式をとっていることから、それらが義務的なものであることを示していると主張している。しかし、他の金融庁文書（例えば「預金取扱機関検査マニュアル」）では、問いかける形式の記述が義務的であることを明示しているにもかかわらず、ガイドライン自体にはこの解釈を正当化する説明は一切ない。なぜ監督ガイドラインに同様の文言が含まれていないのかは不明である。

2. この文書は所管当局によって発行されている

481. FSAは、首相から権限を委任され、規制対象の金融機関を監督し、抑止力のある制裁を科している¹⁸。金融監督機関として、FSAは所管当局である。

3. 不遵守に対する効果的、比例的かつ抑止力のある制裁

482. FATF基準において「その他の強制力のある手段」とみなされる文書に求められるように、金融機関が各種ガイドラインの規定に違反した場合に、直接的または間接的に制裁の対象となるかどうかは明らかではない。ガイドライン自体には具体的な制裁措置は含まれておらず、AML/CFT違反に対して金融機関に対してとられた行政措置のうち、是正措置の根拠として当該ガイドラインを引用しているものは一つもない。⁽¹⁹⁾

483. しかし、本方法論では、ガイドラインが「その他の強制力のある手段」とみなされるために、ガイドラインに具体的な制裁が付随していることを要求していない。ガイドラインのAML/CFT規定の違反と罰則の賦課との間に明確な関連性が存在することを条件として、監督当局が、より広範な健全性規制やその他の法的権限（例：銀行法）の下で利用可能な制裁措置を用いることは容認される。

484. FSAが科したAML/CFT制裁のいずれも、この関連性を示していない。評価チームに提供された行政改善命令は、それぞれ「顧客確認法」（「犯罪収益移転防止法」に置き換えられた）および「組織犯罪処罰法」で完全に規定されている、顧客確認または疑わしい取引の報告に関する不備に関連するものである。FATF勧告のうち、本ガイドラインが唯一の義務の根拠となっている分野（例えば、勧告6、7、8および勧告5の一部）については、いかなる制裁も科されていない。さらに、評価チームが面談した金融機関は、本ガイドラインの法的地位について異なる見解を持っており、一部はこれを法律や規制と実質的に同等のものと見なしている一方、他の一部は拘束力のない指針の源と見なしている。したがって、評価チームとしては、ガイドライン違反に対して適切な制裁措置が存在すると結論づけることはできない。

結論

485. ガイドラインの適用範囲が限定的であること、使用されている文言が曖昧であること、およびガイドラインと適切な制裁措置との間に明確な関連性が欠如していることから、各種の監督指針は、本方法論の目的上、「その他の強制力のある手段」とはみなすことができない。しかしながら、日本のAML/CFTを完全に説明するという目的においては

¹⁸ 金融庁の設置に関する第4条、銀行法第24条～第28条、保険業法第128条、第131条～第134条、金融商品取引法第51条～第52条、第56条、犯罪収益移転防止法第13条～第16条を参照のこと。

¹⁹ www.fsa.go.jp/news/newse/e20051118.html; www.fsa.go.jp/news/newse/e20050921.html
; www.fsa.go.jp/news/newse/e20041216.html ; www.fsa.go.jp/news/newse/e20040917.html
; www.fsa.go.jp/news/newse/e20040220 ; www.fsa.go.jp/news/newse/e200600303.html 。

システムについては、本ガイドラインは「方法論」の各要素への準拠状況の分析において検討されるが、格付けの決定には考慮されない。

3.1 マネーロンダリングまたはテロ資金供与のリスク

486. 金融機関および非金融事業・職業（DNFBP）に対する日本の AML/CFT 措置の適用は、リスク評価に基づくものではありません。

3.2 顧客デューデリジェンス（強化措置または緩和措置を含む）（R.5～8）

3.2.1 説明および分析

勧告 5

487. 限られた例外を除き、「犯罪収益移転防止法」（第 4 条）は、金融機関に対して顧客の本人確認を義務付けている。しかし、認められている身分証明書の信頼性や、二次確認手続きの適切性について懸念がある。金融機関に対して、以下の事項を義務付ける規定はない。i) 取引関係の意図される性質および目的に関する情報の取得ii) 実質的所有者の特定

iii) すべての顧客に対して継続的なデューデリジェンスを実施すること；および iv) リスクの高い顧客・取引に対して強化されたデューデリジェンスを適用すること。

488. 実務上、評価チームが聞き取り調査を行った日本の金融機関における、例えば拘束力のない指針への遵守水準は、関連する法令の条文のみから予想される水準よりも高い。

匿名口座および架空の名義で開設された口座

489. 「犯罪収益移転防止法」第4条は、金融機関に対し、自然人については顧客の本人確認情報（氏名および住所）、法人については生年月日または本店・主たる事務所の名称および所在地をそれぞれ確認することを義務付けている。この要件により、匿名口座や架空名義による口座の開設は事実上禁止されている。

490. 特定の状況下では、顧客の身元確認が完全に実施され、必要な記録が保持されることを条件として、顧客が別名（例：芸名やペンネームを使用する俳優・女優や作家）を使用することが認められている（「犯罪収益移転防止法施行令」第10条（xv））。

491. 「犯罪収益移転防止法施行令」第6条および第8条は、特定の種類の顧客および取引（例：顧客指向型金銭信託、特定の証券取引、国家およびその他の公的機関との取引など）を顧客デューデリジェンス（CDD）の対象から除外しており、これにより限定的な範囲で匿名性が生じ得る。これらの適用除外はリスクの低い顧客および取引のカテゴリーを対象としているため、これらの規定がデュー・デリジェンス体制に重大な脆弱性をもたらすことはない。とはいえ、こうした状況においても顧客本人確認要件を課すことで、この不備に対処すべきである。

顧客デューデリジェンス（CDD）が求められる場合

(a) 取引関係の開始

492. 「犯罪収益移転防止法」第4条第1項は、金融機関に対し、取引関係を確立する際に顧客を特定し、その身元を確認することを義務付けている。同法第8条には、対象となる取引関係の包括的なリストが記載されており、

CDD（本人確認および身元確認）が義務付けられている犯罪収益移転防止法の施行に関する命令。

(b) 不定期取引の実施

493. 本令第8条第1項(i)(p)に基づき、指定された閾値である200万円（約12,200ユーロ／19,300米ドル）を超える各種の単発取引については、顧客の本人確認および本人確認手続きが義務付けられています。電信送金については、この基準額が100,000円（約600ユーロ／1,000米ドル）に引き下げられます。この規定の対象となる不定期取引のリストは包括的であり、「現金、無記名小切手、銀行小切手、または公的・企業の無記名債券の証書もしくはクーポンの受領および支払い」といった取引に加え、日本円または外貨の両替、およびトラベラーズチェックの購入または売却が含まれる。

494. この基準額を下回る複数の取引が関連していると思われる場合（例えば、取引の細分化など）については、顧客確認（CDD）に関する規定は設けられていない。JAFICの当局者は、基準額を下回る複数の取引が一定期間にわたって繰り返された場合、不審取引報告書の提出が必要になると指摘している。同当局者は、同令第14条第2項(v)において、不審取引報告書に氏名および住所情報の記載が義務付けられていることから、これは暗黙の顧客確認（CDD）に該当すると主張している。しかし、「犯罪収益移転防止法」の顧客確認（CDD）に関する規定では、顧客の身元確認を検証するために特定の書類の提出が義務付けられているのに対し、同令第14条第2項(v)にはそのような要件が含まれていないため、金融機関がSTRを提出する際に顧客の保証のみに依拠する可能性が生じている。また、各業界別の「
—「不審取引の参考事例」—

495. しかし、JAFICの担当者は、これらの規制に関する同機構が公表した解釈は、閾値を下回る取引であっても関連性があると思われるものについては、金融機関が顧客デューデリジェンス（CDD）を完了すべきであるという要件を構成すると主張している。例えば、JAFICは、ストラクチャリングに関する金融リース会社からの質問に対し、NPAのウェブサイト以下に回答を掲載した。「複数の取引が関連しているように見え、実質的に1つの取引とみなせる場合、金融機関は顧客確認要件の適用除外とはならない。」²⁰ この解釈は注目に値するが、「方法論」が求める「義務が法律または規制において明示的に規定されていること」という要件を満たしていない。

(c) 不定期の電信送金の実施

496. 金融機関は、100,000円（約600ユーロ／1,000米ドル）を超える電信送金を行う不定期顧客を特定し、特別勧告 VII に準拠した方法で、提出された本人確認書類を検証することが求められている。

(d) マネーロンダリングまたはテロ資金供与の疑いがある場合

497. マネーロンダリングやテロ資金供与の疑いがある場合、金融機関が顧客の本人確認を行うという一般的な要件は設けられていない。本人確認は、取引関係の確立時、または閾値を超える不定期の取引に関してのみ義務付けられている。後述するように、金融機関は、ある人物が顧客を装っている疑いがある場合、または顧客が虚偽の本人確認情報を提示した疑いがある場合、本人確認を行わなければならない。これは、マネーロンダリングやテロ資金供与の状況でよく見られることである（第11条第2項第(i)号および第(ii)号）。すべてのマネーロンダリングやテロ資金供与の手口が、虚偽の本人確認や身元の偽装を伴うわけではないため、この規定は、マネーロンダリングやテロ資金供与の疑いがある場合に顧客確認（CDD）を行うことを一般的に義務付けるものではない。

²⁰http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=3&CLASSNAME=Pcm1090&KID=120070024&OBJED=&GROUP

498. 前述のように、日本の法律では、本人確認要件の適用除外となる取引・顧客が数多く存在します。これには、指定された閾値である200万円未満の偶発的な取引のほか、同条例第6条および第8条で詳述されている取引・顧客のカテゴリーが含まれます。これらの事例においては、マネーロンダリングやテロ資金供与の疑いがある場合でも、顧客確認（CDD）を行う義務はありませんが、犯罪収益移転防止法第9条に基づき、そのような状況では疑わしい取引報告（STR）を提出する義務があります。しかし、前述の通り、STRの提出だけでは顧客確認（CDD）の要件を満たすことはできません。

(e) 以前に取得した顧客識別データの真実性または妥当性に対する疑義

499. 同法施行令第11条第2項第1号及び第2号に基づき、金融機関は、以前に取得した顧客本人確認情報の真実性について疑義がある場合には、デューデリジェンスを実施することが義務付けられている。JAFICによれば、同法第4条第1項は、金融機関に対し、取引関係の開始前に完全な顧客確認を行うことを義務付けているため、以前に取得した情報が事後に不十分であると判断された状況においても、金融機関は顧客確認を行わなければならない。金融機関がこの義務を遵守しなかった場合、同法第16条および第25条に基づく制裁の対象となる。

必要な顧客確認措置

500. 同法第4条第1項は、金融機関に対し、顧客の運転免許証を確認するか、または「所管省庁の省令で定めるその他の方法」により、自然人の氏名、住所（私書箱は認められない）、および生年月日を検証することを義務付けている。同令第4条第(i)項では、運転免許証に加え、「私立学校教職員共済制度の会員証」などのあまり一般的ではない書類も含む、幅広い種類の有効な身分証明書についてさらに規定している。また、同令は、氏名、住所、生年月日が記載されていることを条件に、金融機関が「特定されない

「公的機関」が発行した未指定の書類についても、氏名、住所、生年月日が記載されていれば、金融機関がこれを受け入れることが認められている（同条例第4条第(i)項(g)）。必要な身分証明書は1種類のみで、すべてに写真や固有の識別番号が記載されているわけではない。

501. 金融機関は、—「登記事項証明書」²¹—「印鑑登録証明書」、またはこの情報を含む「公的機関」が発行したその他の書類のいずれかを使用して、法人の名称および本店または主たる事務所の所在地を確認することが義務付けられている。（同法第4条第1項および同条例第4条第(ii)項(a)および(b)）。必要な書類は1種類のみです。

502. 自然人および法人のいずれの場合も、有効期限が明記されている身分証明書は、提示日時点で有効でなければなりません。有効期限が明記されていない書類については、取引関係の開始日から6ヶ月以内に発行されたものでなければなりません（条例第4条）。外国の自然人または法人については、日本政府が承認する外国政府、または権限のある国際機関が発行した同様の書類が必要となる（政令第4条第4号）。

503. 法令により規定されている顧客本人確認情報の二次確認（自然人および法人の両方）は、顧客の住所または主たる住所宛てに書留郵便を送付するか、または顧客の住所を実際に訪問して住所情報を確認する義務のみである（同条例第3条第1項(i)b、(iii)(b)、第5項）。書留郵便を利用する場合、送付後[妥当な]期間内に郵便物が返送されなかった場合（すなわち、郵便物が正常に送付され、顧客によって受領されたことを意味する）、顧客本人確認（CDD）は完了したとみなされる。

²¹ 当該法人がまだ設立登記を行っていない場合は、当該法人に管轄権を有する行政機関の長が作成した、法人の名称

および本店または主たる事務所の所在地が記載された文書が必要となる。

「郵便物の発送」から、あるいは金融機関が配達確認書を受け取った時点から、合理的な期間内に郵便物が返送されなかった場合、CDDは完了したとみなされます。配達不能で郵便物が返送された場合は、顧客が虚偽の住所情報を提供した可能性があり、それによりさらなる調査が行われ、取引関係の終了につながる可能性があります（条例第3条第1項(i)b、(iii)(b)）。

504. JAFICの担当者は、書留郵便の送付（または実地訪問の実施）という追加の手順は、写真のない身分証明書が提示された場合、または取引関係が遠隔（すなわち「対面以外」）で開始された場合にのみ必要であると明確にした。

505. この要件の例外として、国民健康保険証を利用する顧客が挙げられる。この身分証明書には写真が含まれていないにもかかわらず、こうした顧客は二次的な本人確認を受ける必要はない。日本の当局者は、すべての日本国民が国民健康保険制度に加入しており、国民健康保険証は公的機関（例：都道府県）によって発行され、固有の識別番号が含まれていることから、信頼性が高いとみなされていると指摘している。運転免許証やパスポートなどの写真付き身分証明書を所持していない市民が存在するため、国民健康保険証は一次身分証明書として広く利用されるようになった。日本の当局は、有効な身分証明書を写真付きのものに限定することは、そのような身分証明書を入手できない市民にとって過度な負担となると考えている。

506. FATFの方法論では、管轄区域に対し、有効な本人確認書類を写真付きの書類に限定することを明示的に求めているものの、バーゼル委員会の「口座開設および顧客本人確認に関する一般指針」では、写真付き書類の使用が推奨されている。したがって、日本の当局は、国民健康保険証を提示する顧客に対して認められている追加確認（すなわち、書留郵便による住所確認）の免除について再検討すべきである。写真のない身分証明書がもたらす追加的なリスクを軽減するため、書留郵便の利用に加え、バーゼル委員会が提案するような代替的な確認方法も検討すべきである。

507. 顧客の本人確認および検証は、日本のAML/CFT体制における弱点となっている。バーゼル委員会の『口座開設および顧客本人確認に関する一般指針』に含まれる勧告のうち、遵守されているものはほとんどない。同条例は、金融機関が氏名および住所情報を含む事実上あらゆる「公的文書」を根拠として利用することを認めている。「公的文書」という用語の定義は明示されていないが、同条例で規定されている文書のリストから、実務上はその解釈がかなり広範に及ぶ可能性があることが示唆される。文書の発行基準が日本の国および地方自治体全体で統一されているかどうかは不明であり、専門職団体などの非政府系公的機関であっても、金融機関が許容するとみなす文書を発行できるようである。身分証明書の種類や数が多岐にわたるため、金融機関が依拠することが認められている情報の質について懸念が生じている。前述の通り、これらの身分証明書の多くには、写真も固有の識別番号も記載されていない。

508. 二次的な身分証明書の提示を求めることで顧客情報を確認すること、あるいは公共料金の請求書、納税通知書、その他の適切な手段を用いて顧客の住所を独自に確認することについて、一般的な要件は存在しない。発行機関への照会や公証を通じて顧客の身分証明書を認証する義務もない。写真のない身分証明書が使用される場合や、対面以外の状況を除き、連絡先の正確性を確認するために、電話、郵便、または電子メールを通じて顧客と独自に連絡を取る必要はない。バーゼル委員会が法人に対して提案している確認手続き（定款、年次報告書、商業データベースの確認、および企業への実地訪問など）は、必須ではない。²²

²² 顧客から提供された主要な身分証明書に古い住所情報が記載されている場合（または住所情報が全く記載されてい

ない場合）、同条例第3条第2項は、金融機関に対し、追加の書類を要求して現在の住所情報を確認することを義務付けている。

509. 書留郵便の利用には、郵便事業者が顧客の署名を取得することが伴うが、受取人に代わって他者が署名していないことを確保するために郵便代理人が採用している本人確認および署名確認の手続きは不明確である。また、「郵便事業」が、顧客に代わって郵便物の受領を行うことにより、書留郵便が意図する顧客デュー・デリジェンス（CDD）の安全措置を回避する手段として機能する可能性もある。²³ JAFICは、この業界は同法の適用対象を完全に網羅しており、郵便事業者がこの活動に関与することを防止できると指摘している。これに対し、評価チームは、同法の適用が郵便事業者に拡大されたのは2008年3月であり、その有効性を評価するには時期が短すぎると指摘している。また、当局が書留郵便の転送禁止措置をどの程度徹底して執行しているかも不明確である。

510. 偽造犯の手口がますます巧妙化しており、偽造書類を作成するための技術的ツールも広く入手可能となっていることを踏まえると、日本のデュー・デリジェンス措置は、暴力団などの犯罪組織に悪用される可能性のある金融セクターの潜在的な脆弱性を生み出している。口座開設に関連して検察庁に送致された詐欺事件の件数は、懸念すべき事態であることを示唆している。JAFICによると、1999年以降、架空の名義を使用した事例が1,140件、口座開設時に身元を偽装した事例が114件発生している。これらの事例の一部では、偽造文書の使用があった可能性が高い。

法人および法人格

511. 同法第4条第2項は、金融機関に対し、法人を代表して行動する代理人についてデューデリジェンスを実施することを義務付けている。しかし、このデューデリジェンスが、当該代理人がその権限を有しているかどうかを金融機関が確認する積極的な責任にまで及ぶことを規定する条項は存在しない。JAFICの担当者は、日本では、法人や機関が、代表者や代理人が当該法人や機関に代わって行動する権限を有することを証明する書類を提出することは一般的ではないと説明している。その結果、同局の見解では、金融機関に対し、代表代理人がその権限を有していることの証拠を求める要件は、実際には実施できないという。これに対し、評価チームは、権限の証拠は必ずしも書面である必要はなく、代わりに法人との独立した電話連絡やその他の連絡によって代用可能であると指摘している。JAFICの担当者はまた、代表代理人に対するデューデリジェンスの過程で、金融機関は、その代理人が権限を有していないことを自然に発見することになるだろうと主張している。多くの事例ではそれが当てはまるかもしれないが、それでもなお、金融機関にはこの情報を求める明示的な義務が課されるべきである。

512. 顧客が国家または公的機関である場合、金融機関は、代表代理人を顧客と「みなす」よう指示されており、最終受益者である国家または公的機関ではなく、代理人に対して顧客デューデリジェンス（CDD）を実施しなければならない（犯罪収益移転防止法第4条第3項）。

513. FATFの基準では、金融機関は、法人の取締役に関する情報や、法人または取り決めに拘束力を及ぼす権限に関する情報に加え、法人の名称、法的形態、住所に関する情報も取得することが求められている。同条例第4条(ii)(a)は、金融機関に対し、「登記事項証明書」または「印鑑登録証明書」を閲覧することにより、法人の名称および本店または主たる事務所の所在地を確認することを義務付けているが、当該法人の組織形態、取締役、または法人もしくは取決めに拘束力を与える権限を規定する条項に関する情報の取得を明示的に義務付けてはいない。条例ではこれらの情報の提供は義務付けられていないものの、評価チームが閲覧した「登録事項証明書」および「印鑑登録証明書」には、こうした追加情報のほとんどが含まれていた²⁴。条例第4条(ii)(b)、

²³ 同法は、郵便事業者が顧客の本人確認および適切な記録の保持を義務付けているため、たとえ郵便事業者が登録郵

便物を違法に顧客へ転送したとしても、当局は依然として取引の経緯を再構築できることに留意すべきである。金融機関は顧客の実際の住所を把握できないが、郵便事業者は把握できるからである。

²⁴ 評価チームには、「登録事項証明書」と「印鑑登録証明書」の両方の見本が提供された。「登録事項証明書」は、

しかし、金融機関は、法人名および住所が記載されていれば、公的機関が発行したあらゆる文書を根拠として用いることができる。これらの追加の不特定の文書に十分な情報が含まれているかどうかは不明である。

実質的所有者

514. 日本の法令には、実質的所有者を特定し、その身元を確認するための合理的な措置を講じるという要件は存在しない。金融機関は、顧客が他者の代理として行動しているかどうかを判断し、その他者の身元を確認するための合理的な措置を講じることを求められていない。金融機関には、法人顧客の所有権および支配構造を把握する義務はなく、また、当該法人または取決めに最終的に所有または支配している自然人が誰であるかを特定する義務もない。

515. 本命令の下では、実質的所有者の特定が求められる特定の事例が存在する。例えば、金融機関は、信託の委託者および受益者、ならびに保険契約の受益者に対して顧客デューデリジェンス（CDD）を実施することが義務付けられている（本命令第8条第1項(i)、(c)、(d)、(g)）。しかし、これらの具体的な例は、その性質上、別個の受益者が存在することが想定される特定の金融商品に関連するものである。これらの規定は、金融機関が取引関係を確立する前に実質的所有者を特定することを一般に義務付けるものではない。

516. 日本の当局は、同法およびその施行規則を通じて使用される「顧客等」という用語を、実質的所有権を含むものと解釈している。当局の説明によれば、同法の起草過程において、「顧客等」という用語は「実質的所有権を表す専門用語として使用される」ことが決定されたという。「顧客等」とは、利益または収益が実際に帰属する者を指すとされた。また、金融機関は、代表者および実質的所有者である自然人または法人の双方について、顧客確認を行うべきであるとも決定された。同法のパブリックコメント手続き中に金融機関から寄せられた質問に対し、JAFICはこの解釈をウェブサイトを通じて公表した。しかし、この解釈は同法またはその施行規則のいかなる条項にも明確に規定されていないため、「方法論」の要件を満たしていない。

取引関係の目的および意図される性質

517. 金融機関は、取引関係の目的および意図された性質に関する情報を取得する義務を負わない。金融庁は、証券会社およびその他の投資運用業者に対し、顧客の知識、経験、財産状況、または契約締結の目的に照らして不適切とみなされる方法による投資家への勧誘を避けることを義務付ける「金融商品取引法」第40条第1項第1号を引用している。同様の文言は、信託業法第24条第2項、銀行法第13条第7項、保険業法施行令第53条第7項、および金融商品販売法第9条第2項にも見られる。ただし、これらの規定の目的は、AML/CFT（マネーロンダリング防止・テロ資金供与対策）ではなく、投資家保護にあり、特定の投資商品が特定の顧客に適しているかどうかを判断することにある。これらの規定で求められるデューデリジェンスは、顧客に関する情報の収集を想定しているわけではない。

政府および民間部門の関係者。これには、企業の設立日、事業内容、資本金、発行済み株式数（および株式譲渡に関する規則）のほか、取締役の氏名、住所、選任日に関する追加情報が記載されています。会社の印鑑を登録する「印鑑登録証明書」には、会社の印鑑登録番号、社長または主要役員の氏名および生年月日、ならびに登録を担当した地方法務局（すなわち、法務省の地方事務所）の印鑑を含む追加情報が記載されている。評価チームに提供された2つの書類のサンプルには、いずれも会社の法的形態に関する情報が記載されていたが、これは書式上の必須項目ではなかったことに留意すべきである。いずれの書類にも、法人または組織を拘束する権限を規定する条項に関する情報は記載されていなかった。

その後の口座および取引のモニタリングを目的とした事業概要。これらの具体的な規定は一般的な要件とは見なせないため、「方法論」の基準を満たすことはできない。

518. 「主要銀行に対する包括的監督指針」⁽²⁵⁾は、監督当局に対し、金融機関が「顧客の属性に照らして問題があると特定された顧客に対して適切な対応と管理を確保する」のに十分な内部統制環境を有しているかどうかを確認し、「その事業規模および事業プロファイルに即した方法で、不審な顧客または取引を監視する」よう指示している（「主要銀行に対する包括的監督指針」第III-3-1-3-1-2節、第1項(v)、第2項(i)）。顧客の属性や事業プロファイルを理解するという言葉は、取引関係の目的や性質についてある程度の調査を行うことを示唆している。しかし、これらの言及は、政治的に重要な人物や不審な取引への対応という文脈で行われているため、金融機関が、当初は不審とは見なされなかった顧客を含め、すべての顧客に対してこのレベルのデューデリジェンスを行うことが期待されているかどうかは不明確である。

519. 同様に、「金融商品取引業者に対する包括的監督指針」では、監督当局に対し、不審取引報告書の提出を検討する際、証券業界の金融機関が顧客の—顧客の事業規模および事業内容—を考慮しているかどうかを把握するよう求めている。（『金融商品取引業者に対する総合監督指針』第III-2-6条第2項(iv)）。顧客の事業規模および事業内容を把握しているということは、当該取引関係の意図される性質や目的を理解することが間接的に期待されていることを示唆している。しかし、この言及もまた、不審取引報告という文脈におけるものであり、すべての顧客に対する一般的な期待を構成するものではない。「保険会社に対する包括的監督指針」には、同様の規定は含まれていない。

継続的なデューデリジェンス

520. 金融機関が取引関係について継続的なデュー・デリジェンス（CDD）を実施することについて、法令上直接的な義務は存在しない。日本の当局は、以前に提出された本人確認書類の真実性について事後的に懸念が生じた場合、または顧客が身元を偽装している疑いがある場合にCDDを義務付ける同令第11条第2項i号・第ii号を引用している。これらの規定が、既存の顧客記録を定期的に見直すという積極的かつ継続的な義務を課すものなのか、それとも、身元の隠蔽に関する具体的な疑いが生じた場合にのみ発動される、特定の事後対応的な要件を構成するものなのかは不明確である。同令には、取引関係が続く間に行われる取引を監視し、その取引が金融機関が把握している顧客、その事業およびリスクプロファイル、ならびに資金源と整合していることを確認するための、直接的かつ独立した要件は存在しない。

521. しかし、不審取引報告制度は、事実上、継続的な取引監視要件を創設しているといえることができる。同法第9条は、金融機関に対し、不審取引を所管行政当局に報告する義務を明確に課しており、多くの金融機関がFSAによるコンプライアンス違反として制裁の対象となっている²⁶。この義務を遵守するためには、金融機関が不審な活動を顧客の通常の行動パターンと区別できるように、顧客デューデリジェンスが実施されていることが前提となる。

522. STR報告要件の遵守を促進するため、FSAは、金融機関が継続的なデューデリジェンスを実施していることを前提とした、様々な「不審取引の参考事例」を配布している。例えば、これらの「レッドフラグ」取引には、とりわけ現金

²⁵ 「中小・地域金融機関向け包括的監督指針」には、「大手銀行向け包括的監督指針」と同様のAML/CFTに関する規定が含まれている。

²⁶ www.fsa.go.jp/news/newse/e20051118.html; www.fsa.go.jp/news/newse/e20050921.html
; www.fsa.go.jp/news/newse/e20041216.html ; www.fsa.go.jp/news/newse/e20040917.html
; www.fsa.go.jp/news/newse/e20040220 ; www.fsa.go.jp/news/newse/e200600303.html 。

顧客の収入や資産に比べて過度に高額な取引、および公務員や会社員が自身の収入に比べて過度に高額な取引を行う場合。²⁷ こうした状況でSTRを提出するためには、金融機関は実務上、顧客の収入や資産水準を把握し、そのプロファイルに基づいて取引を積極的にスクリーニングする必要がある。

523. しかし、「参考事例」は、潜在的な不審な活動について金融機関に助言を与えるものであり、それ自体が法的義務を生じさせるものではない。さらに、これらの「レッドフラグ」は網羅的ではなく、顧客の資産および所得水準から見て異例な取引のみを扱っている。これらは、顧客の既知の事業活動から見て不合理な取引相手との取引パターンなど、顧客の事業プロファイルと整合しない可能性のある他の取引は包含していない。

524. 「主要銀行に対する包括的監督指針」は、監督当局に対し、金融機関が「問題のある顧客」に対して確立しているモニタリング体制を評価するよう指示している。例えば、同指針は、監督当局に対し、金融機関が「顧客の属性に照らして問題があると特定された顧客に対して、適切な対応と管理を確実に行う」のに十分な内部統制環境を有しているかどうか、また「不審な顧客や取引が、その事業規模やプロファイルに見合った方法で、コンピュータ・ソフトウェアやマニュアルなどを用いて検出、監視、分析されている」かどうかを確認するよう指示している。（『主要銀行に対する包括的監督指針』第III-3-1-3-1-2節、第1項(v)、第2項(i)）同様に、「『金融商品取引業者に対する包括的監督指針』」では、監督当局に対し、「当該業者が、例えば顧客との取引の継続的なモニタリングなどを通じて、常に最新の顧客プロファイル情報を把握するよう努めているか」を確認するよう求めている。||（「金融商品取引業者に対する包括的監督指針」、第III 2-6節、第1項(ii)）「保険会社に対する包括的指針」には、同様の文言は含まれていない。

525. STR 報告制度は間接的に一定レベルの継続的な口座モニタリングをもたらすものの、FATF 基準では、その義務が法律または規制において明示的に規定され、金融機関が顧客の事業およびリスクプロファイル、ならびに資金源を把握する義務が含まれていることが求められています。

リスク

デュー・ディリジェンスの強化

526. 法律、規制、またはその他の強制力のある手段には、リスクの高い顧客、取引関係、または取引に対して強化されたデューデリジェンスを義務付ける規定は存在しない。ただし、「包括的監督指針」にはリスクに対する間接的な取り扱いが存在し、そこでは監督当局に対し、銀行が「顧客の属性（公的地位を含む）に照らして問題があると特定された顧客および取引に対して、適切な対応と管理を確保するための、経営幹部レベルでの意思決定プロセスを含む内部統制環境を確立・維持しているか」を検証するよう指示している。（『主要銀行向け包括的監督指針』第III-3-1-3-1-2節、第1項(v)）同指針にはリスクや強化されたデューデリジェンスへの明示的な言及はないものの、金融機関が「問題あり」と特定された特定の顧客に対して「適切な対応と管理」を確保することが期待されていることは、リスクの高い顧客カテゴリーに対して、一定レベルの追加的な注意と精査が求められることを示唆している。さらに、監督当局は、銀行が「コンピュータ・ソフトウェアやマニュアルを用いて、不審な顧客や取引を検知、監視、分析しているか」を確認するよう指示されている。（『主要銀行に対する包括的監督指針』第III-3-1-3-1-2節、第2項(i)）取引監視技術の活用は、金融機関が強化されたデュー・ディリジェンスを実施する手段の一つとみなすことができる。

²⁷ 預金取扱金融機関（事例番号 1 および 35）、保険会社（事例番号 1 および 21）、証券会社（事例番号 1 および 20）については、金融庁の「不審取引の参考事例一覧」を参照のこと。

527. 全日本銀行協会（JBA）は、このガイドライン（特に上記の引用部分）を、金融機関に対してリスクベース・アプローチの実施を義務付けるものと解釈し、加盟金融機関に対して包括的な「リスクベース・アプローチに関するガイダンスノート」を提供した。JBA は自主規制機関ではなく、同協会が発行するガイダンスには拘束力はないが、このガイダンスノートは、日本の銀行の大半が共有する解釈を示唆している点で注目に値する。評価チームがインタビューを行った銀行は、リスクベースのアプローチをコンプライアンス・プログラムに組み込んでいた。

528. 保険会社、証券ブローカー・ディーラー、または外国為替業者に対する各種監督指針には、リスクの高い顧客カテゴリーに対する強化されたデューデリジェンスに関する規定は設けられていない。監督指針も全銀協のガイドラインも、リスクベースアプローチを法律、規制、またはその他の強制力のある手段で規定するというFATFの要件を満たしていない。

デュー・デリジェンスの軽減

529. 法律、規制、またはその他の強制力のある手段には、リスクの低い顧客カテゴリーに対して顧客デューデリジェンスを軽減することを認める規定は存在しない。しかし、同条例第6条は、マネーロンダリングやテロ資金供与の手段として利用されるリスクが皆無または極めて低いこと、および／または当該顧客の「存在」が明らかであることを理由として、様々な取引を「犯罪収益移転防止法」の顧客確認要件から免除している。これらの取引には、とりわけ「顧客型金銭信託」、特定の証券取引、および国や公的機関（日本銀行を含む）との取引などが含まれる²⁸。

530. いずれの場合も、日本の当局は免除の根拠を示している。例えば、顧客志向型金銭信託に関しては、JAFIC は、顧客志向型金銭信託とは証券会社の顧客のための信託であり、顧客が元本を回収できるのは、証券会社の破産など特定の限定的な条件の下でのみであると説明している。当該信託は顧客の管理下にならないため、JAFICの見解では、これらの取引がマネーロンダリングやテロ資金供与のリスクをもたらし可能性はほとんどないか、全くないとされる。同様に、JAFICは、政府または公的機関との取引についても、違法行為の固有のリスクはほとんどないと主張している。また、本条例は、当該管轄区域で免許を受けた証券業者が外国において証券契約を締結することに関連する取引も適用除外としている（条例第6条第4号）。JAFICによれば、各証券市場は市場参加者に対して徹底した審査を行っており、その過程に顧客確認が含まれているため、契約が締結されるたびに特定事業者に対して顧客確認を行うことを義務付ける必要はないとしている。

531. 前述の通り、「犯罪収益移転防止法」第4条第3項は、国またはその他の公的機関が顧客である場合、金融機関に対し顧客本人確認手続きを免除し、代表者の身元の確認および検証のみを義務付けている。本条例では、さらに別の者について

「国家に相当するもの」として定義し、したがって本人確認要件を免除している。（同条例第8条（i～xi））この区分に基づき免除される者には、とりわけ、集団投資ファンド（例：年金基金）、貯蓄や投資を目的として給与から天引きされる従業員、または金融庁が指定する外国証券取引所に上場している企業などが含まれる。JAFICの当局者は、公的機関の身元は自明であり、貯蓄・投資を目的とした給与天引きに関連する取引については、資金の出所（すなわち給与の支払い）が明確であるため、マネーロンダリングやテロ資金供与のリスクはほとんどないと主張している。FSAが指定する外国証券取引所（FATF加盟国および一部のAPG加盟国の取引所を含む）に上場している証券ブローカー・ディーラーとの取引は、当該事業者がすでに証券市場への上場または登録に際して顧客確認を含む厳格な手続きを経ていることを理由に、顧客確認の対象から免除されている。なお、証券会社に代わって行動する個々のブローカーについては、顧客確認手続きの対象となる必要がある点に留意す

べきである。顧客確認については

²⁸ 顧客デューデリジェンス要件の適用除外となる取引の包括的な一覧については、同条例第6条第1項を参照のこと。

証券会社自体に対する顧客本人確認は不要であるが、証券会社に代わって行動する個々の証券ブローカー（自然人として）の本人確認は必須である。

532. これらの顧客や取引のカテゴリーはリスクが低いとみなされ、したがってデュー・ディリジェンスの要件が緩和される余地はあるものの、閾値以下の偶発的な取引の場合を除き、本方法論の範囲内で顧客デュー・ディリジェンス要件を免除する余地はない。すべての顧客本人確認要件を免除することは、たとえ限定的であっても、デュー・ディリジェンス体制に脆弱性をもたらすことになる。

マネーロンダリングまたはテロ資金供与の疑いがある場合の顧客デューデリジェンス（CDD）の緩和の禁止

533. 法律に基づき顧客確認（CDD）が免除される取引については、マネーロンダリングやテロ資金供与の疑いがある場合にCDDを義務付ける例外規定は存在しない。ただし、「犯罪収益移転防止法」第9条に基づき、そのような状況では疑わしい取引報告（STR）の提出が義務付けられている。しかし、前述の通り、STRの提出だけではCDD要件を満たすことはできない。以前に提供された顧客身元情報の真実性について事後的に懸念が生じた場合には、CDDを実施する義務があるが、身元の偽装の疑いはマネーロンダリングやテロ資金供与の疑いと同等ではない（令第11条第(i)項、第(ii)項）。たとえば、虚偽の書類の提出がマネーロンダリングやテロ資金供与のスキームにおける重要な要素となり得る場合であっても、同様である。

確認の実施時期

534. 金融機関は、預金・貯蓄契約の締結など、「特定の取引の締結時」に顧客本人確認を完了することが義務付けられています。（同法第4条第1項）一般的に、これは、顧客が取引を開始することを許可される前に、顧客本人確認（CDD）を完了しなければならないことを意味する。ただし、顧客本人確認手続きを完了するために書留郵便が送付される場合、例えば、写真のない身分証明書を使用して口座を開設する場合や、対面ではない取引の場合などは例外となる。こうした状況では、顧客は顧客本人確認手続きが完了する前に口座の利用を開始することが許可される場合がある。このような状況において、金融機関は、完全な顧客本人確認手続きが完了する前に実施される取引に伴うリスクの増大を、取引の数、種類、金額を制限したり、大規模または複雑な取引を監視したりすることで軽減する義務を負わない。

535. JAFICの担当者は、実際には、顧客が預金通帳やATMカード（これらは郵送物に同封されているはずである）を受け取っていないため、書留郵便の手続きが完了する前に完了できる取引はごくわずかであると指摘している。一部の金融機関では取引に預金通帳やATMカードを必要としない場合があるため、この期間中の口座利用の可能性を考慮しなければならない。万が一、CDDを最終的に完了できず、取引関係を終了せざるを得ない場合、金融機関は、登録郵便手続きの開始から完了までの比較的限られた期間とはいえ、身元が確認されていない口座保有者のために口座を運営したことになります。これにより、CDD体制に隙間が生じ、犯罪者によって悪用される可能性があります。

顧客デューデリジェンス（CDD）の不十分な実施

536. 前述の通り、特定の例外を除き、顧客デューデリジェンスの実施要件は普遍的なものである（犯罪収益移転防止法第4条第1項）。同法のこの規定の施行により、金融機関は顧客の本人確認を完了せずに口座を開設したり、取引関係を開始したりすることは事実上禁止されている。顧客デューデリジェンスを適切に完了せずに口座を開設した金融機関は、

顧客確認手続きは、「犯罪収益移転防止法」に基づき、さまざまな行政処分および刑事罰の対象となる。²⁹

537. 「犯罪収益移転防止法」第5条「特定事業者の義務の免除」は、も、顧客確認（CDD）を完了できない状況について規定しており、「特定事業者は、顧客が……特定の取引を行う際に顧客確認の要請に応じない場合、当該顧客が……要請に応じるまで、当該特定の取引に関する義務の履行を拒否することができる〔強調追加〕」と定めている。同条の題名から判断すると、この規定の意図は、取引や関係を終了させるという積極的な義務を課すことではなく、顧客確認が完了できない場合に取引を停止する機関に対して民事上の免責を付与することにあると思われる。また、この条文の文言は拘束力を有さず、特定事業者に対し義務の履行を拒否することを「しなければならない」や「する」ではなく、「することができる」と規定している点にも留意すべきである。

538. 金融機関は、取引に犯罪収益が関与している疑いがある場合、不審取引報告書を提出することが義務付けられている（同法第9条）が、不審取引報告書の提出判断プロセスにおいて、顧客本人確認（CDD）が完了しなかったことを考慮するよう金融機関に指示する具体的な規定はなく、また金融庁の各種

「不審取引の参考事例」において、顧客が自己の名義で行動しているかどうかに疑義があるため、実質的な受益者の特定のために説明や書類の提出を求められたにもかかわらず、これを拒否する取引が挙げられている。（「預金取扱機関向け不審取引の参考事例」、事例番号37）この事例は、受益者に対するCDDを完了できない状況において、銀行がSTRの提出を検討するよう指示しているが、他の受益者が関与していない通常の口座開設シナリオについては対象としていない。同様の警告サインが、証券会社および保険会社向けの参考事例にも記載されている。³⁰

既存取引関係の終了／STR提出の検討

539. 前述の通り、特定の例外を除き、顧客デューデリジェンスを実施する義務は普遍的なものである（犯罪収益移転防止法第4条第1項）。同法のこの規定の施行により、金融機関は顧客本人確認を完了せずに口座を維持したり、取引関係を開始したりすることが事実上禁止されている。顧客本人確認手続きを適切に完了せずに口座を維持する金融機関は、「犯罪収益移転防止法」に基づき、一連の行政処分および刑事罰の対象となる。³¹ 金融機関が顧客本人確認を完了できない場合、STRの提出を検討する義務はない。

既存顧客

540. 金融機関は、新たな顧客本人確認基準が施行されるたびに、既存の顧客に対する顧客本人確認（CDD）を見直すことが広く求められている。これは、以前に本人確認が行われた顧客に対しても、最新の基準に相当するCDD手続きが実施されていたことを確保するためである。財務省通達第1700号（1990年6月28日）は、「公的または信頼できる身分証明書」に基づき金融機関が顧客を本人確認することを義務付けることで、日本初のCDD制度を確立した。³² これらの本人確認手続き（記録保持要件を含む）の対象となった顧客は、後に、2003年の「顧客本人確認法」の附則に基づき、同法の下で本人確認が「行われたものとみなされた」。

²⁹ 同法第16条、第23条以下を参照。

³⁰ 金融庁「保険会社向け不審取引の参考事例」、第23号、「証券会社向け不審取引の参考事例」、第21号。

³¹ 同法第16条、第23条以下を参照のこと。

³² 1990年6月28日付財務省通達（Kura Gun）第1700号。

1990年の通達に基づき金融機関が適用した手続きが「顧客本人確認法」の要件と同等である場合は、「顧客本人確認法施行令」第2条が適用される。既存の顧客に対する新たな顧客確認（CDD）は、この同等性テストに合格しなかった顧客に対してのみ要求された。このプロセスは、1990年の要請および「犯罪収益移転防止法施行令」第3条の附則に基づく2003年の顧客確認法の両方に基づいて特定された顧客に対して繰り返された。JAFICによれば、このプロセスの結果、現在、「犯罪収益移転防止法」の下で現行の要件と実証的に同等と認められるCDD要件の適用を免除されている長期取引顧客は存在しない。金融庁の担当者は、監督当局がこれらの「附則」への遵守状況を検査していると述べた。金融機関が、こうした既存の顧客に関する情報が不十分であることを認識した場合、顧客確認（CDD）を実施しなければならず、そうでなければ同法に基づく制裁を受けることになる。また、前述のような身元の偽装や書類偽造の事例においては、金融機関は既存の顧客に対しても顧客確認（CDD）を実施する義務を負う。

541. リスクに基づいて、あるいは重要な取引が行われた場合や口座の運用方法に重大な変更があった場合など、CDDの実施が適切であると判断される場合に、CDDを実施する義務はない。

勧告6

542. 金融機関が顧客が政治的に重要な人物（PEP）であるかどうかを判断することについて、法律、規制、またはその他の強制力のある手段による要件は存在しない。PEPとの取引に伴うリスクを軽減するために金融機関が講じなければならない追加措置に関する具体的な指針も存在しない。特に、以下の要件は存在しない：

- 取引関係を確立する前に、上級管理職の承認を求めること。
- PEPの資産源を特定するための合理的な措置を講じること。
- 当該取引関係について、継続的な強化監視を実施すること。

543. 銀行および証券会社向けの各種監督指針では、監督当局に対し、デューデリジェンスの実施に際して顧客の「公的地位」を考慮するため、金融機関が整備している管理体制を検査するよう指示している。例えば、金融庁（FSA）の主要銀行向け指針では、監督当局は、銀行が「顧客の属性（その公的地位を含む）に照らして問題があると特定された顧客および取引に対し、適切な対応と管理を確保するための」内部統制を確立しているかどうかを評価すべきであると規定している。（『主要銀行に対する包括的監督指針』第III部 3-1-3-1-2 第1項（v））括弧内の「公的地位」への言及は不明確であり、PEP（政治的に重要な人物）の概念は、同指針の他の節やその他の文書においてもさらに定義されていない。指針に情報が不足していることを踏まえると、金融機関は「

「公的地位」という言及を、重要な公的職務（政府の役職など）を委ねられた個人以外のものとして解釈する可能性がある。例えば、金融機関は、「公的地位」を、有名人などの広く知られた個人と解釈する可能性がある。「金融商品取引業者」（すなわち証券会社）向けの監督指針は、「政治的に重要な人物（PEP）」という用語が実際に使用されている点で、より具体的である。（『金融商品取引業者に対する包括的監督指針』、1(d)）しかし、ここでもこの概念に関するさらなる説明はない。保険会社向けの監督指針や外国為替業務の検査マニュアルには、PEPに関する記述は一切ない。

追加要素

勧告6の国内PEPへの適用拡大

544. 法律、規制、その他の強制力のある手段による要件は存在しないものの、「主要銀行に対する包括的監督指針」における顧客の「公的地位」への言及や、「金融商品取引業者に対する包括的監督指針」における「政治的に影響力のある人物（PEP）」への言及は、外国人に限定されたものではない。しかし、これらの規定が実際には国内のPEPにも適用されるかどうかは不明確である。

2003年国連腐敗防止条約

545. 日本は2003年12月に「国連腐敗防止条約」に署名した。2006年6月、国会は同条約の締結を承認した。日本は、関連法令を改正する法案が国会で可決された後、同条約を締結する意向である。

勧告7

546. 金融機関に対し、取引先の金融機関の事業の性質を十分に把握し、その評判や監督の質（マネーロンダリングやテロ資金供与に関する調査や規制措置の対象となったことがあるかどうかも含む）を判断することを義務付ける法律、規制、その他の強制力のある手段は存在しない。しかし、大手銀行および中小・地域金融機関向けの監督指針では、監督当局に対し、当該銀行が「顧客基盤、事業概要、現地の公的監督体制を把握した上で、対応銀行との取引を開始・継続するか否かについて、適切な意思決定（経営陣による決定を含む）が行われるよう、内部統制環境を確立・維持しているか」また、当該銀行自体が架空の銀行（いわゆるシェルバンク）ではないこと、およびそのような銀行との取引を行っていないことを確認する。現地訪問中にインタビューを行った金融機関は、対応銀行に対するデューデリジェンスを行う際、これらの要素を考慮していることを確認した。しかしながら、金融機関に対し、以下の事項を義務付ける法律や規制上の具体的な要件は存在しない：

- 対応銀行がマネーロンダリングまたはテロ資金供与に関する執行措置の対象となったことがあるかどうかを判断すること。
- 取引先の金融機関のAML/CFT管理体制の適切性を評価すること。
- 取引関係を確立する前に、上級管理職の承認を得る。
- 各金融機関のAML/CFTに関する責任を文書化すること。

547. 金融庁当局は、評価チームに対し、「日本の金融機関は『ペイアブル・スルー口座』を保有していない」と伝えた。

勧告8

548. 法律、規制、その他の強制力のある手段において、マネーロンダリングやテロ資金供与のスキームにおける技術開発の悪用を防止するための対策を金融機関が講じることを広く義務付ける要件は存在しない。

549. インターネットバンキングやテレフォンバンキングなどの非対面取引の場合、同条例（第3条（第1項、第（i）（c）号））は、こうした取引に伴うリスクの増大を軽減するため、金融機関に対し、書留郵便また

は実地訪問による住所の確認を義務付けている。

前述のように、二次的な確認手続きとしての書留郵便の信頼性については疑問が残る。

550. あるいは、金融機関は、遠隔地の顧客に対して、本人確認手段として電子署名の利用を義務付けることもできます（同条例第3条第1項第i号e）。このシステムでは、顧客は地方自治体または専門の電子証明書事業者に「公開鍵」を登録することができます。顧客が遠隔で金融機関に口座を開設する際、この鍵を金融機関に送信すると、金融機関は鍵の発行者（地方自治体または電子証明書事業者）に連絡することで、その鍵が当該顧客のものであることを確認することができます。これは有用な二次的な本人確認手段ではあるが、電子証明書事業者が証明書を発行している場合、当該事業者の初期の顧客本人確認手続きが不明であり、『犯罪収益移転防止法』の適用範囲外であるため、評価チームはその信頼性を正確に評価することはできない。

551. 上記の2つの措置のいずれかを選択する以外に、金融機関は、対面取引の顧客に要求される書類を補完するために追加の書類を要求したり、CDD基準および適切なAML/CFT監督の対象となる他の銀行から当該口座への初回入金を行うことを要求したりするなど、非対面取引のリスクを管理するための追加措置を講じる必要はない。

552. 金融セクターの各種監督指針が改正され、監督当局に対し、詐欺やその他の犯罪目的での電子バンキング技術（ATMやインターネットバンキングなど）の悪用を防止するために金融機関が構築した内部統制システムを評価するよう指示している。金融庁主導の情報セキュリティに関する検討会の成果として策定されたこれらの指針は、金融機関がATMカードやインターネットバンキングに関連する様々な窃盗や詐欺の手口を防止するための内部統制システムを構築しているかどうかを、監督当局が評価することを求めている。³³

553. これらの指針は、マネーロンダリングやテロ資金供与を目的としたこれらの技術の利用については言及していないが、ATMやインターネット関連の犯罪を防止するというより広範な文脈で監督当局が評価する管理措置の一部は、マネーロンダリングやテロ資金供与の文脈にも適用される。例えば、同ガイドラインは、金融機関が取引金額の上限設定を含め、ATMの利用に関連するリスクを特定するための手続きを整備しているかどうかを、監督当局が調査するよう指示している（『主要銀行に対する包括的監督ガイドライン』、III-3-6-2-2）。マネーロンダリングを行う者は、犯罪収益の預け入れに際して銀行職員との接触を避けるためにATMを利用することが知られているため、ATMの取引金額制限はマネーロンダリング対策とみなすことができる。インターネットバンキングに関しては、監督当局は顧客の本人確認に特に注意を払うよう指示されている。

3.2.2 提言および所見

554. 「犯罪収益移転防止法」および関連する施行規則には、顧客の本人確認・検証、実質的所有者の特定、継続的モニタリング、および強化されたデューデリジェンスの分野において、重大な欠陥が存在する。日本の当局は、以下の措置を講じるべきである：

- 関連する閾値未満の取引が関連しているように見える場合や、マネーロンダリング（ML）またはテロ資金供与（TF）の疑いがある場合には、複数の取引に対して顧客デューデリジェンス（CDD）を実施する義務を、法律または規制において明示的に規定すること。

³³ 金融庁がATMカードに関して特定したリスクには、隠しカメラを用いたパスワードや口座番号の不正撮影、およびATMへのスキミング装置の設置などが含まれる。インターネットバンキングに関しては、スパイウェアによる本人確

認・認証情報の漏洩、あるいはフィッシングによる当該情報の不正取得が特定されている。

- 口座開設や取引関係の確立にあたっては、写真付き身分証明書の提示を必須要件とする。特定の状況において写真付き身分証明書の提示が現実的でない場合は、写真付き身分証明書以外の身分証明に伴うリスク増大を軽減するため、（バーゼル委員会が推奨するような）追加の二次的措置を講じるべきである。
- 本人確認の目的で、複数の種類の顧客識別情報を要求すること。
- 許容される顧客本人確認書類の範囲を限定することを検討する。
- 顧客が法人または組織である場合は、金融機関に対し、顧客の法的地位、取締役、および法人または組織を拘束する権限を規定する条項に関する情報の取得を義務付ける。
- 金融機関に対し、法人を代表して行動する自然人がその権限を付与されていることを確認する義務を導入する（注：この確認は、その権限を付与する書面によるものである必要はなく、電話やその他の手段で受益機関に連絡することで行うことができる）。
- 金融機関に対し、実質的所有者を特定し、法人の所有および支配構造を把握し、当該事業体を最終的に所有または支配する自然人を特定することを義務付ける。
- 金融機関に対し、顧客が他の者の代理として行動しているかどうかを判断し、その者の身元を確認するための合理的な措置を講じる義務を導入する。
- 金融機関に対し、取引関係の目的および意図される性質に関する情報を入手することを明確に義務付ける。
- 金融機関に対し、取引関係について継続的なデューデリジェンスを行う直接的な義務を課す。
- リスクの高い顧客、取引関係、および取引については、強化されたデューデリジェンスの対象とすることを義務付ける。
- リスクの低い顧客カテゴリーについては、顧客本人確認義務を完全に免除するのではなく、簡易な顧客本人確認（CDD）を義務付ける。
- マネーロンダリングやテロ資金供与の疑いがある場合は、たとえ顧客が同法に基づき顧客本人確認の義務を免除されていたとしても、CDDの実施を義務付ける。
- 金融機関に対し、顧客デューデリジェンス（CDD）プロセスの完了前に実施される取引によって生じるリスクの増大を軽減するための内部統制を整備することを義務付ける。これには、取引の数、種類、金額を制限することや、監視体制の強化などが含まれる。
- 「不審な取引の参考事例」を拡大し、顧客デューデリジェンス（CDD）を完了できない状況も含める。
- リスクに基づき、あるいは重要な取引が行われた場合や口座の運用方法に重大な変更があった場合など、適切と判断される場合には、既存の顧客に対しても顧客デューデリジェンスを明確に義務付ける。

o

- 顧客が政治的に重要な人物（PEP）であるかどうかを特定することを金融機関に明確に義務付ける要件を導入する。
- 金融機関に対し、上級管理職の承認の取得、資産源の確認、および取引関係に対する継続的な強化されたモニタリングの実施など、PEP との取引に伴うリスクの増大を軽減するための具体的な措置を講じることを義務付ける。
- 金融機関に対し、以下の義務を課す。a) 対象機関がマネーロンダリングまたはテロ資金供与に関する執行措置の対象となったことがあるかどうかを判断すること。
b) 対象機関のAML/CFT管理措置の適切性を評価すること；c) 取引関係を確立する前に経営幹部の承認を得ること；および d) 各機関のAML/CFTに関する責任を文書化すること。
- 金融機関に対し、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の目的で技術的進歩が悪用されることを軽減するための方針および手続を策定することを明示的に義務付ける。
- 非対面取引の顧客に対しては、追加の二次確認を義務付ける。

3.2.3 勧告5から8への遵守

	評価	評価の根拠となる要因の概要
--	----	---------------

R.5	NC	顧客デューデリジェンス（CDD）が求められる場合： • CDDの義務には、関連していると思われる閾値未満の取引が複数ある場合は含まれない。 • マネーロンダリングやテロ資金供与の疑いがある場合は、CDDは不要である。 必要な顧客確認措置： • 金融機関が依拠することが認められている顧客本人確認書類の品質は不明確であり、自然人の場合、写真付き身分証明書は含まれていない（あるいは、写真付き身分証明書の提示が現実的でない状況においては、そのような状況に伴うリスク増大を軽減するための追加的な二次的措置も含まれていない）。 • 金融機関は、法人を代表して行動する自然人がその権限を有しているかどうかを確認する必要はない。 • 顧客が法人または取決めである場合、金融機関は、顧客の法的地位、取締役、および当該法人または取決めを拘束する権限を規定する条項に関する情報を取得する必要はない。 • 金融機関には、実質的所有者を特定し、その身元を確認するという一般的な要件はありません。 • 金融機関は、顧客が他者の代理として行動しているかどうかを判断したり、その他者の身元を確認するための合理的な措置を講じたりする必要はありません。 • 法人または組織の場合、金融機関には、顧客の所有および支配構造を把握したり、顧客を最終的に所有または支配している自然人が誰であるかを特定したりする義務はありません。 • 金融機関は、取引関係の目的や意図される性質に関する情報を取得することを明示的に義務付けられていません。 • 金融機関が取引関係について継続的なデューデリジェンスを行うことを義務付ける法律や規制は存在しない。 リスク： • リスクの高いカテゴリーに属する顧客、取引関係、および取引については、強化されたデューデリジェンスの対象とはならない。
	格付け	格付けの根拠となる要因の概要
		• 低リスクカテゴリーの顧客は、顧客デューデリジェンス（CDD）要件から完全に免除されている。 • マネーロンダリング（ML）またはテロ資金供与（TF）の疑いがある場合でも、CDD措置を講じる必要はない。 確認のタイミング： • 金融機関は、CDDプロセスの完了前に実行された取引がもたらすリスクの増大を軽減するための内部統制（取引件数、種類、金額の制限や監視の強化など）を整備する義務はない。 CDDの未完了： • 金融機関は、CDDを完了できない場合、STRの提出を検討する必要はない。 既存顧客： • 重要性およびリスクに基づき、既存の顧客に対してCDDを実施することを義務付ける法律、規制、またはその他の強制力のある手段は存在しない。

R.6	該当なし	• 法律、規制、またはその他の強制力のある手段において、金融機関に対し、顧客が政治的に重要な人物（PEP）であるかどうかを特定することを義務付ける要件は存在しない。 • 金融機関は、PEPとの取引に伴うリスク増大を軽減するために、経営幹部の承認を求めること、資産の源泉を特定すること、および取引関係に対する継続的な監視を強化することといった具体的な措置を講じる必要はない。
R.7	該当なし	• 金融機関には、以下の義務はない。a) 回答機関がマネーロンダリングまたはテロ資金供与に関する執行措置の対象となったことがあるかどうかを判断すること、b) 回答機関のAML/CFT管理措置の適切性を評価すること、c) 取引関係を確立する前に上級管理職の承認を得ること、および d) 各機関のAML/CFTに関する責任を文書化すること。
R.8	PC	• 金融機関に対し、マネーロンダリングやテロ資金供与の目的で技術的進歩が利用されることを軽減するための方針や手続きを策定するよう明示的に要求する規定はない。 • 非対面顧客に対する本人確認および検証の要件は不十分である。

3.3 第三者および紹介取引 (R.9)

3.3.1 説明および分析

555. 日本の金融機関は、顧客デュー・ディリジェンス・プロセスのいかなる要素についても、仲介業者やその他の第三者に依存することは認められていない。顧客の本人確認および検証手続きを完了する義務は、金融機関のみに課せられており、紹介された顧客については、「犯罪収益移転防止法」第4条に従って再本人確認を行わなければならない。したがって、この勧告は適用されない。

3.3.2 勧告およびコメント

3.3.3 勧告9への遵守状況

	評価	評価の根拠となる要因の概要
R.9	該当なし	

3.4 金融機関の秘密保持または守秘義務 (R.4)

3.4.1 説明および分析

556. 日本には金融機関の秘密保持に関する法律は存在しないが、「個人情報の保護に関する法律」は、金融機関を含む事業者が、顧客の事前の同意なしに個人データを第三者に提供することを禁じている。しかし、「個人情報の保護に関する法律」には広範な適用除外規定があるため、同法がFATF勧告の実施を阻害しているとは見なせない。

557. 「個人情報の保護に関する法律」第23条には、「法令に基づく場合」または「国、地方公共団体、若しくはこれらから法令に定める事務の執行を委託された個人又は事業者との協力のために必要な場合」について、個人データの提供が免除される旨が規定されている。（「個人情報の保護に関する法律」第23条（i～iv））したがって、個人情報保護法の第三者提供制限は、適用される法令に基づき、マネーロンダリングやテロ資金供与の防止に関する職務を遂行する所管当局には適用されない。例えば、犯罪収益移転防止法第9条に基づく金融機関の政府機関への情報提供義務（不審取引の報告）や、同法第13条および第14条に基づく監督当局への検査への協力および報告の提出という一般的な義務は、個人情報保護法の枠組みにおける適用除外事由に該当する。

558. 金融機関間の情報共有を義務付けるFATF勧告の実施も、個人情報保護法によって妨げられることはない。特別勧告 VII に関しては、電信送金取引に参加する金融機関間での送金者情報の共有は、「犯罪収益移転防止法」（同法およびこれに基づく政令を含む）ならびに「外国為替法」の下で規定されており、したがって「個人情報保護法」の適用除外要件に該当する。

3.4.2 勧告およびコメント

559. 本勧告は完全に遵守されている。

3.4.3 勧告4の遵守状況

	評価	評価の根拠となった要因の概要
R.4	C	本勧告は完全に遵守されている。

3.5 記録の保管および電信送金に関する規則 (R.10 および SR.VII)

3.5.1 説明および分析

勧告 10

取引記録

560. 犯罪収益移転防止法第7条は、金融機関に対し、取引（国際的または国内）の締結に際し、直ちに取引記録を作成し、当該取引が行われた日から7年間、その記録を保存することを義務付けている。（犯罪収益移転防止法第7条第1項、第3項）同条例第14条は、取引記録が以下の情報で構成されることを義務付けている。

- 顧客本人確認記録を検索するために使用する「口座番号その他の事項」（顧客本人確認記録がない場合——例えば、単発の取引など——は、顧客の氏名または「顧客を特定するのに十分なその他の事項」）。
- 取引の日付。
- 取引の種類および金額。
- 「財産の移転」を伴う取引については、「元の所有者および送金先を特定するのに十分な事項」。

561. JAFICは、取引の「所持者」および「受取先」とは、資金移動の送金人と受取人を指すと説明しています。「財産の移転」を伴う取引とは、財産の所持に関連する権利の移転を指し、これには一般的な銀行口座振替やその他のほとんどの金融取引が含まれます。財産の移転を伴わない取引の例としては、口座残高の照会や預金通帳への残高記入などの情報提供活動が挙げられます。

562. 金融機関が顧客の氏名（口座番号が提供されていない場合を除く）や住所を記録することについて、明示的な要件は設けられていない。ただし、この情報は、取引関係の構築時、または200万円を超える偶発的な取引が行われる際に取得されることになる（令第8条第1項(i)）。この情報は、顧客確認記録の一部として作成・保管されなければならない（犯罪収益移転防止法第6条、後述参照）。

563. 記録保持制度におけるわずかな不備は、同令第13条に規定される「少額取引」に対する取引記録保持の免除に関連している。記録保持要件から免除される取引には、以下のものが含まれる。

- 財産の移転を伴わない取引。
- 財産の移転を伴う取引のうち、その金額が10,000円（約100米ドル／63ユーロ）未満のもの。
- 両替業に関しては、200万円（約19,900米ドル／12,700ユーロ）未満の外貨またはトラベラーズチェックの売買。

564. 「財産の移転を伴わない取引」については、価値の移転を伴わないため、違法行為のリスクはないと考えられる。また、「財産の移転を伴う低額取引」についても、

」は、その金額がごくわずかであるため、違法行為に対する脆弱性は限定的である。金融庁によれば、実際には、金融機関は金額にかかわらずすべての顧客取引について記録を保持している。これは、少額の取引に対して個別の「例外規定」を設けるよりも、一律の記録保持を実施する方が容易であるためである。こうした取引が違法行為のリスクをほとんど、あるいは全く伴わないとしても、本方法論では、記録保持要件を適用する際にリスクを考慮することは認められていない。外貨およびトラベラーズチェックの売買に対する免除は、不定期顧客に対して認められている免除の範囲に含まれる。³⁴

口座記録

565. 顧客本人確認を行った際、金融機関は直ちに記録を作成し、取引関係が終了した日から7年間、これを保存する義務を負う（犯罪収益移転防止法第6条）。以下の記録が義務付けられている：

- 本人確認の対象となった者の氏名および当該者を特定するのに十分な事項。
- 本人確認を行った者の氏名および本人確認記録を作成した者の氏名。
- 対面による顧客本人確認が行われた場合、本人確認書類が提示された日時。
- 対面以外の取引において書留郵便が送付された場合は、その送付日および受領日時。
- 本人確認が行われた取引の種類。
- 顧客本人確認が実施された方法。
- 顧客確認書類またはその写しの名称、および当該書類またはその写しを特定するのに十分な、そこに付された記号または番号。
- 取引記録を検索するための口座番号（条例第10条第1項）。

566. また、金融機関は、顧客の氏名および住所情報を確認するために使用した本人確認書類の原本またはその写しを、前述の顧客記録に添付することが義務付けられています（政令第9条第2項）。

567. ただし、金融機関が、上記で具体的に列挙された情報に関連しない業務上の通信記録や、より一般的な口座記録を保管することについては、明示的な要件は設けられていない。

568. 国内当局がこれらの記録にアクセスすることを妨げる障害はない。前述のように、個人情報保護法の第三者に対する制限は、法律に基づき権限を行使する政府機関には適用されない。同法第13条は、「所管行政機関」に対し、金融機関に対してその業務に関する報告や資料の提出を求める権限を与えている。しかし、金融機関に対し、この情報を国内の所管当局に適時に提供することを明示的に義務付ける具体的な規定は、法律にも規則にも存在しない。

³⁴ 日本における外貨両替業は、外貨およびトラベラーズチェックの売買に限定されているため、その主な顧客は、通貨を両替する観光客やその他の旅行者といった、時折利用する顧客である。

569. 刑事訴訟法第197条第2項は、「公的機関、または公的・私的組織に対し、捜査に関連する必要な事項について報告を求めることができる」と規定している。しかし、ここでも、この情報が「適時に」提供されなければならないことを明示する規定は存在しない。日本の金融セクターにおける実際のコンプライアンス水準の高さを踏まえると、金融機関は必要な期間内に公的機関からの情報提供要請に応じる可能性が高いが、その義務は法律または規則において明確に規定されなければならない。

特別勧告 VII

570. 前述の顧客本人確認および記録保持の要件により、金融機関は、送金を行うすべての常連顧客について、送金元の情報を完全に把握していることになる。（犯罪収益移転防止法第4条および第6条） 不定期顧客については、同令は、送金取引に付随する現金の受領および支払いの取引のうち、その金額が100,000円（約610ユーロ／970米ドル）を超えるものについて、送金者情報を把握するために顧客本人確認を義務付けている（同令第8条第1項第(i)号(p)）。

571. 国境を越える取引を規定する「外国為替及び外国貿易法」もまた、国境を越える電信送金、または居住者と非居住者間の電信送金を行う金融機関に対し、「犯罪収益移転防止法」で規定されているのと同じ顧客本人確認情報を取得し、保持することを義務付けている（外国為替及び外国貿易法第18条第1項、第18条の3）。

国境を越える電信送金における送金者情報の伝達義務

572. 「犯罪収益移転防止法」第10条は、国境を越える電信送金を行う金融機関に対し、送金元の情報を外国の金融機関に「通知」することを義務付けている（第10条第1項）。金融庁および財務省の担当者は、「通知」とは、金融機関が電信送金に付随するメッセージまたは支払伝票において、送金元の情報を完全に伝達しなければならないことを意味すると確認した。自然人を対象とする電信送金については、メッセージに氏名、住所、および口座番号または固有の取引参照番号を含める必要がある（同令第17条第1項(i)）。法人を対象とする送金については、名称、本店または主たる事務所の所在地、および口座番号または固有の取引参照番号が必要とされる（同令第17条第1項(ii)）。

573. 国境を越える電信送金は、日本から外国への支払いを規定する「外国為替及び外国貿易法」第18条の適用を受ける。同条に基づき、顧客の本人確認（自然人の場合は氏名、住所または居住地、生年月日、法人の場合は名称および本店の所在地）が義務付けられている。犯罪収益移転防止法第10条第1項に基づき、送金には送金者情報を記載しなければならない。

574. 日本当局は、評価チームに対し、日本には国境を越えた一括送金は存在しないと伝えた。しかし、そのような支払いが発生した場合には、前述の規則に従って送金者の身元を確認し、本人確認書類を保管することになると述べた。

国内送金

575. 金融機関は、国内送金において送金者情報を送信する義務はないが、受取金融機関からの要請があった場合、3営業日以内に当該情報を提示する義務を負う（同令第14条第6号）。「方法論」で求められているように、支払メッセージに送金人の口座番号または取引参照番号を送信するという明確な要件はない。国内預金機関向けの銀行間電子決済システムとして機能する「ゼンギンシステム」（東京銀行協会が運営）では、

「送金者」フィールドには、送金者の氏名、口座番号（これが利用できない場合は、固有の取引参照番号）、および送金者の「顧客識別番号」を入力するよう求めている。したがって、実際には、日本は現在、この規定を事実上遵守している状態にある。しかし、「方法論」で要求されているような法律、規制、その他の強制力のある手段による要件がないため、ゼンギン・システムの技術仕様が変更された場合、日本は準拠状態から外れる可能性がある。

576. 金融機関が3営業日以内に送金者情報を所管当局に提供することを明示的に義務付ける規定はない。同法第13条は、金融機関に対し、業務に関する報告書や資料を所管当局に提出する義務を課しているが、期限に関する言及はない。刑事捜査を行う法執行当局は、刑事訴訟法第197条第2項に基づき、送金者情報の提出を強制することができる。しかし、金融機関が国内の法執行当局にこの情報を直ちに提供しなければならないという要件は存在しない。日本の金融セクターにおける実際のコンプライアンス水準が高いことを踏まえると、金融機関は必要な期間内に公的な情報提供要請に応じる可能性が高いが、その義務は法律、規制、またはその他の強制力のある手段によって明確に規定されなければならない。

仲介機関による送金者情報の伝達

577. 日本から海外への支払いの「委託または再委託」を受けた日本の金融機関（すなわち、仲介銀行としての役割を果たす金融機関）は、送金者情報を受取人に転送する義務を負う。（犯罪収益移転防止法第10条第2項）国内送金において、仲介金融機関が送金者情報を転送することを明示的に義務付ける規定はないが、日本におけるすべての国内送金は、仲介機関を介さず、依頼金融機関と受取金融機関の間で直接行われるため、この規定の欠如は実務上何の影響も及ぼさない。

578. 外国為替円決済システム（円建て送金のための外国為替決済システム）には、送金メッセージに送金者情報を含めることを妨げる技術的な制約があります。そのため、金融機関は、2010年までは送金者情報を伝達する義務を免除されていますが、送金者の身元確認および記録保持に関する適用要件は引き続き遵守しなければなりません。日本の当局は、2010年までに外国為替円決済システムを更新し、送金者情報を自動的に送信できるようにする計画である。

不完全な送金者情報を受け取った受取人の義務

579. 金融機関は、受領する電信送金に完全な送金者情報が含まれているかを確認する義務を負わない。財務省によれば、「これは、すべての受領送金・メッセージを検証する義務が、送金業務の円滑な日常運営を阻害するおそれがあるためである」としている。

580. 金融機関が送金者情報の不備を発見した場合でも、不審取引報告書の提出の可否を判断する際に、これを考慮すべき義務はない。「不審取引の参考事例」の各種リストには、金融機関がこの分析を行うための指針となる内容は一切含まれていない。JAFICの担当者は、預金取扱機関向けの参考事例リストにある事例番号24を挙げ、「海外への送金を行う際、顧客が曖昧な情報、あるいは虚偽の疑いのある情報を提供した取引」を指摘した。しかし、この事例は受取銀行ではなく送金元銀行に対する疑念に関するものであり、したがって本基準には該当しない。財務省は、顧客または銀行が「送金元の情報を継続的に不完全な状態で提供する場合」、金融機関にはSTR報告書の提出義務があると述べている。しかし、この声明を裏付ける法律、規制、その他の強制力のある手段、あるいは拘束力のない指針は存在しない。

581. 受取金融機関には、海外のコルレス銀行が電信送金において送金者情報を完全に記載しなかったことを、当該海外金融機関との取引関係を継続するかどうかを検討する際の要素として考慮する義務はない。

監督および罰則

582. 同法に基づく送金元識別および情報伝達要件に対する金融機関の遵守状況を効果的に監視するための具体的な監督措置は講じられていない（勧告 23 を参照）。これらの義務に違反した場合の適用される制裁措置は、同法第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 23 条、第 24 条、および第 27 条に規定されている（勧告 17 を参照）。現在までに、送金者の特定またはその情報の伝達を怠ったことを理由に、制裁を受けた金融機関はない。

追加要素

1,000ユーロ／米ドル未満のものを含め、すべての受入国境を越える電信送金に送金者情報を記載する要件

583. 前述のように、金融機関は、受入送金に送金者情報が完全に含まれているかどうかを確認する義務を負わない。

1,000 ユーロ／米ドル未満の送金を含め、すべての受入国境を越える電信送金に送金者情報を記載することを義務付ける犯罪収益移転防止法第 10 条は、送金額にかかわらず、すべての送出国境を越える電信送金において、金融機関が送金者情報を伝達することを義務付けています。

584. 犯罪収益移転防止法第 10 条は、送金額にかかわらず、すべての国外への送金において、金融機関が送金者情報を送信することを義務付けています。

3.5.2 勧告およびコメント

585. 日本は、勧告 10 の記録保持要件の大部分を適用している。しかし、少額取引の免除、業務上の通信記録・口座ファイルの保持義務の欠如、および金融機関が当局にタイムリーに記録を提供するという明確な法的義務の欠如に関して、不備がある。記録保持要件はこれらの分野にも拡大されるべきであり、国内当局との適切かつ迅速な情報共有を確保するための法的要件が導入されるべきである。

586. 特別勧告VIIの主要な要素のほとんどは遵守されている。国内電信送金において、送金人の口座番号（または固有の取引識別番号）を伝達する明示的な義務はないが、国内銀行間決済システムの技術的仕様により、日本は事実上これを遵守している。金融機関に対し、3営業日以内に監督当局へ、あるいは直ちに法執行機関へ情報を提供することを義務付ける要件はない。

587. 日本の金融機関は、受入電信送金における送金者情報が完全であることを確認する義務を負っていない。受取金融機関は、受入送金に当該情報が含まれていることを確認し、STRの提出や（特定の金融機関において常習的な慣行である場合には）取引関係の終了を検討することを含め、適切な対策を講じるよう求められるべきである。

3.5.3 勧告10および特別勧告VIIへの準拠

	評価	格付けの根拠となる要因の概要
R.10	LC	- 少額の取引は、記録保持要件の適用除外となっている。 - 金融機関は、業務上の通信記録や口座ファイルを保存する義務を負わない。 - 金融機関は、記録された情報を適時に所管当局が利用できるようにすることを確保する義務を負わない。
SR.VII	LC	- 国内電信送金において、金融機関が送金人の口座番号または固有の取引参照番号を送信することを義務付ける規定はない。 - 金融機関が3営業日以内に監督当局に送金者情報を提供することを明示的に義務付ける規定はなく、また、金融機関が国内の法執行当局にこの情報を直ちに提供することを義務付ける規定もない。 - 受取側の金融機関は、受領した電信送金に完全な送金者情報が含まれていることを確認する義務も、STR（不審取引報告）の提出を検討する義務も、また、必要に応じて取引関係を終了することを検討する義務も負わない。

異常かつ不審な取引

3.6 取引および取引関係のモニタリング (R.11 および21)

3.6.1 説明および分析

勧告11

588. 金融機関は、取引が犯罪収益に関連しているという疑いがない限り、複雑で異常な大口取引や取引のパターンに特別な注意を払う必要はありません。

589. 金融機関は、そのような取引の背景や目的を調査し、その結果を文書で記載する義務はなく、関連する記録保持要件も存在しない。

590. しかし、さまざまな「不審取引の参考事例」において、金融機関には、複雑で異常な大口取引や取引パターンに関連する多くの「警告サイン」となるシナリオが提示されている。その例を以下に示す。

預金取扱金融機関の場合

- 顧客の収入や資産などに比べて過度に高額な取引、および送金や小切手の利用が妥当と思われるにもかかわらず現金で行われる取引。
- 当該支店での取引を行う明確な理由がない顧客が保有する口座を用いた支払・受取。
- 多額の支払・受取が頻繁に行われる口座を伴う取引。
- 普段は資金の動きがない口座において、突然多額の支払・受取が行われる取引。

- 顧客が口座に多額の預金を持っているにもかかわらず、高利回りの商品への加入を拒否する場合など、経済的合理性の観点から異常とみなされるケース。
- 経済的に合理的な目的ではないにもかかわらず、海外宛てに多額の送金が行われた場合。
- 経済的に合理性を欠く、海外からの多額の送金の受取り。
- 公務員や会社員が、自身の収入に比べて過度に高額な取引を行う場合。
- 金融機関の従業員が、その知識や経験に照らして不自然であると認識する取引、およびそれに照らして顧客の態度や行動が不自然であると認識される取引。

保険会社の場合

- 顧客が、自身の所得や資産などに比べて過大な額の保険料を支払う場合。
- 当該支店において、保険に加入する明白な理由がない顧客との間で保険契約が締結された場合。
- 経済的な合理性の観点から異常な取引。例としては、契約が異常に早期に解約される場合などが挙げられる。
- 延滞していたローンの予定外の返済。
- 公務員や会社員が、その収入に比べて過度に高額な保険料を支払っている場合。
- 保険会社の従業員が、その知識や経験に照らして不自然であると認識する取引、およびそれに照らして顧客の態度や行動が不自然であると認識される取引。

証券会社の場合

- 顧客の収入や資産などに比べて過度に高額な取引。
- 当該支店において取引を行う明白な理由がない顧客の口座を利用して行われる、株式や債券の売買、投資信託への投資など。
- 普段は取引が行われていない口座を通じて、突然多額の投資が行われる取引。
- 公務員や会社員が、自身の収入に比べて過度に高額な取引を行う場合。
- 金融機関の従業員が、自らの知識や経験に照らして不自然であると認識する状況下で行われる取引、およびそれに照らして態度や行動が不自然であると認識される顧客が関与する取引。

591. これらの参考事例は、疑わしい取引を特定する文脈で提示されているものの、異常な活動の多くの事例を網羅できるほど広範な範囲をカバーしているように思われる。金融機関が疑わしい取引を特定・報告するために構築する内部統制は、一般的に、異常な口座や取引活動を明らかにする役割を果たす。こうした活動が金融機関側の疑念を招いた場合、犯罪収益移転防止法の要件に基づき、疑わしい取引報告書が提出され、7年間記録として保存される。

592. これらの参考事例は、金融機関に対する指針となるものであり、それ自体が独立した法的義務を創設するものではない。どの取引がSTRの提出を要するほどの疑いを生じさせるかについては、金融機関の裁量に委ねられている。ただし、金融機関の内部統制については、不審取引の報告という一般的な要件への遵守状況が積極的に監督されており、要件を遵守していない金融機関に対しては行政処分が下されている³⁵。

593. 「主要銀行に対する包括的監督指針」では、監督当局に対し、金融機関の内部統制環境を評価し、「当該銀行が、その事業規模や事業特性に即した方法で、コンピュータ・ソフトウェアやマニュアル等を活用して、不審な顧客や取引を検知、監視、分析するための内部統制環境を確立・維持しているか」を判断するよう指示している。（『主要銀行に対する包括的監督指針』第III部 3-1-3-1-2、第2項（i））中小金融機関および証券業者向けの指針にも同様の規定が存在する。金融機関が不審な取引を特定するために構築することが求められる内部統制は、複雑、異常、または大規模な取引や取引パターンを特定する上でも間接的に役立つ。

勧告21

594. FATF勧告を適用していない、あるいは不十分にしか適用していない国の者との取引関係や取引について、金融機関が特に注意を払うことを義務付ける法律、規制、その他の強制力のある手段は存在しない。他国のAML/CFT体制における不備（すなわち、FATFによって公に特定されたもの）について金融機関に通知する実証済みの手段は存在するものの、日本の当局は、そのような管轄区域との取引に伴うリスクを軽減するための対策を最小限にしか講じていない。こうした取引に明らかな経済的または合法的な目的がない場合であっても、取引の背景や目的を調査し、その結果を文書にまとめ、所管当局の支援のために提供することを義務付ける規定は存在しない。

595. JAFICは、各種金融セクター監督機関を通じて、FATFによりAML/CFT上の不備があると特定された管轄区域について、金融機関に通知している。例えば、2月28日にFATFが、ウズベキスタン、イラン、パキスタン、トルクメニスタン、サントメ・プリンシペ、およびキプロス北部における包括的なAML/CFTシステムの欠如について懸念を表明した声明に対し、JAFICは当該FATF声明を日本の全金融機関に転送した。評価チームが面談した金融機関はこれらの声明を熟知していたことから、この周知メカニズムは有効であると思われる。

596. しかし、これらの通知が法的にどのような影響を及ぼすかについて規定した具体的な条項は存在しない。前述のFATF声明に添付されたカバーノートには、FATFが公式声明を発表したことのみが記載されており、特定された国々に関連する取引を扱う際に金融機関が従わなければならない追加の手続きに関する情報は一切提供されていなかった。

³⁵ www.fsa.go.jp/news/newse/e20051118.html; www.fsa.go.jp/news/newse/e20050921.html ;www.fsa.go.jp/news/newse/e20041216.html ;www.fsa.go.jp/news/newse/e20040917.html ;www.fsa.go.jp/news/newse/e20040220 ;www.fsa.go.jp/news/newse/e200600303.html .

597. 各種セクター別のSTR参考事例では、特定の管轄区域との取引を潜在的に疑わしいものとして特定している。例えば、預金取扱機関向けの参考事例番号30では、以下の点に注意を喚起している：

「マネーロンダリング対策に非協力的な国または地域に拠点を置く顧客、あるいは違法薬物を生産または輸出している国または地域に拠点を置く顧客によって行われた取引。特に、FSA（金融庁）によって監視強化の対象として指定された地域や地域が関与する事例には、細心の注意を払うべきである」。

598. FATFの措置を受けて発出された勧告と、非協力国に関する参照事例に含まれる指針とを併せて考えると、犯罪収益移転防止法第9条に基づくSTR提出義務の一環として、金融機関はこうした管轄区域との取引に対して、これまで以上に厳格な審査を行うことになるものと推測される。なお、評価チームには、STR提出義務違反により金融機関に対して講じられた行政措置の事例が数多く提示されたものの、そのいずれもが高リスク管轄区域との取引に関する提出不履行に関するものではなかった点に留意すべきである。

599. 「主要銀行に対する包括的監督指針」では、監督当局に対し、金融機関がSTR報告体制を構築する際に、「顧客の国籍（例：FATFが公表している非協力国・地域）」などの「様々な要因を考慮した」かどうかを評価するよう指示している。（注：中小銀行および地方銀行、ならびに証券会社向けのガイドラインにも同様の規定が存在するが、保険会社向けのガイドラインにはそのような言及はない。）これらのガイドラインは、参照事例が物理的に外国の管轄区域に所在する顧客との取引に焦点を当てているのに対し、高リスク管轄区域の国民である顧客（所在地を問わず）も対象に含めることで、STRの参照事例を若干拡大している。

600. 非協力的な管轄区域との取引をSTR報告制度に組み込んだこと以外、日本の当局は、顧客デューデリジェンスの強化、モニタリング、文書化（すなわち、調査結果の書面作成）、報告、あるいは高リスク管轄区域の者に対する取引やサービスの提供範囲の制限など、追加的な対策を実施していない。監督当局には、問題のある管轄区域における子会社、支店、または駐在員事務所の開設を求める金融機関からの申請を検討する際、重大なAML/CFT上の不備を考慮に入れるよう義務付けられていない。

3.6.2. 勧告および所見

601. 日本による勧告11および21の遵守において重大な不備がある。方法論で求められているように、法律、規制、またはその他の強制力のある手段を通じて勧告を実施するのではなく、コンプライアンス達成のために不審取引報告制度への過度な依存が見られる。しかし、実務上は、訪問中に評価チームが金融機関に対して行ったヒアリングに基づく、金融セクターにおける実施水準は比較的高いようである。

602. 日本当局は、勧告11で求められているとおり、金融機関に対し、すべての複雑かつ異常な大口取引に特別な注意を払うことを、法律、規制、またはその他の強制力のある手段によって直接的な義務として導入すべきである。また、金融機関に対し、当該取引の背景や目的を精査し、その結果を文書にまとめ、所管当局および監査人のために少なくとも5年間記録を保存することを義務付けるべきである。

603. FATF勧告を適用していない、あるいは不十分にしか適用していない管轄区域との取引は、疑わしい取引の報告対象となり得るものの、「参考事例」も「監督指針」も、独立した義務の根拠とは見なせない。日本の当局は、高リスク管轄区域との取引関係および取引に対して特別な注意を払うことを義務付ける直接的な義務を、法律、規制、またはその他の強制力のある手段によって導入すべきである。この

特別な注意には、当該取引を調査し、所管当局の調査に資する書面記録を作成する要件を含めるべきである。

604. FATFの調査結果を受けて発行される金融セクター向け勧告の要件について、金融機関に対して明確なガイダンスを提供すべきであるが、評価チームの経験に基づけば、その周知メカニズム自体は有効であると思われることに留意すべきである。

3.6.3 勧告11および21の遵守状況

	評価	評価の根拠となった要因の概要
R.11	PC	- 法律、規制、またはその他の強制力のある手段において、金融機関に対し、明白または目に見える経済的・合法的な目的がない、複雑、異常、または大規模な取引、あるいは一連の取引のすべてに特別な注意を払うことを義務付ける要件は存在しない。 - 金融機関は、そのような取引を精査し、調査結果を文書にまとめ、適切な記録を保持することを義務付けられていない。
R.21	NC	- 法律、規制、またはその他の強制力のある手段において、FATF勧告を適用していない、あるいは不十分にしか適用していない管轄区域との取引関係や取引に、金融機関が特別な注意を払うことを義務付ける規定はない。 - そのような管轄区域との取引に、明白または目に見える合法的な目的がない場合、金融機関は、それらを調査し、その調査結果を文書にまとめることを義務付けられていない。 - 金融機関は、こうした管轄区域との取引に伴うリスクの増大を軽減するための具体的な対策を実施する義務を負わない。 - 日本には、FATF勧告を適用していない、あるいは不十分にしか適用していない国々に対して対策を実施する仕組みはない。

3.7 不審な取引の報告およびその他の報告 (R.13-14、19、25、 、SR.IV)

3.7.1 説明および分析⁶

勧告13 (不審取引報告およびその他の報告)

605. AML/CFT制度の対象となる金融機関（「特定事業者」とも呼ばれる）は、「特定事業」を通じて受け取った財産が犯罪収益である疑いがある場合、または「顧客等」が、「組織犯罪処罰法」第10条または「麻薬取締特別措置法」第6条に規定する犯罪を構成する行為を行っていた疑いがある場合、疑わしい取引に関する情報を所管の行政当局に速やかに報告しなければならない（犯罪収益移転防止法第9条第1項）。

報告義務の範囲

606. 「犯罪収益」には、勧告1に基づき前罪として含まれることが求められるすべての犯罪の収益である資金が含まれる（勧告1参照）。したがって、STR提出義務は、勧告1に基づき前罪として含まれることが求められるすべての犯罪の収益である資金に適用される。

³⁶ 第3.7節における不審取引報告制度の説明は、第2.5節におけるFIUの説明と密接に関連しており、両者の記述は重複することなく、相互に補完し合うものでなければならない。

607. この要件は、「犯罪収益移転防止法」第9条に規定された直接的な義務である。ただし、この義務は「特定事業者を通じて受領された」資金に適用される。評価チームは、この規定が金融機関によって実行された取引のみを対象としていると理解している。日本当局は、評価チームに対し、取引の試みも報告義務の対象となることを保証し、「組織犯罪対策関連3法に関する解釈指針」からの抜粋を提示した：

「『特定事業を通じて受領した財産』については、特定事業者とその顧客との間で取引が成立した場合を指すが、『顧客、等が、当該特定業務に関して、組織犯罪処罰法第10条に規定する犯罪又は麻薬取締法特別規定第6条に規定する犯罪を構成する行為を行っていると思われる場合』については、成立した取引だけでなく、取引の試みも含まれる。例えば、金融機関が顧客を不審に思い、その顧客との取引を行わなかった場合、当該金融機関はSTRを提出する義務を負う。第1条第1項は、金融機関が顧客がマネーロンダリング犯罪に関与している疑いがある場合に、不審な取引を報告する義務を課すために規定されており、この観点から、成立した取引と未遂の取引の双方がSTRの報告対象となるべきである。」

608. JAFICは、FIUが開催するワークショップにおいて金融機関に対して同様の説明が行われていること、また報告様式には、報告主体が取引が実行されたか否かを明記しなければならない欄が含まれていることを評価チームに保証した。JAFICは、2007年にFIUに報告された取引未遂に関する統計（4,150件のSTR）を提示したため、評価チームは、実務上、取引未遂が不審取引報告義務の範囲に含まれていることを認める。ただし、2007年以前は、STRとして報告された取引未遂に関する統計は保持されていなかった。

609. 「犯罪収益移転防止法」第2条第2項(i)～(xxxix)に基づき、STRの直接かつ義務的な報告義務を負う「特定事業者」には、銀行、信用金庫、保険会社、証券会社、信託会社、貸金業者、金融リース会社、クレジットカード会社、両替業者が含まれる。この定義は、FATFの方法論「用語集」に定義されるすべての金融機関を対象としているが、主に他の金融機関から融資を申請する中小企業に対して金融保証を提供する信用保証機構は除外される。

テロ資金供与の疑いに関する報告

610. SR.IIの概要で言及されているように、2002年7月に施行された「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」（テロ資金供与防止法）は、国連テロ対策条約が犯罪化しようとしているテロ行為を、次のように類型化し定義している。

「公衆を威嚇することを目的とする犯罪行為」（『公衆威嚇犯罪の資金供与の処罰に関する法律』第1条）。したがって、テロリストに資金を提供したり、公衆を威嚇することを目的とする犯罪行為の遂行においてテロリストを支援したりする行為（同法第2条第1項）、および公衆を威嚇することを目的とした犯罪行為を実行しようとする者が、当該犯罪行為の実行のために勧誘、要請、その他の手段を用いて行う資金調達または支援行為（同法第3条第1項）、ならびにそれらの未遂（同法第2条第2項、同法第3条第2項）も処罰の対象となる。また、「組織犯罪処罰法」の改正により、「公衆威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」に規定される原犯罪からの収益が「犯罪収益」に含まれることとなった（組織犯罪処罰法第2条第2項第4号）。（SR.IIも参照のこと）。

STR報告プロセス

611. STRは、標準的な報告テンプレートを用いて報告される。金融庁（FSA）は、銀行、証券会社、保険会社に対して、「

「疑わしい取引の参考事例」という形式のガイダンスが、金融庁（FSA）から銀行、証券会社、保険会社に対して、経済産業省（METI）および農林水産省（MAFF）から先物取引業者に対して、また経済産業省から金融リース会社およびクレジットカード会社に対して発行されている。これらのリストは、経済的な目的や明白な合法的な目的がない疑わしい取引の例を示している。また、これらのリストでは、金融庁が監視強化の対象として指定した国・地域に関連する取引、マネーロンダリング対策に非協力的な国、あるいは違法薬物を生産・輸出している国に拠点を置く者（法人を含む）による紹介を受けた顧客との取引、または当該者との取引を、潜在的に疑わしいものとして重点的に取り上げています。

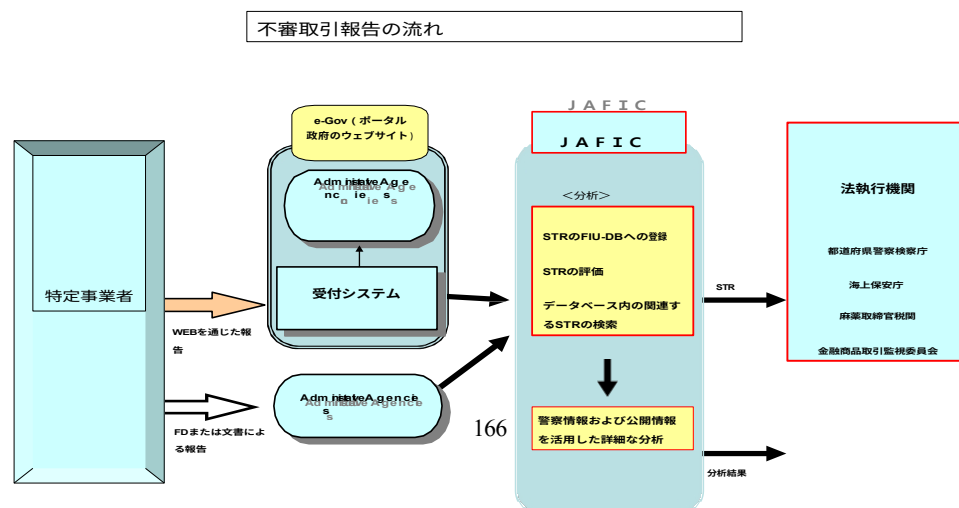
612. 報告義務のある事業者がSTRを提出する方法は2つある。1つ目は、行政機関を通じて紙媒体の報告書を提出する方法であり、2つ目は、日本政府のポータルサイトであるe-Govを通じてJAFICに直接オンラインで提出する方法である。（e-Govシステムは、2008年3月1日より、従来の別のオンラインSTR報告システムに取って代わった。）e-Govによる提出は、DNFBPを含むすべての報告義務者に利用可能である。実地調査時点では、全STRの約25%がオンラインで報告されており、JAFICによる周知活動の強化や報告義務者によるオンライン提出オプションへの認識の高まりを通じて、この割合は増加すると予想される。

行政機関を通じた報告

613. 報告義務者は、所管の行政機関にSTRを提出する。所管行政機関は、「犯罪収益移転防止法」（第9条第3項～第4項）に基づき、「当該疑わしい取引の報告に関する事項」をJAFICに「速やかに通知」することが義務付けられている。これらの機関は、STRの処理やスクリーニングを行う役割はなく、通常、受け取ったすべてのSTRを1～2日以内にJAFICに提出する。犯罪収益移転防止法以外では、所管行政機関とJAFICとの間のような業務上の取り決めについて、他の正式な手続きにおいてさらに詳しく規定されているものではない。

e-Govを通じたオンライン報告

614. 報告義務者はまず、e-Gov用のIDとパスワードを受け取るために警察庁に登録を行う。その後、オンラインでのSTR報告を可能にする専用ソフトウェアをダウンロードしてインストールする。e-Govを通じて行われる報告は、暗号化された通信によって保護されている。JAFICがこれらの報告を受領すると、報告義務者の所管行政機関にその写しを電子的に転送する。



取引の試みおよび税務関連の取引

615. 前述の通り、「犯罪収益移転防止法」第9条では、金融機関は、特定の業務を通じて受け入れた財産が犯罪収益であると「疑われる」場合、または顧客が犯罪を構成する行為を行っているとして「疑われる」場合、取引金額にかかわらず、STRを提出することが義務付けられています。また、取引が税務上の問題に関わる可能性がある、あるいは取引が未遂に終わったという理由によるSTR報告義務の例外も認められていない。インタビューに応じた金融機関は、STR報告義務には、取引の未遂や税務上の問題に関わる可能性のあるケースも含まれることを理解していると述べた。

カテゴリー	2003		2004		2005		2006		2007	
	症例数	%	症例数	%	症例数	%	症例数	%	症例数	%
銀行	38 745	88.5	82,325	86.4	85 248	86.2	93 426	82.1	133 699	84.6
郵便局	1,099	2.5	3 159	3.3	4,555	4.6	10 509	9.2	11 859	7.5
信用金庫および信用協同組合	3,302	7.5	8 119	8.5	7 010	7.1	8 136	7.2	10 237	6.5
証券会社	124	0.3	339	0.4	572	0.6	656	0.6	1 174	0.7
貸金業	120	0.3	1 152	1.2	1 175	1.2	805	0.7	397	0.3
農林中央金庫	86	0.2	40	0.0	92	0.1	89	0.1	294	0.2
労働力ストック	25	0.1	109	0.1	128	0.1	86	0.1	189	0.1
保険会社	20	0.1	16	0.0	19	0.0	33	0.0	48	0.1
その他	247	0.0	56	0.1	136	0.1	120	0.1	144	0.0
合計	43 768	100	95 315	100	98 935	100	113 860	100	158 041	100

テロ資金供与に関連するSTR

区分	2003	2004	2005	2006	2007
銀行	89	169	149	193	280
郵便局	0	65	15	0	1
信用金庫および信用協同組合	5	4	2	3	5
証券会社	1	0	0	0	0
貸金業	0	0	0	0	0
農林中央金庫	0	0	0	0	0
労働力バンク	0	0	0	0	0
保険会社	1	0	3	2	13
その他	0	0	0	0	0
合計	96	238	169	198	299

注：2001年および2002年には、テロ資金供与に関連するSTRがそれぞれ191件および40件、FIUに提出された。

特別勧告Ⅳ

616. STR 制度は、「指定事業者」が、資金がテロ、テロ行為、テロ組織、またはテロ資金供与者と関連している、あるいはそれらに関連している、あるいはそれらに使用されるものであると疑う、または疑うに足る合理的な根拠がある場合に、完全に適用される。

617. この要件は、同法第 9 条第 1 項で規定されている直接的な義務である。犯罪収益移転防止法第 9 条第 1 項は、特定事業活動を通じて受け入れた財産が犯罪収益である疑いがある場合、または顧客等が組織犯罪防止法第 10 条に規定される犯罪を構成する行為を行った疑いがある場合、特定事業者が STR の提出を義務付けている。「犯罪収益」の定義は、組織犯罪防止法第 2 条第 1 項に規定されており、これには同法第 2 条第 4 項の「犯罪収益等」が含まれる。したがって、犯罪収益には、公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律の（資金供与）条に規定される犯罪に関連する資金も含まれることになる。組織犯罪防止法第 10 条の適用範囲にかかわらず、テロリズム、テロ行為、あるいはテロ組織やテロ資金供与者に関連・関連していると疑うに足る合理的な根拠がある、またはその疑いがある資金についても、STR を提出する義務が適用される。

618. 2007 年に「犯罪収益移転防止法」が施行される以前、「組織犯罪処罰法」第 54 条は、金融機関に対し、テロ資金供与に関連する不審な取引を報告することを義務付けていた。同法は 2002 年に施行されたため、2001 年に提出されたテロ資金供与に関する 191 件の STR の法的根拠は不明確であった。日本当局によれば、これらの STR は、「国連安保理決議に基づくタリバンおよびその他のテロリスト等に関する省令等」に基づき、自主的に提出されたものである。

619. なお、「組織犯罪処罰法」の権限に基づいて策定された「疑わしい取引の参考事例」には、テロ資金供与に関連する取引の例は含まれていないことに留意すべきである。日本は、この「参考事例」の改訂を検討し、テロ資金供与の取引例を含めるべきである。

勧告 14

刑事および民事上の責任

620. 「犯罪収益移転防止法」第 9 条第 1 項は、金融機関に対し、不審な取引を FIU に報告する義務を課している。同法自体には、報告機関、その取締役、役員および従業員が、善意に基づき FIU に STR を提出した場合に、それらを保護する規定は存在しない。しかし、「個人情報の保護に関する法律」第 23 条は、個人情報を取り扱う「事業者」に対し、免除事由に該当する場合を除き、本人の事前の同意を得ずに当該情報を第三者に提供することを禁じている。これらの事由には、「法令に基づく個人データの提供」が含まれる（第 23 条第 1 項第 1 号）。

621. 個人情報保護法第 23 条は、STR の提出義務が「法令に基づく」ものであるため、金融機関が犯罪収益移転防止法第 9 条第 1 項の要件に従って STR を提出する際に、十分な保護を提供できるほど広範な適用範囲を有していると考えられる。

622. さらに、個人情報保護法に基づき公布された「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」は、同法第 13 条において、同法で定義される個人データを第三者に提供する場合の例外について詳述している。同ガイドライン第 13 条は、同法第 5 条に列挙された事例、すなわち「犯罪収益移転防止法に基づき報告された疑わしい取引」の事例にも言及している。

623. 取締役、役員、従業員（常勤・非常勤を問わず）などの自然人に対する刑事責任からの保護については、日本は刑法第35条を根拠としている。同条は、「法令に従い、又は正当な業務の遂行においてなされた行為は、罰しない」と規定している。刑法は自然人と法人の両方を対象としており、また疑わしい取引の報告義務は法律に基づくものであることから、刑法第35条は、勧告14の基準14.1で要求される刑事責任からの保護を提供していると評価される。

624. 取締役、役員、従業員（正社員および臨時従業員）などの自然人に対する民事責任からの保護については、日本は、民法第90条に基づき、この保護が与えられていると説明している。同条は、「公序良俗に反する目的を有する法律行為は、無効である」と規定している。日本は、「公序良俗」とは、STR義務などの法令に明示された意図を意味すると解釈されるべきであると説明している。さらに、民法第709条は、「故意または過失により他人の権利または法的に保護される利益を侵害した者は、その結果生じた損害を賠償する責任を負う」と規定している。最高裁判所の判決³⁷は、法令に従って行動した結果、他人の権利を侵害した者は、民法第709条に基づく損害賠償責任を負わないという解釈を支持している。この解釈を適用すれば、法律に基づくSTR義務に従ってSTRを行った者は、民法第709条に基づく責任を負わないことになる。これらの条文および最高裁判所の解釈を総合すると、勧告14の基準14.1で要求される通り、民事責任からの保護を提供していると評価される。

情報提供

625. 「犯罪収益移転防止法」第9条第2項では、特定事業者（その役員および従業員を含む）は、「顧客等」または関係者に、当該特定事業者による疑わしい取引報告（STR）の提出済みまたは提出予定の事実を明かしてはならない。

626. 「犯罪収益移転防止法」は、第9条第2項に定める情報漏洩の禁止に違反した場合、特定事業者に対しては行政処分を、特定事業者および自然人に対しては刑事処分を規定している。

627. しかし、第16条では事業者に対する行政処分のみが規定されており、事業者の取締役、役員、従業員に対する処分は規定されていない。事業者に対する行政処分は、情報漏洩違反が発生した直後に適用される可能性がある（例えば、業務改善命令の形式で）が、自然人は、そのような命令に違反した場合にのみ刑事処分を受けることになる。この結果、自然人は、情報漏洩違反行為の当初の犯行については制裁を受けることはできず、その後の行政命令に違反した場合にのみ制裁を受けることになる。

628. 刑事制裁は第23条に規定されており、同条は、第16条に基づき発令された命令に違反した自然人は、2年以下の懲役、300万円以下の罰金、またはその両方に処せられると定めている。さらに、第27条は、法人代表者、代理人、従業員、その他の労働者、あるいは個人が違反行為を行った場合、違反者だけでなく法人も処罰の対象となり、法人には3億円以下の罰金が科されると規定している。

³⁷ 1988年3月24日の最高裁判例1682号は、次のように述べている。—最高裁判所は、工場の操業による騒音や粉塵が第三者（原告）に与えた損害が、民法第709条に規定される不法行為による他人の権利または利益の侵害にあたるかどうかを判断する。「これは、人々（原告）の権利がどのように侵害され、その侵害の程度がどの程度であるか、企業がどのような防止措置を講じていたか、およびその防止措置の有効性に基づいて判断されるべきである。損害が不法行為による権利侵害に該当するかどうかを判断するためには、これらの要素を考慮に入れる必要がある。」

629. しかし、犯罪の移送防止法第9条第2項における情報漏洩の禁止規定は、その規定が顧客および関係者への情報漏洩のみを対象としており、すべての第三者を含んでいないため、それ自体では勧告14の基準14.2の要件を完全に満たしているとは言えない。

630. 日本は、すべての第三者への情報提供の禁止が「個人情報の保護に関する法律」第23条第1項に規定されていると説明した。同条は、個人情報を取り扱う事業者が、同法に定める例外の場合を除き、個人データを第三者に提供してはならないと定めている。日本は、個人情報データベースを構成する個人情報として広く定義される顧客の「個人データ」には、その顧客に対して疑わしい取引報告（STR）がなされたか否かに関する情報も必然的に含まれると説明した。さらに、個人情報保護法は、顧客が訂正を請求できない「個人データ」と、顧客がアクセスし、訂正を請求できる「保有個人データ」とを明確に区別している。事業者は、STRやSTRが提出されたか否かといった情報を、顧客が開示の請求や訂正・削除を請求できる「保有個人データ」に分類することは許されない。この禁止事項は、「個人情報保護法に関するガイドライン」に明示されている。したがって、事業者は第23条第1項に基づき、顧客に対するSTRの有無を含む個人データを第三者に開示することが禁止されているため、この禁止規定は第三者への情報漏洩を禁じているものとみなされる。

631. 評価チームは、STRが提出されたかどうかの事実が、個人情報保護法で定義される顧客の「個人データ」に含まれることを原則として認めている。実際、STRが提出されたかどうかの情報を管理していない事業者は、記録管理の不備として制裁を受けることになる。この情報がまだ正式に「個人データ」の記録に入力されていないわずかな時間的隙間において発生しうる情報漏洩——例えば、事業者が内部でSTRの提出を決定したものの、まだSTRを送信しておらず、顧客の記録にも入力していない場合など——を捕捉できないという点で、潜在的にわずかな抜け穴が存在する。とはいえ、この抜け穴は小さい。

632. とはいえ、個人情報保護法第23条第1項は事業者のみを対象としており、当該事業者の取締役、役員、従業員などの自然人は対象外である。したがって、事業者の取締役、役員、従業員が第三者に情報を漏らすことに対する法的禁止規定は依然として存在しない。

633. 第三者への情報提供に対する事業者への制裁は、個人情報保護法第34条に基づく行政処分であり、所管大臣は事業者に対し、当該違反行為の停止を命じることができる。事業者が第34条に基づき適用された停止命令に違反した場合、第56条により、法人に対して30万円以下の過料が科される。さらに、第58条では、法人代表者、または法人もしくは個人の代理人、従業員その他の従事者が違反行為を行った場合、当該自然人だけでなく法人も処罰の対象となり、法人には30万円以下の過料が科されると規定されている。ただし、第三者への情報漏洩に対しては制裁が科されるものの、顧客や関係者への情報漏洩に対する「犯罪収益移転防止法」に基づく制裁ほど厳格ではない。さらに、自然人は、情報漏洩罪の初犯については制裁を受けることはなく、第34条に基づき適用された命令に違反した場合にのみ刑事制裁の対象となる。

追加事項：守秘義務

634. 「特定事業者」が提出した疑わしい取引報告（STR）に関する情報は、国家公安委員会が発行した「疑わしい取引情報の取扱いに関する規則」に基づき、機密として扱われる。同規則は、不審取引情報の管理、検察官等または外国機関への情報の提供等に関する措置を定めている（同規則第1条）。マネーロンダリング防止局長は、情報をコンピュータを通じて検索できるように整理・管理しなければならない（同規則第4条第1項）。また、

同局長は、当該情報の漏洩、削除、または破損を防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならない（同規則第4条第3項）。検察官等または外国機関への情報提供に際しては、同局長は提供の都度、記録を作成しなければならない（同規則第5条第4項、同規則第6条第2項、同規則第7条第2項）。長官は、情報の管理等に関する状況を国家公安委員会に報告しなければならない（規則第9条）。このようにして、STRを提出する金融機関の職員の氏名や個人情報は、JAFICによって機密が保持され、適切に管理されている。

635. また、JAFICの構成員は全員、日本政府の公務員であるため、在職中のみならず退職後も、職務上知り得た情報を秘密に保持することが義務付けられている（国家公務員法第100条第1項）。違反者は、1年以下の懲役または50万円（約3,100ユーロ／4,850米ドル）以下の罰金に処せられる（国家公務員法第109条第12号）。さらに、JAFICのSTR処理担当者は全員法執行機関の職員であり、捜査に関する情報の秘密保持の重要性について、それぞれ研修を受けている。

勧告 25 (STR に関するフィードバックおよびガイダンスのみ)

636. JAFIC および所管行政機関は、以下に詳述するように、STR 報告機関に対して一般的なガイダンスおよびフィードバックを提供している。現在、JAFIC は報告機関に対して、ケースバイケースで限定的なフィードバックを行っている。

一般的なフィードバック

- **警察庁（NPA）のウェブサイト：**JAFICは、警察庁のウェブサイト内で、JAFICの紹介、日本におけるAML/CFT対策（犯罪収益移転防止法の概要を含む）、国際協力（FATF、APG、エグモント・グループ、FATFの40+9の勧告、海外のFIUと締結したMOUの数に関する記述）、STRの数および出所に関する統計情報を提供している。また、同ウェブサイトでは、報告義務者向けにSTRの作成に関する情報も提供しています。
- **刊行物：**AML/CFTの法的枠組み、STRの統計および報告プロセス、AML/CFTに関する国際協力など、AML/CFT事項に関する情報を掲載したJAFICの年次報告書は、金融機関、非金融機関（DNFBP）、および一般市民に配布されている。警察庁の年次報告書「警察白書」は、AML/CFTを含む犯罪の分析および統計を掲載しており、警察庁のウェブサイトで見覧可能である。
- **啓発・研修：**JAFICは2007年10月から11月にかけて、金融機関向けのワークショップを開催した（計14日間、参加者1,500名）。東京では、銀行、証券、保険ごとに別々のセッションが開催される一方、東京以外では、さまざまな種類の金融機関を対象とした合同セッションが開催される。また、金融庁とJAFICは、AML/CFTに関する金融機関従業員向け研修を共同で開催しており、2007年には21回の研修が行われた。
- **非金融事業・職業（DNFBP）**については、JAFICが2007年8月、11月、12月に貴金属・宝石のディーラーおよび信託・サービス提供者を対象としたワークショップ（計10日間、参加者500名）を、2007年12月には公認会計士を対象としたワークショップ（1日間）を開催した。これらのワークショップでは、JAFICは参加者に対し、「犯罪収益移転防止法」における義務、AML/CFTに関する統計、傾向および類型、実際のマネーロンダリング事例の匿名化された事例、ならびにSTR報告に関するガイダンスを共有している。JAFICは、2008年3月1日の「犯罪収益移転防止法」の全面施行に伴い、各カテゴリーのDNFBPを対象としたワークショップを予定している。

- **不審取引の参考事例リスト**：前述の通り、これらのリストは、金融庁（FSA）から銀行、証券会社、保険会社に対して、経済産業省（METI）および農林水産省（MAFF）から先物取引業者に対して、また経済産業省から金融リース会社およびクレジットカード会社に対して発行されている。JAFICは、他の所管行政機関と協力し、STR報告義務を負うDNFBPを含むその他の機関向けの同様の参考リストの作成に取り組んでいる。

具体的なフィードバックまたはケースバイケースのフィードバック

- **STRの受領確認**：e-Govを通じてオンラインで提出されたSTRについては、JAFICは報告主体に対し、当該STRの参照案件番号を記載した電子的な受領確認を自動的に送信する。所管行政機関を通じて提出されたSTRについては、当該機関が報告主体に対して受領確認を行うが、JAFICから報告主体への追加の受領確認は行われない。
- **STRに関する決定**：JAFICには、STRの結果（すなわち、事案が追加措置なしに終了したか、あるいは捜査機関に提供されたか）について通報者に通知する慣行はない。捜査機関に提供された事案については、当該機関が直接通報者に連絡し、フォローアップを行う。

勧告19

637. 1997年にFIU（当時はJAFIO）が設立された際、日本は、金融機関に対し、一定額を超えるすべての現金取引を国家中央機関に報告することを義務付けることの便益とコストを検討した。日本は、以下の理由から、そのような報告制度を導入しないことを決定した。

- 報告が義務付けられる取引は、何らかの形で犯罪収益と関連している必要があり、この報告義務は、AML/CFT関連法規の改正、とりわけ直近の「犯罪収益移転防止法」において既に規定されている。
- 日本国内で行われる全取引のうち現金取引が相当な割合を占めているため、その結果として発生する膨大な取引件数により、FIUを費用対効果の高い形で運営することが困難となる。また、金融機関や一般市民からの強い反発も予想される。

638. 外国為替法第55条の7に基づき、財務省は、月間100万円以上の取引を行う両替業者に対する取引報告制度を導入している。これらの両替業者は、取引件数の合計、200万円を超える取引件数、および月間の取引総額を報告することが義務付けられている。しかし、これらの報告には、さらなる分析や調査に利用できる顧客の詳細情報は含まれていない（勧告23参照）。

639. さらに、国際収支統計を作成する目的で、「外国為替法」第55条は、3,000万円を超える対外支払および1億円を超える資本取引について、財務大臣への報告制度を義務付けている。

報告制度の統計および有効性

640. 日本に関する第2回相互評価報告書（第1節参照）は、STR報告件数が極めて少ないことを指摘したが、これは、前提犯罪が薬物関連犯罪に限定されていたという事実によって部分的に説明できる。STRの件数は、特に2004年と2006年に著しく増加した。しかし、報告の圧倒的多数は銀行によって提出されており、STR総

数の 84%から 88%を占めている。

STR総数の84%から88%を占めている。この状況は、テロ資金供与に関連するSTRにおいてさらに顕著であり、2002年から2007年にかけて、銀行からの報告はSTR総数の88%から93%を占めていた（ただし、2004年は例外で、238件のSTRのうち65件を日本郵便が提出した）。しかし、銀行、信用金庫、信用協同組合、および日本郵便だけが、一貫してSTRの大部分を占めていることは依然として懸念材料である。例えば、保険会社は毎年ごく少数のSTRしか報告しておらず（最多は2007年の48件）、証券会社によるSTR報告の割合は、STR総数の0.7%を超えたことは一度もない。評価チームには、これらのセクターによるSTR提出割合が持続的に低いことについて、説得力のある説明は提供されなかった。

641. これは、テロ資金供与に関連するSTRについても同様である。銀行、そして程度は低いものの信用金庫、信用協同組合、郵便局が、報告の大部分を占めている。2002年以降、証券会社からの報告は1件のみ、保険会社からの報告は19件にとどまっている。貸金業者、農林中央金庫、労働金庫は、これまでテロ資金供与に関連するSTRを一切提出していない。こうした種類の金融機関から報告がないことを正当化する明白な理由は見当たらない。

642. 監督当局や業界団体は、これらの重要なセクターにおける意識向上に向けた取り組みを行ってきた。日本証券業協会は、金融庁が発行した参考事例リストを補足するため、STR事例に関するさらなるガイダンスを発行している。保険については、評価チームがインタビューを行った保険会社が、日本で免許を取得している保険会社は国内業務のみを行っている」と指摘した。

643. 一部の種類の非金融事業・職業（DNFBP）に対するSTR報告義務は、2008年3月1日の「犯罪収益移転防止法」の全面施行から初めて発効したため、実地訪問時点では、これらのDNFBPからSTRは受け取られていなかった。実地訪問後、日本は2008年3月から5月までの統計を提示したが、それによると、非金融事業・職業（DNFBP）から提出されたSTRはごくわずかであり、その内訳は不動産業者から3件、郵便・電話サービス事業者から9件であった。

3.7.2 勧告およびコメント

644. 日本については、未遂の取引に関してもすでにJAFICにSTRが提出されているという事実にかかわらず、報告すべき疑わしい取引の範囲に未遂の取引を明示的に含めることが推奨される。

645. 信用保証機関は、「犯罪収益移転防止法」に基づき、STRの直接かつ義務的な報告義務の対象とすべきである。日本が、保険および証券セクターによるSTRの提出を促進するための措置を講じることを推奨する。

646. 事業者の取締役、役員および従業員についても、第三者への情報漏えいを法律で禁止し、制裁を科すことが推奨される。さらに、事業者に対する行政命令に違反した場合だけでなく、顧客や関係者への情報漏えい行為を行った場合にも、事業者の取締役、役員および従業員に制裁を科すべきである。

647. 第三者への情報漏洩に対する「個人情報保護法」の制裁は、「犯罪収益移転防止法」における顧客や関係者への情報漏洩に対する制裁よりも軽いため、より抑止力のあるものにするべきである。

648. FIUは、報告機関に対して、具体的かつ事例ごとのフィードバックを行うべきである。

3.7.3 勧告13、14、19 および25（基準25.2）、ならびに特別勧告IVの遵守

	評価	評価の根拠となる要因の概要
R.13	LC	- 信用保証機関には、STRの直接かつ義務的な報告義務は課されていない。 - 保険および証券セクターを含む特定のカテゴリーの金融機関によるSTRの提出件数が少ない。
R.14	LC	- 事業者の取締役、役員、および従業員が第三者に情報を漏らすことは、法律で禁止されておらず、制裁の対象にもなりません。 - 事業者の取締役、役員、および従業員は、顧客や関係者に情報を漏らしたとしても、法律上、制裁の対象とはならないが、当該事業者に適用される行政命令に違反した場合は制裁の対象となる。 - 第三者への情報漏えいに対して適用される制裁は、抑止力となるほどには厳しくない。
R.19	C	本勧告は完全に遵守されている。
R.25	LC	- 報告機関に対する具体的または事例ごとのフィードバックがないこと。 - 保険・証券セクターによるSTR提出を促進するための措置が講じられていない。
SR.IV	LC	- 信用保証機関には、STRの直接的な義務付けられた報告義務は課されていない。 - 保険および証券セクターを含む特定のカテゴリーの金融機関によるSTRの提出件数が少ない。

内部統制およびその他の措置

3.8 内部統制、コンプライアンス、監査、および海外支店（R.15 および22）

3.8.1 説明および分析

649. 銀行法第1条には、次のように規定されている。

「この法律の目的は、銀行業務の公共的性質に鑑み、その信頼性を維持し、預金者等の保護を確保し、金融サービスの円滑な運営を促進することにより、銀行業務の健全かつ適切な経営を確保し、ひいては国民経済の健全な発展に寄与することにある。この法律の適用にあたっては、銀行の業務経営に関する自主的な取り組みを尊重することに十分な配慮を払わなければならない。」

650. この広範かつ定義の定まっていない義務の違反については、同法第26条に次のように規定されている。

「内閣総理大臣は、銀行の業務または財産、若しくは当該銀行及びその子会社等の財産の状況に照らし、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認める場合、当該銀行に対し、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めること、または措置を講じるべき事項および期限を指定して提出された改善計画の変更を命じること、あるいは必要な範囲において、期限を定めて当該銀行の業務の全部または一部の停止を命じること、または当該銀行の財産の供託を命じること、その他監督上必要な措置を命じることができる。」

651. これらの広範な規定に基づき、日本は金融機関に対し（あらゆる種類の金融機関に適用される各種法律にも同様の規定が存在する）、内部統制システム、方針および手続の確立を義務付けている。この目的のために、金融庁およびその他の監督機関は、金融機関が内部のAML/CFT方針、手続および統制を策定・実施するための「包括的監督指針」および「検査マニュアル」³⁸⁾を発行している。これらの方針、手続および統制には、とりわけ、顧客確認（CDD）、記録の保存、異常または疑わしい取引の検知、および疑わしい取引報告（STR）の義務などが含まれる。しかし、「総合監督指針」および「検査マニュアル」以外に、金融機関に対し内部のAML/CFT手続、方針および統制の実施を明示的に義務付ける法律、規制、またはその他の強制力のある手段は存在しない。

652. 特にAML/CFTの管理措置、方針および手順に関しては、以下の内容が各種監督指針³⁹⁾に共通して記載されている：

「III-3-1-3-1-2 主要な監督上の観点

銀行業務における「顧客確認法」に基づく顧客確認および「組織犯罪対策法」に基づく不審取引報告の実施に関連し、当該銀行は、テロ資金供与、マネーロンダリング、預金口座の不正利用などの組織犯罪の目的で悪用されることを防ぐため、以下に示すような内部統制環境を整備・維持しているか？

(1) 当該銀行は、顧客本人確認および不審取引報告の手続きを適切に実施できるよう、法務に関する一元的な管理体制を確立・維持しているか。特に、当該銀行は、一元的な管理体制を確立するにあたり、以下の点に十分な配慮を行っているか？

当行は、採用候補者および顧客の審査に関する適切な方針を有していますか？

...

当行は、顧客本人確認や不審取引の報告を含む、顧客デューデリジェンスの実践方法に関するマニュアルを作成し、すべての役員および従業員がこれを熟知するよう確保していますか？当行は、従業員がこれらの方法を適切に遵守できるよう、適切かつ継続的な従業員研修プログラムを提供していますか？

当行は、顧客本人確認や不審取引の検知手続きの実施を通じて判明した事例を含め、従業員が組織犯罪グループによる金融サービスの悪用を発見した場合の報告体制について、適切な内部統制環境（方針、手順、プロセス、情報管理システムを含む）を整備しているか？

³⁸⁾ 銀行、保険、貸金業者、信託会社、農漁業協同組合、農林中央金庫など、各種金融機関向けに「包括的監督指針」が公表されている。検査マニュアルには、預金取扱機関、金融商品取引業者、保険会社、信託・銀行会社、農漁業協同組合向けのものがある。

³⁹⁾ 各種監督指針におけるAML/CFTコンプライアンス・フレームワークに関する関連条項は以下の通りである：大手銀行、2005年10月発行（III-3-1-3-1-2）；中小・地域金融機関、2004年5月（II-3-1-3-1-2）；金融商品取引業者（すなわち証券業界）、2007年8月（III-2-6、III-1、III-2-1）；保険会社、2005年8月（II-3-7）；信託会社、2006年12月（3-2）；貸金業者、2007年12月（II-2-4）。金融庁は、その他の預金取扱金融機関（長期信用銀行、信用金庫、労働金庫、農協・漁協を含む協同組合、農林中央金庫など）についても共同監督機関であるため、これらの項は、これらの機関にも準用

される。

当該銀行は、顧客確認手続または顧客デューデリジェンスの手続を通じて、顧客の属性（公的地位を含む）に照らして問題があると特定された顧客および取引に対し、適切な対応と管理を行うため、経営陣レベルでの意思決定プロセスを含む内部統制環境を整備・維持しているか。

当行は、顧客の本人確認や疑わしい取引の報告を含む適切な顧客デューデリジェンスを実施するため、AML/CFTコンプライアンス担当者を任命しているか？

(2) 銀行は、不審取引を報告する際、当該取引に関する顧客属性や当該取引時の状況など、保有する具体的な情報を十分に考慮した上で、適切な審議と決定が行われることを確保するための内部統制環境を確立し、維持しているか。

特に、銀行は、不審取引の報告を確実にするための内部統制環境を確立・維持するにあたり、以下の観点に十分な注意を払っているか？

(i) 当行は、その事業規模や事業特性に即した方法で、コンピュータ・ソフトウェアやマニュアル等を活用して、不審な顧客や取引を検知、監視、分析できるよう、内部統制環境を整備・維持しているか。

(ii) 当行は、上記の内部統制環境を構築・維持する過程において、顧客の国籍（例：FATFが公表している非協力国・地域）や公的な地位、事業プロフィールといった顧客属性、ならびに取引が外国為替取引であるか国内取引であるかといった取引の特性、および取引額や頻度といった要素を、顧客属性と照らし合わせて考慮したか？

(3) 銀行は、以前に取得した顧客本人確認データの真実性または適切性に疑義が生じた場合、あるいは顧客が取引を行う際に他人の名義を詐称している疑いがある場合、顧客に本人確認書類の再提出を求めるなどの措置を通じて顧客の身元を再確認できるよう、内部統制環境を確立・維持しているか。

(4) 当行は、盗まれた通帳や偽造印鑑を用いた口座からの不正な現金引き出しや口座の不正利用を防止するため、預金の払い出しに際して必要に応じて顧客の身元を確認し、預金口座の目的を把握できるよう、内部統制環境を整備・維持しているか。当行は、顧客保護をどのように提供すべきかについて検討し、必要な措置を講じているか。特に、いわゆる闇金融業者が特定の預金口座を通じて債権を回収したり、架空の請求書を送付して人々を騙し、預金口座へ現金を振り込ませたりするなどの、預金口座の悪用に関する悪質な事例に対する世間の懸念が高まっていることを踏まえ、銀行は、預金契約に記載された条件に従って預金取引の停止や口座の閉鎖を行うなど、預金口座の不正利用防止に寄与する措置の実施に向けた内部統制環境を整備・維持しているか？」

653. 「監督指針」において、「内部統制環境」という概念は広範に定義されており、方針、手続、プロセス、および情報管理システムが含まれます。顧客確認および不審取引については、その一部のみが扱われています。さらに、「犯罪収益移転防止法」の新たな要件は、まだ同指針に組み込まれていません。ただし、「主要銀行向け監督指針」については、実地検査後に改訂が行われ、特に以下の質問が追加されました。「当行は、顧客確認および不審取引の報告を含む適切な顧客デューデリジェンスを実施するため、AML/CFTコンプライアンス担当者を任命しているか？」。最後に、本指針では、手順や方針を更新し、従業員に周知すべきであるとの明示的な規定は設けられていない。

コンプライアンス管理

654. 金融機関にはコンプライアンス担当者の任命が義務付けられていない。これは、「主要銀行向け包括的監督指針」のみが改訂され、顧客の本人確認や不審取引の報告を含む適切な顧客デューデリジェンスを実施するためのコンプライアンス担当者の任命について言及されているためである。各種監督指針のその他の規定では、金融機関の形態に応じて、代表取締役、取締役会、または執行役員が、法令遵守を確保するための適切な内部統制環境を維持する責任を負うべきであると、一般的に規定されている。

655. AML/CFTコンプライアンス担当者の任命を除き、コンプライアンス担当者の職務や使命については明記されておらず、金融機関の組織体系におけるその位置づけや、顧客本人確認データやその他のCDD情報、取引記録、その他の関連情報に適時にアクセスする権限についても規定されていない。

656. 監督指針には曖昧な点があるものの、インタビューに応じた金融機関は、経営陣レベルにAML/CFT担当者を任命しており、同担当者はAML/CFT規制枠組みの変更、提出されたSTR（疑わしい取引報告）、AML/CFT違反事例について、上級管理職および／または取締役会に定期的に報告していると述べた。また、AML/CFTに関する各金融機関の包括的な方針および手続も、上級管理職によって承認されている。

独立した監査機能

657. 銀行、証券、保険、信託会社、農漁業協同組合の各セクターに対して発行された「監督ガイドライン」では、内部監査機能が独立しており、十分なリソースが確保されているべきであることが明示されている⁽⁴⁰⁾。これらの指針を除き、AML/CFTに関するものを含め、監査の役割や機能（すなわち、手順、方針、統制への準拠状況の検証など）については記述されていない。評価チームがインタビューを行った金融機関は、通常、内部監査部門が年に1回、当該金融機関のAML/CFTコンプライアンス・フレームワークの監査を実施していると回答した。

従業員の研修および採用審査

658. 従業員研修に関する言及はないが、前述の通り、「監督指針」では、銀行が採用候補者の審査に関する適切な方針を有しているかどうか問われている。評価チームがインタビューを行った金融機関は、すべての新入社員に対してAML/CFT研修を実施しており、AML/CFTの規制枠組みに変更があった際には、全従業員を対象に定期的に再研修を実施していると回答した。さらに、全国銀行協会もAML/CFT研修教材を作成しており、銀行は従業員の研修用にこれを市販で購入することができる。

659. 従業員の審査については、インタビューに応じた金融機関は、犯罪者などを雇用しないよう、少なくとも内部の「反社会的勢力」リストと照合して審査を行うと述べた。

有効性

660. 金融庁は、他の所管行政機関と共同で、実地検査を通じて、顧客確認（CDD）措置、疑わしい取引報告（STR）制度、内部監査機能の有効性、および従業員研修を含む、金融機関のAML/CFTに関する内部統制体制を評価している。

⁴⁰ 大手銀行向けガイドライン（III-1-2-1(5)）、中小・地域金融機関向けガイドライン（II-1-2(5)）、金融商品取引業者

向けガイドライン（Ⅲ-1(1)(iv)）、保険会社向けガイドライン（Ⅱ-1-2(5)）、信託会社（3-2）（4）；農業協同組合（Ⅱ-1-2-1(6)）；漁業協同組合（Ⅱ-1-2(5)）。

AML/CFTに関するもの。これらの評価において、金融庁の検査官は、AML/CFTに関する事項が責任者を通じて経営陣に定期的に報告されているか否か、AML/CFTの遵守状況および是正措置の適切性に関する内部監査報告書、ならびにAML/CFT研修プログラムおよび当該研修への職員の出席記録を含め、当該金融機関のAML/CFTコンプライアンス体制を精査する。

661. FSAは評価チームに対し、コンプライアンス違反のある金融機関には報告書の提出が義務付けられていること（銀行法第24条）、および正当な理由がある場合にはFSAが当該金融機関に対して業務改善命令を発令できることを保証した（銀行法第26条）。評価チームには、効果的なAML/CFT内部統制システムの確立および維持の不備（STR報告、内部監査機能、経営陣による監督の不十分さ、および従業員研修の不十分さなど⁽⁴¹⁾を含む）に起因する業務改善命令の事例が提示された。しかし、これらの行政命令は、その措置の根拠として「銀行法」を引用しており、「監督指針」を引用していなかった。

勧告22

662. 2007年3月現在、海外支店および／または子会社を有する金融機関のカテゴリーは、銀行⁴²（大手銀行、信託銀行、第一地方銀行、その他の銀行）、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、および信託会社である。

663. 金融機関が、現地の（すなわち受入国の）法令が許容する範囲で、自国の要件およびFATF勧告に準拠したAML/CFT措置を海外支店および子会社が遵守するよう確保すべきであるという、明示的かつ直接的な要件は存在しない。金融機関は、FATF勧告を適用していない、あるいは不十分にしか適用していない国に所在する支店や子会社について、この原則が遵守されていることに特に注意を払う必要はない。

664. ただし、銀行の支店については、独立した法人格を有していないため、本店に拘束力のあるAML/CFT要件を遵守する義務を負うことになる。銀行の子会社については、銀行法において、銀行の健全かつ適切な業務運営を確保するために必要と認められる場合、銀行子会社に関する基準を設定し、報告を求める首相の一般的な権限（監督機関である金融庁に委任されている）が規定されており（それぞれ第14条の2第2項(ii)および第24条第2項）、これには暗黙のうちにAML/CFT要件が含まれている。

665. 本国と受入国のAML/CFTに関する最低要件が異なる場合、現地の（すなわち受入国の）法令が許容する範囲内で、受入国にある支店や子会社に、より高い基準の適用を義務付けるという明示的な要件は存在しない。しかし実際には、評価チームが面談した金融機関は、自社の支店や子会社が両基準のうちより高い方を適用すると述べた。

666. また、現地の法令や規制、その他の措置により、海外支店や子会社が適切なAML/CFT措置を遵守できない場合、金融機関が本国の監督当局にその旨を通知すべきであるという要件も存在しない。現在までに、金融庁は金融機関からそのような通知を受けたことはない。

667. 「主要銀行に対する包括的監督指針」（III-3-9-2(1)）では、監督当局に対し、銀行が海外支店を適切に管理・監督するために構築した内部統制を評価すること、および銀行が、各海外支店の事業状況や現地の法制度について十分な知識と経験を有する担当者を配置しているかどうかを評価することが求められている。

⁴¹ 例えば、www.fsa.go.jp/news/newse/e20051118.html、www.fsa.go.jp/news/newse/e20050921.html、www.fsa.go.jp/news/newse/e20041216-1.html を参照。www.fsa.go.jp/news/newse/e20040220-1.html

- ⁴² 日本郵政銀行および日本郵政生命保険には、海外支店や子会社はない。商工中金にはニューヨーク支店がある。
- 。

支店に内部監査員やコンプライアンス担当者を配置している。しかし、本ガイドラインは、海外支店および子会社によるAML/CFT措置の実施については扱っていない。

668. 金融庁が、本国ではなく受入国の規制に違反した銀行に対して行政処分を行った事例が1件ある。実務上、これにより海外支店や子会社が本店および／または受入国のAML/CFT要件を遵守することが確保される可能性があるが、本国と受入国のAML/CFT要件が異なる場合について、明確な指針は定められていない。

3.8.2 提言および所見

669. 日本は、金融機関に対し、AML/CFT内部統制システムの構築・維持、経営陣レベルでのAML/CFTコンプライアンス担当者の指名、および当該担当者の役割と責任に関するさらなる指針の策定、ならびに手続き、方針、および統制の遵守を確保する監査部門の設置を、法的拘束力のある手段を通じて明示的に義務付けることが推奨される。

670. コンプライアンス担当者は、顧客識別データや顧客デューデリジェンス（CDD）情報、取引記録、その他の関連情報に適時にアクセスできるべきである。

671. 日本は、金融機関に対し、AML/CFT の手順および方針を更新し、従業員に周知するとともに、それに応じた研修を実施することを明示的に義務付けるべきである。

672. 金融機関に対し、従業員の採用において高い基準を確保するための審査手続きを採用することを、強制力のある手段を通じて義務付けていない。

673. 勧告 22 の要件は、金融機関の海外支店および子会社についても、明示的に課されるべきである。

3.8.3 勧告 15 および 22 の遵守

	評価	評価の根拠となった要因の概要
R.15	NC	- 金融機関に対し、AML/CFT 内部統制システムの導入および維持が明示的に義務付けられていない。 - 経営レベルで AML/CFT コンプライアンス担当者を指名するという法的または規制上の要件はなく、顧客の身元確認情報やその他の顧客デューデリジェンス（CDD）情報、取引記録への適時のアクセスを含め、当該担当者の役割と責任に関する指針も存在しない。 - 金融機関は、手続き、方針、および統制の遵守状況を検証するための独立した監査機能を維持することが明示的に義務付けられていない。 - 手続きや方針の更新、および従業員への周知は義務付けられておらず、従業員はその使用方法について研修を受けるべきである。 - 従業員の採用に際し、高い基準を確保するための審査手続きを採用する要件はない。

R.22	NC	- 金融機関には、海外子会社が本国の要件および FATF 勧告に準拠した AML/CFT 措置を遵守していることを確保する明確な義務はない。 - 金融機関は、FATF勧告を適用していない、あるいは不十分にしか適用していない国の支店や子会社において、上記の原則が遵守されていることに特に注意を払う必要はありません。 - 本国と受入国の AML/CFT 要件が異なる場合、支店や子会社に対して、より高い基準を適用する明確な義務は課されていない。 - 金融機関には、現地の法律や規制により、海外の支店や子会社が適切な AML/CFT 措置を遵守できない場合、本国の監督当局にその旨を報告する明確な義務はない。
------	----	--

3.9 シェル銀行(R.18)

3.9.1 説明および分析

674. シェルバンクは、日本では合法的に営業することはできない。銀行法やその他の規制に、シェルバンクの設立を禁止する具体的な規定はないが、後述する金融庁による銀行の免許付与プロセスにより、シェルバンクが日本で営業することはないよう確保されている。

675. 日本における銀行免許の申請手続きは、「銀行法施行令」第1条の8に定められている。免許申請書には全取締役の署名が必要であり、提出が求められる書類には、申請者の定款、登記事項証明書、設立総会議事録、詳細な事業計画書、全取締役、監査役および会計顧問の履歴書、各営業所の所在地などが含まれる。

676. 金融庁は申請の審査にあたり、当該銀行に関する独立した公開情報源（例：外部格付け）を参考にするとともに、申請者の本国監督当局に対し、申請者が本国で銀行免許を保有しているか、本国監督当局が申請者の健全性および内部統制環境を適切と認めているか、ならびに申請者が本国の法令を遵守しているかについて照会を行う。これらの基準が満たされた場合、FSAは申請銀行の取締役および経営陣への面談を行い、彼らが適格かつ適正であるか、またその経験レベルを評価する。免許の付与後、FSAは当該銀行に対するオフサイト監視を継続する。

677. 「主要銀行に対する包括的監督指針（II-3-1-3-1-2）」および「中小・地域金融機関に対する包括的監督指針（II-3-1-3-1-2）」において、監督当局は、金融機関に対し、海外の取引先金融機関について、その顧客基盤、事業概要、現地の公的監督体制、およびそれがペーパーバンク（架空銀行）ではないかどうかを適切に評価した上で、コルレス銀行関係を締結するか、あるいは継続するかについて適切な決定を下せるような内部統制環境を確立・維持しているかどうかを評価するよう指示している。ただし、金融機関がペーパーバンクとコルレス銀行関係を締結したり、継続したりすることを明示的に禁止する規定はない。

678. 金融機関に対し、海外の取引先金融機関がシェルバンクによる口座の利用を許可していないことを自ら確認するよう明示的に要求する規定はないが、金融機関が実施するデューデリジェンスのレベルによっては、これが取引先銀行の評価の一部となる可能性がある。

679. 評価チームは、現地訪問を受けて、「主要銀行向け監督ガイドライン」が改訂され、次のような文言が追加されたことを指摘している。「銀行は、コルレス銀行関係に関して、見込みまたは既存のコルレスパートナーについて、その顧客基盤、事業概要、現地の公的監督体制を確認し、当該パートナー自体が架空の銀行（いわゆるシェルバンク）ではないこと、またそのような銀行と取引を行っていないことを適切に評価した上で、自ら確認を行うべきである。」

有効性

680. 監督当局による免許付与プロセスおよび継続的なモニタリングは、日本国内でシェルバンクが営業しないことを確保する上で十分であると思われる。コルレス取引に関しては、評価チームがインタビューを行った金融機関は、取引先銀行に対するデューデリジェンスの一環として、シェルバンクとの取引、またはシェルバンクに代わっての取引を行わないことを確保するための方針について、取引先銀行からの回答を義務付ける質問票を送付していると述べた。

3.9.2 提言および所見

681. 日本においては、金融機関がシェルバンクとコルレス銀行関係を締結または継続することを明示的に禁止することが推奨される。

682. 金融機関に対し、海外の取引先金融機関がシェルバンクによる口座の利用を許可していないことを自ら確認することを明示的に義務付けるべきである。

3.9.3 勧告18の遵守状況

	評価	評価の根拠となった要因の概要
R.18	PC	- 金融機関が、ペーパーバンクとコルレス銀行関係を締結したり、継続したりすることを明示的に禁止する規定はない。 - 金融機関に対し、外国の取引先金融機関がシェルバンクによる口座の利用を許可していないことを確認するよう義務付ける明示的な規定はない。

規制、監督、指針、モニタリング、および制裁

3.10 その監督 および監視 体制 - 所管 当局 および自主規制機関 (SRO) 役割、機能、義務および権限 (制裁を含む) (規則23、29、17および25)

3.10.1 概要および分析

683. 銀行、保険、証券、先物、信用協同組合、貸金業者、信託会社、金融リース会社、クレジットカード会社など、あらゆる種類の金融機関は、監督枠組みの対象となり、「犯罪収益移転防止法」に基づく顧客確認 (CDD)、記録保持、および疑わしい取引報告 (STR) の要件を含む、AML/CFTの義務を負っています。両替業者は、1998年以降、事前の認可手続きの対象外となったが、依然として同法に基づくAML/CFT義務の対象となっている。

684. 以下の表は、AML/CFT義務の対象となる金融機関の種類と、その監督当局の詳細を示しています。

金融機関の種類	監督当局
銀行	金融庁
信用金庫	金融庁
信用金庫連合会	金融庁
労働銀行	金融庁／厚生労働省
労働金庫連合会	金融庁／厚生労働省
信用協同組合	金融庁
信用協同組合連合会	金融庁
農協	農林水産省／農林水産省／都道府県知事
農業協同組合連合会	農林水産省／農林水産省
漁業協同組合	農林水産省／農林水産省／都道府県知事

漁業協同組合連合会	農林水産省／農林水産省
農林中央金庫	農林水産省／農林水産省
商工中金	経済産業省および金融庁
金融機関の種類	監督当局
保険会社	金融庁
外国の保険会社等	金融庁
少額・短期保険事業者	金融庁
金融商品取引業者	金融庁
証券金融会社	金融庁
特別許可事業届出者	金融庁
信託会社	金融庁
信託業法第50条の2第1項に基づき登録された者	金融庁
特定不動産共同事業者	国土交通省／金融庁／都道府県知事
相互貸付会社	金融庁
貸金業者	金融庁、金融庁、都道府県知事
先物取引業者	農林水産省、経済産業省
振替機関	金融庁／法務省／財務省
口座管理機関	金融庁／法務省／財務省
郵便貯金・郵便生命保険管理機構	MIAC
外国為替取引を行う者	MOF
顧客の指定する機械その他の物品を購入し、当該物品を顧客にリースする事業を行う者	METI
カード、その他の物、番号、マーク、その他のコードを発行または交付する事業を行う者	METI

金融庁

685. 金融庁は、銀行法、保険業法、金融商品取引法、信託業法、および貸金業法に基づき、銀行、保険、証券、先物⁴³、信託、および貸金業の各セクターを監督する統合規制機関である。銀行法およびその他の事業法に基づき、金融庁は他の監督当局と共同で、他の預金取扱金融機関、すなわち労働金庫（厚生労働省と共同）、農林水産協同組合、農林中央金庫（農林水産省と共同）⁴⁴、商工中央金庫⁴⁵に対する実地検査（AML/CFTコンプライアンスを含む）を行う責任を負っている。民営化された日本郵便銀行および

⁴³ 金融商品取引法の規制対象となる金融商品取引業者（証券部門）には、以下のものが含まれる：

- a) 有価証券、金融先物、店頭デリバティブ、資産運用（―第1種金融商品取引業―）；
- b) 信託受益権の販売、商品投資の販売、住宅ローン証券、協同組合の持分取得の勧誘（「第2種金融商品取引業」）；

- c) 投資助言業務；
- d) 投資運用業；および
- e) 金融商品仲介業。

⁴⁴ 金融庁設置法第4条には、「...金融庁は、次の事務を所管する：(iii)(c) 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業

日本郵政保険も、それぞれ銀行法および保険業法に基づき、金融庁の監督下にある。

その他の監督当局

686. 金融庁が単独または共同で監督していない金融セクターの主体には、以下が含まれる。

1. 郵便貯金・郵便生命保険管理機構（MIACの管轄下）：日本郵便の民営化に伴い、2007年9月までの既存の特定の種類の銀行口座（定期預金など）および保険契約は、この管理機構に移管された。2007年10月以降、同機構は新たな銀行業務や保険業務を受け付けておらず、新規口座は金融庁の監督下にある民営化後の日本郵政銀行および日本郵政保険で開設される。
2. 先物取引業者（商品先物取引を扱う）、クレジットカード会社、および金融リース会社（経済産業省の管轄）：先物取引業者は経済産業省および農林水産省からの免許取得が義務付けられており、クレジットカード会社は経済産業省への登録が義務付けられている。経済産業省および農林水産省は、これらの事業体に対して監督権限を有し、実地監督を行うことができる。金融リース会社については、現時点では免許や登録は義務付けられていない。
3. 両替業者（財務省の管轄）：これらの両替業者は、両替業務のみを行い、資金送金業務は行わない。現在、免許や登録の義務はないが、報告義務を負っている（勧告23の記述を参照）。

自主規制機関（SRO）－日本証券業協会（JSDA）

687. 日本証券業協会は、金融商品取引法第67条の2に基づき内閣総理大臣から認可を受けた日本唯一の組織であり、証券会社および登録金融機関を会員としている。2008年3月現在、JSDAには、国内外の証券会社（金融商品取引法に規定される金融商品取引業者に相当）である正会員315社と、登録金融機関である特別会員220社がある。その資金源は、会費、運営収入（証券販売代理店から徴収する登録料、資格試験料など）、および補助金である。

688. JSDAは、以下のような自主規制機能を有している：

- 自主規制規則の制定および施行
- 実地検査および非実地モニタリングの実施
- 自主規制上の懲戒措置の実施
- 資格試験および資格更新のための研修コースの実施、ならびに証券販売担当者の登録
- 証券取引に関する苦情への相談対応

協同組合、農林中央金庫、および預金・貯蓄の受け入れを行うその他の民間事業者。||

⁴⁵ 商工中金法第43条第2項。

- 店頭債券市場の発展および拡大
- 上場株式の場外取引に関する規則の策定

689. AML/CFT 対策に関して、JSDA は 1997 年に理事会決議として「証券会社による顧客デュー・デリジェンスに関する規則」を採択した。その後、2002 年に「金融機関による顧客の本人確認および記録の保存ならびに預金口座の不正利用の防止に関する法律」が公布されたことを受け、JSDA は 会員向けに「顧客本人確認法に関するQ&A」を公表し、さらに2005年には、非対面取引に関して「オンライン証券会社の本人確認方法」と題する通知を会員に発出した。また、JSDAは、「協会会員による投資勧誘および顧客管理等に関する規則」と題する自主規制や、「組織犯罪グループの構成員および当該グループ関係者との取引の抑制について」と題する理事会決議などにおいても、顧客デューデリジェンスについて規定している。

監督当局の組織と資源 監督当局——組織、資金調達および資源

金融庁

690. 金融庁（FSA）は、「金融庁設置法」に基づき、内閣府の機関として設置されている。国家公務員法第55条に基づき、内閣総理大臣は金融庁長官を任命する権限を有する。同法第75条に基づき、金融庁長官は、同法第78条に定める例外的な事情を除き、本人の意思に反して降格、停職、または解任されることはない。金融庁長官の任期は、法律で定められていない。金融機関の免許の付与または取り消しに関する権限を除き、現場監督および非現場監督を行う権限は、各業法（例：銀行法）に基づき、内閣総理大臣から長官に委任されている。一方、「内閣府設置法」によれば、金融サービス担当大臣は金融庁の管轄下にある事務を担当する。具体的には、金融サービス担当大臣は、金融機関への免許の付与および取り消しを行う権限を有し、金融システム審議会と協議を行う権限を有する。

691. 証券部門の市場監視、検査・調査、および監督は、金融庁の下に設置された委員会である証券取引監視委員会（SESC）によって行われている。SESCの委員長および2名の委員は、両院の同意を得て内閣総理大臣によって任命される。金融庁はSESCの予算および人員配置を決定する権限を有するが、SESCの委員長および委員は金融庁長官の指揮下ではなく、独立して権限を行使することが認められており、特定の事由がある場合を除き、任期中に本人の意思に反して解任されることはない（金融庁設置法第14条）。

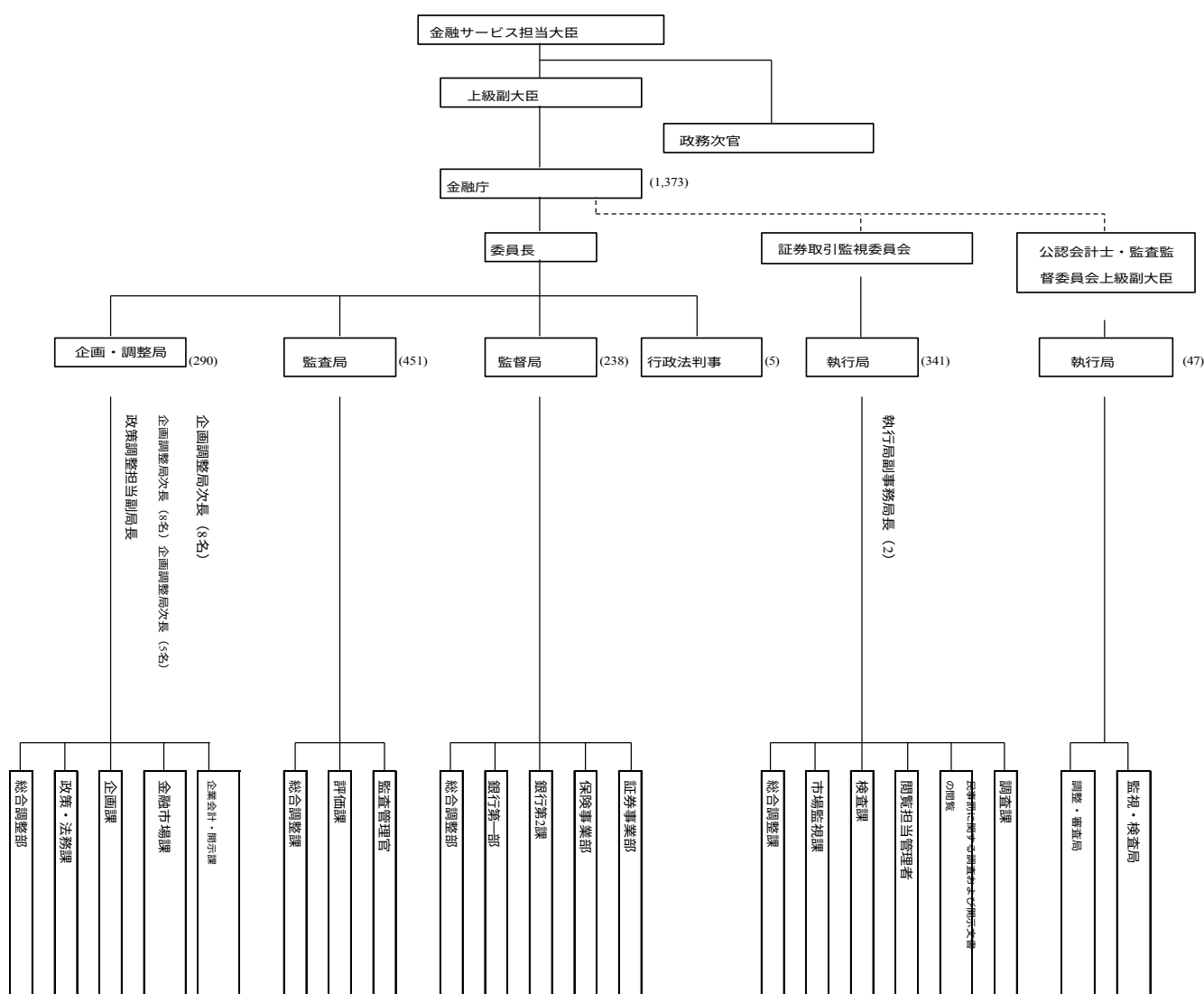
692. 金融庁（SESCを含む）は、年度予算案を財務省に提出する。財務省は金融庁と協議し、必要な修正を加えた上で、省案を内閣に提出する。内閣の予算案は、議会の決議により承認される。金融庁の予算内訳は以下の通りである：

単位：百万円	2007年度	2006年度	2005年度
人件費	13 208	13 234	12 473
その他の支出	8 851	7 838	6 248
合計	22 059	21 072	18 721

693. 全体として、FSAは適切な組織体制、資金、人員を備えており、その機能を完全かつ効果的に遂行するために十分な技術的およびその他のリソースが提供されている。2007年度末時点で、FSAの職員数は1,373名である。証券セクター以外の金融機関に対する規制および監督は、FSA内の3つの部門によって行われており、これらはいずれもFSA長官の直属となっている（2007年度FSA組織図参照）：

- a) 企画調整局（職員290名）：金融関連の法令・規制に関する企画・政策、金融庁内部および国会との調整、広報、国際業務、研修プログラムを担当する。
- b) 検査局（職員451名）：銀行、保険会社、信用協同組合、信託会社、貸金業者の検査を担当している。同局は、「預金取扱機関検査マニュアル」などの検査マニュアルを作成しており、これらはウェブサイトを通じて金融機関に公開されている。
- c) 監督局（職員238名）：金融機関のオフサイト監督および免許・登録業務を担当する。

FSA組織図（2007年度）



管理職（専門職）の人員配置

監督職員 — 職業倫理、スキル、および守秘義務

694. FSAは、すべての職員を対象に、倫理研修、基本的な監督スキル、および特定のセクターに特化した専門スキルを網羅した定期的な研修プログラムを実施しています。AML/CFT監督に関する研修は、これらのプログラムのカリキュラムの一部となっており、例えば、金融機関によるSTR報告およびCDD要件の遵守状況を評価するためのFSA検査官向け専門コースなどが挙げられます。その他の研修には以下が含まれます：

- **倫理研修**（年1回、1日間のセッション）：FSAの全職員を対象とし、「国家公務員倫理法」で定められた義務について研修を行う。
- **新入職員向け研修**（年1回、2ヶ月間）**および異動職員向け研修**（年4回、各1日）：金融サービス、監督枠組み、および倫理規定に関する基礎知識を習得するための研修；
- **業種別研修**（業種ごとに3日または4日の研修を1回）：銀行、保険会社、証券会社の監督・検査に必要な監督・検査スキルに関する研修。経験豊富な職員は、より高度なコースやセミナーに参加することも可能です。

695. 金融庁およびその他の指定監督当局の職員は国家公務員であるため、「国家公務員法」（第100条）により、以下の行為を行ってはならないと義務付けられている——職務の遂行中に知り得た秘密を漏らしてはならない。これは、職を離れた後も適用される。|| 違反した場合は、1年以下の懲役または30,000円以下の罰金に処せられる（第109条（xii））。金融庁はまた、職員向けの行動規範を策定しており、これには守秘義務が含まれている。

その他の監督当局

696. 金融庁以外の以下の監督当局における人員配置および検査件数の詳細については、勧告23（継続的な監督およびモニタリング）の表に記載されている。要約すると以下の通りである。

1. 郵便貯金・郵便生命保険管理機構（MIACの管轄下）：MIACには、8名のオフサイト審査担当官と3名のオンサイト検査官からなるチームが配置されている。同機構はもはや新たな銀行業務や保険業務を受け入れていないことを踏まえると、この体制は適切であると評価される。
2. 商品先物取引を取り扱う先物委託業者（経済産業省および農林水産省の共同管轄）：70社の先物委託業者に対し、経済産業省と農林水産省はそれぞれ64名および36名の監督職員を配置しており、年間平均15回の検査が実施される見込みである。この分野の監督リソースは十分であると評価される。
3. クレジットカード会社および金融リース会社（経済産業省の管轄）：経済産業省には、クレジットカード会社（340社）および金融リース会社（277社）それぞれに対し、9名の監督官からなるチームが配置されているが、固定された検査サイクルは設けられていない。クレジットカード会社については、日本側は、その多くが小規模な事業者であり、クレジットカードによる支払いほぼすべて銀行システムを通じて行われ、現金による支払いは行われなことを踏まえると、AML/CFTリスクは低いと評価されている。金融リース会社については、現在、免許や登録が義務付けられておらず、これは勧

告23の下で懸念事項として指摘されている。

4. 両替業者（財務省の管轄下）：財務省には440社の両替業者を監督する52名の検査官チームがあり、検査周期は平均3年である。このセクターに対する監督リソースは十分であると評価されているが、評価チームは

、両替業者に対する登録または免許制度の欠如について懸念を表明している（市場参入に関する勧告23を参照）。

当局の権限と制裁措置 – 勧告29および17 勧告29（監督権限）

実地検査や情報へのアクセスを含む権限の適切性

697. 「犯罪収益移転防止法」第13条は、所管行政機関に広範な権限を付与している——「本法の執行に必要な範囲において、特定の事業者に対し、その業務に関する報告または資料の提出を求める」ことができる。明示的には規定されていないものの、評価チームは、「犯罪収益移転防止法の執行に必要な範囲内」というこの広範な権限には、事業者のAML/CFT義務に関連するすべての必要な文書または情報、特に口座やその他の取引関係、取引、およびSTR報告が含まれると説明を受けた。この情報へのアクセスおよび提出を強制する権限は、裁判所の命令を前提としない。

698. さらに、「犯罪収益移転防止法」第14条は、同法に基づくAML/CFT要件の遵守を確保するため、所管行政機関に広範な実地検査権限を付与している：「—所管行政機関は、この法律の執行に必要な範囲において、その職員に、特定の事業者等の事業所その他の施設に立ち入らせ、当該施設の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は当該事業に関する事項について関係者に質問させることができる。」

699. 「犯罪収益防止法」に基づくこれらの権限は、各セクターを規制する事業法における具体的な規定によって補完されている。これらの各種法律に基づき、金融庁は、金融機関によるAML/CFT要件の遵守状況を監視・確保するための広範な権限を有しており、これにはオフサイト監視や実地検査の権限も含まれる。

金融庁

700. 金融庁が金融機関に対し報告書や資料の提出を要求する権限：

- 預金取扱金融機関：銀行：銀行法第24条第1項；長期信用銀行：長期信用銀行法第17条；信用金庫：信用金庫法第89条第1項；信用協同組合：協同組合による金融業務に関する法律第6条第1項；労働金庫：労働金庫法第94条第1項；農業協同組合：農業協同組合法第93条第1項；漁業協同組合：漁業協同組合法第122条第1項；農林中央金庫：農林中央金庫法第83条第1項。
- 保険会社：保険業法第128条第1項および第201条。
- 金融商品取引業者：金融商品取引法第56条の2第1項。
- 貸金業者：貸金業法第24条の6第10項。
- 信託会社：信託業法第42条第1項。

701. 金融機関に対する金融庁の立入検査の権限：

- 預金取扱金融機関：銀行法第25条第1項、信用金庫法第89条、労働金庫法第94条、協同組合の金融業務に関する法律第6条

、農業協同組合法第94条、漁業協同組合法第123条、農林中央金庫法第84条。

- 保険会社：保険業法第129条。
- 保険会社：保険業法第129条。金融商品取引業者：金融商品取引法第56条の2第1項から第3項、金融庁長官から証券取引等監視委員会に委任された検査権限（同法第194条の7第2項第1号および第3号）。
- 貸金業者：貸金業法第24条の6の10。
- 信託会社：信託業法第42条。

その他の監督当局

702. 金融リース会社およびクレジットカード会社（経済産業省の管轄）ならびに両替業者（財務省の管轄）については、報告書や資料の提出を求める権限および実地検査を行う権限は、「犯罪収益移転防止法」から直接導かれるものである。さらに、これらの権限は、以下の金融機関に関する関連事業法にも規定されている。

- 郵便貯金・郵便生命保険管理機構（総務省所管）：独立行政法人通則法第64条第1項
- 商品先物取引を行う先物取引業者（経済産業省および農林水産省の共同所管）：『商品取引所法』第231条第1項。

金融庁の執行・制裁権限

703. 金融庁およびその他の所管行政機関は、AML/CFT要件を遵守しなかった場合、金融機関（その取締役や上級管理職を含む）に対して、広範な執行権限および制裁権限を有している。これには、金融機関の免許を取り消す権限や、当該金融機関の役員の解任を命じる権限などが含まれる。

704. 金融庁による金融機関の免許取消権限：

- 預金取扱金融機関：銀行：銀行法第28条；長期信用銀行：長期信用銀行法第17条；信用金庫：信用金庫法第89条第1項；信用協同組合：協同組合による金融業務に関する法律第6条第1項；労働金庫：労働金庫法第95条；農業協同組合：農業協同組合法第95条の2；漁業協同組合：漁業協同組合法第124条の2。
- 保険会社：保険業法第133条；
- 金融商品取引業者：金融商品取引法第52条第1項。
- 信託会社：信託業法第44条第1項。

705. 金融庁による金融機関の役員の解任を命じる権限：

- 預金取扱金融機関：銀行：銀行法第27条、長期信用銀行：長期信用銀行法第17条、信用金庫：信用金庫法第89条第1項、信用協同組合：協同組合による金融業務に関する法律第6条第1項、労働金庫：労働金庫法第94条第1項。
- 保険会社：保険業法第133条。
- 金融商品取引業者：金融商品取引法第52条第2項。
- 信託会社：信託業法第44条第2項および第45条第2項。
- 貸金業者：貸金業法第24条の6の4。

その他の監督当局

706. 郵便貯金・郵便生命保険管理機構（MIAC の管轄）および金融リース会社、クレジットカード会社（経済産業省の管轄）については、制裁権限は「犯罪収益移転防止法」から直接派生するものである。さらに、商品先物取引を扱う先物取引業者（経済産業省と農林水産省の共同管轄）に対する制裁権限は、商品取引法の第8章（「罰則」）に規定されている。

勧告17（制裁措置）

行政処分

707. 犯罪収益移転防止法第16条は、AML/CFTの核心的義務、すなわち顧客確認（CDD）、記録保持、および疑わしい取引報告（STR）の義務に違反した特定事業者に対し、所管行政機関が是正命令を発する権限を付与している。—所管行政機関は、特定事業者が第4条第1項から第3項（すなわち顧客確認）の規定に違反していると認めた場合、第6条（すなわち、顧客確認記録）、第7条（すなわち、取引記録）、第9条第1項または第2項（すなわち、取引報告および開示の禁止）、または第10条（すなわち、外国為替取引の届出）の規定に違反したと認めたときは、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置を講じるよう命ずることができる。

708. また、「犯罪収益移転防止法」第17条は、国家公安委員会に対し、特定事業者が是正命令に違反したと認めた場合、所管行政庁に対して意見を述べ、当該特定事業者に対しその業務に関する報告や資料の提出を求めること、あるいは当該都道府県警察に対し必要な調査を行うよう指示する権限を付与している。

金融庁

709. 金融庁は、「銀行法」に定められている通り、幅広い行政制裁措置を講じることができる（証券や保険など、同庁の管轄下にある他の分野においても同様の制裁権限を有する）。その措置は、厳しさの順に以下の通りである。

1. 報告命令（実地検査または非実地監視の結果に基づく）および是正措置のフォローアップ（第24条）。
2. 業務改善命令（第26条）。

3. 業務改善命令（業務停止を伴う）（第26条）。

4. 業務停止命令（第27条）。

5. 免許の取消し（第27条）。

710. 業務停止命令および免許の取消しという制裁措置には、当該金融機関の取締役、執行役員、会計顧問、または監査役の解任が含まれる場合もある。

711. これらの行政処分規定は、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫、農協・漁協を含む協同組合、農林中央金庫などの他の預金取扱金融機関、ならびに金融商品取引業者、保険会社、信託会社、貸金業者にも準用される⁴⁶。本節の表は、金融機関の種類別に、こうした行政処分が実施された件数を示している。

712. これらの行政処分は、金融庁長官（またはその委任を受けた者）によって承認される。(i)に基づく報告書は、通常、命令から1か月以内に提出することが求められ、問題が適切に解決されるまで3か月ごとに継続的な報告が行われる。(iii)に基づく業務停止命令は、(iii)に基づく業務停止命令は、一定期間、あるいは無期限に課されることがある。方針として、AML/CFT義務違反に関連する行政処分はすべて、金融庁のウェブサイト公表される。

713. 金融機関は、不服申立て（行政不服審査法第6条）を行うか、行政処分を取り消すための訴訟（行政事件訴訟法第8条）を提起することができる。FSAによると、これまでのところ、行政処分に異議を唱えるような不服申立てや訴訟は提起されていない。

714. 2005年4月より、FSAは証券取引法（現・金融商品取引法）違反に対する行政上の民事金銭制裁を導入した。これらの制裁は、相場操縦やインサイダー取引などの証券関連違反行為に対して適用される。SESC（民事制裁調査・開示文書検査部）がこれらの違反行為を調査し、行政裁判官の判決によって科される民事金銭制裁の賦課について、FSA長官に勧告を行う。

その他の監督当局

715. 金融庁以外の所管官庁（経済産業省、農林水産省、財務省）も、それぞれの事業法に基づき、同様の範囲の行政制裁を科することができる。例えば、本節の表に示すように、先物取引業者に対しては営業停止命令が、両替業者に対しては業務改善命令が下されている。

刑事制裁

716. これらの是正命令に違反した場合、「犯罪収益移転防止法」第23条により、命令に違反した自然人は、2年以下の懲役または300万円以下の罰金、あるいはその両方に処せられる。是正命令に違反した法人は、3億円以下の罰金に処せられる（第27条）。

717. 犯罪収益移転防止法第24条は、報告又は資料の提出を怠った者、若しくは虚偽の報告又は資料を提出した者を処罰する（同法第13条及び第17条

⁴⁶ 行政処分の規定は、金融商品取引法第56条の2第1項、第51条及び第52条第1項、保険業法第128条及び第132条、信託業法第43条、第44条及び第45条、並びに貸金業法第24条の6の3及び第24条の6の4に定められている。

法)に基づき、検査官に対して虚偽の回答をした者、回答を怠った者、あるいは検査を拒否、妨害、または回避した者は、1年以下の懲役または300万円以下の罰金、あるいはその両方に処せられる。第27条では、同様の違反行為を行った法人に対し、2億円以下の罰金が科される。

718. AML/CFT義務に特に関連する「犯罪収益移転防止法」に基づくこれらの罰則に加え、金融庁は、業種別の事業法に基づき、刑事および行政上の制裁を科することができる。

719. 「犯罪収益移転防止法」第4条第4項は、顧客が特定事業者に対して虚偽の情報を提供することを禁じている。同法第25条に基づき、虚偽の顧客本人確認情報を提供した場合の制裁は、50万円（約3,000ユーロ／4,800米ドル）以下の罰金である。この罰金額は、特に犯罪事業の相対的な収益性と比較した場合、抑止力として機能するには低すぎる可能性がある。しかし実際には、虚偽の本人確認情報を提供した顧客は、最高10年の懲役刑が科される可能性のある、より広範な詐欺罪で起訴される可能性がある。⁴⁷ なお、これらの禁止事項および罰金は、金融機関ではなく顧客に適用される点に留意すべきである。

720. 以下の表は、過去4年間に検察庁に提出された、顧客本人確認に関連する詐欺事件の件数を示している。3つの犯罪カテゴリーは、個人が以下の状況にある場合で構成される：

- 1) 他者に売却するなどの意図を持って、実名で口座を開設する場合。
- 2) 口座開設時に架空の名前を使用すること。
- 3) 口座を開設する際、他人になりすます。

年	2004	2005	2006	2007	合計
カテゴリー1)	1224	1005	1090	1288	4607
カテゴリー2)	108	136	468	314	1140
カテゴリー3)	33	81			
合計	1365	1222	1558	1602	5747

721. 起訴に回された事件数が比較的多いことは、法執行当局が、金融機関に虚偽の情報を提供した者に対して、詐欺罪を積極的に適用していることを示唆している。

FS4

722. 銀行法における罰則規定は以下の通りである。

⁴⁷ 刑法第246条第1項は、「他人の財産を詐取した者は、10年以下の懲役に処する」と規定している。日本当局によれば、日本の最高裁判所は、通帳や銀行カードを他人に譲渡または売却する意図をもって実名で口座を開設した者は、刑法第246条に基づく詐欺罪を犯したとみなすことができるとの判決を下している。

1. (i) 銀行法第24条第1項に規定される報告または資料の提出を怠った者、または虚偽の報告または資料を提出した者は、同法第63条に基づき、1年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられる。従業員等がこの違反行為を行った場合、当該従業員等が所属する法人は、同法第64条第1項第2号に基づき、2億円以下の罰金に処せられる。
2. (ii) 銀行法第26条第1項または第27条に基づき発せられた事業の全部または一部の停止命令に違反した者は、同法第62条に基づき、2年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられる。従業員等がこの違反行為を行った場合、当該従業員等が所属する法人は、同法第64条第1項第1号に基づき、3億円以下の罰金に処せられる。

723. これらの刑事罰規定は、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫、農協・漁協を含む協同組合、農林中央金庫などの他の預金取扱金融機関、ならびに金融商品取引業者や保険会社にも準用される⁴⁸。これらの刑事制裁は、検察官によって求刑され、有罪判決後に裁判所によって科される。これまでのところ、上訴された事例はない。

724. 裁判所を通じて請求しなければならない刑事罰（罰金および／または懲役）と行政処分との間において、金融庁およびその他の監督当局は、行政処分に依拠するアプローチをとってきた。特に、業務停止を伴うか否かを問わず、「業務改善命令」という行政処分が一般的に用いられてきた。評価チームは、これらの行政制裁が、金融機関に対して金銭的成本（罰金と同様の効果）と評判上のコストの両方を課すものであるため、効果的かつ抑止力があると認めている。また、適用可能な制裁の範囲も広く、事態の深刻さに比例したものである。ある事例では、AML/CFTに関連する違反に対し、免許取消命令が発令された。

取締役および上級管理職に適用される制裁

725. 取締役および上級管理職に適用される唯一の制裁は、銀行法第27条に規定されており、同条は、「いかなる法令、定款、または法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反した場合、あるいは公共の利益を害する行為を行った場合」に対し、当該銀行に対し、業務の全部または一部の停止、取締役、執行役員、会計顧問、または監査役の解任、あるいは第4条に規定される免許の取り消しを命じるものである第1項に規定される営業許可を取り消すことができる」と規定されている。

726. 過去数年間、顧客本人確認義務および／または不審取引報告義務の違反により金融機関に対して行われた行政措置の件数は以下の通りである。これらには、業務停止を伴うもの、伴わないものを含む業務改善命令、および1件の免許取消命令が含まれる。

⁴⁸ 刑事罰に関する規定は、金融商品取引法第198条および第207条、保険業法第316条、第317条、第321条、ならびに信託業法第112条に定められている。

金融機関の種類	金融機関数	過去5年間にAML-CFTを全部または一部対象とした検査件数					AML-CFTに関する指摘事項の数	講じた措置	制裁措置：詳細を明記してください。
		2003	2004	2005	2006	2007			
銀行	213	38	36	88	101	93	142 (2006年時点)	142	12
信用金庫	287	98	24	116	103	122	154 (2006年までに)	154	0
信用金庫連合会	1	1	0	0	0	1	0 (BY2006)	0	0
労働力ストック	13	7	5	5	5	5	4 (2006年までに)	4	0
労働銀行連盟	1	1	0	0	0	1	0 (BY2006)	0	0
信用協同組合	168	89	92	64	96	61	65 (2006年までに)	65	0
信用協同組合連合会	1	0	0	0	1	0	0 (BY2006)	0	0
農業協同組合	867	592	567	588	576	593	253 (2006年度)	253	0
農業協同組合連合会	36	46(6)	45(6)	44(4)	35(5)	36(4)	19 (2006年度)	19	0
漁業協同組合	183	1 135	1 074	1 013	967	987	16 (2006年度)	16	0
漁業協同組合連合会	31	33(9)	33(7)	32(4)	31(4)	30(4)	48 (2006年度)	48	0
農林中央金庫	1	0	0	1(1)	0	1(1)	3 (2006年度)	3	0
商工中金	1	6	59	66	6	60	0	0	0
保険会社	61	13	14	12	12	13	4 (2006年までに)	4	0
外国の保険会社	26	0	0	3	1	2	5 (BY2006)	5	0
少額請求・短期保険事業運営者	2	0	0	0	0	1	0 (BY2006)	0	0

金融機関の種類	金融機関数	過去5年間にAML-CFTを全部または一部対象とした検査件数					AML-CFTに関する指摘事項の数	講じた措置	制裁措置：詳細を明記してください。
		2003	2004	2005	2006	2007			
金融商品取引業者	638社（うち証券会社319 証券会社 638社、123社 投資信託運用会社、196社の金融先物業者）	117	96	115	121	156	34（2006年時点）	34	7
証券金融会社	3	0	0	0	0	0	0	0	0
特別許可事業届出者	4158	0	0	0	0	0	0（BY2006）	0	0
信託会社	12	0	0	0	0	0	0（BY2006）	0	0
信託業法第50条の2第1項に基づき登録された者	0	0	0	0	0	0	0（BY2006）	0	0
不動産指定共同事業者	114	0	0	0	0	0	0	—	—
相互貸付会社	1	0	0	0	0	0	0（BY2006）	0	0
金貸し	11 832 （都道府県知事による登録分を含む）	184 （金融庁のみ）	205（金融 庁のみ）	177（金融 庁のみ）	162（金融 庁のみ）	172（FSA のみ）	5（BY2006）	5	0

金融機関の種類	金融機関数	過去5年間にAML-CFTを全部または一部対象とした検査件数					AML-CFTに関する指摘事項の数	講じた措置	制裁措置：詳細を明記してください。
		2003	2004	2005	2006	2007			
先物取引仲介業者	70	20	13	16	15	17	16	レポートの依頼：9 (2003～2007会計年度)	是正命令：4件（ 2003～ 2007会計年度）
振替機関	2	0	0	0	0	0	0	0	0
口座管理機関	1,233（日本証券 保管振替機構） 1,565（日本証券 保管振替機構）	0	0	0	0	0	0	0	0
郵便貯金・郵便生命保険管理機構	1	—	—	—	—	—	—	2 報告書の収集 1 行政指針	なし
外国為替取引を行う者	440 (2007年6月現在)	100	102	105	87	119※	2つの外貨両替業者において、顧客本人確認に重大な不備が認められた。財務省は、顧客本人確認が適切に実施されるよう、内部業務手順の見直しと強化を要請した。		
		※ 検査年度は7月から翌年6月までとする。2007年の数値は2007年7月から2008年3月までの期間を対象とする。							
顧客の指定する機械その他の物品を購入し、当該物品を顧客にリースする事業を行う者	2007年8月時点で 277件	—	—	—	—	—	—	—	—

金融機関の種類	金融機関数	過去5年間にAML-CFTを全部または一部対象とした検査件数					AML-CFTに関する指摘事項の数	講じた措置	制裁措置：詳細を明記してください。
		2003	2004	2005	2006	2007			
カード、その他の物品、番号、マーク、またはその他のコードを発行または交付する事業を行う者	2007年4月時点で 340	—	—	—	—	—	—	—	—

*注：農業・漁業協同組合およびその都道府県連合会、ならびに農林中央金庫のデータは2002年度から2006年度のものであり、括弧内の数値は農林水産省および金融庁による合同検査の実施件数を示す。

市場参入 — 提言23

銀行、証券、保険の各セクター

727. 銀行および保険セクターの金融機関は、日本国内で業務を開始する前に、金融庁から営業許可を受けなければならない。『金融商品取引法』に定義される証券業務を行うことを意図する金融機関は、金融庁への登録が義務付けられている。その他の預金取扱金融機関についても、同様に所管行政機関からの営業許可が必要とされる。

728. 金融機関の免許に加え、「金融商品取引法」および「保険業法」に基づく規制対象業務に従事する個人は、それぞれ日本証券業協会および金融庁に個別に登録することが義務付けられている（「金融商品取引法」第64条、「保険業法」第276条および第286条）。これらの個人は、登録を受けるために、それぞれの分野における資格試験に合格しなければならない。

729. 「基本原則」の対象となる金融機関の取締役および一部の上級管理職には、以下の通り、適格性要件が課されている。

- 銀行：銀行法第7条の2第1項は、「取締役等の資格等」について、「銀行の経営に従事する取締役（委員会設置会社の場合は執行役員）は、銀行の業務経営を適正、公正かつ効率的に行うために必要な知識と経験を有し、かつ社会において十分な信用を有していなければならない」と規定している。大株主（株式の20%以上を保有する者と定義される）については、内閣総理大臣の承認が必要となる（第52条の9）。
- 有価証券：金融商品取引法は、次のいずれかに該当する場合、当該者を金融商品取引業者として登録してはならない。(1) 当該者、(2) 当該者の役員または従業員、または
(3) 当該者の主要株主のいずれかが、次のいずれかに該当する場合（金融商品取引法第29条の4第1項）：
 - 懲役またはこれより重い刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の適用を受けなくなった日から5年が経過していない者。
 - 金融商品取引会社としての登録を取り消された個人であって、その取り消しの日から5年が経過していない者。
 - 登録を取り消された金融商品会社の役員であって、その取り消しの日から5年が経過していない者。
 - 当局の命令により解任された役員等であり、その解任の日から5年が経過していない者。または
 - 金融商品取引法、刑法、暴力団員による不当行為の防止等に関する法律その他の法律の違反により罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年が経過していない者。
- 保険：保険会社の役員は、次の者の中から選任してはならない。*i)* 保険業法、金融商品取引法等の違

反により刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年が経過していない者（保険業法第12条第1項、保険業法第53条の2第1項第3号及び同法第53条の5第1項）に違反した罪により刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年が経過していない者、またはii) 懲役以上の刑に処せられ、かつ、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から

刑の執行を終了し、または刑の執行を受ける状態が終了していない者（同法第12条第1項、第53条の2第1項第4号および第53条の5第1項）。また、保険業法には、取締役の資格および主要株主の承認に関して、銀行法と同様の規定がある。

730. 金融庁は、「中核原則」の対象となる金融機関の上級管理職および取締役について、犯罪者やその関係者が金融機関において重要な持分や支配権を取得したり、管理職に就いたりすることがないよう、警察と連携して定期的に審査を行うことを確認した。

銀行、証券、保険セクター以外の金融機関

731. 日本では、以下の種類の金融機関は「コア原則」の適用対象外となっている：

- (i) 非金融機関である信託会社：信託業務の種類に応じて、金融庁への免許取得または登録が必要（信託会社に関する第4節の記述を参照）。
- (ii) 貸金業者：金融庁への登録が必要。
- (iii) 先物取引業者（商品先物取引を扱うもの）：経済産業省および農林水産省の許可が必要。
- (iv) クレジットカード会社：経済産業省への登録が必要。
- (v) 金融リース会社：免許や登録は不要。
- (vi) 両替業者：免許や登録は不要。

732. 上記の金融機関のすべてが免許や登録の対象となるわけではありませんが、これらはすべて「犯罪収益移転防止法」に規定される特定事業者として含まれており、したがってAML/CFTの義務の対象となります。

外貨両替業者

733. 日本では、外貨やトラベラーズチェックの売買といった両替業は、「外国為替及び外国貿易法」（「外国為替法」）によって規制されており、その所管は財務省が担っています。このような業務を行う両替業者は、登録や免許を取得する必要はありません。その代わり、月間100万円を超える取引を行う両替業者に対しては、「取引報告制度」が設けられています（外国為替法第55条の7）。当該両替業者は、以下の事項を報告する義務があります：(a) 取引件数の合計、
(b) 200万円を超える取引件数、および (c) 月間の取引総額。この報告義務は法的に強制力があり、報告を怠ったり虚偽の報告を行ったりした場合は、6ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金という刑事罰が科される（外国為替法第71条）。

734. 認可を受けた金融機関以外の両替業者は、金銭価値移転（MVT）サービスを行うことは許可されていない。MVTサービスは、銀行業法に基づく免許を必要とする銀行業務とみなされる。銀行法第2条第2項では、MVTサービスの実施を「為替取引」と定義しており、同法に基づく免許が必要とされる。

735. 現在「取引報告制度」の対象となっている両替業者からの報告に関する統計は以下の通りである：

両替業者 – 取引高および規制（2007年6月）

	取引高					規制		
	件数	取引高	200万 200万円	金額	金額 平均	種類	法令	E/C
銀行：				(百万円)	(千円)			
- 都市銀行	5	401 124	1 436	41 275	102.9	免許	銀行法	はい
- 地方銀行	106	267 343	1 262	27 368	102.4	免許	銀行法	はい
- 信用金庫	147	14 512	57	1,686	116.2	免許	新銀行法	はい
- 外国銀行	32	25 195	641	10 175	103.8	免許	銀行法	はい
- その他 ⁴⁹	2	40	1	12	300.0	免許	産業法	はい
小計	292	708 214	3 397	80 516				
旅館・ホテル	64	25,545	0	617	24.2	免許	宿泊施設法	はい
旅行代理店	53	35 599	35	3 171	89.1	登録	旅行業法	はい
その他 ⁵⁰	31	186 899	293	11 257	60.2			
規制対象外の 規制対象外事業 体 ⁵¹	4	697	3	41	58.8			
小計	152	248 740	331	15,086				
合計	444	956 954	3 728	95 602	139.7			

736. 上記の表からわかるように、両替業者は金融機関か、あるいは非金融機関（旅館、ホテル、旅行代理店、骨董店、百貨店、遊園地など）のいずれかである。2007年6月の統計によると、金融機関は両替業務の総取扱件数の74%、総取扱額の84%を占めている。顧客確認の対象となる200万円を超える取引は計3,725件あり、そのうち非金融機関が取り扱ったものは328件（9%）にとどまっている。時折、個人経営の両替業者など、規制対象外の両替業者による取引報告が提出されることがあり、2007年6月時点で、報告を行っているそのような両替業者は4件ある。

737. 市場参入要件に関しては、外国為替法において両替業者に対する具体的な要件は設けられていない。しかしながら、法人である両替業者については、金融機関（上記の「金融機関」の項を参照）および非金融機関を対象とした各種の業種別事業法に基づき、特定の者が両替業者の経営者となることを防止するための市場参入要件、すなわち「適格性要件」が設けられている⁽⁵²⁾。

738. 個人が運営する「個人経営の両替業者」については、そのような適格性条項を定めた適用法令は存在しない。財務省の統計によると、こうした両替業者はわずか4社しかなく、市場シェアはごくわずかである（取引高で0.07%、取引額で0.04%）。

739. 両替業者は、「犯罪収益移転防止法」第2条第2項第xxxiii号に定める「特定事業者」に含まれており、200万円を超える取引に対する顧客確認措置（CDD）や疑わしい取引報告（STR）の提出など、AML/CFTの義務の対象となります。財務省は

⁴⁹ 農業法人、農協・金庫、信金・中金、信用組合連合会。

⁵⁰ 骨董店、百貨店、遊園地、運送会社、旅行用品店など。

⁵¹ 旅行用品店、外国為替業務コンサルタント...

⁵² 各種事業法における適格性条項では、当該法令に基づき過去に刑に処されたことがある者については、登録または免許の付与を禁じている。これらの条項は、**旅館**（旅館業法第3条）、**旅行代理店**（旅行代理店法第6条）、**骨董品店**（骨董品業法第4条）、**貸金業**（貸金業法第6条）、**プリペイドカード発行者**（プリペイドカード業規制法第9条）、**およびその他の法人**（取締役の資格に関する会社法第329条）に関する規定である。

両替業者のAML/CFT監督に関する所管行政機関。しかしながら、これらの両替業者は財務省に登録・認可を受けていないため、財務省は、各種業界団体（旅館・ホテル・旅行代理店など）、これらの事業体を認可・登録する当局（骨董店の場合は都道府県公安委員会など）、あるいは日本商工会議所を通じて、犯罪収益移転防止法に基づく義務について当該両替業者に周知しなければならない。また、財務省は、AML/CFTの義務について周知するため、書簡（2008年2月26日付）やパンフレットを配布し、これらをウェブサイトにも掲載した。

継続的な監督およびモニタリング- 勧告 23

銀行、証券、保険セクター

740. 金融庁は、銀行、証券、保険セクターのオンサイトおよびオフサイトの監督の両方を担当している。オンサイト検査は、金融機関固有のリスクレベルに応じた基本検査サイクルに従って予定される。下表を参照のこと。大手銀行の場合、検査チームは通常21～22名の検査官で構成され、1.5ヶ月間現場に滞在する。地方銀行の場合、検査チームは12名の検査官で構成され、1ヶ月間現場に滞在する。信用金庫の場合、検査チームは6～7名の検査官で構成され、25日間滞在する。信用組合の場合、検査チームは5～6名の検査官で構成され、25日間滞在する。

金融機関の種類	検査官数		AML-CFT専門の検査官数		過去5営業年度（7月から6月まで）において、AML-CFTを全部または一部対象とした検査件数					基準検査サイクル（年数）
	オフサイト	オンサイト	オフサイト	オンサイト	2003	2004	2005	2006	2007	
銀行	FSA/63 (a) LFB/694(g)	FSA/451(f) LFB/519(i)	FSA/7(q)	FSA/6(z) LFB/6(aa)	38	36	88	101	93	大手銀行および信託銀行：1.1年 地方銀行（第1・第2種）：2.2年 外資系銀行：11.9年 外国系信託銀行：12.5年
信用金庫	FSA/22 (b) LFB/694(g)	FSA/451(f) LFB/519(i)	FSA/3(r)	FSA/6(z) LFB/6(aa)	98	24	116	103	122	2.4年
信用金庫連合会	FSA/22 (b) LFB/694(g)	FSA/451(f) LFB/519(i)	FSA/3(r)	FSA/6(z) LFB/6(aa)	1	0	0	0	1	
労働バンク	FSA/22 (b) LFB/694(g) MHLW/3(j) 都道府県/5	FSA/451(f) LFB/519(i) MHLW/6(l) 都道府県/5	FSA/3(r)	FSA/6(z) LFB/6(aa)	7	5	5	5	5	2.1年
労働銀行連盟	FSA/22 (b) LFB/694(g)厚生労働 省令第3条(j)	FSA/451(f) MHLW/6(l)LFB/519(i)	FSA/3(r)	FSA/6(z) LFB/6(aa)	1	0	0	0	1	
信用協同組合	FSA/22 (b) LFB/694(g)	FSA/451(f) LFB/519(i)	FSA/3(r)	FSA/6(z) LFB/6(aa)	89	92	64	96	61	2.2年
信用協同組合連合会	FSA/22 (b) LFB/694(g)	FSA/451(f) LFB/519(i)	FSA/3(r)	FSA/6(z) LFB/6(aa)	0	0	0	1	0	
農業協同組合	都道府県：330(l)	都道府県：400(o)	MAFF/0	0	592	567	588	576	593	1.6年
農業協同組合連合会	FSA/22 (b) LFB/694(g) MAFF/60(m)	FSA/451(f) LFB/519(i) MAFF/140(p)	MAFF/0 FSA/3(r)	0	46(6)	45(6)	44(4)	35(5)	36(4)	1.2年
漁業協同組合	都道府県：330(l)	都道府県：400(o)	MAFF/0	0	1135	1074	1013	967	987	2.5年
漁業協同組合連合会	FSA/22 (b) LFB/694(g) MAFF/60(m)	FSA/451(f) LFB/519(i) MAFF/140(p)	MAFF/0 FSA/3(r)	0	33(9)	33(7)	32(4)	31(4)	30(4)	毎年
農林中央金庫	金融庁/22 (b) 農林 水産省/60(m)	FSA/451(f) MAFF/140(p)	MAFF/0 FSA/3(r)	0	0	0	1(1)	0	1(1)	2.5年
商工中金	6	56	6	56	6	59	66	6	60	厳密には決まっていません。点検はいつでも行われる可能性があり、ここ数年は1～2行われています。
保険会社	FSA/37 (c) LFB/694(g)	FSA/451(f) LFB/519(i)	2 (s)	FSA/6(z) LFB/6(aa)	13	14	12	12	13	5.1年

金融機関の種類	検査官数		AML-CFT専門の検査官数		過去5営業年度（7月から6月まで）において、AML-CFTを全部または一部対象とした検査件数。					基準となる検査サイクル（年数）
外国保険会社	FSA/37 (c) LFB/694(g)	FSA/451(f) LFB/519(i)	1 (t) 「(t)」は「(s)」に含まれる	FSA/6(z) LFB/6(aa)	0	0	3	1	2	
少額請求・短期保険事業事業者	FSA/37 (c) LFB/694(g)	FSA/451(f) LFB/519(i)	1 (t) 「(t)」は「(s)」に含まれる	FSA/6(z) LFB/6(aa)	0	0	0	0	1	該当なし
金融商品取引業者	FSA/30 (d) LFB/694(g)	FSA/341(g) LFB/267(j)	2 (u)	FSA/3(ab)	117	96	115	121	156	3年
証券金融会社	FSA/30 (d) LFB/694(g)	FSA/341(g) LFB/267(j)	2 (u)	FSA/3(ab)	0	0	0	0	0	該当なし
特別許可事業届出担当者	FSA/30 (d) LFB/694(g)	FSA/341(g) LFB/267(j)	2 (u)	FSA/3(ab)	0	0	0	0	0	該当なし
信託会社	FSA/63 (a) LFB/694(g)	FSA/451(f) LFB/519(i)	3 (v) 「(v)」は「(q)」に含まれる	FSA/6(z) LFB/6(aa)	0	0	0	0	0	該当なし
「信託事業法」第50条の2第1項に基づき登録された者 信託業法	FSA/63 (a) LFB/694(g)	FSA/451(f) LFB/519(i)	3 (v) 「(v)」は「(q)」に含まれる	FSA/6(z) LFB/6(aa)	0	0	0	0	0	該当なし
不動産指定共同事業者	・検査官7名 ・各県に1名の検査官 県ごとに1名の検査官。	・1回の検査につき1～2 検査ごとに1～2名の検査官。	0	0	0	0	0	0	0	検査は定期的に行われていません。
相互貸付会社	FSA/63 (a)	FSA/451(f) LFB/519(i)	3 (x) 「(x)」は「(q)」に含まれる	FSA/6(z) LFB/6(aa)	0	0	0	0	0	該当なし
貸金業者 第2条、第1項、 (v)に規定する者 貸金業法	FSA/18 (e) LFB/694(g)	FSA/451(f) LFB/519(i)	2 (w)	FSA/6(z) LFB/6(aa)	184 (FSAのみ)	205 (FSAのみ)	177 (FSAのみ)	162 (FSAのみ)	172 (FSAのみ)	5年 (FSAのみ)

金融機関の種類	検査官数		AML-CFT専門の検査官数		過去5営業年度（7月から6月まで）において、AML-CFTを全面的または部分的に対象とした検査件数。					基本検査サイクル（年数）
先物取引業者	農林水産省：6 経済産業省：9	農林水産省 東京事務所：19 地方 支局：11経済 産業省 東京事務所：32 地方局：23	農林水産省：6 経済産業省：9 （他の観点から監督 を行う職員を含む。 ）	農林水産省 東京事務所：19地 方局：11 経済産業 省 東京事務所：32、 地方局：23（他の 観点から監督を行う 職員を含む 。）	20	13	16	15	17	検査計画に基づき、年間約15回の検査が実施されています。
振替 振替機関	FSA/2	FSA/341(g)		FSA/3(ab)	0	0	0	0	0	
アカウント管理 機関	FSA/140	FSA/451(g)		FSA/3(ab)	0	0	0	0	0	
郵便貯金・郵便生 命保険管理機構 および郵便生命保険	8	3	0	0	—	—	—	—	—	
外国為替取引を行う人	0	52	0	52	100	102	105	87	119※	3年
					※ 検査年度は7月から翌年6月までです。2007年の数値は、 2007年7月 2007年7月から2008年3月までの期間を指します。					
顧客の指定する機械お よびその他の物品を購 入し、それらを顧客に リースする事業を行う 者 物品を顧客にリースする 事業を行う者	9		0		—	—	—	—	—	—

金融機関の種類	検査官の数	AML-CFT専門の検査官数	過去5営業年度（7月から6月まで）において、AML-CFTを全部または一部対象とした検査件数。					基準検査サイクル（年数）
カード、その他の物品、番号、マーク、またはその他のコード	9	0	—	—	—	—	—	—

741. 検査は各セクターごとの「検査マニュアル」に従って実施され、各検査には金融機関のAML/CFTコンプライアンスの評価が含まれる。証券分野については、金融庁が2007年7月に初めて、10社の証券会社を対象に市場の健全性に関するテーマ別検査を実施した。

検査1回あたりの平均人日数

(=実地検査に要した日数×派遣された検査官数)

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
主要銀行等	517.9	861.5	756.1	833.9	977.45
地方銀行	232.0	236.0	196.8	305.1	338.88
保険会社	301.5	297.2	238.0	373.8	253.2
証券会社	99	101	103	69	128
外国証券会社	105	102	125	184	119
信託投資会社	—	—	—	142	129
金融先物取引業の事業者	0	459	0	63	101
登録金融機関 ⁵³	21	53	42	47	46
外国銀行 ⁵⁴	—	—	—	—	—
金貸し ⁵⁵	—	—	—	—	—

742. オフサイト監視については、銀行向けの「包括的監督ガイドライン（II-1-1-2）」にそのプロセスが定められており、証券および保険セクターにも準用される。監督局は、毎年年初にオフサイト監視の年間スケジュールを策定する。オフサイト監督活動には、通常、ヒアリング、すなわち、財務実績、リスク管理体制、内部監査など、さまざまな重点分野について金融機関と予定された会合を行うことが含まれる。また、規制報告で求められるデータの提出や事業報告も含まれる。監督局は、金融機関に対する予定された検査に先立ち、検査チームに情報を提供する。

743. FSAに加え、JSDAも自主規制機関（SRO）として証券市場に対する規制を行っている。JSDAの自主規制規則第14条に基づき、マネーロンダリングを防止するための内部統制システムを構築する会員の責任が定められている。JSDAは、会員による規則の遵守を確保するため、実地検査を実施している。

銀行、証券、保険セクター以外の金融機関

744. 非金融系信託会社、貸金業者、先物取引業者、クレジットカード会社、金融リース会社、および両替業者は、以下の規定に基づき、AML/CFT義務の対象となる。

⁵³ 登録金融機関とは、「金融商品取引法」に定義される証券業務を行う金融機関を指し、したがって金融庁への登録が義務付けられている。金融庁の証券・商品取引監視委員会（SESC）は、これらの機関に対して実地検査を実施している。当該登録を取得できる金融機関には、銀行、協同組合系金融機関（信用金庫や信用協同組合など）、保険会社、相互貸付会社、貸金業者が含まれる。

⁵⁴ 前の表は、外国銀行および貸金業者に対する検査件数に関するデータを示している。しかし、本表に関しては、日本側は、これら2つのセクターの事業者の規模や複雑さが大きく異なり、それに応じて1回の検査あたりの人日数にも大きなばらつきが生じるため、外国銀行および貸金業者に対する1回の検査あたりの平均人日数に関するデータは意味をなさないとの見解を示した。

55 同上。

犯罪収益移転防止法。それぞれの所管行政機関は、犯罪収益移転防止法に基づき、AML/CFT要件に関連して、報告の請求、実地検査の実施、是正命令の発出を行う一般的な権限を有している（それぞれ第13条、第14条、第16条）。

両替業者

745. 外国為替法を所管する財務省（MOF）には、両替業者に対する免許付与や登録を行う権限はない。しかしながら、両替業者に対するAML/CFT監督の所管行政機関として、財務省は、両替業者に対して報告書の提出を求め、AML/CFTに関する実地検査を行い、是正命令を下す権限を有している（犯罪収益移転防止法第13条、第14条、第16条）。財務省は、「外国為替検査マニュアル」を策定しており、これには、外国為替法の遵守を確保するための内部統制や顧客確認（CDD）措置に関する事項が盛り込まれている。非金融機関である両替業者に対する財務省の検査件数は以下の通りである。これらの検査の結果、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客確認措置（CDD）の不備を理由として、財務省が業務改善命令という行政処分を下した事例が2件あった（1件は中古車輸出業者、もう1件はチケット販売店に対するもの）。

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度非金融機関の両替業者に対する検査件数
金融機関以外の両替業者に対する検査件数	1	0	0	9	11

ガイドライン-R.25（STR以外の金融機関向けガイダンス）

746. 全国銀行協会（JBA）は、2007年11月に会員向けに、拘束力のない「リスクベースアプローチに関するガイダンスノート」を発行した。本ノートは、国際基準および日本の銀行に適用されるAML/CFT関連法令をまとめたものである。また、AML/CFTリスクの様々な側面（国・地域リスク、顧客リスク、商品・サービスリスクなど）の特定と評価に関する指針、および特定されたAML/CFTリスクに見合った銀行の顧客デューデリジェンス（CDD）およびモニタリング手続の必要性についても定めている。JBAはAML/CFT研修教材も作成しており、銀行は従業員の研修用に市販されているものを利用することができる。

747. JSDAは、1997年に理事会決議として「証券会社による顧客デュー・デリジェンスに関する規則」を採択した。その後、2002年に「金融機関による顧客の本人確認及び記録の保存並びに預金口座の不正利用の防止に関する法律」が公布されたことを受け、JSDAは会員向けに「本人確認法に関するQ&A」を発表し、さらに2005年には、非対面取引に関して「

「オンライン証券会社の本人確認方法」と題する通知を会員に発出した。また、JSDAは、「協会会員による投資勧誘および顧客管理等に関する規程」や、「組織犯罪グループの構成員およびその関係者との取引の抑制について」と題する理事会決議などの自主規制においても、顧客デューデリジェンスについて規定している。

銀行、証券、保険

748. 金融庁は、AML/CFT を検査範囲に含めた金融機関の立ち入り検査に関する統計を保持している。これらの主要金融セクター（銀行、証券、保険）において、評価チームはインタビューを通じて、業界全体に強力なコンプライアンス文化が根付いていることを確認した。

両替業者

749. 財務省は、免許や登録を必要としない両替業者に対する取引報告制度について、以下の理由から、このセクターのAML/CFTリスクに対処するには十分であると考えている。

- (i) 両替業者の事業は外貨およびトラベラーズチェックの売買に限定されており、
- (ii) 個別の事業法に基づき免許・登録制度が整備されており、また、大部分の外国為替業者には会社法が適用されていること、および
- (iii) 既存の規制の対象外である両替業者は、その数も取引高も限られている。

750. とはいえ、取引報告制度の対象となるべきすべての両替業者が報告を行っているかどうかは不明である。特に、日本の経済規模を考慮すると、「個人経営」の両替業者の数は少ないと思われる。さらに、これまでのところ、取引報告制度に基づく報告を怠ったとして罰則を受けた者はいない。財務省は、銀行に対し、多額の外国通貨を持ち込む非金融機関（潜在的な両替業者である可能性がある）に注意を払うよう注意喚起しており、また、他のホテルなどの同業他社も、取引相手が報告を行っていない場合、財務省に通報する可能性があるため、罰則が科される可能性は低いと説明している。

3.10.2 提言および所見

751. 評価チームは、マネーロンダリングによる犯罪収益が潜在的に多額であることに比べ、マネーロンダリングに対する刑事罰の抑止力が不十分であることに懸念を抱いている。

752. しかし、行政制裁に関しては、AML/CFT違反の場合、金融機関に対して効果的に適用されてきた。

753. 両替業者や金融リース会社によるマネーロンダリング・テロ資金供与対策（AML/CFT）上のリスクについては、これらのセクターの登録や免許取得の必要性とともに、継続的に再評価されるべきである。

754. バーゼル中核原則の対象となる金融機関については、適格性審査の対象をすべての上級管理職に拡大し、保険および証券セクターに関する専門知識の要件を含めることが推奨される。

755. 評価チームは、監督当局がAML/CFT要件の不遵守に対して制裁権限を有し、幅広い制裁措置を講じることができるにもかかわらず、過去5年間に一部の金融機関カテゴリー（銀行、証券、保険といった中核セクターおよび協同組合セクターを除く）において実施された検査件数が限られており、適用された制裁の件数や種類も限定的であることに懸念を抱いている。

3.10.3 勧告23、30、29、17および25への遵守状況

	評価	全体評価の基礎となる第2.10項に関連する要因の概要
R.17	LC	- マネーロンダリングに対する刑事罰金による抑止力に関する勧告2の懸念事項は、ここにも当てはまる。 - 金融機関（銀行、金融商品取引業者、先物取引業者）に対する制裁措置の件数が少なく、その他の金融機関に対する制裁措置が存在しない。
R.23	LC	- 両替業者および金融リース会社は、免許や登録が義務付けられていない。 - 両替業者については、取引高が一定の基準額を超えた場合に報告義務が課されていますが、特に個人両替業者において、報告すべき場合に報告を行わないリスクについては、十分に考慮されていません。 - パーゼル中核原則の対象となる金融機関については、一部の上級管理職だけでなく、すべての上級管理職に「適格性要件」を明示的に適用すべきである。 - 銀行については、取締役に加え、上級管理職も明示的に適格性審査の対象とすべきである。 - 証券および保険については、適格性審査に専門知識に関する要件を含めるべきである。
R.25	LC	金融機関については、本勧告は完全に満たされている。
R.29	LC	- 有効性に関する問題がある： - 銀行、証券、保険といった中核セクターおよび協同組合セクターを除き、過去5年間に一部の種類の金融機関に対して実施された検査の件数は限られている。 - 監督当局は、AML/CFT要件の不遵守に対して制裁権限を有し、幅広い制裁措置を講じることができるものの、これまでに課された制裁の数および種類は限定的である。

3.11 資金または価値の移転サービス (SR.VI)

3.11.1 概要と分析

756. 日本では、資金・価値移転（MVT）サービスは「カワセ取引」と呼ばれ、「銀行業務」と定義されており、銀行法（第2条第2項）に基づき金融庁からの免許が必要とされる。ウェスタンユニオンなどのMVT事業者は、MVT業務を行うために銀行を代理店として指定することが義務付けられており、日本国内に単独の支店を持つことは認められていない。

757. 免許を受けずにカワセ取引を行った者は、銀行法（第61条）に基づき罰則の対象となる。自然人は3年以下の懲役および／または300万円以下の罰金に処され、法人は300万円以下の罰金に処される。

758. MVTサービス事業者（銀行）に対する日本の監視体制、および監督当局である金融庁が講じることができ
る制裁措置については、それぞれ勧告29および17の項で説明されている。

759. 「両替商」と呼ばれる種類の機関があり、これらは事業開始前にいかなる認可手続きも必要としない。た
だし、両替商は外貨およびトラベラーズチェックの売買のみを行い、送金業務は行わない。

760. 金融庁は、そのウェブサイト上で認可を受けた金融機関の最新リストを公表しており、これには定義上、
銀行業務として為替取引を行う認可を受けた機関が含まれる。ウェブサイトに掲載されている基本データには、各機
関の名称、住所、連絡先情報が含まれている。金融機関はMVTサービスを提供するために銀行として認可を受けてい
るため、これらの銀行は、代理店によるものを含め、自社のMVTサービス拠点の完全なリストを維持することも求め
られる。

761. 金融機関以外でのMVTサービスは違法であるため、MVTサービス事業者は、SR.VIを含む適用される「
40+9勧告」の対象となります。これらの金融機関を監視するための監督枠組みは、当該金融機関の為替取引活動にも
適用されます。

統計と実効性

762. 警視庁は、外国人留学生を利用して認可金融機関を通じて海外へ送金し、その資金を留学生の送金として
偽装する犯罪ネットワークの手口を把握している。過去3年間、アンダーグラウンドバンキングの事例が継続的に発生
しており、これらはすべて起訴された。結審したすべての起訴案件において、罰金および懲役刑による有罪判決が言
い渡されている。

763. また、日本当局は、金融庁傘下の金融システム審議会が2008年5月以降、MVTなどの新たな小売決済サービ
スに関する監督メカニズムの確立について議論してきたことを発表した。ただし、同審議会はMVT事業者の監督に関
する政策変更をまだ策定していない。

3.11.2 提言および所見

764. 地下銀行の起訴事例はあるものの、当局は銀行法違反に対する罰則、特に地下銀行から得られる潜在的な
収益と比較してかなり低いと思われる300万円の罰金（銀行法第61条）について、再検討すべきである。

3.11.3 特別勧告 VI の遵守状況

	評価	格付けの根拠となる要因の概要
SR.VI	PC	- 銀行に対する適用可能なFATF 40+9勧告の効果的な実施に関する懸念は、MVTサービス事業者とし ての銀行の機能においても同様に当てはまる。 - アンダーグラウンド・バンキングに対する金銭的罰則は、アンダーグラウンド・バンキングから得 られる潜在的な犯罪収益に比べて低いと思われる。

4. 予防措置 – 指定非金融事業者および 専門職

4.1 顧客デュー・ディリジェンスおよび記録保持 (R.12)

(R.5、6、および8から11を適用)

4.1.1 説明および分析

765. 金融機関に加え、「犯罪収益移転防止法」は、その他の職業や事業者に対しても日本のAML/CFT（マネーロンダリング・テロ資金供与対策）体制の適用対象としている。同法第2条には、対象となる事業者および職業が列挙されている：

- 不動産仲介業者および専門家；
- 貴金属・宝石の取扱業者（骨董品業者を含む）；
- 郵便事業者；
- 法律専門家および会計士：弁護士、司法書士、行政手続専門士、公認会計士、公認税務会計士。

766. 日本の公証人は、顧客の資産を管理したり、会社設立の代行を行ったりすることは認められていません。FATFは過去に、日本の公証人の職務内容が「方法論」に定められたDNFPBの定義に該当しないことを認めています。したがって、勧告12および16はこの職業には適用されません。

767. 「犯罪収益移転防止法」は、実地調査の開始の1週間足らず前の2008年3月1日に、指定非金融事業者（DNFPBs）に対して施行された。評価チームは、これらの職業の代表者の大多数と面談を行ったが、現段階ではフィードバックが得られていないため、新制度の実施の有効性を評価することはできない。

不動産仲介業者

768. 不動産取引業を営もうとする者は、2つ以上の都道府県に事務所を設置する場合は国土交通大臣から、1つの都道府県にのみ事務所を設置する場合は当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事から、免許を取得しなければならない。⁵⁶ 2007年2月現在、日本には130,603人の免許を持つ不動産仲介業者がおり、そのうち2,000人は国土交通省から、残りは各都道府県知事から免許を取得している。これらの不動産仲介業者の大半は、大手不動産会社に所属しているのではなく、独立して事業を行っている。とはいえ、その多くは6つの主要業界団体のいずれかに所属しており、中でも最大の業界団体には11万人の仲介業者が加盟している。

769. 日本における不動産仲介業者の主な役割は、不動産の売買、賃貸、交換などの仲介業務を行い、買い手、売り手、または貸主の代理人として活動することである。不動産仲介業者は、不動産取引における法的側面や財務的側面には一切関与しない。不動産の法的所有権登記は司法書士が行い、財務的側面は融資を行う銀行やその他の金融機関が担当する。

不動産特定共同事業

770. —「不動産特定共同事業」とは、投資家が、共同事業運営者が管理する不動産のプールに投資するために出資を行う、一種の集団投資スキームである。「不動産特定共同事業法」では、任意組合契約、匿名組合契約、共有不動産の賃貸借契約、または賃貸借の委任契約に基づく不動産事業から生じる利益の分配を行うこと、あるいは当該契約の締結に関する代理・仲介を事業として行うことを意図する者（以下、「不動産特定共同事業」として、2つ以上の都道府県に事務所を設置する場合は国土交通省から、1つの都道府県に事務所が所在する場合は当該都道府県の知事から、免許を取得することを義務付けている。

771. 2005年度時点で、11社による72件の不動産特定共同事業が依然として投資募集を行っており、投資総額は1,541億円に達している。投資募集を終了した案件を含めると、不動産特定共同事業は計110件あり、そのうち37件は国土交通省から、73件は都道府県知事から許可を受けている。信託会社も不動産特定共同事業を行うことができ、現在5社の信託会社がこれを行っている。これらの会社はすでに信託会社としての免許を取得しているため、不動産特定共同事業者としての別途の免許は必要ないが、国土交通省への届出義務がある。

不動産仲介業者に対するAML/CFTリスク評価

772. 警察庁は、非金融事業・職業（DNFBP）に対するAML/CFTリスク評価において、不動産、特に土地や建物は高額であり、その評価額が実用性に基づいて行われるため、犯罪収益が元の価値に付加価値を加えて移転される可能性があることを指摘している。これらの理由から、不動産仲介業者は犯罪収益の移転に悪用されるリスクが高い。日本における事例としては、詐欺、違法な風俗営業、違法な産業廃棄物業者など、様々な犯罪による収益で購入された不動産が挙げられる。

信託・会社サービス提供者（TCSP）

- 信託会社

773. 信託会社は「信託業法」の規制対象である。信託業は「信託の受託を行う事業」（第2条）と定義され、信託の設立・設定、受託者としての業務、または他者を受託者として手配する業務、ならびに信託管理サービスの提供が含まれる。

774. 信託業法では、内閣総理大臣から免許を受けた事業会社以外の者は、信託業を行うことができない（第3条）と規定されている。ただし、受託者の裁量が制限されていると定義される「管理型」の信託業は例外である。管理型の信託業を行うには免許は必要ないが、この種の信託業は、内閣総理大臣に登録された事業会社以外の者は行うことができない（第7条）。信託会社の免許付与および登録に関する権限は、内閣総理大臣から金融庁または財務省傘下の地方財務局のいずれかに委任されている（第87条）。

775. 信託会社とは、i) 信託業法に基づき信託業務を行う免許も受けている銀行その他の金融機関、または ii) 非金融機関もしくは一般社団法人である。前者のカテゴリーは主に銀行で構成されており、2007年3月末時点で、58社の信託会社があり、その信託資産総額は739兆円である⁵⁷⁾。これらの信託会社は免許・登録を受けており、

⁵⁷ 58社の信託会社には、大手5行、信託銀行、および債権回収機構が含まれる。信託資産のデータは、日本信託業協会が公表

した、同協会の会員会社に委託された資産の総額に基づくものである。

金融庁の監督下にある。後者の非金融機関である信託会社は、金融庁から監督権限を委任された財務省地方財務局の職員によって免許・登録および監督を受けている。2007年3月末時点で、こうした信託会社は12社あり、信託資産は113億円である。

776. 信託法は、同法第3条第3号に規定される「自己信託」を行うことを可能とするよう改正された。すなわち、「公証人による証書その他の文書に、当該目的および財産を特定するために必要な事項ならびに法務省令で定める事項を記載する方法、または当該事項を電磁的媒体に記録する方法」によるものである。この改正の趣旨は、証券化のための信託（例：特別目的事業体）、事業収益を注入するための信託、および市民社会分野において障害者が自己信託を設立することを容易にすることにある。ただし、このような「自己信託」を設立する者は、受益者が50人を超える場合、信託業法に基づく登録が必要となる（信託業法第50条の2、信託業法施行規則第15条の2）。信託法第3条第3号において、このような

「自己信託」を認める信託法第3条第3号の規定は、同法の施行日（2007年9月30日）から1年が経過するまで適用されないため、現在、日本にはそのような信託は存在しない。

- 郵便受取サービス事業者

777. 郵便受取サービス事業者郵便受取サービス事業者は、顧客に対し、郵便物の受取先として顧客の自宅や事務所の住所を利用できるサービスを提供している。これらの事業者の所管行政機関は経済産業省（商務・情報政策局）である。現在、これらの事業者を規制する業界法は存在せず、また、経済産業省への登録や免許の取得も義務付けられていない。経済産業省の2007年の調査によると、日本には1200社の当該事業者が存在する。

郵便受取サービス提供事業者に対するAML/CFTリスク評価

778. 警察庁は、非金融事業活動従事者（DNFBP）に対するAML/CFTリスク評価において、郵便受取サービス提供業者が、犯罪者によって実際の住所を隠蔽したり、より高い信頼や信用を獲得したりするために利用される可能性がある（例：郵便受取サービス提供業者を通じて東京の都心部に事業所の住所を持つことなど）と指摘している。また、郵便受取サービス提供業者が提供する私設私書箱を利用した詐欺事件も発生している。

779. 非対面での本人確認を行う場合、金融機関は、顧客の身分証明書の写しを受け取った後、「転送不可の書留郵便」により、取引に関連する書類を顧客の住所宛てに送付しなければならない（犯罪収益移転防止法施行令第3条第1項第1号c）。犯罪者が、口座開設書類の受取先として郵便サービス事業者が提供する住所を利用することで、自身の実際の住所を隠蔽するリスクがある。郵便サービス事業者は、配達不能となった書留郵便を郵便局に返送するのではなく、サービス契約で定められている場合、顧客に書類を転送することがある。警察庁によれば、実際の事業所や居住地の住所と、郵便サービス事業者の住所とを区別することは、実務上困難である。

貴金属・宝石（骨董品）の取扱業者

780. 2006年時点で、日本国内には金属や宝石を含む骨董品の売買を行う事業者が641,252社存在した。これらの業務を行う個人および事業者は、事業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

行政手続士

781. 行政手続士は、依頼者に代わって、政府や公的機関へ提出する書類を作成する。2006年10月時点で、行政手続士は39,112名、行政手続士法人は101社存在した。

弁護士

782. 弁護士は、所属する地方弁護士会を通じて日本弁護士連合会に登録されなければならない。2007年3月31日現在、日本の弁護士会会員数は23,119名であり、2007年4月1日現在、外国人弁護士は252名であった。

司法書士

783. 司法書士は、登記や供託管理に関する手続きにおける代理、裁判所、検察庁、法務局に提出する書面や電磁的記録の作成、簡易裁判所における訴訟代理業務など、さまざまなサービスを提供している。さらに、受託者、管財人、他人の財産の管理人、後見人、保佐人となることもできます。2006年12月31日現在、日本には18,521人の司法書士と195社の司法書士法人があります。

公認会計士（CPA）

784. 公認会計士（CPA）の使命は、監査および会計の専門家としての独立した立場から、財務諸表およびその他の関連財務情報の信頼性を確保することにより、企業の公正な事業活動と投資家および債権者の保護を図ることである。2007年3月末時点で、日本公認会計士協会には170の監査法人と17,264人の公認会計士が登録されていた。この職業の監督は金融庁の責任であり、同庁は制裁を科すこともできる。

公認税務士（CPTA）

785. 公認税務士（CPTA）の使命は、自己申告制の精神に則り、独立かつ公平な税務専門家として納税者の期待に応え、税に関する法令に定められた納税義務の適正な履行を促進することである。公認税務会計士制度は、納税者が公認税務会計士の支援を受けて自らの納税義務を履行し、税務専門家としての公認税務会計士の能力と見識を活用することで、自己申告制度の円滑かつ適正な運用に寄与することを目的として確立された。これがCPTAの公共的使命であり、CPTAは、支援を求める納税者を支援する業務において、納税者や税務当局のいずれにも偏ることなく、独立かつ公平な税務専門家としての良識に基づいて行動しなければならない。

786. 登録されているCPTAの数は70,768名である。2007年9月末時点で、届出済みのCPTA法人の数は1,443社である。

宝石業者および貴金属業者

787. 「犯罪収益移転防止法」では、宝石業者および貴金属業者を、ダイヤモンド、その他の貴石および宝石、ならびに金、プラチナ、銀、その合金およびそれらから作られた製品の売買を行う事業者として定義している。

788. 宝飾品や貴金属は、持ち運びが容易であり、商品に混入させやすく、世界中のどこでも現金化することができる。

789. さらに、貴金属はすでに市場で活発に取引されており、溶かしてさまざまな形で加工することで、目視では識別できない状態にすることも可能です。これらは、マネーロンダリングを行う者や、テロ資金の移動・保有に関与する金融機関にとって極めて魅力的であり、容易に検出できないという点でリスクをもたらします。

勧告5の適用

不動産業者および特定共同事業者

790. 「犯罪収益移転防止法」第4条は、「犯罪収益移転防止法」における「特定事業者」⁵⁸に含まれる不動産業者および不動産特定共同事業に対し、顧客の特定および本人確認を義務付けています。これらは、売買契約の締結時、または仲介者もしくは代理人として行動する場合（「犯罪収益移転防止法施行令」第8条第1項第4号(a)および第8条第1項第1号(m)）、ならびに上記の契約に基づく取引のうち、身元の偽装が疑われる取引に該当する場合にも、これらの顧客確認義務（CDD）の対象となる（犯罪収益移転防止法施行令第8条第1項第4号(b)および第8条第1項第1号(w)）。金融機関に適用される犯罪収益移転防止法第4条の顧客確認義務の制限（第3節参照）は、ここでもDNFBPに適用される。

791. インタビューに応じた不動産仲介業者は、2008年3月1日からAML/CFT義務が適用されるようになって以来、以前は売り手に対する顧客確認（CDD）に重点を置いていたが、現在では買い手に対しても同レベルのCDDを実施していると述べた。現在では、買い手と売り手の双方に関するCDD記録を保持するとともに、取引の目的や性質、支払方法も記録する必要がある。

信託会社

792. 「犯罪収益移転防止法」第4条は、同法第2条第2項第xxiii号および第xxiv号に基づき「特定事業者」に含まれる信託会社、または「信託業法」第50条の2第1項に基づき登録された者（すなわち「自己信託」）に対し、「特定事業者」として指定されているものに対し、顧客の身元確認および本人確認の検証を義務付けている。金融機関に適用される「犯罪収益移転防止法」第4条の顧客確認義務の制限（第3節参照）は、ここでもDNFBPに適用される。

郵便事業事業者

793. 「犯罪収益移転防止法」第4条は、「犯罪収益移転防止法」第2条第2項第xxxviii号に基づき「特定事業者」に含まれる郵便事業者は、顧客の身元を確認し、その身元情報を検証することを義務付けています。これらの事業者は、契約の締結時、および上記の契約に基づく取引のうち、身元の隠蔽が疑われる取引に該当する場合（「犯罪収益移転防止法施行令」第8条第1項第vi号）にも、顧客確認義務を負う。同法第4条における顧客確認義務の制限

⁵⁸ 「不動産仲介業者」とは、「宅地建物取引業法」第2条第3号に規定される宅地建物取引業者を指し、「犯罪収益移転防止法」第2条第2項第36号の「特定事業者」に含まれる。「不動産特定共同事業」とは、「不動産特定共同事業法」第2条第5項に規定される事業者を指し、「犯罪収益移転防止法」第2条第2項第xxv号の「特定事業者」に含まれる。

金融機関に適用される犯罪収益移転防止法（第3節を参照）の規定は、DNFBPにも適用されます。

弁護士

794. 犯罪収益移転防止法第8条は、顧客確認に関する規則制定の権限を日本弁護士連合会（JFBA）に委任している。JFBAは、「依頼者の確認及び記録の保存に関する規則」（2007年3月1日付け連合会規則第81号）を採択することにより、この義務を履行した。

795. 2007年7月1日に施行された同規則は、実務を行う弁護士に対し、「政府またはその他の当局が作成した書類」に基づき、依頼人の身元を確認し、その身元情報を検証することを義務付けている（依頼人が自然人の場合は氏名、住所、生年月日により、依頼人が法人の場合は名称および本店または主たる事務所の所在地により）。「法律事務の処理に関連して」、金融機関における依頼人の口座または100万円（約9,900米ドル／6,300ユーロ）を超えるその他の資産を管理する際、これを行うことが求められている。特に、以下の状況においては顧客本人確認が義務付けられている：

- 不動産の売買；
- 会社の設立または経営を目的とした投資、あるいはそれに類する資金の拠出；
- 法人またはこれに類する団体の設立；
- 信託契約の締結；または
- 会社の売買

796. これらの取引のカテゴリーは、本手法の対象となるカテゴリーに対応しています。

797. 日本弁護士連合会（JFBA）は、少額（例えば100万円未満の取引）であり、したがってリスクの低い取引について本人確認を義務付けることは「手続き上煩雑」とであると説明している。これらの取引はリスクが低いものの、本手法において弁護士が少額取引を本人確認の対象から除外する余地はない。

798. 弁護士は、金融機関よりも幅広い種類の書類を顧客本人確認の根拠として用いることが認められています。JFBA規則（第2条第1項）では、弁護士が政府または「その他」の不特定の機関が発行した書類を根拠として用いることを認めているのに対し、同法では本人確認書類を「公的機関」が発行したものに限定しています。JFBAは、JFBA規則第2条に関する「質疑応答」を公表しており、これには実務を行う弁護士に対する顧客デューデリジェンス手続きに関するJFBAの解釈について、さらなる明確化が示されている。これらの「質疑応答」によれば、自然人を本人確認する際、許容される書類には「信頼できる民間」機関が発行した書類も含まれることが示されている。「信頼できる民間」機関については、これ以上の定義はなされていない。

799. 日本弁護士連合会規則（第2条第1項）には、依頼者に代わって様々な金融取引を行う弁護士に対する顧客デューデリジェンス（CDD）の適用除外がいくつか定められている。例えば、同規則では、弁護士が以下の場合、本人確認要件が免除される。

- 依頼者に代わって、裁判所、法務局、金融機関、その他の機関に対し、前払い金、預託金、保証金などとして金銭を支払う目的で、金銭の受託を受けた場合。

- 依頼人または相手方の債務を履行するために金銭の受託を受けた場合（弁護士が依頼人に代わって債務の支払を行う場合を含む）。
- 依頼者に代わって、相手方またはその他の当事者から、支払、決済、またはこれらに類する目的で金銭を受け取る場合。または
- 弁護士報酬または経費の前払いとして金銭を受領する場合。

800. JFBAの幹部は、これらの例外は、弁護士が金融機関における依頼人の口座を管理する場合、または「弁護士法」第3条第1項に規定される「法律事務」にのみ関連する金銭、有価証券および／またはその他の資産を保管または管理する場合に限定されると明確にした。「弁護士法」では、「法律上の事案」を「訴訟、非争訟事案、調査請求、異議申立て、審査請求等の手段による行政機関の処分に対する不服申立て、およびその他の一般的な法律上の事案」と定義している。「Q&A」において、日本弁護士連合会（JFBA）は、これらの事案にはマネーロンダリングのリスクがほとんどなく、「これらの事案において弁護士に依頼者の本人確認を義務付けることは、弁護士の日常業務の妨げとなる」と説明している。

801. 日本弁護士連合会の説明にもかかわらず、第2条の文言は曖昧であり、顧客確認（CDD）要件について異なる解釈が可能となる恐れがある。第2条の規定の一部は、マネーロンダリング事業に利用される可能性のある依頼者に代わっての支払いを含め、多くの取引をCDDの対象から除外していると解釈されかねない。CDDの適用除外範囲については、日本弁護士連合会の規則において明確化されるべきである。

その他の法律専門家および会計士

802. 独立した法律専門家（弁護士を除く）および会計士（司法代書人、行政手続認定専門家（CAPS）、公認会計士（CPA）、公認税務会計士（CPTA）を含む）は、「犯罪収益移転防止法」第4条第2項の顧客確認要件の対象となる。

803. 金融機関に対する顧客確認義務の制限（第3節参照）は、司法書士、CAPS、公認会計士、および公認税務会計士にも同様に適用される。

貴金属・宝石の取扱業者

804. 貴金属・宝石の取扱業者は、「犯罪収益移転防止法」第4条第2項に定める顧客確認義務の対象となる。金融機関に対する顧客確認義務の制限（第3節参照）は、貴金属・宝石の取扱業者にも同様に適用される。

勧告6の適用

不動産仲介業者および特定の共同事業者

805. 不動産仲介業者および不動産の特定共同事業については、政治的に重要な人物（PEP）に関して強化された顧客確認措置を講じるよう求める具体的な要件は設けられていない。

信託会社

806. 金融庁は、「信託会社に対する包括的監督指針」を通じて、監督当局に対し、当該会社が顧客の公的地位などのプロフィール情報を考慮しているかどうかを評価するよう助言している。金融機関に適用される同指針の制限事項（第3節参照）は、ここでも信託会社に適用される。

郵便事業事業者

807. 郵便サービス事業者に対し、政治的に重要な人物（PEP）に関して強化された顧客確認措置（CDD）を実施するよう求める具体的な要件は設けられていない。

弁護士、その他の法律専門家、会計士、貴金属・宝石取扱業者

808. 弁護士、司法書記官、CAPS、CPA、CPTA、または貴金属・宝石取扱業者に対し、政治的に重要な人物との取引関係について強化されたデューデリジェンスを実施するよう求める要件は存在しない。

勧告8の適用

不動産仲介業者および特定の共同事業

809. 不動産仲介業者や不動産の特定共同事業を含む特定の事業者に対して、非対面取引において強化された顧客確認措置を講じること、あるいは新技術や発展中の技術から生じうるマネーロンダリングの脅威に特別な注意を払うことについて、具体的な要件は設けられていない。

信託会社

810. 金融庁（FSA）は、「信託会社に対する包括的監督指針」を通じて、監督当局に対し、当該会社が取引の特定の特性（例えば、非対面取引など）を考慮しているかどうかを評価するよう助言している。金融機関に適用されるこれらの指針の制限（第3節参照）は、ここでも信託会社に適用される。

郵便事業事業者

811. 郵便サービス事業者を含む特定の事業者に対し、非対面取引において強化された顧客確認措置を実施すること、あるいは新技術や発展中の技術から生じうるマネーロンダリングの脅威に特別な注意を払うことについて、具体的な要件は設けられていない。

弁護士

812. 弁護士に対し、新規または発展中の技術から生じうるマネーロンダリングの脅威に特別な注意を払うよう求める要件はない。非対面取引における顧客確認（CDD）に関する一般的なガイドラインは提供されていないが、「Q&A」では特定のシナリオについて、拘束力のない提案がいくつか示されている。例えば、顧客が外国人である場合、身元確認を海外の提携法律事務所のみ依存すると、その提携事務所による身元確認が「真正でない」とみなされた場合に、弁護士が責任を問われる可能性があることが注意喚起されている。また、「Q&A」では、「遠隔地に所在

する」法人に対して顧客デューデリジェンス（CDD）を行う際、上級管理職と電話で話すことに加え、その管理職の名刺および社員証の写しを要求することが「望ましい」と弁護士に伝えている。

その他の法律専門家、会計士、貴金属・宝石取扱業者

813. 司法書士、CAPS、公認会計士（CPA）、公認税務会計士（CPTA）、または貴金属・宝石の取扱業者に対して、新しい技術や発展中の技術から生じうるマネーロンダリングの脅威に特別な注意を払うよう求める要件はない。犯罪収益移転防止法および同条例の対象となる「特定事業者」として、第3節に記載されている、対面以外の顧客・取引に対する追加の顧客確認措置を講じる必要があります。

勧告9の適用

814. 本勧告は、DNFBPには適用されない（勧告9も参照）。

勧告10の適用

不動産業者および特定共同事業者、信託会社

815. 「特定事業者」として、「犯罪収益移転防止法」第7条は、不動産業者および不動産特定共同事業に対し、取引記録を作成し、当該取引または仲介業務が行われた日から7年間、その記録を保存することを義務付けています。

郵便事業者

816. 「特定事業者」として、「犯罪収益移転防止法」第7条は、郵便事業者に取引記録の作成を義務付け、当該取引または代理業務が行われた日から7年間、その記録を保存することを義務付けています。

817. ただし、郵便受取サービス提供者は、「現金を同封した郵便物の受領および配達以外の取引」については、記録保持義務が特に免除されている（『犯罪収益移転防止法施行令』第13条）。この免除は、当該提供者の記録保持負担を軽減するために設けられたものである。顧客は、サービス提供者との契約締結時に、当該業者を通じて（現金やクレジットカードを含む可能性のある）書留郵便を受け取るかどうかを指定することになる。しかし、現金やクレジットカードを登録郵便で送付せず、隠蔽する意図がある場合、これらの事業者を経由する郵便を通じて現金が送られる可能性があり、マネーロンダリング・テロ資金供与対策（AML/CFT）上のリスクが存在する。そのような場合、当該事例を特定し、疑わしい取引報告を行うかどうかは、事業者のデューデリジェンスに委ねられることになる。

弁護士

818. JFBA規則では、弁護士に対し、「資産管理措置」または取引の完了後5年間、顧客の本人確認書類の写しを保管することが義務付けられている。（「顧客の本人確認および記録保管に関する規則」協会規則第81号、2007年3月1日、第3条）

その他の法律専門家、会計士、貴金属・宝石取扱業者

819. 犯罪収益移転防止法に基づく指定事業者として、司法書士、CAPS、公認会計士、公認税務士、および貴金属・宝石取扱業者は、第3節に記載されている金融機関と同様の記録保持要件の対象となる。

勧告11の適用

不動産仲介業者および特定共同事業者

820. 国土交通省は、JAFIC と共同で、不動産業者および不動産特定共同事業者向けに「不動産売買におけるSTR 報告に関するガイドライン」を発行した。これには、複雑で異常な大規模取引、あるいは明白かつ目に見える経済的・合法的な目的がない異常な取引パターンなどが含まれ、これらの場合はSTR を提出すべきである。ただし、これは参考のためのガイドラインであり、制裁を伴う拘束力のある要件を課すものではない。

信託会社

821. 金融庁は、JAFICと共同で、金融機関である信託会社に対し、「STR報告に関するガイドライン」を発出しました。これには、複雑で異常な大規模取引、あるいは明白かつ目に見える経済的・合法的な目的がない異常な取引パターンなどが含まれ、これらの場合にはSTRを提出する必要があります。ただし、これは参考のためのガイドラインであり、制裁を伴う拘束力のある要件を課すものではありません。

郵便事業事業者

822. 経済産業省（METI）および総務省（MIC）は、JAFICと共同で「郵便受託業務におけるSTR報告に関するガイドライン」を発出しました。これには、複雑で異常な大口取引、あるいは明白かつ目に見える経済的・合法的な目的がない異常な取引パターンなどが含まれ、これらの場合にはSTRを提出する必要があります。ただし、これは参考のためのガイドラインであり、制裁を伴う拘束力のある要件を課すものではありません。

弁護士、その他の法律専門家および会計士

823. 弁護士、司法書士、CAPS、公認会計士（CPA）、公認税務会計士（CPTA）を含む「特定事業者」には、複雑、異常、または高額な取引や取引のパターンに注意を払う義務はない。STR提出制度の一環として、異常または高額な取引を監視する間接的な義務は、これらの専門職は提出義務の対象外であるため、法律専門家および会計士には適用されない。

貴金属・宝石の取扱業者

824. 貴金属・宝石の取扱業者を含む「特定事業者」には、STR報告の文脈以外において、複雑、異常、または高額な取引、あるいは取引のパターンに注意を払う義務はない。STR提出制度の一環として、異例または高額な取引を監視する間接的な義務が存在し、JAFICが発行した「宝飾品・貴金属・宝石取扱業者向け不審取引報告ガイドライン」には、こうした種類の取引事例がいくつか含まれている。ただし、同ガイドラインは参考用であり、拘束力のある義務の根拠とはならない。また、本ガイドラインは、貴金属・宝石を販売する骨董商には適用されない。犯罪収益移転防止法に基づき骨董商の監督責任を負う各都道府県公安委員会は、現在参考事例を策定中であるが、まだ公表には至っていない。

勧告17

825. 同法に基づく義務違反に対する監督および制裁については、金融機関に適用される規定と同様の規定が適用される。実地調査時点において、新たに規制対象となった事業者および職業に対して制裁が適用された事例はなかった。所管行政機関は、以下の権限を有する：

- 特定の事業者に対し、その業務に関連する報告書や資料の提出を求めること（第13条参照）
- 実地検査を実施すること（第14条参照）
- 特定の事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うこと（第15条参照）、または
- 是正命令（違反を是正するために必要な措置を講じるよう命じるもの）を発する権限（第16条参照）

826. 上記の要請に従わない場合、検査を拒否した場合、または是正命令に従わない場合は、2年以下の懲役または300万円以下の罰金、あるいはその両方に処せられる（第23条および第24条参照）。企業の代表者または従業員がこれらの犯罪を犯した場合、当該企業も処罰の対象となる（第27条）。

827. また、国家公安委員会は、特定事業者その業務の遂行において前条の規定に違反したと認めるときは、当該特定事業者に対して前条の命令を発すべきである旨の意見を行政機関に申し出ることができる。当該違反を理由として、他の法令に基づき営業停止等の措置が講じられる場合、同委員会は、当該特定事業者に対して当該措置を講じべきである旨の意見を行政機関に申し出ることができる（第17条）。

828. 実務弁護士は、日本弁護士連合会の懲戒権の適用を受ける。

4.1.2 勧告およびコメント

829. 「犯罪収益移転防止法」は、DNFBPを「特定事業者」の定義に含めているため、DNFBPは、勧告5、6、8、9、および11に関して、金融機関と実質的に同様の規制の対象となる。第3節に記載された金融機関のデュー・ディリジェンス義務の制限は、DNFBPにも適用され、第3節で推奨される是正措置も同様に、DNFBPに対する監督体制をこれらの勧告に準拠させることになる。

830. 「犯罪収益移転防止法」が統一的に適用されているにもかかわらず、DNFBPに適用されるAML/CFT体制は、いくつかの点で金融機関の義務とは異なっている。最も重要な点として、広範なカテゴリーのDNFBP（例えば、弁護士、その他の法律専門家、会計士など）は、疑わしい取引の報告義務から免除されている。これは、勧告13および16の遵守だけでなく、日本が異常な取引の継続的な監視および特定のために不審取引報告による管理に依存していることを踏まえると、勧告5および11の重要な要素にも影響を及ぼす。日本の当局は、金融機関が継続的なデュー・ディリジェンスを実施し、異常な取引を監視するよう、法律、規制、またはその他の強制力のある手段を通じて直接的な義務を導入すべきである。

831. 「日本弁護士会規則」は、弁護士に対し、同法に基づく金融機関とほぼ同様の顧客本人確認要件を課しているが、弁護士は、不特定の「信頼できる民間団体」が作成したものを含め、より広範な許容可能な書類に依拠することが認められている。日本弁護士会規則第2条に基づく顧客本人確認（CDD）の免除規定は不明確であり、多数の取引が免除されると解釈される可能性がある。非対面取引の取り扱いに関するJFBAの一般的な要件は存在しないが、特定のシナリオに対する拘束力のない提言がいくつかある。運用資産総額が100万円未満の場合の顧客確認（CDD）のデミニミス（軽微な取引）免除は、実施指針には規定されていない。

832. 勧告 6、8、11 は、DNFBP に適用されるべきである。

833. 最後に、「犯罪収益移転防止法」におけるAML/CFT義務は、DNFBPについては2008年3月1日に発効したばかりであるため、CDD義務の不遵守に対する制裁制度の有効性は、まだ実証されていない。

4.1.3 勧告 12 の遵守状況

	評価	総合評価の基礎となる第4.1項に関連する要因の概要
R.12	NC	- 金融機関に適用される顧客デューデリジェンス（CDD）義務（勧告 5）における不備は、DNFBP にも当てはまる。 - 勧告 6、8、11 の義務は、DNFBP には適用されない（勧告 9 は適用外）。 - JFBA 規則は、非対面取引に関する指針が不十分であり、弁護士が、不特定の「信頼できる民間機関」が作成した文書を含め、より広範な許容可能な文書に依拠することを認めている。 - JFBA 規則第 2 条における顧客確認（CDD）の適用除外の範囲は不明確であり、多数の取引が適用除外と解釈される可能性がある。 - 弁護士、司法代書人、CAPS、公認会計士（CPA）、および公認税務会計士（CPTA）の顧客については、FATF基準には規定されていない、顧客デューデリジェンス（CDD）の「デ・ミニミス」免除が設けられています。 - STR（不審取引報告）制度の一環として、異常または多額の取引を監視する間接的な義務は、弁護士、司法代書人、CAPS、公認会計士（CPA）、および公認税務会計士（CPTA）には適用されません。これらの専門職は報告義務の適用除外となっているためです。 - CDD義務の不遵守に対する規制体制は、現時点ではまだ実証されていない。

4.2 不審取引の報告 (R.16)

(R.13～15および21を適用)

4.2.1 説明および分析

勧告13⁵⁹の適用

不動産業者、信託会社、郵便サービス事業者

834. 「犯罪収益移転防止法」第9条は、不動産業者および不動産特定共同事業者を、同法における「特定事業者」に含まれているため、不動産仲介業者および不動産特定共同事業者にSTR報告義務を課している。

弁護士、その他の法律専門家および会計士

835. 弁護士、司法書士、CAPS、公認会計士、および公認税務会計士は、疑わしい取引の報告義務が免除されています。

貴金属・宝石の取扱業者

836. 犯罪収益移転防止法第9条は、貴金属・宝石の取扱業者にSTR報告義務を課しています。骨董品に分類される貴金属・宝石の取扱業者は国家公安委員会／警察庁の監督下にあり、骨董品以外の貴金属・宝石の取扱業者は経済産業省の監督下にあります。経済産業省は、2008年2月1日に「宝飾品・貴金属・宝石取扱業者における不審取引報告に関する指針」を公表した。JAFICは、2008年2月21日に「骨董店における不審取引の参考事例一覧」を公表した。これらの指針は、不審取引報告書の提出を必要とする取引の種類について、拘束力のない指針を示している。

勧告14の適用

837. 金融機関に適用される「セーフハーバー」規定および「ティッピングオフ」の禁止は、不審取引の報告義務の対象とならない弁護士、その他の法律専門家、および会計士を除き、DNFBPにも適用される。

勧告15の適用

不動産業者および特定の共同事業者、公認会計士、公認税務会計士、公認行政手続専門家、司法書士、ならびに貴金属・宝石の取扱業者

838. 上記の職業については、適切な AML/CFT 内部統制システムの構築に関する法的または規制上の要件は存在しない。

⁵⁹ 2008年3月（非金融事業・職業（DNFBP）に対する犯罪収益移転防止法が施行された日）から2008年9月までの間に、

DNFBPから合計45件のSTRが提出された。内訳は、郵便事業者が35件、不動産仲介業者が9件、貴金属・宝石取扱業者が1件である。

信託会社

839. 金融庁が発行した「信託会社に対する包括的な監督指針」（第3-2節）では、監督当局に対し、信託会社がAML/CFTの義務を適切に遵守するための内部統制システムを確立しているかどうかを確認することが求められている。しかし、この指針は法的拘束力を有しておらず、遵守しない場合の制裁を課す義務も課していない。

郵便事業事業者

840. これらの事業者は免許も登録も受けていないため、適切な内部統制システムの構築に関する監督上の指針は示されていない。

弁護士

841. 弁護士が負う唯一のAML/CFT義務は、日本弁護士連合会（JFBA）規則に規定される顧客本人確認要件に関するものである。同規則に規定されている内容以外について、JFBAは内部統制システムの構築に関する具体的な監督指針を定めていない。

勧告21の適用

842. 前述の通り、DNFBPを含む「特定の事業者」に対し、FATF勧告を十分に適用していない国の者との取引関係や取引に特別な注意を払うことを義務付ける法律、規制、その他の強制力のある手段は存在しない。FATFが潜在的に疑わしいと特定した管轄区域との取引を規定している金融セクターの各種監督指針は、DNFBPには適用されない。

4.2.2 勧告および所見

843. 法律専門家（弁護士、司法書士、CAPSを含む）および会計士は、FATF基準で指定された取引のカテゴリについて、疑わしい取引報告（STR）を提出する義務が免除されている。日本の当局は、これらの専門職に対してもSTR報告義務を拡大すべきである。

844. 「犯罪収益移転防止法」におけるAML/CFT義務は、DNFBPに対しては2008年3月1日に初めて施行されたばかりであるため、STR報告制度およびAML/CFT義務違反に対する制裁制度の有効性は、いずれもまだ実証されていない。金融機関に適用される勧告14の制限事項は、DNFBPにも同様に適用される。

845. DNFBPに対しては、内部統制を確立・維持すること、およびFATF勧告を適用していない、あるいは不十分にしか適用していない国々の関係者との取引関係や取引に特に注意を払うことが求められるべきである。

846. DNFBPの監督を担当する管轄行政機関のうち、適切なAML/CFT内部統制の構築に関する監督指針を発行した機関はなく、また、これらの機関のいずれも、AML/CFTに関するオフサイトおよびオンサイトの監督プログラムを策定していない。これは、犯罪収益移転防止法がDNFBPセクターに適用されたのがごく最近、すなわち2008年3月1日であったという事実が、一因となっている可能性がある。所管行政機関は、こうした指針の策定に着手し、AML/CFTを監督プロセスに組み込むべきである。

4.2.3 勧告16への遵守状況

	評価	総合評価の基礎となる第4.2節に関連する要因の概要
R.16	PC	- 法律専門家および会計士は、STR報告義務の対象外である。 - STR 報告制度の有効性は、現時点ではまだ実証されていない。 - 金融機関に適用される勧告 14 の制限は、DNFBP にも適用される。 - 勧告 15 および 21 は、DNFBP には適用されない。 - DNFBP の監督を担当する管轄行政機関のうち、適切な内部 AML/CFT 統制の構築に関する監督指針を発行している機関はなく、また、これらの機関のいずれも、オフサイトおよびオンサイトの AML/CFT 監督のためのプログラムを策定していない。

4.3 規制、監督およびモニタリング (R.24～25)

4.3.1 説明と分析

勧告 24

不動産業者

847. 不動産業者および不動産特定共同事業者は、2 つ以上の都道府県に事務所を設置する場合は国土交通大臣から、1 つの都道府県にのみ事務所を設置する場合は当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事から、免許を取得することが義務付けられている。また、国土交通省は、「犯罪収益移転防止法」に基づき、報告の請求、実地検査の実施、是正命令の発出を行う一般的な権限を有している（それぞれ第 13 条、第 14 条、第 16 条）。

信託会社

848. 信託会社は「信託業法」に基づき規制されており、金融庁による免許または登録の取得が義務付けられているほか、継続的な監督および監視の対象となっています。金融庁は信託会社に対して「包括的監督指針」を策定しているほか、実地検査も実施しています。

郵便受取サービス事業者

849. 郵政事業者の所管行政機関は、経済産業省（商務・情報政策局）および総務省（電気通信消費者政策課）である。しかし、現在のこれらの事業者を規制する業界法はなく、登録や免許の取得も義務付けられていない。とはいえ、所管行政機関は、「犯罪収益移転防止法」に基づき、報告の要求、実地検査の実施、是正命令の発出といった一般的な権限を有している（それぞれ第13条、第14条、第16条）。

公認会計士

850. 公認会計士は、一般的な健全性確保の観点から金融庁（FSA）および公認会計士・監査監督委員会（CPA AOB）の監督の対象となっているが、この監督はAML/CFTには及ばない。金融庁もCPA AOBも、公認会計士業界向けのAML/CFTに関する監督ガイドラインや検査マニュアルを策定しておらず、公認会計士はいずれの当局による定期的な実地検査の対象ともなっていない。

851. 金融庁は、「犯罪収益移転防止法」に基づき、報告の要求、実地検査の実施、是正命令の発出を行う一般的な権限を有している（それぞれ第13条、第14条、第16条）。しかし、この権限に基づく公認会計士に対する検査はこれまで実施されていない。ただし、「犯罪収益移転防止法」が非金融事業体（DNFBP）に対して適用されたのは2008年3月1日以降であることに留意すべきである。「犯罪収益移転防止法」に基づくAML/CFT義務を遵守しない公認会計士（CAPS）は、金融機関と同様の行政的、民事的、刑事的制裁の対象となる（第3節参照）。

公認税務会計士

852. 公認税務会計士（CPTA）は、一般的な健全性確保の観点からNTAの監督対象となっているが、この監督はAML/CFTには及ばない。NTAは、CPTA業界向けにAML/CFTに直接焦点を当てた監督ガイドラインや検査マニュアルを策定していない。公認税理士（CPTA）はNTAによる実地検査の対象となるが、検査周期は規定されていない。これらの検査には、公認税理士のAML/CFT管理体制の評価は含まれていない。

853. NTAは、「犯罪収益移転防止法」に基づき、報告書の提出を求め、実地検査を実施し、是正命令を発する一般的な権限を有している（それぞれ第13条、第14条、第16条）。しかし、この権限に基づくCPTAsに対する検査はこれまで実施されていない。ただし、「犯罪収益移転防止法」がDNFBPsに対して適用されたのは2008年3月1日からであることに留意すべきである。「犯罪収益移転防止法」に基づくAML/CFT義務を遵守しないCPTAは、金融機関と同様の行政、民事、および刑事上の制裁の対象となる（第3節を参照）。

認定行政手続専門家

854. CAPSは現在、AML/CFTの監督対象となっていない。しかし、各都道府県公安委員会は、「犯罪収益移転防止法」に基づき、報告の請求、実地検査の実施、是正命令の発出を行う一般的な権限を有している（それぞれ第13条、第14条、第16条）。この権限に基づくCAPSへの検査はこれまで実施されていないが、「犯罪収益移転防止法」がDNFBPに対して適用され始めたのは2008年3月1日以降である点に留意すべきである。「犯罪収益移転防止法」に基づくAML/CFT義務を遵守しないCAPSは、金融機関と同様の行政的、民事的、刑事的制裁の対象となる（第3節参照）。

司法代書人

855. 司法代書人は、現在、AML/CFTの監督対象となっていない。ただし、法務省は、「犯罪収益移転防止法」に基づき、報告の請求、実地検査の実施、是正命令の発出を行う一般的な権限を有している（それぞれ第13条、第14条、第16条）。⁶⁰ この権限に基づく司法代書人に対する検査は実施されていないが、留意すべき点として

⁶⁰ 法務省は、司法書士に対する監督権限を各地方方法務局に委任している。

「犯罪収益移転防止法」がDNFBP（指定非金融事業者）に対して適用されたのは、2008年3月1日以降である点に留意すべきである。「犯罪収益移転防止法」に基づくAML/CFT（マネーロンダリング・テロ資金供与対策）義務を遵守しない司法書士は、金融機関と同様の行政的、民事的、刑事的制裁の対象となる（第3節参照）。

弁護士

856. 弁護士が遵守すべきAML/CFT要件は、日本弁護士連合会（JFBA）の規則に詳述されている顧客デューデリジェンスの規則のみである。弁護士は、これらの義務の遵守状況についてJFBAの監督下であり、JFBAは、遵守違反に対して、譴責、最長2年間の業務停止、退会命令、または除名といった懲戒処分を科すことができる。しかし、評価チームにはそのような事例は報告されていない。

貴金属・宝石取扱業者

857. 貴金属・宝石取扱業者は、現在、AML/CFTの監督対象となっていない。ただし、経済産業省および各都道府県公安委員会（骨董品取扱業者の場合）は、「犯罪収益移転防止法」に基づき、報告の請求、実地検査の実施、是正命令の発出を行う一般的な権限を有している（それぞれ第13条、第14条、第16条）。この権限に基づくCAPSへの検査は実施されていないが、「犯罪収益移転防止法」がDNFBPに対して適用され始めたのは2008年3月1日以降である点に留意すべきである。「犯罪収益移転防止法」に基づくAML/CFT義務を遵守しないCAPSは、金融機関と同様の行政的、民事的、刑事的制裁の対象となる（第3節参照）。

勧告25

858. DNFBPに関するSTR（疑わしい取引報告）についてのフィードバックおよびガイダンスは、第3.7節に記載されている。

859. JAFICは、各種所管行政機関や業界団体と連携し、「犯罪収益移転防止法」に基づくDNFBPの義務に関して、大規模な啓発活動を実施してきた。この啓発活動は、主に「犯罪収益移転防止法」の要件を説明するための全国的なセミナーの開催から成っている。前述の通り、JAFICは、STR報告義務の対象となるDNFBPセクター向けに、不審取引の参考事例を作成している。しかし、公認会計士（CPA）、公認税務士（CPTA）、公認資産管理士（CAPS）、司法書士、弁護士、あるいは貴金属・宝石取扱業者に対し、AML/CFTコンプライアンスを支援するための正式な監督指針は発行されていない。

860. 「犯罪収益移転防止法」によるAML/CFT義務の拡大に伴い、DNFBPに対して一定のフィードバックが提供されているが、この措置が実施されてから間もないため、これ以上の対応を期待するのは時期尚早である。

4.3.2 勧告およびコメント

861. 「犯罪収益移転防止法」に基づき、さまざまな種類の非金融事業・職業（DNFBP）について、所管行政機関が指定されている。しかし、「犯罪収益移転防止法」におけるAML/CFT義務がDNFBPに対して2008年3月1日に発効したばかりであるため、規制および監視体制の有効性はまだ実証されていない。JAFICは、所管行政機関や各種業界団体と協力し、

、DNFBPを対象に、AML/CFT義務に関する啓発プログラムを実施してきた。しかし、新たにDNFBPに加わった事業者に対する定期的かつ継続的な啓発活動のスケジュールは現時点では設定されていない⁶¹。

862. 現時点では、DNFBPはAML/CFTコンプライアンスに関して、各所管行政機関によるオフサイトまたはオンサイトの監督の対象となっていない。ただし、すべての機関は「犯罪収益移転防止法」に基づき、報告書の提出を求め、実地検査を実施し、是正命令を発する権限を有している。所管行政機関は、「犯罪収益移転防止法」の適用対象をDNFBPに拡大するに先立ち、積極的な啓発活動を行っており、新たな義務の遵守を促進するためのガイドラインも発行している。

863. 所管行政機関は、AML/CFT監督をDNFBPセクターに拡大するための方針と手続きを策定すべきである。この監督はリスクに応じたものとし、金融セクターに適用されるものよりも強度が低いものであってもよい。AML/CFTに関する監督ガイドラインを発行すべきであり、犯罪収益移転防止法がDNFBPセクターに拡大されてから適切な期間が経過した後、適切なフィードバックを提供すべきである。

4.3.3 勧告24および25への遵守状況（基準25.1、DNFBP）

	評価	総合評価の基礎となる第4.3節に関連する要因の概要
R.24	PC	- 各所管行政機関によるAML/CFTの規制および監視体制の有効性は、まだ実証されていない。 - DNFBPは、所管行政機関が適切な権限を有しているにもかかわらず、正式なAML/CFT監督（すなわち、オフサイト監視および定期的なオンサイト検査）の対象となっていない。
R.25	LC	DNFBPのAML/CFT義務に関する監督ガイドラインは発行されていない。

4.4 その他の非金融事業および専門職 最新の安全な取引

技術 (R.20)

4.4.1 概要と分析

864. 日本の当局は、「犯罪収益移転防止法」のAML/CFT義務を、美術品、骨董品（貴金属や宝石の販売を除く）、中古車販売業者、電話サービス事業者など、さまざまな追加の事業および専門職に適用することを検討した。しかし、これらの分野におけるマネーロンダリングやテロ資金供与の脅威は、AML/CFT義務の対象となっている電話サービスプロバイダーを除き、現時点では、こうした義務を課すことによって生じる負担を正当化するほどではないと判断された。

865. 金融取引を行うための最新かつ安全な技術の開発と利用を促進するための措置として、「犯罪収益移転防止法」は、同法に基づき認可を受けた者が発行した電子証明書の受信・送信による本人確認方法を規定している（「犯罪収益移転防止法施行令」第3条第1項第i号e）。さらに、2005年には、預金者を以下の事態から保護するための法律が公布された。

⁶¹ 日本の当局者は評価チームに対し、実地訪問以降、AML/CFT（マネーロンダリング・テロ資金供与対策）参考マニュアルが作成され、政府のウェブサイトを通じて非金融事業・職業従事者（DNFBP）が利用できるようになったと説明した。

偽造または盗難カードによるATMからの預金の引き出しから預金者を保護するための法律が2005年に公布され、これにより、金融機関は、預金者に重大な過失がある場合を除き、そのような損失について預金者に補償しなければならないこととなった。この法律に準拠するため、多くの金融機関がICチップ搭載のATMカードを発行したり、生体認証を用いた認証システムを導入したりしている。

4.4.2 勧告およびコメント

866. マネーロンダリングやテロ資金供与に悪用されるリスクのある非金融事業者および専門職（DNFBP 以外）に対して、勧告 5、6、8～11、13～15、17 および 21 の適用を検討するよう求める勧告は、完全に遵守されている。

867. また、日本は、マネーロンダリングの影響を受けにくい、最新かつ安全な金融取引技術の開発と利用を促進するための措置を講じている。

4.4.3 勧告 20 の遵守状況

	評価	評価の根拠となる要因の概要
R.20	C	本勧告は完全に遵守されている。

5. 法人および組織体制、ならびに非営利団体

5.1 法人 – 実質的所有者および支配権に関する情報へのアクセス (R.33)

5.1.1 説明および分析

868. 日本の会社法では、以下の4種類の会社が認められている。i) 株式会社、ii) 合名会社、iii) 合資会社、iv) 有限責任会社。株式会社は株式を有する会社の一種であり、その他の種類の会社は株式を有しない会社である。すべての会社は、本社の所在地を管轄する法務局（法務省）に登録しなければならない（会社法第49条および第579条）。

869. 日本には、会社やその他の法人に関する統計は存在しない。

870. 登記には、定款をはじめとする各種法人書類に加え、設立者または構成員の氏名および住所を添付して設立手続きを行う必要がある。ただし、FATF基準に基づく本人確認および身元確認は求められていない。「商業登記法」第11条の規定に基づき、いかなる者も登記事項の抄本を取得することができる。登記事項の変更についても、届出および登記が必要である（会社法第915条第1項）。この義務があるにもかかわらず、会社法の下では、法人の実質的所有者および支配者に関する情報を収集する要件は設けられていない。

871. 会社法第121条に基づき、株式会社は、株主の氏名および住所（ここでも、株主の厳格な身元確認および本人確認は求められていない）、保有株式数、および株式取得日を記録しなければならない。株式会社が株券を発行する会社である場合は、当該株式を表す株券の連番も記録しなければならない。会社法第125条第2項および第4項によれば、株主名簿へのアクセスは、当該会社の株主および債権者、ならびに親会社の株主に限定される。所管当局が当該名簿にアクセスするには、刑事訴訟法に定められた捜査権限に依拠する必要があり、名簿へのアクセスを拒否された場合には、当局は裁判所の命令を必要とする。

872. 会社法第331条に基づき、株式会社の取締役は、法人、—成年被後見人、被保佐人、または外国の法令に基づきこれらと同様の扱いを受ける者—、あるいは「会社法または一般社団法人・一般財団法人法の規定に違反したとして刑に処された者」、または「懲役以上の刑に処され、その刑の執行を完了していない者、あるいはその刑が依然として適用されている者」である。

無記名株式

873. 会社法第216条は、株式会社に対し、株券に以下の事項を記載することを義務付けている。

(i) 会社の名称、および (ii) 当該株券が表す株式数。株券に株主の身元を記載する必要はないが、会社法第121条の規定に基づき、会社の株主名簿にはその氏名を記載しなければならない。株式の譲渡に関する規則は第130条に定められている。「—株式の譲渡は、当該株式を取得した者の氏名および住所が株主名簿に記載または記録されていない限り、株式会社およびその他の第三者に対してその効力を生じない」。ただし、第131条では、株券の所持者が当該株式の合法的な所有者であるとの推定が定められている。

874. 日本当局は、1990年の法律第64号による商法改正以来、無記名式持株（株主が会社に対して完全に匿名であるもの）の発行が禁止されていることを評価チームに保証した。それにもかかわらず、同法の施行前に発行された無記名式持株は、現在も日本国内で流通している。日本当局は、その数はごく限られていると推定しているが、これに関する統計は持っていない。

5.1.2 提言および所見

875. 現在の登録制度は法務省の地方支局が管理しており、情報はオンラインで公開されていない。これにより、検索の範囲が制限されている。さらに、登録事項に変更があった場合を除き、データベースを更新したり、その内容の正確性を検証したりする義務はない。日本は、企業の実質的所有権および支配権の透明性を確保するための措置を採択し、実施すべきである。

876. 所管当局には、株主名簿への適時かつ直接的なアクセス権が与えられるべきである。

877. 日本は、無記名株式保有者の特定および身元の確認を保証する措置を採択・実施するとともに、匿名の無記名株主の管理に資する措置を講じることを推奨する。

5.1.3 勧告33の遵守状況

	評価	評価の根拠となる要因の概要
R.33	NC	- 会社の実質的所有権および支配権に関する情報を収集する義務はない。 - 株主名簿へのアクセスは、一般的な警察権に依存している。 - 無記名株式は特定されておらず、その所有者の身元も確認されておらず、依然として完全に匿名の無記名株式が存在する可能性があります。

5.2 法的枠組み – 実質的所有権および支配権に関する情報へのアクセス

(R.34)

5.2.1 説明および分析

878. 日本では、信託は信託法によって規制されている。信託法第37条第2項に基づき、受託者は、毎年、定められた時期に、貸借対照表、損益計算書、および適用される法務省令で定めるその他の書類または電磁的記録を作成する義務を負う。利害関係者は、これらの書類および記録を閲覧し、その写しを採取することができる（信託法第38条第6項）。これらの書類および記録を作成する義務を履行しなかった受託者は、100万円以下の罰金に処される。日本では、信託に関する一元的な届出義務はなく、信託登記制度も存在しない。

879. 日本における信託は、通常、信託会社によって組成される。信託会社は「信託業法」の規制を受けており、(i) 信託業法に基づき信託業務を行う免許も取得している銀行その他の金融機関、または (ii) 非金融機関もしくは一般社団法人である。

880. 信託法は最近改正され、同法第3条第3項に規定される「自己信託」を行うことが認められるようになった。ただし、このような「自己信託」を設立する者は、受益者が50名を超える場合、信託業法に基づく登録が必要となります（信託業法第50条の2、信託業法施行令第15条の2）。このような「自己信託」を認める信託法第3条(iii)の規定は、同法の施行日（2007年9月30日）から1年が経過するまで適用されないため、現在、日本にはそのような信託は存在しません。（詳細については、信託会社に関する第4節をご参照ください。）

881. 信託会社および「自己信託」を組成する者は、いずれも「犯罪収益移転防止法」における「特定事業者」に含まれるため、顧客確認（CDD）、記録保持、疑わしい取引の報告（STR）を含むAML/CFT義務の対象となる（第3節を参照）。当局は、顧客確認の要件の実施を含め、同法に基づく義務の執行に必要な範囲において、信託会社から報告を収集し、現場検査を行うことができる（第13条および第14条）。

882. 犯罪収益移転防止法第4条は、同法第2条第2項第xxiii号および第xxiv号に基づき「特定事業者」に含まれる信託会社、または信託業法第50条の2第1項に基づき登録された者（すなわち「自己信託」）に対し、顧客の特定および本人確認の検証を行うことを義務付けている。「特定事業者」として含まれるものに対し、顧客の身元確認およびその検証を行うことを義務付けている。「犯罪収益移転防止法」第4条に規定される、金融機関に適用される顧客確認義務（CDD）の制限（第3節参照）は、ここにも適用される。こうした不備には、とりわけ、金融機関が取引関係の意図される性質や目的に関する情報を取得すること、実質的所有者を特定すること、すべての顧客に対して継続的なデューデリジェンスを実施すること、およびリスクの高い顧客・取引に対して強化されたデューデリジェンスを適用することに関する要件が欠如していることが含まれる。

883. 法執行機関は、犯罪捜査において、信託の設立者や受益者を含む信託に関する情報を取得する権限を有している。信託会社は金融庁（FSA）の規制対象であるため、FSAもまた、信託会社が保有する情報へのアクセスに関するあらゆる行政権限を有している（第3節で説明されている通り）。

5.2.2 提言および所見

884. 信託会社は「信託業法」に基づきFSAの規制を受けており、「犯罪収益移転防止法」に基づくAML/CFT義務も課されている。顧客確認（CDD）義務により、信託会社は、自身が組成する信託の設立者や受益者を含め、顧客を特定することが求められている。しかしながら、実質的所有者を特定するというCDD義務における重大な不備（勧告5）は、信託の実質的所有権および支配権に関する透明性において深刻な困難が存在することを示唆している。

885. 法執行当局は、刑事捜査が行われている場合に限り、これらの信託会社における信託の実質的所有権に関する入手可能な情報を取得または閲覧する権限を有している。

5.2.3 勧告34への遵守状況

	評価	格付けの根拠となる要因の概要
R.34	NC	実質的所有者の特定に関する顧客デューデリジェンス（CDD）義務に重大な不備があること（勧告5）は、信託の実質的所有権および支配権に関する透明性に重大な困難があることを示唆している。日本は、信託およびその他の法的取り決めの実質的所有権および支配構造に関する透明性を確保するための仕組みや措置を講じていない。

	評価	格付けの根拠となる要因の概要
		法執行機関は信託に関する情報を入手する権限を有しているが、顧客確認（CDD）義務に不備があるため、入手可能な情報が実際に信託の真の受益者および支配関係を反映しているかどうかは不明である。

5.3 非営利団体 (SR.VIII)

5.3.1 説明および分析

886. 日本のNPOセクターにおけるテロ資金供与リスクは比較的低い。日本のNPOは、その運営に関して高度な透明性と公的説明責任が求められており、一般的に包括的な認可、登録、監督の制度が整備されている。NPOを監督する規制当局は、国、地方、活動分野ごとに多岐にわたるが、規制当局と捜査機関の間には概して良好な連携が図られている。

国内の非営利セクターに関する検討

887. 2006年、日本はNPOセクター、そのテロ資金供与リスク、およびリスクに対処する能力をより深く理解するため、同セクターのレビューを実施した。このレビューでは、同セクターに関する法的枠組みの概要を示し、規制上の管理措置や、無差別大量殺人を犯した組織によるNPOの悪用を含む具体的なマネーロンダリングリスクについて簡潔に検討した。日本は、この見直し結果の概要をFATFおよびAPGの加盟国と共有した。日本が特定した関連するNPOの種類は以下の通りである。

888. **公益法人（PIC）** は、民法（第34条）に基づき設立され、政府機関（第11条）によって監督されている。公益法人には、以下の2つの形態がある。

- **社団法人**——特定の目的の下で結集した人々の集団であり、独立した社会主体としての組織構造と意思を有する——2004年10月1日現在、日本には12,749の社団法人が存在する。
- **財団法人**——公益を目的として寄附された資産の集合体として存在し、その資産は公益のために管理・運営される。2004年10月1日現在、12,792の財団法人が存在する。

889. 約25,000の公益法人（PIC）のうち、約7,000は中央省庁が、約18,000は都道府県が監督している。事業範囲が1つの都道府県内に限定されている公益法人については、都道府県が監督機関となる。公益法人は通常、3年に1回、実地監督を受ける。公益法人は税制上の優遇措置を受けることができるが、国税庁にその地位を登録しなければならない。

890. **学校法人は**、「私立学校法」において財団として定義されている。2006年度時点で7,875件あった。そのうち665件は文部科学省（MEXT）の管轄下にあり、7,210件は都道府県当局の管轄下にある。

891. **宗教法人は**、「宗教法人法」（1951年）によって定義されている。その数は約183,000団体（2006年12月31日現在）に上り、文部科学省および都道府県当局の監督下にある。

892. **医療法人は**、「医療法」（1948年）に基づき、厚生労働大臣または都道府県知事の認可を受けて設立される。2006年3月時点で、厚生労働省の監督下にある医療法人は41,720件あった。

893. **社会福祉法人は**、「社会福祉サービス法」（1951年）に基づき、特別養護老人ホームや保育所の運営などの社会福祉活動を行うことを目的として設立される。2006年時点で、厚生労働省の監督下にある社会福祉法人は18,453団体あった。社会福祉法人は税制上の優遇措置を受けることができるが、その地位を国税庁に登録しなければならない。

894. 特定非営利活動法（1998年）に基づき、**特定非営利法人**が活動しており、同法は2002年に改正された。2007年7月31日現在、32,089の非特定NPOが登録されている。内閣府および各都道府県が監督を行っており、当該法人が異なる都道府県に2つ以上の事務所を有する場合は、内閣総理大臣（内閣）が監督を行う。

アウトリーチ活動と効果的な監督を通じて、NPO セクターをテロ資金供与から保護する

895. 日本のすべての NPO は、NPO の運営・管理における透明性、説明責任、誠実性、および国民の信頼を促進するための登録および監督要件の対象となっている（以下を参照）。しかし、日本は、NPO セクターにおけるテロ資金供与の悪用リスクに対する認識を高めるための具体的な措置を講じていない。

NPOの目的、目標および統制

896. **特定非営利活動法人は**、法人の目的、行う活動および事業の種類、ならびにNPOを統括する役員の氏名および住所を含む名簿を提出することが義務付けられている。特定非営利活動法人は、役員および活動に関する年次更新情報を作成し、登録当局に提出する義務がある。

897. **特定非営利活動法人（PIC）は**、定款または設立行為においてその目的を明記する義務があり、これらが変更される場合は、監督当局の許可を得なければならない。また、PICは毎会計年度、事業計画および事業報告書を監督当局に提出する義務があり、理事の氏名および住所を含む役員の変更についても監督当局に報告する義務を負う。役員の詳細、会員名簿、事業計画および事業報告書に関する資料は、PICの本部事務所および監督当局で閲覧可能であり、インターネット経由でも入手できる。

898. **宗教法人は**、登録に際し、登録機関に対し、1) 活動目的、および2) 代理権を有する者の氏名、住所、資格その他の詳細を提示しなければならない（宗教法人法第52条）。第26条に基づき、宗教法人は定款の変更を行うために申請を行わなければならない。

899. **学校法人の定款の変更は**、教育大臣または都道府県知事といった所管官庁の承認を要する（私立学校法第45条）。さらに、学校法人は、その目的、資産総額、および代理権を有する理事の氏名、住所、資格を登録しなければならない（「団体の登録に関する条例」第1条および第2条）。

900. **医療法人の設立登録手続きでは**、法人の活動目的および事業内容、ならびに代理権を有する者の氏名、住所、資格を登録する必要がある（医療サービス法第43条）。医療法人の定款の変更には、厚生労働大臣または都道府県知事の承認が必要である

。医療法人の役員に変更があった場合は、役員や理事などの詳細を含め、所管当局に正式に届け出なければならない。

901. **社会福祉法人**は、そのサービスの目的、代理権を有する者の氏名、住所および資格、ならびにその他の役職者の詳細を登録しなければならない（社会福祉法第31条）。定款の変更は所管官庁の認可を要するが、役職者の変更について報告する明確な要件はない。

制裁

902. NPOに対する監督措置に関しては、理事やその他の役職者の解任、罰金、認定取り消し、NPOの解散など、段階的な制裁措置が設けられている。

903. **PIC（公益法人）**の監督当局は、その目的の範囲外で事業を行っているPICに対し、業務改善命令を発することができる。PICが設立条件や監督命令に違反し続け、あるいは公共の利益に反する行為を行い、かつ他の手段では監督の目的を達成できない場合、所管官庁はその登録を取り消すことができる（民法第71条）。PICおよびその役員が不法行為を行った場合、民事、行政、または刑事上の措置が講じられる。

904. **学校法人**（学校教育法第13条）が法令に違反していることが判明した場合、所管官庁は、その閉鎖、営利活動の停止（私立学校法第61条）、または学校法人の清算（私立学校法第62条）を命じることができる。さらに、当該学校が「私立学校振興助成法」に基づき助成金を受けている場合、当局は、その他の措置の中でも、正規の生徒数の超過分の是正（「私立学校振興助成法」第12条第2項）、活動が助成金の目的に適合しない場合の予算の修正（私立学校振興助成法第12条第3項）、または法令に違反したことが判明した理事の解任（私立学校振興助成法第12条第4項）などを命じることができる。

905. 学校が解散する場合、学校法人およびその資産の清算は裁判所によって監督される（『私立学校法』第58条および『民法』第82条）。清算された学校法人の残余財産は、その定款に従って返還されるものとする（『私立学校法』第51条第1項）。

906. **宗教法人**については、「宗教法人法」第79条および第80条において、活動の停止およびNPOとしての運営承認の取り消しが規定されている。第81条では、裁判所が宗教法人の解散を命じることができると規定されている。

907. **医療財団**については、厚生労働大臣および都道府県知事が是正措置を命じることができる。違反が継続する場合、知事はサービスの全部または一部の停止を命じ、または役員の解任を勧告することができる。知事が停止を命じ、または役員の解任を勧告する際は、あらかじめ各都道府県の医療サービス施設審議会の意見を考慮しなければならない。最終手段として、所管官庁は医療法人の設立認可を取り消すことができる（医療サービス法第64条～第66条）。

908. **社会福祉法人**については、厚生労働省が是正命令を発することができる。是正命令に違反した場合、厚生労働省は当該社会福祉法人に対し、特定の活動の停止、役員の解任、さらには法人の解散を命じることができる（社会福祉法第56条）。

909. **特定非営利活動法人については**、「特定非営利活動促進法」第42条において、登録要件を満たしていない場合や他の法令に違反している場合、法令または定款に基づく行政機関による処分があった場合、あるいはその運営が著しく不適切であると認められる場合など、幅広い状況において行政上の是正命令が規定されている。第43条に基づき、所管官庁は、継続的な不遵守に対して許可を取り消す権限を有する。第47条および第48条は刑事規定を定めており、第42条の規定に基づく命令に違反した者（自然人およびNPO）は、50万円（約5,000米ドル）以下の罰金に処せられる。

認可または登録

910. 日本のすべてのNPOは、定款、目的、施設、資産、理事、会員などの詳細を提出し、その詳細を登録することで、活動を行うための許可（ほとんどの場合、認可が必要）を取得する義務があります。

911. NPOは、許可の取得や年次事業報告などの目的を含め、財務活動に関する情報を監督当局に提供することが義務付けられています。この義務は一般的に収支計算書に関連しており、これには、資金がNPOの定めた目的に沿った方法で使われたことを確認するのに十分な詳細情報が記載されています。

912. 財務諸表を含む事業報告書を監督当局に提出する義務を除き、ほとんどの種類のNPOには、特定の記録保存義務は課されていません。特定非営利活動法人は、同法に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書などを3年間保存する義務があります（第28条）。内閣府に報告を行う特定非営利法人については、「内閣文書管理規則」に基づき、事業報告書の記録を少なくとも5年間保存する義務も課されている。

効果的な情報収集・調査を通じた、テロリストによるNPOの悪用への対策と取り締まり：

913. 前述の通り、日本のNPOは、その運営に関して高度な透明性と公的説明責任が求められている。定期的な外部報告義務に加え、規制当局には、活動や記録に関する報告を命じる権限があり、必要に応じて、登録や許可の条件に違反している疑いのあるNPOに対し、現場に立ち入り、あらゆる側面を検査することができる。NPOに関する特定の法令は、捜査機関との情報共有に何ら障害となるような規定を設けていないようである。

914. 捜査担当警察官は、刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査関連事項について書面による照会を行うことにより、NPOから所管当局に提供された情報を入手することができる。刑事訴訟法第105条に照らし、捜査に必要な証拠が、医師、歯科医師、助産師、看護師、または宗教的職業に従事する者を含むその他の特定の者、あるいはかつてこれらの職業に従事し、その職務の遂行により守秘義務を負う情報を預かっている者の所有または管理下にある場合、証拠の収集に支障が生じる可能性がある。そのような者は、押収を拒否することができる。

915. 警察は、NPOの悪用に関する情報を共有するため、関連するすべてのNPO規制当局と緊密に連携している。しかし、税制上の優遇措置を受けているNPOに関する国税庁の記録を警察が適時に入手するには、いくつかの課題がある。

916. 公安調査庁は、「破壊活動防止法」および「無差別大量殺人を犯した団体の規制に関する法律」に基づき、警察を含む関連機関と情報を共有している。

917. NPO セクターが関与する犯罪活動に関しては、所管当局と法執行機関の間で活発な情報交換が行われている。日本はこれまで、NPO セクターに関連する重大な犯罪活動が確認された場合に、情報交換のためのタスクフォースを結成してきた。

懸念されるNPOに関する国際的な情報提供要請への対応：

918. 日本は、テロ資金供与やその他の形態のテロ支援の疑いがある特定のNPOに関する情報提供要請に関連する国際協力において、法執行機関間のルートを活用している。これには、警察間の協力や、より正式な司法共助（MLA）のルートによるものが含まれる。ただし、警察は刑事訴訟法および宗教的職務に従事する者を保護する規定によって定められた制限の範囲内で活動しなければならない。

5.3.2 提言および所見

919. 日本は、NPOがテロ資金供与に悪用されるリスクおよび関連するAML/CFT（マネーロンダリング・テロ資金供与対策）の予防措置について、NPOセクターへの具体的な啓発活動を行うべきである。

920. 日本は、社会福祉法人に対し、役員の異動を適時に報告するよう義務付けるべきである。

921. 日本は、税制上の優遇措置を受けているNPOの関連税務記録に、警察が適時にアクセスできるよう確保すべきである。

5.3.3 特別勧告 VIII の遵守状況

	評価	評価の根拠となる要因の概要
SR.VIII	PC	- NPOセクターに対する、テロ資金供与のリスクおよび同セクターにおける予防措置に関する啓発活動が行われていない。 - 税制上の優遇措置を受けているNPOの関連税務記録について、警察が適時にアクセスすることには、いくつかの障害がある。 - 社会福祉法人は、役員の変更を適時に報告する義務を負っていない。

6. 国内および国際的な協力

6.1 国内の協力と調整 (R.31)

6.1.1 説明と分析

政策協力

922. 日本は、FIU、法執行機関、政策立案者、監督当局が関与する、多機関によるAML/CFT戦略を採用している。この取り組みは、首相が主宰する「犯罪対策閣僚会議」および内閣官房長官が主宰する「国際組織犯罪・国際テ

口対策推進本部」によって主導されている。

犯罪対策に関する閣僚会議

923. この閣僚会議は、近年の治安情勢の悪化（犯罪件数の増加や検挙率の低下）や、各種世論調査に見られる犯罪に対する懸念の高まりを受け、「世界で最も安全な国」としての日本の地位を再確立するため、2003年9月に内閣全体の中で設置された。

924. 2003年12月、同会議は「犯罪に強い社会の実現に向けた行動計画」を策定した。この計画では、治安の回復に不可欠な3つの視点として、

- 市民が自らの安全を確保できるよう支援すること；
- 社会環境の改善、および
- 国境管理措置を含む各種犯罪への対策。

925. 以下の5つの優先課題が設定された：

- 人々の平穏な日常生活を脅かす犯罪の抑止；
- 社会全体による少年犯罪の抑止に向けた取り組み；
- 国境を越えた脅威への対策；
- 犯罪組織から経済・社会を守る取り組み、および
- 公共の安全の回復に向けた基盤整備。

926. —「犯罪組織からの経済・社会の保護」には、以下の内容が含まれる。—マネーロンダリング対策の推進。マネーロンダリング罪やその原罪の捜査・起訴を徹底することで、犯罪収益が犯罪組織の維持・拡大に利用されたり、将来の犯罪活動に再投資されたりすることを防止するとともに、こうした犯罪収益が事業活動に投資された場合に合法経済に及ぼす悪影響を防止すること。この目的のため、金融機関等からの疑わしい取引の報告を適切に収集、整理、分析し、捜査当局が効果的に活用すべきである」。対策の実施状況については、定期的なフォローアップが行われている。

国際組織犯罪対策推進本部

927. 同本部は、関係政府機関間の緊密な連携を通じて、国際組織犯罪に対する効果的かつ適切な対策を包括的かつ積極的に推進することを目的として、2001年7月に内閣内に設置された。2004年8月、テロ資金供与が任務に追加され、「国際組織犯罪・国際テロ対策推進本部」となった。

928. 2004年12月、日本が国際テロリストの標的として指定されたことを受け、「テロ防止行動計画」が策定された。これには、FATF勧告の完全実施を含む、テロ防止のための16の措置が盛り込まれた。9つの関係省庁に対し、FATF勧告を完全に実施することを目的とした法案の策定が指示された。

(i) 警察庁 (NPA)

(ii) 法務省

(iii) 金融庁

(iv) 経済産業省

(v) 国土交通省

(vi) 財務省

(vii) 厚生労働省

(viii) 農林水産省

(ix) 総務省

929. 2005年11月、本部は、警察庁が法案作成を主導すること、金融情報局を金融庁から警察庁に移管すること、および金融情報局がその機能を十分に果たすために必要な体制を確保することなどを決定した。これらの決定を受け、警察庁は関係省庁の協力を得て同法案の策定を進め、2006年6月に法案の概要と基本方針を本部に提示した。犯罪収益移転防止法案は、2007年2月の閣議で可決され、国会に提出され、2007年7月1日に初めて施行された。

実務上の協力

930. 「犯罪収益移転防止法」第3条は、金融機関および非金融事業・職業 (DNFBP) に対する予防措置の実務的な実施の中核機関として、国家公安委員会を設置した。同委員会は、金融情報機関 (JAFIC)、法執行機関、および監督当局間の業務上の協力および調整を担当している。

FIUと法執行機関との間の調整

931. 同法第3条第2項は、国家公安委員会 (JAFIC) がFIUとして、金融機関およびDNFBPから報告された疑わしい取引に関する情報を含む犯罪収益に関する情報を迅速かつ適切に収集、整理、分析し、当該情報が犯罪捜査や外国からの照会において効果的に活用されるよう努めなければならないと規定している。JAFICは、検察庁、都道府県警察、日本税関、海上保安庁、麻薬取締部、および証券取引等監視委員会に対し、日常的にこうした情報を提供している。

932. さらに、日本金融情報局 (JAFIO、旧 FIU) は、疑わしい取引に関する情報が刑事事件の捜査に活用された具体例に関する情報を交換し、金融機関が関与する犯罪の動向を提示することを目的として、法執行機関と定期的に「類型検討会」を開催していた。JAFIC は、今後もこれらの会合を開催し、法執行機関と緊密に情報を交換していく方針である。

FIUと監督当局との協力

933. 「犯罪収益移転防止法」第3条第3項は、国家公安委員会、その他の関係行政機関及び地方公共団体の関係機関が、犯罪収益の移転を防止するために相互に協力しなければならないと規定している。

934. 基本的に、旧FIUであるJAFIOは、金融機関の検査に先立ち、金融庁検査局からの要請に応じて情報を提供していた。この情報には、当該金融機関が過去3年間に報告した疑わしい取引の件数、および報告内容の詳細における傾向や問題点が含まれていた。JAFIOは、金融機関からの報告の傾向に不審な点が見られた場合、当該金融機関を管轄する監督当局に自発的に報告を行っていた。また、JAFIOは、各金融機関から提出されたSTRについて、3ヶ月ごとに同様の情報を金融庁監督局に提供していた。

935. さらに、監督当局は、監督下の金融機関から電子的手段以外で提出されたSTR（新報告制度の下では、電子的手段による直接報告、あるいは他の手段で提出された場合は監督当局を経由してFIUへ報告することが可能となっている）を受け取り、速やかにFIUへ転送しなければならない。

FIUと警察の活動における協力

936. 「犯罪収益移転防止法」の施行を見据え、警察庁は2007年4月に「犯罪収益対策推進のための指針」を策定・公表した。同ガイドラインでは、効果的な犯罪収益対策の推進に向けて警察が緊密に連携すべきであると述べ、犯罪収益の移転防止、犯罪組織の弱体化・壊滅、およびテロ資金供与の防止に向けて効率的に活動するために必要な事項を列挙している。また、本指針では、犯罪収益対策推進体制の整備、FIU（金融情報分析機関）による疑わしい取引情報の的確な分析と迅速な共有、海外のFIUとの積極的な情報交換など国際協力の強化、および「犯罪収益移転防止法」の円滑な施行も求めている。また、各都道府県警察の関連部署において、犯罪収益に関連する犯罪の捜査体制を整備するとともに、組織犯罪対策課内に「犯罪収益実態調査チーム」を設置することを定めている。これに基づき、各都道府県警察に「犯罪収益実態調査チーム」が設置された。犯罪収益捜査課は、各関連課と連携し、JAFICから提供される疑わしい取引情報の活用を促進するとともに、その正確な取り扱いに関する指導、犯罪収益の隠匿捜査や起訴前の没収手続きなど、マネーロンダリング事件の捜査に関する実践的なノウハウの蓄積、捜査官への指導・教育、捜査支援といった役割を果たしている。

937. また、JAFICは毎年、各都道府県警察に設置された犯罪収益捜査課の捜査官51名を対象に、5日間の専門研修を実施している。この専門研修では、「犯罪収益移転防止法」の目的や目標、および犯罪収益対策の基本的な考え方に関する基礎教育に加え、不審取引情報の分析手法、マネーロンダリングやテロ資金供与における最近の犯罪手口や動向、効果的なマネーロンダリング事件の捜査手法、国際的な取り組みの動向などに関する実践的な教育が行われている。さらに、主にJAFICの新入職員を対象に、不審取引情報の分析手法、マネーロンダリングやテロ資金供与に関する最近の犯罪手口や動向、国際的な取り組みの動向などに関する教育も実施している。

938. 2002年、改正外国為替及び外国貿易法により、資産の凍結対象となるテロリストやその他の関連する個人・団体を迅速かつ適切に指定するため、関係省庁間での情報共有に関する法的根拠が規定された（外国為替及び外国貿易法第69条の4）。同法の施行に伴い、テロリストおよびその他の関連する個人または団体の資産を遅滞なく凍結することを求める国連（UN）安全保障理事会決議第1373号を誠実に履行するため、日本は、外国為替及び外国貿易法第16条および第21条に基づき、テロリストおよびその他の関連する個人または団体を、資産凍結およびその他の執行可能な手段を含む措置の対象として指定している（財務大臣の許可を要する支払・受領および資本取引）。また、日本がこうした措置を迅速に講じることができるよう、内閣官房、警察庁、金融庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省で構成される「テロリスト資産凍結関係省庁連絡会議」が設置された。テロリストやその他の関連する個人・団体を指定するために必要な情報は、連絡会議およびその小委員会で共有されている。

939. マネーロンダリングの原犯罪となる薬物犯罪については、警察は、税関や海上保安庁をはじめとする国内の関係機関と協力し、薬物取締りに関する情報交換会を定期的に開催している。都道府県警察では、関係機関との連絡会議、合同訓練、人員交流を行っている。薬物犯罪の収益等の没収を確実にするため、警察は税務当局に当該収益に関する情報を提供している。

6.1.2 勧告および所見

940. 新たな金融情報機関（FIU）であるJAFICは設立されたばかりであるため、疑わしい取引報告（STR）の周知を除き、他の当局との協力・連携状況を評価することはできない。

941. 日本は、AML/CFT体制における国境を越える機関の役割を再検討・強化すべきであり、それらの機関による国境を越える資金移動に関する報告は、FIUが利用できるようにすべきである。

6.1.3 勧告31の遵守状況

	評価	評価の根拠となった要因の概要
R.31	LC	- 国境を越える機関は、AML/CFT システムに十分に関与しておらず、国境を越える動きに関するそれらの報告は、FIU が利用できるようにすべきである。 - STR の普及を除き、国内の協力および調整において中心的な役割を担う JAFIC の業務および取り組みの質を評価するには時期尚早である。

6.2 条約および国連特別決議 (R.35 およびSR.I)

6.2.1 説明および分析

942. 日本は 1992 年にウィーン条約を批准し、2000 年にパレルモ条約に署名した。しかし、同条約はまだ批准されていない。2002 年、日本は「テロリズムの資金供与の防止に関する国際条約」を批准した。

943. 日本は、国連安全保障理事会決議第1267号およびその後継決議の要求に基づき、「外国為替及び外国貿易法」（以下、「外国為替法」という）を根拠として、アルカイダおよびタリバンに関連する個人・団体の資産の凍結（一部修正あり）を含むリスト制度を実施した。国連安保理決議および同条約で求められている、テロリズムのための資金の提供または収集行為の犯罪化は、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」（テロ資金供与防止法）の制定により部分的に実施され、日本の「組織犯罪等処罰法」 犯罪収益等の規制等に関する法律（以下「組織犯罪処罰法」という）の保全命令に関する規定および外国為替法における許認可制度を通じて強化された。

ウィーン条約、パレルモ条約、およびテロ資金供与防止条約を批准し、これらに加盟し、かつ完全に実施すること。

944. 日本は、1989年12月19日に1988年の「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国連条約」に署名し、1992年6月12日に同条約を批准した。日本は2000年12月12日に「国連越境組織犯罪防止条約（パレルモ条約）」に署名したが、同条約はまだ批准していない。日本は2001年10月30日に「1999年テロリズムの資金供与の抑制に関する国際条約」に署名し、2002年6月11日に同条約に加入した。

945. 日本は、「麻薬及び向精神薬取締法等並びに国際協力を通じた違法行為を助長する活動その他の規制物質に関わる活動の防止に関する特別措置法」（以下、「麻薬特別措置法」という）の制定により、1988年のウィーン条約を完全に実施した。「麻薬及び向精神薬取締法等並びに国際協力を通じた違法行為を助長する活動その他の規制物質に関わる活動の防止に関する特別措置法」（以下、「麻薬対策特別措置法」という）の制定により、日本は1988年のウィーン条約を完全に実施した。麻薬対策特別措置法に基づき、マネーロンダリングや薬物犯罪による収益の受領に関する規定を含む同条約の義務は、2002年の「組織犯罪処罰法」の制定によってさらに強化され、実施されている。日本については、勧告Ⅰに詳述されているとおり、1988年のウィーン条約第3条第1項(c)(i)に準拠するため、犯罪収益の受領を犯罪とする規定を採択した。

946. 日本は、パレルモ条約を実施するため、共謀を犯罪とする法律の成立を待っている。同法は現在、国会で審議中であるが、その草案は評価チームには提供されていない。この新たな犯罪が成立するまでの間、日本は、マネーロンダリング、犯罪由来財産の受領、およびパレルモ条約の没収要件を含む、その他の犯罪要件の大部分を犯罪とする広範な法律（組織犯罪処罰法）を制定している。日本は、勧告Ⅰでより詳細に述べられているとおり、同条約第6条第1項(b)(i)に準拠するため、犯罪収益の受領罪を制定した。

947. 「テロリズムの資金供与の防止に関する国際条約」を実施するため、日本は2つの国内法を制定した。1つ目は「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」である。2つ目は「預金口座の不正利用の防止及び本人確認に関する法律」（本人確認法）であり、これは「組織犯罪処罰法」の制定に伴い大幅に改善された。

948. 「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」は、条約第2条で要求されている、テロリズムのための資金の提供（第2条）または収集（第3条）の行為を犯罪とした。「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」の新たな犯罪規定の対象となる資金は、条約第8条で要求されている、犯罪の実行のために使用または割り当てられた資金を特定、検知し、凍結または押収する義務を部分的に達成している。しかし、刑事犯罪を「資金」という概念に限定していることは、重大な懸念事項である。特別勧告Ⅱでは、テロ資金供与犯罪に対する日本の取り組みが検討された。

検討された。テロ資金供与犯罪とは、殺人、攻撃用武器または身体に重大な危害を加えるおそれのあるその他の手段による身体傷害、誘拐または人質取り、あるいは航空機、船舶、鉄道を含む輸送機関、輸送インフラ、または公衆の利益のために運営される公的・私的公益施設に対する犯罪行為であり、かつ、それらの行為が公衆への威嚇を目的として行われた場合を指す。この定義には、同条約第2条第1項(a)に基づき、テロ資金供与条約の附属書に列挙されたすべての犯罪を反映した、日本刑法上の犯罪が含まれている。しかし、同法の適用は、そのような行為が公衆を威嚇する目的で行われる場合に限定されている。最後に、勧告5に詳述されている通り、同条約第18条第1項(b)で義務付けられている顧客確認に関する措置は、十分に実施されていない。さらに、日本の「組織犯罪処罰法」の別表第64号には、第2条および第3条が含まれているが、同法第1条に規定される犯罪のうち、公衆への威嚇行為として行われたものは含まれていない。

949. 日本は、「組織犯罪処罰法」における「犯罪収益」の定義に、「公衆威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」第2条への具体的な言及を追加することにより、国内テロ事件における凍結および没収の要件を強化した。しかし、「犯罪収益」の範囲は、「いかなる財産」（第2条第2項第1号）、「金銭」（第2条第2項第2号）、「財産」（第2条第2項第3号）といった表現が含まれており、その後で初めて『組織犯罪処罰法』第2条第2項第4号において「資金」という限定的な言及がなされている。さらに、公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律第3条に関連する「資金」が、間接的に犯罪収益として含まれている点も注目に値する。その結果、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」および「組織犯罪処罰法」のいずれにおいても定義されていない用語である「資金」が、第23条に基づき保全され、あるいは日本の用語で言えば「確保」され、その後、第13条に基づく没収命令の対象となる可能性がある。このアプローチは、直接的でも効果的でもない。

安全保障理事会決議の実施

950. 国連安全保障理事会決議第1267号およびその後継決議、ならびに国連安全保障理事会決議第1373号は、タリバンに対する国内の指定を通じて実施されている。日本は、国連制裁委員会によって追加の名称が確定されるにつれ、安保理決議第1333号および第1390号の要件に基づき、リストへの掲載措置を講じた。

951. 外務省によると、2007年7月時点で、テロ資金供与に関連する国連安保理決議に基づき資産凍結措置の対象となっている個人および団体の数は以下の通りである。

個人：377名
団体：147
(2007年7月13日現在)

952. 「外国為替法」は、指定された個人または団体の財産を凍結する義務を履行するために活用されている。財務大臣または経済産業大臣は、「外国為替法」第10条に定められた内閣令の手続きに基づき、日本の金融機関およびその他の団体に対して通知を発することができる。その後、日本は、支払および資本取引に関する許可制度を活用することで、凍結義務を履行する。外国為替法第16条は、日本の居住者または非居住者が「日本から外国またはその居住者に対して支払いをしようとする」場合、許可制度を定めている。この許可制度の下では、当該者はまず対外支払いの許可を得なければならない。運用上、この許可制度は外国為替令（政令第260号）に定められた規定に基づいて機能している。同令第6条に基づき、支払いや支払いの受領が規制されている。日本国内の国民間における、「資金」に該当し得る支払いの許可権限は、同法の適用対象外である。このアプローチは、関連するテロリスト資産が日本

に入出するのみの場合に限り、効果的に機能する可能性がある。

関連するテロ資産が日本への流入または流出のみである場合には、このアプローチは効果的に機能するかもしれない。しかし、テロ資金や資産の国内移動については、十分な規制が及んでいない。これは、決議の目的から見て不十分である。

マネーロンダリングの先行犯罪としてのテロ資金供与

953. 日本は、「公衆威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」において、2つの罪を規定することで、「テロリズムの資金供与の防止に関する国際条約」の要件に基づき、テロ資金供与の犯罪化を実施した。公衆を威嚇することを目的とする犯罪行為の実行を容易にするために「資金」を提供することにより、故意にテロリストに資金を提供する行為（第2条第1項）、および公衆を威嚇することを目的とする犯罪行為を実行しようとする者が、故意にテロリストの「資金」を収集する行為（第3条第1項）が犯罪とされている。資金提供の対象となる実際のテロ犯罪が発生したかどうかは問われない。

954. 「公衆威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」においていう「資金」とは、日本によれば、(i) 特定の目的に使用されることを意図して提供または収集される現金その他の支払手段（以下「現金等」という）、または(ii) 現金等を成果として生み出すことが期待されるか、あるいは現金等と交換されることを目的として提供または収集されるその他の財産である。評価チームは、その他の資産が対象に含まれていないことを懸念した。同チームは、「公衆威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」の関連条項の適用範囲にその他の財産が含まれるかどうか、また、外国為替案件とは対照的に、国内案件において当該財産を実際に差し押さえる（凍結する）権限について質問した。

955. 日本は、「資金」という概念が金銭およびその他すべての財産を網羅することを意図していると説明した。また、評価チームに対し、第2条および第3条における「資金」という概念の不可欠な構成要素として使用され得る財産の凍結義務について、日本がどのように取り組んでいるかを説明した。これらの条項は、「資金」（定義なし—第2条参照）の提供および「資金」（定義なし—第3条参照）の収集を犯罪としている。日本は評価チームに対し、「資金」という概念には非金融資産も含める意図があるが、その意図された広範な定義は、実際よりも理論的なものであると説明した。評価チームは、「資金」という言葉の範囲は、概念的にも、また同法に関する国会審議での質疑に対する回答に示された法務大臣の見解においても、他の資産や財産を含めるのに十分であるとの説明を受けた。「公共の威嚇行為の資金供与の処罰に関する法律」において、「資金」を資金およびその他の財産という観点から具体的に定義していないことは、依然として未解決の問題である。

956. 「資金」の提供によるテロリストへの資金供与の罪（第2条第1項）および公共の威嚇行為の実行のための「資金」の収集の罪（第3条第1項）は、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」に基づき犯罪とされており、独立した犯罪として処罰の対象となる。また、各条の第2項に基づき、未遂も処罰対象となる犯罪として規定されている。「公衆威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」には共謀に関する規定は含まれておらず、現在、日本にはそのような犯罪は存在しない。日本の当局によれば、共謀という概念は、刑法第60条に基づき、共犯として処罰の対象となる。しかし、勧告1で論じられているように、犯罪を犯すという共通の意図により、大規模な集団が刑事責任を問われる可能性がある。刑法第60条に基づく刑事制裁を受けるためには、合意された犯罪の未遂の段階に至るよう、集団の少なくとも1人の構成員の行動が必要となる。同様に、テロリストへの資金提供またはテロ資金の収集という犯罪への関与の程度に応じて、教唆または幫助も刑法第61条または第62条の対象となる。また、日本は、その「共犯者」というアプローチと、条約第2条第5項(c)における「寄与する」という用語の使用は、その「共犯者」というアプロー

チで十分であることを意味すると述べた。 パレルモ条約に準拠するために具体的な共謀規定を制定するという日本の意向に照らし、テロ資金供与に関する共謀規定については再検討すべきである。

6.2.2 勧告およびコメント

957. 日本は、外為法の手続きにより、財務省の認可制度の下で指定者に対して支払請求や指示を行うことで凍結措置が実施されるため、資産へのアクセスが事実上確保されていると説明した。この認可プロセスは、指定者が自身の財産を日本国内へ持ち込んだり、日本国外へ持ち出そうとしたりするシナリオにおいて機能し得るし、実際に機能している。これは一つの可能性のあるシナリオである。国内におけるテロリスト資産の保有は、当該資産の国外への移動や国外からの流入と同様に重要である。日本国外へ持ち出されることのない、日本国内にある資産の差し押さえ手続きの難しさについては、対処されていない。事実、日本のテロリスト資産制度においては、そのような資産が遅滞なく凍結されることはなく、また十分に検討・対処もされていない。その結果、明確な手続きの欠如は、国内資産に関する同制度の不備を浮き彫りにしている。

958. 日本は、共謀罪の創設を除き、司法妨害の犯罪化およびマネーロンダリングの前提犯罪として「すべての重大犯罪」を含めることにより、パレルモ条約の義務の大部分を履行している。当該法案は現在、国会で審議中である。日本がパレルモ条約を批准していないという事実を踏まえ、日本は新法が可決・施行された直後に同条約を批准すべきである。

6.2.3 勧告35および特別勧告Iの遵守

	評価	評価の根拠となる要因の概要
R.35	PC	- 日本はパレルモ条約を批准していない。 - 日本は、TF条約に基づく、テロ資金（その他の財産を含む）の凍結義務を完全に履行していない。
SR.I	PC	「資金」という用語だけでは、「資金およびその他の財産」を網羅するには不十分である。 - 国連安保理決議 1267 は、外国為替管理に基づいており、資金に限定されているため、部分的にしか実施されていない。 - 国連安保理決議 1373 は、外国為替管理に基づいており、資金に限定されているため、部分的にしか実施されていない。

6.3 司法共助 (R.36-38、SR.V)

6.3.1 概要と分析 総論

959. 日本における司法共助（MLA）は、「国際捜査協力等に関する法律」（1980年法律第69号、以下「国際捜査協力法」という）によって規定されている。国際捜査協力法は、すべての司法共助手続に適用され、利用されている。さらに、「組織犯罪処罰法」、「麻薬取締特別措置法」、および「外国裁判所への司法共助法」にも、相互司法共助に関する規定があり、それぞれの協力手続きにおいて適用されている。

960. また、日本は2カ国（韓国および米国）と司法共助条約（MLAT）を締結している⁶²。日本は、1988年の「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国連条約」（1988年ウィーン条約）、テロ資金供与の防止に関する条約、およびOECDの「国際商取引における外国公務員への贈賄の防止に関する条約」の締約国として、多国間の司法共助義務を負っている。日本は、LIAI、組織犯罪処罰法、麻薬取締特別措置法、および対外司法共助法を用いて、これらの多国間協定に基づく義務を履行している。最後に、日本の警察は、インターポールのルートを通じて非強制的な捜査協力を実施することにより、海外の法執行機関との関係を強化するために多大な努力を払っている。

961. 日本に対し、犯罪収益または犯罪の手段の特定、押収、保全、および要請国の最終的な没収または徴収（すなわち、同等の価値のある金額の徴収）命令の執行が求められた場合、日本と要請国の間に条約の有無にかかわらず、日本は、互惠の原則に基づき、「組織犯罪処罰法」および「麻薬取締特別措置法」を用いてこれに対応する。

962. 日本がその支援の結果として財産を没収した場合、日本の要請に応じて、その財産またはその価値に相当する金銭を要請国に引き渡すことができる。

AML/CFT における幅広い司法共助の提供

963. LIAIは、日本が司法共助の要請を処理するための主要な法的根拠である。LIAIは、刑事訴訟法などの他の法律を参照している。また、日本は、組織犯罪処罰法や麻薬取締特別措置法における国内の差し押さえ・没収に関する規定、ならびに外国への司法共助に関する法律における文書送達に関する規定にも依拠して、司法共助の要請を執行している。

適時、建設的かつ効果的な支援の提供

964. 国際司法共助法（LIAI）は、日本が既存の司法共助条約（MLAT）を締結していないすべての事案において、自動的に適用される司法共助手続きとして機能する。日本は現在、米国および韓国との間で2つの司法共助条約を締結している。締結されている司法共助条約の数が多くないことを踏まえ、本評価では国際司法共助法の規定に焦点を当てる。必要に応じて、より一般的な国際司法共助法の手続きに対する代替案や例外を示すために、司法共助条約を参照する。LIAIおよび「組織犯罪処罰法」、「麻薬取締特別措置法」、「対外司法共助法」などの関連法令により、日本は以下を提供することを検討することができる：

- (a) 金融機関、その他の自然人または法人からの情報、文書、または証拠（金融記録を含む）の提出、搜索および押収；
- (b) 人物からの証拠の収集または供述の聴取；
- (c) 関連する文書や記録の原本または写し、ならびにその他の情報および証拠品の提供；
- (d) 司法文書の送達；

⁶² 日本は第三国と別の司法共助条約を締結したが、その条約は評価チームの訪問時点においても、また現地訪問直後においても発効していなかった。さらに、当該条約は評価チームに提供されず、本勧告の評価には何ら影響を及ぼさない。

(e) 情報提供または証言を行う目的で、要請国へ自発的に出頭するよう当該者を支援すること；および

(f) マネーロンダリングされた、またはマネーロンダリングされる意図のある資産、マネーロンダリングの収益、およびテロ資金供与に使用された、または使用される意図のある資産、ならびに当該犯罪の手段の特定、凍結、差押え、または没収

965. LIAIは、既存のMLATが存在しない場合、または多国間条約に基づく司法共助義務に従って国家から要請がなされた場合に、具体的な要請に基づき司法共助を提供する。いずれの場合も、要請国は外交ルートを通じて要請を伝達しなければならない。さらに、多国間条約が適用されない場合（例えば、日本がまだ批准していないためパレルモ条約の対象となるすべての犯罪など）には、要請国と日本は、要請された支援を行うために、事実ごとに個別の合意を締結しなければならない。多国間条約のケースにおいては、日本は1988年のウィーン条約、テロリズムの資金供与の防止に関する条約、およびOECDの「国際商取引における外国公務員への贈賄の防止に関する条約」に署名・批准している。これらは、司法共助に関する条項を規定する関連する多国間条約である。パレルモ条約もまた、潜在的に極めて重要な多国間条約の一つであるが、現時点では日本に対する要請を行うことはできない。その結果、パレルモ条約の対象となる重大犯罪に関する司法共助の要請は、LIAIに基づく個別の事実ごとの協定によってのみ行うことができる。

司法共助（MLA）におけるLIAIの手続き

966. LIAIでは、ほぼすべての司法共助要請において、2つの省庁が重要なパートナーとして関与する。まず、外務省（MOFA）が中央当局として、外交ルートを通じて最初の要請を受け付ける。外務省は、その要請を検討し、要請に関する意見書を作成・添付した上で、要請と外務省の意見書の両方を法務省に転送することが求められる。この手続きは円滑かつ効率的であると評されているが、刑事事件のための明確な通信経路とは対照的に外交ルートが用いられること、および外務省の意見書の添付が、多くの要請の処理を遅らせ、緊急の要請を妨げる可能性がある。

967. LIAI第2条は、外国における犯罪が政治犯罪である場合には、要請を行うことができないと規定している。LIAIでは政治犯罪の定義が定められていない。その結果、この例外の適用範囲を評価することは困難である。しかし、日本当局は調査団に対し、これが司法共助の提供における障壁にはなっていないと説明しており、その結果、この点は本勧告の実施に影響を及ぼさない。同条第2項は、二重犯罪要件を定めており、これについては後述の勧告37で検討する。第2条第3項は、日本の司法共助制度においてより重要な問題である。同項は、証言を得るために強制措置が必要な場合、常に共助の障害となる。関連する条文は、次のように規定している：

「証人の尋問又は物的証拠の提出の要請については、条約に別段の定めがある場合を除き、要請国が、当該証拠が捜査に不可欠であることを書面で明確に立証しないときは、援助を行わないものとする。」

968. 証拠の「不可欠性」に関するこの制限は、外国における犯罪の捜査支援を求める外国からの要請に対して、萎縮効果をもたらすだけでなく、不必要に制限的な要件であるように思われる。既存の2つの司法共助条約において、強制的な捜査措置を講じるための基準は「必要性」である。国内の刑事捜査において強制措置を講じるための基準も「必要性」であるが、強制措置を用いた証拠収集を要請する他のすべての国は、その証拠が不可欠であることを立証しなければならない。日本は調査団に対し、柔軟な

アプローチを採用しているとチームに説明したが、LIAIの規定は二段階の手続きを定めている。LIAI第8条第2項は、外国からの要請を執行する検察官または警察官がまずその必要性を認める（すなわち、強制捜査措置を講じる必要があると判断する）ことを規定しており、その後、検察官が裁判官に申請することができる。裁判官は、第12条に基づき、強制捜査措置を用いて取得される証拠が不可欠であることを確認する必要がある。日本当局は、日本が柔軟なアプローチを採用しており、不可欠性に関する要請国の見解を受け入れていると説明した。このアプローチは、強制措置の裁判所への申請を進めるには十分かもしれないが、LIAI第13条は、影響を受ける当事者が強制措置に異議を申し立てることを認めており、これには不可欠性の根拠に対する異議申し立ても含まれる。国内事件や既存の2つの司法共助条約（MLAT）において求められる「必要性」というより緩やかな正当化基準に照らすと、この条件は不必要に厳格である。したがって、日本に対する司法共助請求の総数が少ないことから明らかなように、この条件が各国からのLIAI請求件数に影響を与えていると推測するのは合理的である。

969. その問題についてはひとまず置いておくと、LIAIは、官僚的な手続き主導の司法共助（MLA）体制の例をいくつか示している。LIAIの権限は次のように要約できる。

- 第3条は、要請に関する連絡の主要な窓口として外務省を定めている。
- 第4条は、外務省に対し、書面による要請、または書面以外の要請についてはその受領証明書を、当該要請に関する見解とともに法務大臣に転送することを義務付けている。
- 第5条は、法務大臣が職員⁶³を活用して、当該要請に応じるべきかどうかを判断し、その後、当該要請を適切な検察庁または国家公安委員会などの捜査機関に転送することを定めている。
- 第7条は、検察官、警察、または機関の長に対し、要請に必要な証拠を収集することを義務付けている。
- 第8条は、検察官または司法警察官が、証人に対して自発的な協力、あるいは自発的な提出および非強制的な検査・提出を求めることを認めている。
- 第8条第2項は、検察官または司法警察官に対し、必要と認める場合には、差押え、強制検査、または令状の発付により証拠を収集する権利を付与している⁽⁶⁴⁾。
- 第10条および第11条は、証人が証拠の提供、事情聴取への出席、または文書の真正性証明書の発行を拒否した場合、裁判所に対し強制措置の申請を行うことを規定している。その場合、第2条第3項は、裁判所が、請求された証拠が捜査に不可欠であると確信することを要求している。⁶⁵

⁶³ 刑事捜査における司法共助に関しては、関係官吏が国際課に配属されている。その役割は、外国からの共助要請を受け付け、受領した要請を審査し、要請を執行できる最も適切な機関に転送するとともに、要請を執行する国内機関と要請国との間の連絡役を務めることである。

⁶⁴ 刑事訴訟法上の権限および日本における文化的期待を考慮すると、自発的な協力は非常に一般的であるが、外国からの司

法共助要請において、当局が必要性を一方的に決定できるという事実は、問題となる可能性がある。

⁶⁵ この前提条件は、日米司法共助条約第 3 条第 2 項など、特定の司法共助条約の具体的な条項によって置き換えられる可能性がある。

- 第14条から第16条は、執行後の、要請された証拠を要請国へ送付するための複雑な手続きを規定しており、法務大臣を含む各レベルの意見を経て、所定の経路を通じて送付することが義務付けられている。
- 第14条第5項は、法務大臣が、最終的に請求国に送付される証拠について条件を課すことを認めている。
- 第19条から第26条は、手続において証言することに同意した移送受入囚の移送および受け入れに関するすべての手続きを規定している。

970. 法執行機関間の直接的な協力ルートは引き続き存在している。国際刑事協力法（LIAI）第18条は、刑事捜査における協力の執行要請を認めている。同条は、インターポール（INTERPOL）を通じて行われる要請を優先する姿勢を反映している。主な制限として、そのような場合には強制的な捜査手段を使用してはならないことが挙げられる。そのような措置が必要な場合は、正式なLIAI手続きを用いなければならない。

971. LIAIおよびその他の法律の規定に基づき、日本は以下のことができる：

- 司法共助法に基づき、裁判所文書を送達すること；
- 国際司法共助法第7条及び第8条に基づき、自発的な宣誓証言を取得すること；
- LIAI第12条及び第13条並びに刑事訴訟法第218条以下の規定に基づき、強制力を行使して宣誓供述書または証拠（認証される場合を含む）を取得すること；
- 同規定に基づき、搜索・押収の権限を行使すること。
- 最後に、「組織犯罪処罰法」および「麻薬取締特別措置法」により、日本と要請国との間に条約の有無にかかわらず、互恵の保証の下で、資産の凍結および没収に関する支援を行うことが可能となっている。

972. 日本は、LIAIに基づく要請において、通信傍受（盗聴）を要請することはできない。これは、国内の捜査の大部分においてその手法を使用できないことを考えれば、当然の制限である。

973. 日本には銀行秘密法はなく、司法共助の提供に関する制限も存在しない。LIAIに基づく共助要請が受理され、処理される場合、刑事訴訟法、その他の関連法令、および日本の金融機関の協力により、当局は要請された情報を入手することになる。当該情報は、LIAI第14条第5項の規定に基づき、法務大臣が証拠の利用に関して課した条件に従うことを条件として、要請国に引き渡される可能性がある。同様に、LIAIは、要請が財政事項に関わることを理由として、その執行を妨げる規定を設けていない。

日本との司法共助条約

974. 日本は、米国および韓国と司法共助条約（MLAT）を締結している。また、日本は現在、MLATの締結数をさらに増やすため、他国と積極的に協議を進めていると述べた。MLATを締結することにより、各当事者は、相手方の要請に応じて、捜査、起訴、およびその他の刑事手続に関して司法共助を提供する義務を負うことになる。個々のMLATでは、それぞれの中央当局が指定されており、それらはLIAI第5条に準拠して、より形式的で伝統的な外交ルートを経由するのではなく、相互に直接連絡を取り合って共助を行う。

975. 援助の種類については、関連する相互援助義務が列挙されているが、既存のMLATは、前述のLIAIで規定されているものとほぼ同等の範囲の相互協力を提供している。このような協定の利点は、より直接的な連絡経路が確保されること、およびLIAI第2条第3項に盛り込まれた制限を回避する手段となることである。

警察間の協力

976. 日本の警察は、インターポールや外交ルートを通じて、外国の法執行機関と情報交換を行っている。日本の警察は、外国の法執行機関からの要請に応えるため、国際捜査協力を積極的に取り組んでいる。インターポールや外交ルートを通じて外国から捜査支援や協力の要請を受けた場合、国家公安委員会は都道府県警察に対し、証拠収集やその他の必要な措置を講じるよう指示する。インターポールを通じた要請の場合、警察官は関係者への聴取、任意の検査の実施、書類の提出の求め、および公的機関への照会を行うことができる。

支援における職務上の秘密および守秘義務の問題

977. LIAIは、金融機関やDNFBPに該当する個人・団体に対して、秘密保持や守秘義務を課していない。しかし、LIAIに基づく証拠収集に用いられる刑事訴訟法には、職務上の秘密や守秘義務を理由とした要請の拒否事由や障壁が明記されている。日本弁護士連合会は、評価チームに対し、日本では職業上の秘密が極めて重要であることを強く主張した。日本の弁護士法（第23条）、外国弁護士法（第50条）、および司法書士法（第24条）は、日本において登録された弁護士および外国弁護士が、守秘義務の範囲内において情報の提供を拒否できることを規定している。これは驚くべき展開ではない。

978. しかし、仮にLIAIに基づき特定の個人から証拠を取得するための強制的な裁判所命令が得られた場合、刑事訴訟法第13条の結果として、当該命令には同法が適用されることになる。これにより、命令に対する異議申し立てにおいて、証拠の不可欠性が焦点となる。刑事訴訟法第105条に照らせば、捜査に必要な証拠が、医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（日本に登録された外国弁護士を含む）、弁理士、公証人、宗教職に従事する者、またはかつてこれらの職業に従事し、その職務の遂行により守秘義務の対象となる情報を預かっているその他の者が所持または管理している場合、証拠の収集に支障が生じる可能性がある。そのような者は押収を拒否することができる。これは保護対象となる個人の範囲が広い。

979. 保護は当該グループに限定されない。証拠が国会議員、現職または元議員、あるいは国務大臣の所持にある場合、当該証拠が職務上の秘密に関わるものとして彼らが異議を唱えた場合、第104条は、当該者が所属する議会または内閣の同意なしにその物を押収してはならないと規定しており、その同意は、押収が日本の重要な国益を害する場合を除き、拒否することはできない。さらに、第114条は、公的機関において必要な捜索を行う場合、当該機関の長またはその代理人に通知し、捜索に立ち会わせなければならないと規定している。これらの規定は個別に不合理なものではないが、問題は、「不可欠性」の要件に対する異議申し立てが生じ得ることである。

980. また、人物から供述を得る権限も、状況によっては制限される。刑事訴訟法第刑事訴訟法第193条は、司法警察官や検察官が被疑者に対し、事情聴取のために出頭を要請する権限を規定している。また、第223条に基づき、通常の証人に対し、出頭して情報を提供するよう求められる場合がある。彼らは回答や協力を拒否することができる。さらに、専門家による特権の主張がなされたとしても、その専門家が

、捜査当局は搜索を実施し、その結果として、搜索の中止、あるいは稀なケースでは物の押収を行うことができる。押収が行われた場合、当該専門職には搜索・押収に対して異議を申し立てる権利がある。日本弁護士連合会の見解によれば、その異議申し立てが認められた場合、当該物は証拠として提出されない可能性がある。繰り返しになるが、これらの規定は個別に不合理なものではないが、問題は「不可欠性」の要件に対する異議申し立てが生じ得る点にある。

日本における司法共助請求の実施

981. LIAI（国際刑事司法協力法）に基づき、外交ルートを通じて提出された外国からの要請は、外務省が受理・処理する。その後、外務省はそれを法務大臣に転送する。法務大臣は、職員を通じて当該要請を処理する。構造的には、このプロセスは実質的に法務省国際課から始まる。検察業務やその他の分野での経験を持つ同課の法律専門家が、日本に対して要請されたすべての司法共助案件を担当する。彼らは司法共助要請の処理と調整を行う。検事や検事補としての経験を持つ職員は、海外の主要都市にある日本の大使館やその他の外交公館に駐在している。彼らは、司法共助に関する法務省と外国政府との間の連絡を円滑にする役割を果たしている。国際課が、その要請が十分かつ適切であると判断した場合、協力に必要な証拠の収集を行うため、適切な地方検察庁の検事長に要請を転送するか、あるいは国家公安委員会に協力要請を転送することを選択する場合もある。

982. このような指示を受けた都道府県警察本部長は、当該都道府県警察の警察官に対し、司法共助に必要な証拠の収集のための措置を講じるよう命じる。あるいは、任務を委任された検察官の請求に基づき、裁判官が証人尋問を行う。証人尋問以外の関係者への聴取、公的・民間組織への照会、非強制的な検査、搜索・押収、強制的な検査は、検察官または都道府県警察の警察官によって行われる。要請された証拠は収集され、LIAIが定める上申経路を通じて法務大臣に送付され、要請国への送付の可否が決定される。

援助の条件または制限 証拠の使用制限

983. 刑事訴訟法に定められた証拠収集の制限は、証拠収集における潜在的な障壁となっている。さらに、以下で勧告37に関連して論じる「二重犯罪性」の要件も、もう一つの重要な懸念事項である。これらいずれかが克服できると仮定すれば、LIAIは取得された証拠の利用に関する条件を認めている。

984. LIAI第14条から第16条は、要請された証拠の執行および受領後の、要請国への送付に関する複雑な手続きを規定している。この手続きでは、司法大臣を含む各段階での意見聴取を経た経路を通じた送付が求められる。大臣が課することができ、実際に課している条件の一つは、当初の要請を正当化するために用いられた手続以外の、要請国におけるいかなる手続においても、当該証拠の使用を制限することである。

管轄権の衝突の回避

985. LIAIは、法務大臣が当該要請に応じることが適切であると認めた場合に、司法共助が実施されると規定している。日本は、国内で進行中の捜査において特定された障害が、司法共助要請を進めるための法務大臣の決定を行う際に適用される基準の一つであると説明した。

986. 援助の要請が新たな証拠の収集を必要とせず、裁判所、検察官または警察官が保有する既存の裁判記録のみに関係する場合、法務大臣は、当該援助要請に関する書類一式を、当該文書の保有者に送付する（第5条第2項）。その後、当該文書の保管者は、日本における捜査や裁判に与える影響を考慮した上で、その文書の提供が適切かどうかを判断する（第14条第4項）。

987. さらに日本は、管轄権の競合がある事件について外国から援助の要請を受けた場合、その事件が日本で起訴されていることを理由に援助を拒否することはないと述べた。日本は、機密保持その他の条件を付して、要請国に証拠を提供することができる。このような場合には、国際刑事司法協力法第14条第5項が適用される。さらに日本は、そのような証拠の提出が日本における同一事件の公訴手続きに支障をきたす場合、日本は協力の提供を一時的に延期することができ、またそうする旨を伝えた。

追加事項

988. 前述の通り、国際刑事相互援助法（LIAI）は、外国の法執行機関から日本への協力要請が外交ルートではなくインターポールを通じて行われた場合であっても、協力の実施を認めている。

989. 相互援助の要請は外交ルートを通じて処理されなければならないため、その実施上の課題の一つは、要請が書面で行われ、かつ互惠性の証拠が何らかの形で含まれている必要があるという点である。日本が指摘したように、これらはいずれも実質的な障害ではなく、両条件とも合理的なものである。しかし、インターネットや国境を越えた犯罪が横行する時代において、外交ルートや要請に添付される複数の意見書が相まって、遅延を招く恐れがある。もっとも、日本はファクシミリや電子メールによる草案の受理により、手続きを迅速化すると述べている。これにより、要請国の当局と日本側との間で中間的な協議が可能となり、より適切かつ正式な書面による要請が可能となる。このアプローチは有用であるが、依然として外交ルートを通じた正式な書面による要請が必要であり、さらに、LIAI（日米司法共助協定）は長年にわたり更新されていない。その結果、ビデオ証言やインターネット通信という概念は、現実というよりは未達成の期待にとどまっている。

990. LIAI制度における最後の、かつ最も深刻な欠陥は、第2条第3項に規定されている、証人の尋問または物的証拠の提出に関する要請の場合、要請国が当該証拠の不可欠性を立証しなければならないという要件である。こうした証拠の取得には裁判所の命令が必要であるため、この問題は特に深刻である。日本は調査団に対し、証人の尋問や物的証拠の提出に関する協力について、当該証拠が捜査に不可欠であることを立証する文書が提出されなかった場合、二重犯罪の要件に対するアプローチと同様に、この原則に対して過度に厳格な解釈を適用しない旨を説明した。問題は、その申請が裁判所に対して行われる点にある。さらに、影響を受ける当事者は、不可欠性の根拠に異議を申し立てるだけで、裁判所命令の遅延や取り消しを図ることが可能である。実際の捜査や起訴は外国で行われる。しかし、不可欠性の問題は、当事者の気まぐれや、日本の裁判所による不透明な解釈に委ねられている。これは、国際捜査に悪影響を及ぼす遅延や不必要な訴訟を招くことになる。

勧告37（二重犯罪）およびSRV

991. LIAI第2条第2項は、司法共助の要請に対して厳格な二重犯罪要件を課している。同項は、次のように規定している。

②：次のいずれかの場合には、援助を行わないものとする。

(2) 条約に別段の定めがある場合を除き、援助が求められている犯罪を構成する行為が、日本国内で犯された場合には、日本の法律、規則又は条例の下では犯罪を構成しない場合」

992. この規定は厳格である。条約に基づいて行われる要請以外のすべての要請に適用され、日本が締結している司法共助条約は2つしかない。

993. 日本は、相互司法共助条約（MLAT）において、二重犯罪性の要件に関するより柔軟なアプローチを交渉した。日米相互司法共助条約は、その異なるアプローチを例示している。同条約第1条第4項は、次のように規定している：

「本条約に別段の定めがある場合を除き、援助は、要請国における捜査、公訴またはその他の手続の対象となる行為が、被要請国の法令の下で刑事犯罪を構成するか否かを問わず、提供されるものとする」

994. 同条約第3条第4項には、二重犯罪性の考慮事項が盛り込まれている。しかし、同条約はこの問題を、協議や、援助の適用可能性、あるいはその他の条件について検討の余地を残している。言い換えれば、被請求国である日本に同等の刑事犯罪が存在しないという事実のみでは、司法共助の要請を処理する上での障害とはならない。これは、問題に対するより効果的なアプローチである。

995. 司法共助条約（MLAT）と、より日常的な司法共助要請であるLIAIとの区別は、決して些細なものではない。日本は、二重犯罪要件を柔軟に適用していると説明しており、調査団もその見解を受け入れている。しかし、柔軟性だけでは、他国における時には日常的な刑事捜査を妨げるような深刻な欠陥を埋めることはできない。MLATが締結されている場合、LIAI第2条第2項で想定されているように、二重犯罪要件の制限を回避する交渉を行うことは可能である。そうでない場合、同規定は法的な条件となる。しかし、そのようなアプローチは煩雑である。この現実、現在までに日本が2つの条約しか締結していないという事実にも最もよく表れている。その結果、その他のすべての国はLIAIの手続きを利用せざるを得ない。この手続きは、たとえ日本がファクシミリや電子メールを受け入れ、最終的な正式な書面による要請を洗練させるために利用したとしても、国家間の柔軟な意思疎通には適していない。むしろ、外国の捜査に対して、日本の刑事法規定が当該事案とは異なるという単純な回答を行うのに適している。あらゆる目的において二重犯罪性が存在するか、さもなければ相互司法共助は提供できないのである。

996. 犯罪共謀が、この問題の一例である。仮に、共謀事件の捜査支援をLIAI手続きを通じて要請したとしても、要請国は第2条第2項の要件を満たさない。日本には共謀罪が存在しないからである。日本がいかに柔軟な姿勢を示そうとも、LIAIの枠組み内では、そのような事件を支援するための強制措置を講じる手段がない。その結果、LIAIは、不可欠な証拠、あるいは単に有用な証拠の提供を求めたそのような国を支援するために強制措置を用いる権限を一切付与することができない。なぜなら、一方では、その要請が二重犯罪性の条件を満たしていないからである。

997. さらに、テロ資金供与事件に関しては、日本は「外国為替及び外国貿易管理法」における許可手続きに依拠し、「テロ資金供与の防止に関する条約」および国連安全保障理事会特別勧告によって課された凍結義務を履行している。また、資金供与と犯罪に関しては、定義が不十分な概念である「資金」への対応に限定している。LIAI 支援には二重犯罪の要件が前提となっていることを踏まえると、日本の「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」に「資金」の定義が一切存在しないことは、障害となっている。他の国が、テロリストへの資金提供や支援に用いられた、日本の国内犯罪で規定される「資金」には該当しないその他の財産や資産を捜査する場合、その国は、テロ資金

供与捜査において日本からの迅速な支援を期待することはできない。非強制的な

措置や支援は利用可能だが、強制措置に関する司法共助は、LIAIおよび第2条に規定された制限に依存することになる。

勧告38 およびSR V

没収命令の執行に関する法律

998. 組織犯罪処罰法の第59条から第74条は、互惠性を前提として、犯罪行為の実行に使用されることを意図した手段を含め、犯罪の収益または犯罪の手段を保全するための保全（凍結）命令を取得する権限を規定している。同法は、日本と要請国との間に二国間の司法共助条約の有無にかかわらず、他国の確定した刑事没収命令または相当額の徴収命令を執行することを認めている。さらに、麻薬取締特別措置法第21条および第22条は、日本と要請国が1988年のウィーン条約の締約国である場合、第21条第1項から第6項に定める制限の範囲内で、日本が支援を行うことができると規定している。

999. 組織犯罪処罰法第59条第3項により、第三者は完全に保護される。さらに、同法第59条第1項第2号及び第4号の規定により、当該事件が日本国内で発生していた場合には、当該財産が没収命令の対象となることが求められる。

1000. 当該財産が動産である場合は、LIAIおよび刑事訴訟法、あるいは刑法の関連規定に基づき、これを差し押さえる必要がある。日本において「保全命令」として知られる凍結措置も利用可能である。当該財産が所在する管轄地方検察庁の検察官は、没収のための当該財産の保全について裁判官に申請しなければならない（第66条および第67条）。第68条は、起訴が行われていない場合の外国からの要請について規定している。その場合、保全命令の有効期間は45日間であり、起訴が開始された旨が裁判所に通知されない限り、その期間満了をもって失効する。事情により外国での起訴が遅延する場合、第68条第2項に基づき、裁判所は保全命令の有効期間を30日単位でさらに延長することを承認することができる。必要に応じて、日本の裁判官は第70条に基づき、外国の命令を裏付ける事実を審査することができる。第71条は、検察官が尋問のためにいかなる者の出頭も請求することを認めており、第73条は、こうした事案に刑事訴訟法の規定を適用する。ただし、国際犯罪捜査協力法第2条第3項で義務付けられている「証拠が不可欠である」ことの立証義務は、この出頭・尋問の請求にも適用される。

1001. 当該請求が、第59条に基づく請求国からの没収命令を待つ間の保全ではなく、確定した外国の没収命令に基づき財産の実際の没収を求めるものである場合、検察官は裁判所の審査を請求する。当該審査は、第62条に基づき、日本国内のすべての利害関係人が出席した上で、第59条に定められた制限に照らして当該事案が援助の対象となるか否かを判断することから始まる。請求を受けた最終判決の全部または一部について、日本が援助を提供できると判断された場合、裁判所は第62条第3項から第9項に基づき判決を下す。当該命令が相当額の徴収を伴う場合、第62条第4項は、最終的な執行命令が円建てで行われることを規定している。関連する判決に対しては、第63条に基づき上訴することができる。最後に、上訴が棄却された場合、没収命令は、あたかも日本の裁判所が発行した没収に関する最終判決であるかのように執行され（第64条）、第62条第5項は、日本において外国の命令に対する異議申し立てが行われないことを規定している。

1002. 組織犯罪処罰法の第61条第1項は、LIAIに基づき確立された通信経路を具体的に反映している。組織犯罪処罰法第61条第1項の第2文は、緊急の事案および条約に規定された手続を想定している。これらの場合、法務大臣は、既存

の2つの二国間司法共助条約に基づき、直接要請を受け取ることができる。その他のすべての場合においては、差し押さえ、凍結または没収命令の執行を求めるには、外交ルートおよび

手続きに従って、差し押さえ、凍結、または没収命令の執行を求める必要がある。

1003. 日本の当局者は、没収された財産、あるいは相当額の徴収命令が発令され、その金銭が徴収された場合、当該資産は、請求国に移管されるか、あるいは関連する被害者に分配される場合を除き、国庫に帰属すると説明した。また、日本は、実地訪問の日付時点で、2006年の「組織犯罪処罰法」の改正以降、法執行、保健・医療、教育、その他の適切な目的に使用するための「

「没収財産基金」の設立については、これ以上の検討は行われていないと説明した。

1004. 日本が、他国から、その国の確定した没収命令または相当額の徴収命令の執行について支援を求める要請を受け、かつ、要請国が、その支援によって得られた財産またはそれに相当する金額の引渡しを日本に求めた場合、「組織犯罪処罰法」第64条の2が適用される。法務大臣が当該譲渡が適切であると認めた場合、日本は、当該財産または金額の全部または一部を、要請国に譲渡することができる。

有罪判決を要しない命令の執行可能性に関する追加要素

1005. 日本は、一部の外国の民事判決を執行することができる。当該判決は、民事訴訟法第118条の要件を満たさなければならない。さらに、執行に関しては、民事執行法第22条第6項が適用される。第118条は、互惠性を含む4つの前提条件をすべて満たすことを要求している。この最後の条件については、日本には有罪判決に基づく没収制度があることを踏まえると、克服できない障害であるように思われる。

勧告32（統計）

1006. 日本の法執行機関は、外交ルートを通じた支援要請、インターポール（国際刑事警察機構）ルートを通じた要請、および刑事司法相互援助条約（MLAT）に基づき他国の中央当局と交わされた支援要請の件数について統計を取っている。2002年から2006年5月までの5年間に、警察庁が発信または受領した要請の件数は以下の通りである。

海外からの刑事捜査協力要請件数

	2002年	2003	2004	2005	2006	207
ICPOチャンネル	827	985	1085	856	1193	995
外交チャンネル	19	13	13	30	25	14

注：2006年および2007年の外交ルートを通じた要請には、MLATが含まれる。

海外への刑事捜査協力要請件数

	2002	2003	2004	2005	2006	2007
ICPOチャンネル（事件数）	871	817	534	485	483	458
外交チャンネル	15	10	14	14	30	26

注：2006年および2007年の外交ルートを通じた要請には、MLATが含まれる。

1007. この表から、2002年から2006年の間に、日本の警察はインターポール経由で4946件の要請を受け、そのすべてが本質的に非強制的な措置を伴うものであったことがわかる。同期間中、日本の警察は（外交ルートを通じて）100件のLIAI（国際捜査協力）に焦点を当てた要請に参加した。一方、同期間における日本からの要請は、インターポール経由で3190件、外交ルート経由で83件であった。

1008. 関連する法執行統計は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与事件についても内訳が示されている。次の表によると、インターポール経由のマネーロンダリング事件は50件、テロ関連事件は37件であった。一方、日本からは、インターポール経由でマネーロンダリング事件24件、テロ関連事件20件が提出された。

1009. 法務省国際課は、受領した支援要請の数（国際課が受領した要請を、要請を執行する当局に転送した事案数）および日本が他国に支援を要請した事案の数（国際課から外務省、あるいは日本と司法共助条約（MLAT）を締結している国々の中央当局に要請が送付された事案数）に関する統計を管理している。件数には、正式に受領または送付された要請のみが計上されており、この数値によると、2002年から2007年の間に、日本は199件の要請を受領し、他国に対して（検察庁によるもの。警察やその他の捜査機関による要請は含まない）51件の要請を行ったことが明らかになっている。

受領した協力要請

		マネーロンダリング	原犯罪	テロ資金供与
2002年	事案数	1	26	0
	提供された支援	1	25	
2003	事案数	4	15	0
	提供された支援	4	15	
2004	事案数	1	21	0
	提供された支援	1	21	
2005	事案数	6	62	0
	提供された支援	6	62	
2006	事案数	3	30	0
	提供された支援	2	28	
2007	事案数	2	28	0
	提供された支援	2	20	

支援要請の送信件数

		マネーロンダリング	前罪	テロ資金供与
2002	事件数	0	9	0
	提供された支援		6	
2003	事件数	1	7	0
	提供された支援	1	3	
2004	事件数	1	3	0
	提供された支援	0	2	
2005	事件数	0	7	0
	提供された支援		6	
2006	事件数	0	12	0
	提供された支援		9	
2007	事件数	1	10	0
	提供された支援	1	4	

6.3.2 提言および所見

1010. LIAIによる司法共助の要請はすべて、外交ルートを通じて提出されなければならない。LIAIの手続きでは、法務大臣への提出段階を通じて、具体的な提言や助言が必要とされる。要請された証拠が収集された後、各当事者は、その証拠に関する意見書を添えて、国内の内部ルートを通じて証拠を提出しなければならない。この手続きは効率的であると説明されたが、証拠を処理し、書面による意見書を提出するという標準的な義務が、司法共助の要請およびそれに対する回答を遅らせる要因となり得る。日本は、司法共助の要請のために収集した証拠に関して、多層的な意見書を添付するという要件を見直すべきである。

1011. 関連する多国間規定である「パレルモ条約」が適用されていないことは、重大な欠落である。その結果、パレルモ条約の対象となる重大犯罪に関する援助要請は、事案ごとの合意によってのみ進められることとなる。これは、相互司法共助の適時かつ建設的かつ効果的な提供に対する障害となっている。「相互司法共助法（LIAI）」の下で求められる手続きは、円滑かつ効率的であると説明された。しかし、刑事事件のための明確な通信経路とは対照的に、外交ルートが用いられることで、緊急の要請の処理が遅れる。同法第2条第2項は、厳格な二重犯罪要件を定めている。同条第3項はさらに踏み込み、要請された証拠の

—不可欠性¹¹に関する制限を設けている。これは、外国における犯罪に関する捜査協力の要請に対して、萎縮効果をもたらすものであり、かつ不必要に制限的であるように思われる。日本は、LIAIにおけるこれら両方の制限を見直すことが推奨される。

1012. さらに、LIAIは、要請された証拠の収集義務を委任された警察官または検察官が、当該証拠が必要であると確信しなければならないと規定している。加えて、裁判所は、強制的な証拠収集命令を発する前に、その証拠が不可欠であると確信しなければならない。日本では、過去5年間に、統計の出典によって異なるが、100件または199件の司法共助要請を受けている。日本の人口、財政状況、および報告されているマネーロンダリング問題を考慮すると、この総数は少ない。2つのMLATにおけるより合理的な問題解決と比較して、LIAI第2条に含まれる障壁は、特に二国間MLATの数が少ないことを踏まえると、日本が既存の制限および請求処理の包括的なアプローチを再評価すべきであるという提案を裏付けるものである。

1013. LIAIに基づき、特定の個人から証拠を取得するために強制的な裁判所命令が得られた場合、刑事訴訟法が適用される。刑事訴訟法第105条に照らせば、捜査に必要な証拠が特定の個人または職業の者が所持している場合、当該者は押収を拒否することができる。また、一部の証人は、答弁や協力を拒否することができる。さらに、専門家による特権の主張がなされた場合でも、当該専門家が表面上の証拠によってその主張を立証できない限り、法執行機関は搜索・押収を実施することができ、その結果、搜索が中止されるか、あるいは稀なケースでは物品が押収されることになる。押収が行われた後、当該専門家は搜索・押収に対して異議を申し立てる権利を有する。日本弁護士連合会の見解によれば、その異議申し立てが認められた場合、当該物品は証拠として提出されない可能性がある。

1014. 日本の二重犯罪要件に関する規定は厳格かつ広範である。広範である理由は、二国間条約に基づいて提出された要請を除くすべての要請に適用されるためであり、日本が締結しているそのような条約は2つしかないからである。日本は、二重犯罪要件を柔軟に適用していると説明している。いかなる柔軟性をもってしても、被請求国における適切な刑事捜査を阻害する重大な欠陥を埋めることはできない。国際刑事司法相互援助法（LIAI）第2条第2項で想定されているように、二重犯罪性の制限を回避するための交渉が可能であるかもしれない。しかし、そのようなアプロー

チは二国間条約に限定される。その他のすべての事例において、あらゆる目的のために、二重犯罪性が法定の前提条件として存在する。外国の犯罪が日本において認知されていない場合、相互司法共助を提供できないことは明らかである。この欠陥は、外国の犯罪共謀罪の起訴事例に見られる。仮に、要請国がLIAIの手続きを通じて、犯罪共謀の捜査に関する支援を要請したとしても、第2条第2項の要件を満たさないことになる。

1015. LIAIによる援助には「二重犯罪」の前提条件が求められるという義務に照らし、日本が「資金」以外の財産に対して外国の没収命令を執行する権限は、

「資金」以外の財産に対して外国の没収命令を執行する権限は、LIAIによる支援に「二重犯罪」の要件を課す義務に照らして、日本の国内刑事規定で規定される「資金」に該当しない他の財産や資産を捜査している他国が、テロ資金供与の捜査において日本からの迅速な支援を期待できないことを意味し得る。日本は、テロ資金に対するアプローチを再検討すべきである。

6.3.3 勧告36から38および特別勧告Vへの遵守

	評価	総合評価の基礎となる6.3項に関連する要因の概要
R.36	PC	- 外交ルートを通じてLIAIに支援を要請する要件は煩雑である。要請が受理された後の全プロセスにおいて、支援の提供に関する意見、あるいは入手した証拠の送付に関する意見の提出が義務付けられており、その負担が大きい。 - パレルモ条約の多国間規定に基づく司法共助が存在しないため、最も重大な犯罪のほとんどにおいて、事案ごとの要請が必要となっている。 - 二国間の司法共助条約の数が少ないため、LIAI手続きに基づく事案ごとの要請の必要性が高まり、その結果、要請が遅れる可能性がある。 - 日本には、保護対象となる人々のカテゴリーが多数あり、正当な職業上の秘密に関する懸念に対処する明確な手段がないため、司法共助の妨げとなる可能性がある。 - 強制措置が許可される前に、要請国が証拠が不可欠であることを立証しなければならないという要件は、効果的な司法共助にとって大きな障壁となっている。 - 司法共助の提供には二重犯罪性が要求されるため、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の犯罪に関する制限は、日本が提供する司法共助の範囲と有効性を低下させている。
R.37	PC	LIAIにおける日本の二重犯罪要件は、共謀罪や法人の起訴など、特定の事件における支援の障壁となっている。
R.38	LC日本は、没収された財産や徴収命令の没収後の活用について検討すべきである。	- 日本は、没収財産や徴収命令の没収後の活用について検討すべきである。 - 二重犯罪の要件があるため、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の犯罪に関する制限により、司法共助の文脈における日本の没収、差し押さえ、凍結の能力の範囲と有効性が制限されている。
R.38LC日本は、没収財産や徴収命令の没収後の活用について検討すべきである。二重犯罪性が要求されるため、マネー	PC	- 日本は、「外国為替及び外国貿易法」の許可制度の下で、すべての資金やその他のテロリストの財産を効率的に凍結しているわけではない。 - 日本が、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」の対象となる「資金」以外の財産に対して、外国の没収命令を執行する権限があるかどうかは疑わしい。 - LIAI支援には二重犯罪の要件が課されていることを踏まえると、資金以外の財産に対する外国の没収命令は利用できない。 - 司法共助の提供には二重犯罪性が要求されるため、マネーロンダリングおよびテロ資金供与に関する犯罪の制限により、日本が提供する司法共助の範囲と有効性が損なわれている。

6.4 身柄引き渡し (R.37、39、 、 SR.V)

6.4.1 概要と分析 総論

1016. 日本からの身柄引き渡しは、2004年法律第84号による改正を経た「身柄引き渡し法」（以下、「身柄引き渡し法」という）によって規定されている。引渡法は、引渡しの対象となる行為が、被請求国および請求国の双方において3年以上の懲役刑に処される場合、引渡しを認めている。引渡法の規定により、日本は自国民を引き渡すことはできない。ただし、自国民の引渡しについては、日本と他国との間の引渡条約に具体的に規定されている場合がある。

1017. 日本は2つの引渡条約を締結している。第1つは、再交渉を経て改定された「日本国とアメリカ合衆国との間の引渡条約」であり、1980年3月26日に発効した。2つ目の条約は韓国との間で締結されたものであり、2002年6月21日に発効した。いずれの条約も、日本国民の身柄引き渡しについて裁量権を定めている。身柄引き渡し条約の数が多いことを踏まえ、本評価では「身柄引き渡し法」に焦点を当てる。必要に応じて、身柄引き渡し条約を参照し、「身柄引き渡し法」に基づく一般的な要請に対する代替案や例外を説明する。

マネーロンダリング対策・テロ資金供与対策 (AML/CFT) における身柄引き渡し規定

1018. 『引渡法』第3条は、外交ルートを通じて提出される引渡請求を想定している。同法第3条に基づき、原請求書は外務省（MOFA）に送付される。当該請求書には、第2条に定められた制限に合致する日本による身柄引き渡し請求、および日本からの請求における日本との互惠性に関する確約が含まれていなければならない。

1019. 引渡法第2条は、逃亡者の引き渡しについて、以下の9つの除外事由を定めている。

- 政治的犯罪については身柄引き渡しを行わない（第2条第1項）。
- 政治的犯罪に対する処罰を目的として行われたとみなされる請求については、身柄引き渡しを行わない（第2条第2項）。
- 最高刑が3年未満の罪については、身柄引き渡しを行わない（第2条第3項）。
- 当該犯罪が、日本の法律、規則又は条例に基づき3年以上の刑に処されない場合、身柄引き渡しを行わない（第2条第4項）。
- その行為が日本国内で発生した、または日本で裁判にかけられた場合、逃亡者に対する刑罰の科または執行が不可能である場合は、身柄引き渡しを行わない（第2条(5)）。
- 刑の執行のための引き渡し請求を除き、逃亡者が当該犯罪を犯したと疑うに足る相当な理由がない場合は、身柄引き渡しを行わない（第2条(6)）。
- 日本において逃亡者の公訴が係属中、または確定している間は、身柄引き渡しを行わない（第2条第7項）。
- 逃亡者が日本で刑に服している、または刑に服しようとしている間は、身柄引き渡しを行わない（第2条第8項）。

) 。

- 逃亡者が日本国籍を有する場合は、身柄引き渡しを行わない（第2条第9項）。

1020. 日本は、「麻薬及び向精神薬取締法に関する特別措置法」（以下、「麻薬特別措置法」という）および「組織犯罪の処罰等に関する法律」（以下、「組織犯罪処罰法」という）の2つの法律において、マネーロンダリングおよび犯罪収益に関連する犯罪を犯罪とした。これらにより、マネーロンダリング罪には最高5年の懲役、犯罪収益の受領罪には最高3年の懲役が規定されている。その結果、いずれの原罪も日本では引渡対象犯罪となっている。

1021. 2008年3月時点で、日本は2つの二国間条約を通じて引渡義務を負っていた。さらに、「テロリズムの資金供与の防止に関する条約」や、1988年の「ウィーン条約」、および「国際商取引における外国公務員への贈賄の防止に関するOECD条約」の規定に見られるような多国間の引渡義務により、これらの条約の締約国は、適切な事案において日本に対し引渡しの検討を求めることができる。日本は「パレルモ条約」に署名しているが、まだ批准していない。しかし、同条約における共謀罪を除くほぼすべての関連犯罪は、現在「組織犯罪処罰法」に規定されている。その結果、犯罪が3年以上の懲役刑に処せられることを要件とする「引渡法」により、日本国民以外の日本居住者についても、これらの犯罪に関して引渡しが認められることになる。その他の関連犯罪については、既存の2つの二国間引渡条約の規定に加え、各種条約および「組織犯罪処罰法」の最近の規定により、日本は他国からの非日本国籍者の身柄引き渡し要請を検討することができる。

1022. 『引渡法』第3条は、日本と正式な引渡条約を締結している国、あるいは締結していない国への日本からの引渡を規定している。同法は、日本国内の指定裁判所（すなわち東京高等裁判所）における引渡手続を定めている。これには2つの重要な条件が適用される。第1に、引渡条約がない場合、当該犯罪の刑が3年以上であること、第2に、日本国民は引き渡すことができないことである。日本の2つの二国間条約については、異なる考慮事項が適用される。

1023. 日米引渡条約および日本・大韓民国引渡条約は、関連する引渡対象犯罪の刑罰に関する引渡法の制限や、自国民の引渡しの完全な禁止を緩和している。各条約は、日本からの自国民の引渡しを可能としており、引渡し対象となる犯罪の最高刑は1年以上とされている。

日本の身柄引き渡し手続き

1024. 日本に対するすべての引渡請求について、外務省は、逃亡者の引き渡しを求める外交文書を受領する。外務省は、互惠性の問題や当該請求が適用される引渡条約と整合しているかについて確認できた場合、引渡法第4条に基づき、法務大臣の検討および措置のために当該請求を法務大臣に送付しなければならない。法務省刑事局国際課は、外務省から転送された引渡請求を受け付ける日本側の所管中央当局である。同課は法務大臣に代わって、引渡請求を審査し、その請求が適切であるかどうかを判断する責任を負う。また、引渡しが実施される際には、実務上の手配を開始する。同課は、請求国と連絡を取り合い、東京高等検察庁の検事長に対し、受領した請求が被疑者の身柄引き渡しが可能である事案に該当するかどうかを東京高等裁判所に審査するよう要請するよう指示する（第4条）。

1025. 東京高等検察庁の検察官は、逃亡者の勾留命令を請求し（第5条から第7条）、東京高等裁判所がこれを認めた場合にはその命令を執行するとともに、当該事件について、当該犯罪が被疑者の引渡対象となる事案に該当するか否かを審査し決定するよう、東京高等裁判所に請求する（第8条）。検察官が被疑者を勾留する場合、当該検察官は

被疑者の身柄拘束から24時間以内に、裁判所による審査を請求しなければならない。検察官の請求があった場合、東京高等裁判所は速やかに審査を開始し、身柄引き渡しについて決定しなければならない。被疑者が第9条に基づき身柄を拘束された場合、裁判所は、その身柄拘束の日から2か月以内に身柄引き渡しについて決定しなければならない。裁判所が身柄引き渡しを決定し、かつ第14条に基づき法務大臣がこれを相当と認めた場合、法務大臣は10日以内に、東京高等検察庁の検事長に対し、被疑者の身柄引き渡しを命じなければならない。逃亡者は、第15条に基づき、法務大臣の命令の日の翌日から起算して30日以内に引き渡される。

自国民の引渡し

1026. 引渡法第2条第9項は、引渡条約に別段の定めがある場合を除き、日本国民の引き渡しを明確に禁止している。自国民の引渡しに関する裁量権は、引渡法第2条によって認められている。その結果、自国民の引渡しを禁止する同法の規定は、日本との間で自国民の引渡しに関する裁量権を定めた二国間条約を締結していない他のすべての国に対して、その他のあらゆる目的において適用される。

1027. 日米引渡条約および日韓引渡条約は、関連する引渡対象犯罪の刑罰（3年以上）および自国民の引渡しの完全な禁止に関する引渡法第2条第3号、第4号および第9号の制限を緩和している。これらの条約は、当該懲役刑の期間が1年以上である場合、日本からの自国民の引渡しの可能性を規定している。

マネーロンダリングに関する身柄引き渡しは、不当な遅滞なく行われる

1028. 日本の「引渡法」は、逃亡者の引き渡し請求がすべて迅速に処理されることを想定している。第8条は、多くの事案において、被疑者の拘束時、または既に拘束されている被疑者の受領時から24時間以内に審査を開始することを定めている。検察官の請求があれば、東京高等裁判所は速やかに審査を開始し、決定を下さなければならない。第9条は、被疑者が勾留されている場合、身柄引き渡しに関する決定は、その勾留の日から2ヶ月以内に下されなければならないと規定している。裁判所が身柄引き渡しに同意し、かつ法務大臣がこれを相当と認めた場合、法務大臣は東京高等検察庁検事長に対し、被疑者の身柄引き渡しを命じなければならない。身柄引き渡しは、原則として、法務大臣の命令の翌日から起算して30日以内に行われなければならない。

その他の要素

1029. 日本は、すべての引渡請求が外交ルートを通じて提出されることを要求している。引渡法第23条から第31条は、逃亡者の仮拘束について規定している。仮拘束の手続きは、外務省への外交ルートを通じた要請をもって開始される。正式な引渡請求に関する連絡経路および承認手続きは、引渡請求を見越した仮拘束の要請にも適用される。第29条は、仮拘束の有効期間を2ヶ月間（適用される引渡条約においてより短い期間が定められている場合はその期間）と規定しており、その間、請求国は逃亡者の引渡しを申請するかどうかを決定し、申請が行われた場合は、東京高等検察庁の検事長が第27条の規定に基づき被拘束者に通知を行うまでの国内手続きが行われる。仮逮捕以外には、日本には、身柄引き渡しに同意した逃亡者に対する簡略化された身柄引き渡し手続きは存在しない。

勧告 37

1030. 引渡法第2条第3項及び第4項は、逃亡者の引き渡しを正当化する犯罪が、日本及び請求国の法律、規則又は条例

の下で、死刑、無期懲役又は3年以上の刑に処される可能性のある罪でなければならないと規定している。

さらに、その犯罪行為は、日本においても犯罪でなければならない。第2条第5項は、当該犯罪が日本国内で犯された場合、または日本の裁判所において審理が行われた場合に、日本が刑を科することが不可能であるときは、身柄引き渡しを行わないことを定めている。

1031. 二重犯罪性の予備的検討として、被請求国は、その法律が二重犯罪性の分析を不当に制限しないことを確保すべきである。日本は、二重犯罪性について不当に制限的な解釈をとっていない。

1032. 日本は調査団に対し、日本の裁判所は二重犯罪の問題を厳格に審査していないと説明した。判例『判例時報』第1305号、150頁（東京高等裁判所判例評釈、1989年3月30日）では、この問題について次のように解釈している。

「二重犯罪性を検討するにあたり、単に犯罪構成要件に適用される事実を比較するだけでは適切ではない。なぜなら、ある国が犯罪構成要件を定義する方法は、他の国が採用する方法と、少なからぬ事例において異なるからである。我々は、日本法の下で犯罪行為とみなされる行為が事実の中に含まれているかどうかを、犯罪構成要件の要素を排除しつつ、社会的事実に焦点を当てて検討すべきである」

1033. 1989年3月30日に判決が下された別の事件において、東京高等裁判所は、請求国における共謀罪の遂行に関連して米ドルの輸送も含まれる事実があることから、引渡請求の要件が満たされていると判断した。同裁判所は、当該金銭の移動が、少なくとも日本法上のヘロイン輸入幫助罪に該当すると判断した。本件は、裁判所が日本法の「二重犯罪」要件に身柄引き渡し請求を適合させるために、どこまで踏み込むことができるかを示す有用な事例である。

1034. これらの事例は柔軟性を示しているものの、各事例における請求の事実に基づいて検討されるべきである。共謀を遂行するための具体的な行為があり、それが日本で発生した場合に違法行為となるものである限り、裁判所は逃亡者の引き渡しに応じる用意があった。そのような証拠がない場合、二重犯罪要件により、共謀罪に対する身柄引き渡し請求は認められない。これは、現在、日本には共謀罪が存在しないという事実によるものである。この同じ制約により、身柄引き渡しの代わりに日本国内で日本人に対して国内起訴を行う可能性も排除されてしまう。

1035. この困難に対する一つの解決策は、日米条約第II条に見出される。同条約は、条約の付属書として多数の関連犯罪の分類を盛り込むことにより、犯罪行為に対して広範なアプローチを規定している。付属書の第47項には、「[付属書に掲げる]犯罪の未遂、共謀、幫助、教唆、準備、または実行への参加」が含まれている。

1036. 同条約における共謀への言及は、現時点で日本の刑法に共謀罪が存在しないことから、重要な意味を持つ。その結果、他のすべての国において、共謀罪を根拠として提出された身柄引き渡し請求は、二重犯罪性の問題を抱える可能性がある。さらに、国内での起訴が不可能な場合もある。その結果、そのような外国の犯罪を根拠とする身柄引き渡し請求は、日本による身柄引き渡しの障壁となり得る。

1037. 国内での起訴が合理的な代替手段となるのであれば、これは深刻な欠陥とはならないかもしれない。この代替手段は、身柄引き渡しに代わる国内での起訴を通じて、二重犯罪性の要件に対する二次的な考慮を示唆している。

身柄引き渡しに代わる国内起訴

1038. 日本は、刑法、組織犯罪処罰法、麻薬取締特別措置法、あるいはテロ資金については公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律において、広範な域外管轄権を有している。これらの法律により、日本は、

マネーロンダリングを犯したとされる者、あるいは麻薬、重大犯罪、テロ犯罪からの犯罪収益を所持した者を起訴することができる。日本の引渡しに関する統計によれば、引渡し請求件数は極めて少ない。しかし、後述する統計に基づき、14件の引渡し請求のうち6件が拒否された。これら6件のいずれにおいても、国内起訴が実施された、あるいは検討されたという証拠はなく、いずれもマネーロンダリング事件ではなかったことを示唆している。1件については、当該人物が日本で刑に服した後、日本から国外退去させられた。他の3件については、当該人物が日本にいなかった。残りの件については、引渡請求にその他の不備があったため、引渡を拒否する決定がなされた。

1039. 日本は、自国民に対する国内刑事訴追において、外国に対し協力を要請することができる。そのような要請に障害となるものは、日本が締結している司法共助条約（MLAT）が2件、引渡条約が2件しかないという事実以外にはない。それ以外の場合は、日本が自国民の引渡しを禁止していることを承知の上で、引渡しを要請する国が日本の国内刑事訴追に必要な証拠を提供してくれるという良好な関係と合理的な期待に頼らざるを得ない。

1040. 日本において、犯罪収益の受領に対する刑期の上限が3年である一方、犯罪収益の所持を犯罪とする規定が存在しないことは、この問題を検討すべき理由を示している。引渡法は、二国間条約においてその刑期が緩和されていない限り、引渡対象となる犯罪に対する刑罰が3年以上でなければならないと規定している。犯罪収益の受領罪の最高刑は3年であるが、マネーロンダリング罪も同法の要件を満たしている。しかし、他人の犯罪から得たものではない犯罪収益（すなわち、自己の犯罪による収益）の所持を犯罪とする国の場合、日本では引渡対象となる犯罪を構成しない。日本の規定は、所持罪ではなく取得罪である。

1041. 前述の通り、引渡法には、日本人または居住者の身柄引き渡し請求を裏付けるために使用された、または利用可能な外国の証拠を、日本の国内法に基づく起訴の検討のために当局に提出することを担当官に義務付ける規定はない。重要な点は、身柄引き渡しを請求し、その請求を進めるための費用を負担する請求国は、当該犯罪および犯罪者が起訴されるべきであると信じているということである。その結果、日本国民は身柄引き渡し対象とならず、また居住者も国民も共謀罪では身柄引き渡し対象とならないため、犯罪の起訴において明らかな空白が生じている。さらに、後述するように、彼らが起訴される可能性は極めて低いと見なされるべきである。

1042. 二重犯罪の問題は、身柄引き渡しに代わる日本国内での起訴の可否という問題に関連している。勧告1では、警察によって処理された事件数と比較して、実際の起訴件数が検討された。調査団は日本の最高検察庁からパンフレットを受け取った。そのパンフレットによると、2007年において、日本で起訴された事件の無罪・棄却率は0.07%であった。これは検察当局による注目すべき成果である。しかし、起訴の結果ではなく、起訴の開始という観点から統計を検証すると、起訴が検討された全事案の49.6%において、日本の検察官は起訴を行わなかった。不起訴の決定には明らかに様々な理由があるだろうが、日本における不起訴の統計上の割合は非常に高い。この現実には、日本が身柄引き渡しに代えて国内での起訴を行う可能性に影響を及ぼさざるを得ない。実際、検察当局は、日本国外での外国の薬物犯罪から得られた自身の犯罪収益を所持している者については、その収益が「組織犯罪処罰法」または「麻薬取締特別法」の関連罪で要求される「受領」に該当しないため、起訴しないと述べた。さらに検察当局は、状況証拠に基づく外国の事件については、一般的に日本国内の事件として起訴されないと述べた。

勧告39およびSR V

1043. テロ資金供与の防止に関して、日本は「外国為替及び外国貿易法」（以下、「外国為替法」という）を用いて凍結義務に対応している。日本は主に、外国為替法における許可手続きに依拠することで、テロ資金供与の防止に関する条約および国連安保理特別勧告が課す凍結義務に対応している。外国為替法に違反する犯罪に対する刑罰は、最高3年の懲役とされている。

1044. 日本の「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」は、「資金」の収集および勧誘に関連する2つの罪を定めているが、「資金」という概念の定義は不十分である。これらの罪に対する最高刑は10年である。これにより、当該罪が身柄引き渡し対象となる関連犯罪であることが保証される。しかし、同法、外国為替法、および組織犯罪処罰法の文脈における「資金」という概念の範囲については、日本のテロ資金供与対策（CFT）体制において、その他の財産が犯罪として対象外となるのではないかと懸念が生じている。その結果、関連する両方のテロ資金供与防止法は、その範囲内において、身柄引き渡し対象となる犯罪であると認定するには十分である。問題は、それらが特別勧告を満たすには不十分である点にある。これらは「資金」のみに適用される。同様に重要な点として、これらは、日本国内で起訴を行うための管轄権の観点から、刑法第3条および第4条の対象となる犯罪である。

勧告32 – 統計

1045. 国際課は、受領した引渡請求件数および日本が他国に対して引渡を請求した件数（国際課から外務省へ送付された請求件数）に関する統計を管理している。

日本が受領した犯罪人の引渡し請求件数

年	2002	2003	2004	2005	2006	2007
マネーロンダリング	0	0	0		0	0
前提となる犯罪	3	2	2	6	1	8
テロ資金供与	0	0	0		0	0

日本から送付された犯罪人の引渡し請求件数

年	2002	2003	2004	2005	2006	2007
マネーロンダリング	0	0	0		0	0
前提となる犯罪	0	0	0		0	0
テロ資金供与	0	0	0		0	0

6.4.2 勧告および所見

1046. 日本の犯罪収益の受領罪および外国為替法上の犯罪については、いずれも最高3年の懲役が規定されている。引渡法第2条は、引渡しの要件となる犯罪に対する刑罰が3年以上でなければならないと規定している。日本の米国との引渡条約

において、関連する刑期の範囲は1年超とされている。日本は、条約外に基づくすべての身柄引き渡し請求について、身柄引き渡し要件としての3年以上の刑期という要件を再検討すべきである。

1047. 日本の当局者は、刑法、組織犯罪処罰法、および麻薬取締特別措置法における「二重犯罪」および「拡張管轄」の規定を総合的に考慮すると、本来であれば身柄引き渡し対象となる犯罪について、自国民に対して国内で公訴を提起することが可能であると主張している。しかし、起訴されない事例とは対照的に、実際に起訴される事例の発生状況は、国内での公訴提起が行われない可能性があるという現実を示している。実際、検察当局は、日本国外での外国犯罪から得られた自身の犯罪収益を所持している者については、その収益が「組織犯罪処罰法」または「麻薬取締特別措置法」の関連罪で要求される「受領」に該当しないため、起訴しないとの見解を示した。さらに検察当局は、状況証拠に基づく外国の事件については、一般的に日本国内で国内事件として起訴されることはないとも述べた。

1048. 身柄引き渡し事件の判決で反対の判断が下されたにもかかわらず、共謀罪が規定されていないこと、および国内での起訴を裏付ける証拠がないことから、当該犯罪に関する身柄引き渡し請求の可能性は排除される。日本は、パレルモ条約の義務を遵守するため、共謀罪を新設していると説明した。

1049. 日本は、引渡法を明確化し、国籍を理由に引渡しを拒否されたあらゆる事案において、国内起訴として検討するため、請求資料を検察当局に提出することを義務付ける規定を設けるべきである。さらに、日本の検察当局は、日本国民の引渡しを裏付けるために使用された、または利用可能な外国の証拠を、日本の国内法に基づく起訴の根拠として検討することを義務付けられるべきである。

1050. 日本のテロ資金供与防止法は、関連する財産を「資金」に限定している。これは、引渡法に基づく日本の引渡権限に悪影響を及ぼす可能性がある。また、その代替手段を講じるのに十分な証拠が存在すると仮定した場合、日本国民に対する国内起訴を妨げる可能性もある。日本は、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」における「資金」の定義を再検討すべきである。

6.4.3 勧告37および39、ならびに特別勧告Vの遵守状況

	格付け	総合評価の基礎となる第6.4項に関連する要因の概要
R.39	PC	- 日本の身柄引き渡しに関する最低刑は高すぎる。 - 日本は、身柄引き渡しに代わる手段として、自国民を効果的に起訴していない。 - 二重犯罪の要件があるため、マネーロンダリング関連犯罪における制限により、日本が引渡し請求を認める能力の範囲と有効性が制限されている。
R.37	PC	- 日本には共謀罪という犯罪は存在せず、また、そのような犯罪について自国民を国内で起訴する権限も存在しない。 - 日本の二重犯罪および刑の要件には、詐欺や恐喝の容疑で組織犯罪の首謀者を身柄引き渡し可能性は含まれていない。
R.37PC日本には共謀罪という犯罪は存在せず、また、そのような犯罪について自	PC	- 外国為替法に基づく最高3年の刑は、これらの犯罪が身柄引き渡し対象犯罪ではないと解釈される可能性がある。 「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」において、「資金」の定義に「その他の財産または資産」が含まれていないため、

国民を国内で 起訴する権限 も存在		「その他の資金の提供」については、身柄引き渡し対象となる犯罪に該当しないという主張がなされるリスクが高まっている。
----------------------------------	--	--

	格付け	総合評価の基礎となる第6.4項に関連する要因の概要
		財産または資産の提供については、身柄引き渡し対象となる犯罪が存在しないという主張がなされるリスクが高まっている。格付け 二重犯罪の要件があるため、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の犯罪における制限により、日本が身柄引き渡し請求を認める能力の範囲と有効性が制限されている。

6.5 その他の国際協力の形態 (R.40 およびSR.V)

6.5.1 説明および分析 監督当局

1051. 監督当局全般について、監督当局が保有する個人情報以外の情報は、いかなる制限もなく交換することができる。金融庁設置法第4条第xxiv項は、金融庁がその責務に関連する国際協力を行うことを認めている。調査団は、他の監督機関についても同様の規定が設けられているとの説明を受けた。監督当局が保有する個人情報に関する情報の交換は、原則として「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関保有個人情報保護法」）の適用を受ける（同法第2条第1項第3号において、監督当局は行政機関の定義に含まれている）。「行政機関が保有する個人情報保護法」第8条第1項は、「行政機関の長は、法令に別段の定めがある場合を除き、[...]利用目的以外の目的で、保有個人情報を他の者に提供してはならない」と規定している。同法第8条第2項は、第8条第1項の規定にかかわらず、当該情報の提供に「特別な事由」がある場合には、保有個人情報の提供が認められる旨を定めている。総務省の解釈によれば、国際協力のための外国当局との情報交換は「特別な事由」に該当する。したがって、外国の対応機関との情報交換は、この条件を満たすと推定される。その後、情報交換の決定は事案ごとに判断される。

1052. これらの要素を総合的に勘案し、評価チームは、監督当局が外国の対応機関に対して可能な限り広範な国際協力を提供できること、また、そのような情報交換は自発的にも要請に応じても行われるべきであることを認める。しかし、統計データがないため、評価チームはこの制度の有効性を評価することができなかった。

金融庁 (FSA)

1053. 国際的に事業を展開する金融機関は主にFSAによって監督されているため、実務上、FSAが国際協力事項に携わる主要な監督当局となっている。FSAは、「FSA設立法」第4条(xxiv)に基づき、その責務に関連する国際協力を行う権限を有している。国際協力業務は、FSA内の国際局が担当しており、国際担当の2名の副委員長長の監督下で38名の職員が勤務している。また、国際協力に従事する職員は、FSA内の検査・監督局およびSESCの関連部署にも配置されている。

1054. FSAは、各国の規制当局と、様々な多国間および二国間のフォーラムに参加している。FSAは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、国際証券監督者機構（IOSCO）、国際保険監督者協会（IAIS）、および金融安定フォーラムのメンバーである。二国間レベルでは、FSAは米国、欧州連合（EU）、ドイツ、中国、韓国、シンガポールの各国の監督当局と定期的な会合を開催している。

覚書 (MOU)

1055. 銀行部門において、FSAは一部の国と二国間の書簡交換を締結している。一方、証券部門においては、IOSCOとの多国間MOU（覚書）に加え、6つの証券取引所規制当局（オーストラリア、中国、香港、ニュージーランド、シンガポール、米国）と二国間MOUを締結している。保険部門においては、FSAは2007年にIAISが策定したMOUの枠組みを検討している。

1056. MOUの締結の有無にかかわらず、FSAは海外の監督当局と監督情報を交換している。例えば、FSAの検査局は、日本銀行の海外支店に対して実地検査を行う際に受入国の当局と情報を交換しているほか、海外の規制当局が日本国内で営業する当該国の規制対象金融機関の支店に対して実地検査を行う際にも、当該当局と情報を交換している。また、金融庁は、海外当局との協力を促進し、海外の金融機関の実態を調査するため、ニューヨーク、ロンドン、香港、シンガポールに常駐検査官を派遣している。

相手国当局に代わっての照会および照会への回答

1057. 証券分野において、金融庁は、外国当局との協力について規定する「金融商品取引法」第189条に基づき、外国当局に代わって照会を行うことができる。この手段を通じて得られた情報は監督目的のみのものであり、裁判において証拠として提出することはできない（証拠として提出するには、司法共助の要請が必要となる）。金融庁が自主的に相手国当局に提供した情報に基づき、外国の証券監督当局による制裁措置が3件あった。

1058. 銀行業を含むその他の分野については、外国の監督当局との情報交換に関する明示的な法的規定はないものの、金融庁は、国際協力を行う権限を金融庁に付与する「金融庁設置法」第4条第24号に基づき、外国の監督当局と情報を交換する一般的な権限を有していることを確認している。例えば、銀行、証券、保険の各分野において、金融機関や個人の適格性確認の要請を受けており、通常、こうした照会には2～3週間以内に回答している。

1059. 金融庁が入手した情報は、「国家公務員法」の守秘義務の対象となる。

JAFIC

1060. 「犯罪収益移転防止法」第12条は、JAFICと外国のFIUとの間で、疑わしい取引に関する情報を共有することを認めている。当該情報が刑事事件の捜査に利用されることを意図している場合は、JAFICの同意が必要となる。同条第3項では、政治犯罪の捜査の場合、捜査対象となる行為が日本において犯罪を構成しない場合、および互恵性が確保されていない場合など、この同意を拒否しなければならない場合が規定されている。

1061. 2007年の設立以来、JAFICは12カ国と情報交換ネットワークを構築しており、その他約40の国・地域と交渉を行っている。これまでに25件の照会を受け、2～3日以内に回答している。FIUが海外のFIUと交換した不審取引報告（STR）の件数は、特に海外からの照会件数と比較すると極めて少なく、日本のFIUは自発的に情報を提供していないようである。

海外のFIUとの情報交換：

		2003年	2004	2005	2006	2007
海外FIUからの が要求した から 情報		47	69	66	46	42
FIUが公表した情報	STR	2	0	6	3	3
	STRを除く関連 情報	12	16	16	6	7
情報 に提供された情報		0	0	0	0	0
海外FIUからの 受領 から 情報		0	1	3	7	33
受領した情報 FI Uが受領した情報	受領日 FIU の FIUの要請 により	0	0	0	0	16
	自然発生的に	0	1	3	7	17

NPA

1062. 警察は2005年に、国際協力に関する基本的な方針と実施指針を定めた「国際協力推進指針」を策定し、国際会議（アジア太平洋麻薬取締実務会議や薬物犯罪対策セミナーなど）に参加しているほか、1999年8月に中国公安部の公安安全局と、2001年3月には韓国警察庁と、2006年2月にはオーストラリア連邦警察と、それぞれ覚書（MOU）を締結した。

1063. インターポールの加盟機関として、警察庁は情報交換にインターポールのルートを利用しており、インターポールが金融情報機関（FIU）間の情報交換を円滑に行えるよう、現在開発中のデータベースプロジェクト（IMLASSプロジェクト）に参加している。このデータベースには、不審な取引に関する情報が含まれることになっており、FIU内で調査中の情報はインターポールのデータベースと照合することが可能となる。

1064. 覚書に加え、「国際刑事捜査協力法」は、外交ルートを通じて外国からの要請を受けた際に適用される仕組みを定めている。法務大臣は、当該要請に応じるのが適切であると認めた場合、適切な地方検察庁に対し、協力に必要な証拠を収集するか、または国家公安委員会に転送するよう命令を発する。国家公安委員会は、書類一式を受領した際、当該文書を転送するとともに、協力に必要な証拠を収集するよう、適切な都道府県警察に対し指示を行う（第6条）。その後、都道府県警察は、協力に必要な証拠を収集するための措置を講じる（第7条）。この要請に関し、警察は、関係者を尋問し、鑑定の請求を行い、任意の検査を実施し、また、裁判官が発した令状に基づき捜索・押収または検査を実施することができる（第8条）。外国の刑事事件の捜査における国際刑事警察機構（ICPO）からの協力要請の場合についても、同様の手続きが適用される。

1065. 外国からの要請に対する援助を拒否できる条件は、国際刑事捜査援助法に次のように定められている：

- 援助が求められている犯罪が政治犯である場合、または援助の要請が政治犯の捜査を目的として行われたとみなされる場合（第2条第1号）。

- 条約に別段の定めがある場合を除き、援助が求められている犯罪を構成する行為が日本国内で行われたとしても、日本の法令上、犯罪を構成しない場合（第2条第2号）。
- 証人の尋問又は物証の提出の要請について、条約に別段の定めがある場合を除き、要請国が、当該証拠が捜査に不可欠であることを明らかにした文書がない場合（第2条第3号）。
- 条約に基づいて援助の要請がなされた場合で、その要請が条約の要件を満たしていないとき（第4条第1項）。
- 条約に基づかない援助の要請がなされた場合であって、要請国から、日本からの同種の要請に応じるという保証がないとき（第4条第2項）。

関税

1066. 関税法第108条の2は、外国当局と情報を共有できる条件を定めている。すなわち、財務大臣は、その情報の提供が関税法および関税法施行規則の適正な執行に支障をきたす場合、または日本の利益を侵害する場合を除き、外国当局の職務の執行に有益であると認める情報を当該当局に提供することができる。

1067. さらに、互恵性および機密保持の条件に加え、当該情報が外国税関当局によってその職務の遂行以外の目的で使用されないという保証が求められる。情報が財政的な性質を持つことは、その交換を義務付けるものではない。

1068. この一般的な枠組みに加え、日本税関は、米国、韓国、中国、欧州共同体と税関相互援助協定を締結しており、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、中国・香港とも取り決めを行っている。

1069. 1993年7月、税関当局は、国際的な情報交換を専門とする部署として国際情報室を設置した。同室は、情報共有に関する日本税関の中央窓口となっている。しかし、本報告書の第2節で述べたように、日本税関はマネーロンダリングの前提犯罪を扱ってはいるものの、マネーロンダリングそのものを直接取り扱うことはない。

機密性

1070. 法律専門職には守秘義務がある。「弁護士法」第23条は、「弁護士又は元弁護士は、その職務の遂行において知り得た事実について、その秘密を保持する権利及び義務を有する。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない」と規定している。この規定は、日本における外国人弁護士にも準用される（外国人弁護士法第50条）。司法書士法第24条には、「司法書士又はかつて司法書士であった者は、正当な理由なく、その業務を通じて知り得た秘密事項を他人に漏らしてはならない」と規定されている。日本当局は、評価チームに対し、たとえこれらの法曹職が捜査に異議を唱えたとしても、当該専門職が表面上の証拠によってその主張を立証できない限り、法執行当局は捜索・押収を行うことができると保証した。ただし、当該専門職は捜索・押収に対して異議を申し立てることができる。異議申し立てが認められた場合、当該物品は提出を免れる可能性がある。

1071. 交換された情報の利用および保護に関する具体的な規定は存在しない。したがって、高い機密保持基準および倫理基準を定めている「国家公務員法」および「地方公務員法」の一般規定が適用される。

6.5.2 提言および所見

1072. 評価チームは、2003年から2007年にかけて外国との自発的なSTR交換が行われていないこと、および特に外国からの要請件数と比較して、外国のFIUとのSTR交換件数が極めて少ないことを懸念している。

1073. FIUを除き、日本の所管当局と外国の対応機関との間の国際協力の有効性を裏付ける統計データは、日本側から提供されていない。

6.5.3 勧告40および特別勧告Vへの遵守状況

	評価	総合評価の基礎となる第6.5項に関連する要因の概要
R.40	LC	- 海外の対応機関との間で交換された疑わしい取引報告（STR）の件数はごくわずかである。 - FIUを除き、海外の対応機関との国際協力の有効性を裏付ける統計データは入手できない。
SR.V	PC	勧告40の評価の根拠となった要因は、SR.Vについても同様に当てはまる。

7. その他のに関する問題

7.1 リソースおよび統計

1074. 勧告 30 および 32 に関連する説明、分析、および改善のための勧告の本文は、報告書の関連するすべてのセクション、すなわち第 2 節全体、第 3 節および第 4 節の一部、ならびに第 6 節に含まれている。これらの勧告は複数のセクションで取り上げられているが、各勧告に対して単一の評価が付けられている。報告書の第7.1節には、評価およびその評価の根拠となる要因を示すボックスが掲載されている。

	評価	勧告30および32に関連する要因と、総合評価の根拠となる要因の概要 評価の根拠となる要因の概要
R.30	LC	JAFICは、STR分析に携わる人員を増強する必要がある。
R.32	LC	- マネーロンダリングで有罪判決を受けた法人に対する制裁、前罪およびマネーロンダリングで有罪判決を受けた者の数、薬物犯罪と犯罪収益の隠匿の併合起訴、没収、徴収、保全に関する上訴件数について、統計は入手できない。 - 有効性：日本の当局は、要請に応じて統計を提供できるようだが、それらが体系的に管理されているかどうかは定かではない。

7.2 その他の関連するAML/CFT措置または上の問題

1075. 金融システムに匿名銀行債券（無記名債券を含む）が依然として存在していることから、マネーロンダリングの潜在的な脆弱性が生じている。各都道府県警察当局によれば、こうした金融商品は、歴史的に日本の組織犯罪集団がマネーロンダリングを行う際に好んで用いてきた手段の一つであり、そのような活動が継続している可能性を考慮しなければならない。しかし、日本当局によれば、2003年の「顧客本人確認法」の施行以降、政府による拘束力のない要請⁶⁶に応じ、金融機関は自主的にその発行を停止している。その結果、日本当局は、流通している残高が着実に減少しており、過去に発行されたこれらの証券の最大満期が通常5年であったことを踏まえると、事実上の段階的廃止が進んでいると評価している。⁽⁶⁷⁾

1076. 金融庁が提供した統計によると、流通している匿名銀行社債（無記名債券を含む）の数は、過去数年にわたり減少傾向にあるものの、依然として2.2兆円相当が未償還残高として残っている。

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
未決済残高（兆円）	5.7	5.5	4.8	4.1	3.5	3.0	2.6	2.5	2.2

1077. これらの証券は、発行時および償還時に、「犯罪収益移転防止法」のマネーロンダリング規制の対象となる。同令第8条第1項(i)(p)は、無記名式譲渡証券を購入または償還のために提示する不特定顧客について、本人確認を義務付けている。⁶⁸

年	2004	2005	2006	2007	合計
件数	1 365	1 222	1 558	1 602	5 747

7.3 AML/CFTシステムの一般的な枠組み（1.1項も参照）

1078. このセクションで議論すべきその他の問題はない。

⁶⁶ この要請は 2003 年に発生したものだが、これ以上の情報は入手できない。

⁶⁷ 日本の法律に基づき、無記名式譲渡証券（無記名債券を含む）の発行が許可されている金融機関は 4 種類ある。これらには、長期信用銀行法、信用金庫法（信用金庫法）、農林中央金庫法、および商工中央金庫法に基づき、それぞれ長期信用銀行、信用金庫、農林中央金庫、および商工中央金庫が含まれる。長期信用銀行はすでに存在しません。現在、これらの証券の発行を認可されている金融機関は、1つの信用金庫、農林中央金庫、および商工中央金庫の計3機関です。

⁶⁸ 金融機関は、これらの証券を提示する常連顧客について、すでに完全な本人確認情報を保有しているはずである。

表

表 1：FATF 勧告への遵守状況の評価

表 2：AML/CFT システムの改善に向けた推奨行動計画表 3：評価に対する当局の回答
(必要な場合)

表 1. FATF 勧告への遵守状況の評価

FATF 勧告に対する遵守状況の評価は、2004 年の方法論に記載されている 4 つの遵守レベル（遵守（C）、概ね遵守（LC）、部分的に遵守（PC）、非遵守（NC））に従って行うべきであり、例外的な場合には「該当なし（NA）」と評価することも可能である。

40の勧告	評価	評価の根拠となる要因の概要 ⁶⁹
法制度		
1. マネーロンダリング犯罪	LC	- マネーロンダリングの共謀は対象外である。 - 違法な資金による正当な債務の支払いは対象外である。 - 起訴へのアプローチは、マネーロンダリング分野における組織犯罪対策に弱点を生じさせている。
2. マネーロンダリング犯罪——精神的要素と法人の責任	LC	- 比例性の観点から、制裁には中間的な措置が欠けており、金融機関以外の法人に対する刑事制裁は抑止力として機能していない。 - 起訴件数が少ないため、起訴の有効性には疑問が残る。
3. 没収および仮処分	LC	- 徴収という選択肢については、強制執行の義務を課し、命令を取り消す権限を限定すべきである。 - 日本において発令された没収命令および徴収命令の件数が少ないことから、没収および差し押さえの制度は十分に機能しているとは考えられない。
予防措置		
4. 勧告に沿った秘密保護法	C	本勧告は完全に遵守されている。
5. 顧客のデューデリジェンス	NC	<i>顧客デューデリジェンス（CDD）が求められる場合：</i> 顧客デューデリジェンス（CDD）の義務には、以下の複数の項目は含まれない。

これらの要因は、評価が「コンプライアント」未満の場合にのみ記載する必要があります。

40の勧告	評価	格付けの根拠となる要因の概要 ⁶⁹
		関連していると思われる関連取引。 - マネーロンダリングやテロ資金供与の疑いがある場合、顧客確認（CDD）は不要である。 必要な顧客確認（CDD）措置： - 金融機関が依拠することが認められている顧客本人確認書類の質は不明確であり、自然人の場合、写真付き身分証明書が含まれていない（あるいは、写真付き身分証明書の使用が現実的でない状況においては、そのような状況に伴うリスク増大を軽減するための追加的な二次的措置も含まれていない）。 - 金融機関は、法人を代表して行動する自然人がその権限を有しているかどうかを検証する必要はない。 - 顧客が法人または取決めである場合、金融機関は、顧客の法的地位、取締役、および当該法人または取決めを拘束する権限を規定する条項に関する情報を取得する必要はない。 - 金融機関には、実質的所有者を特定し、その身元を確認するという一般的な要件はありません。 - 金融機関は、顧客が他者の代理として行動しているかどうかを判断したり、その他者の身元を確認するための合理的な措置を講じたりする必要はありません。 - 法人または組織の場合、金融機関には、顧客の所有および支配構造を把握したり、顧客を最終的に所有または支配している自然人が誰であるかを特定したりする義務はありません。 - 金融機関は、取引関係の目的や意図される性質に関する情報を取得することを明示的に義務付けられていません。 - 金融機関が取引関係について継続的なデューデリジェンスを行うことを義務付ける法律や規制は存在しない。 リスク： - リスクの高いカテゴリーに属する顧客、取引関係、および取引については、強化されたデューデリジェンスの対象とはならない。 - 低リスクカテゴリーの顧客は、顧客デューデリジェンス（CDD）要件から完全に免除されている。

40の勧告	評価	格付けの根拠となる要因の概要 ⁶⁹
		- マネーロンダリング（ML）またはテロ資金供与（TF）の疑いがある場合でも、顧客デューデリジェンス（CDD）措置を講じる必要はない。 <i>確認のタイミング：</i> - 金融機関に対し、顧客デューデリジェンス（CDD）プロセスの完了前に実行された取引がもたらすリスク増大を軽減するための内部統制（取引件数、種類、金額の制限や監視の強化など）を整備する要件は存在しない。 <i>CDDの未完了：</i> - 金融機関は、CDDを完了できない場合、STRの提出を検討する必要はない。 <i>既存顧客：</i> - 重要性およびリスクに基づき、既存の顧客に対してCDDを実施することを義務付ける法律、規制、またはその他の強制力のある手段は存在しない。
6. 政治的に重要な人物	該当なし	- 法律、規制、またはその他の強制力のある手段において、金融機関に対し、顧客が政治的に重要な人物であるかどうかを特定することを義務付ける要件は存在しない。 - 金融機関は、上級管理職の承認を得たり、資産の源泉を特定したり、取引関係について継続的な強化監視を行ったりするなど、PEP との取引に伴うリスクの増大を軽減するための具体的な措置を講じることを義務付けられていない。
7. コルレス銀行業務	該当なし	金融機関には、以下の義務はない。a) 取引相手機関がマネーロンダリングまたはテロ資金供与に関する執行措置の対象となったことがあるかどうかを判断すること、b) 取引相手機関の AML/CFT 統制の適切性を評価すること、c) 取引関係を確立する前に上級管理職の承認を得ること、および d) 各機関の AML/CFT に関する責任を文書化すること。
8. 新技術および非対面取引	PC	- 金融機関に対し、マネーロンダリングやテロ資金供与の目的で技術的進歩が利用されることを軽減するための方針や手続きを策定するよう明示的に要求する規定はない。 - 非対面取引の顧客に対する本人確認および検証の要件は不十分である。
9. 第三者および紹介者	該当なし	

10. 記録の保存	LC	• 少額の取引は、記録保持要件の適用除外となる。 • 金融機関は、業務記録を保管する義務を負わない。
-----------	----	---

40の勧告	格付け	格付けの根拠となる要因の概要 ⁶⁹
		通信記録や口座ファイルなどを保管する義務はありません。 金融機関は、記録された情報を適時に所管当局が利用できるようにすることを確保する義務を負わない。
11. 異常な取引	PC	- 法律、規制、またはその他の強制力のある手段において、金融機関が、明白または目に見える経済的または合法的な目的がない、複雑で異常な、あるいは大規模な取引や取引のパターンすべてに特別な注意を払うことを義務付ける規定はない。 - 金融機関は、そのような取引を調査し、調査結果を文書でまとめ、適切な記録を保持する義務を負わない。
12. DNFBP – R.5、6、8～11	NC	- 金融機関に適用される顧客確認（CDD）義務の不備（勧告 5）は、DNFBP にも当てはまります。 - 勧告 6、8、11 の義務は、DNFBP には適用されない（勧告 9 は適用外）。 - JFBA 規則は、非対面取引に関する指針が不十分であり、弁護士が、不特定の「信頼できる民間機関」が作成したものを含め、より広範な許容可能な書類に依拠することを認めている。 - JFBA 規則第 2 条における顧客確認（CDD）の適用除外の範囲は不明確であり、多数の取引が適用除外と解釈される可能性がある。 - 弁護士、司法代書人、CAPS、公認会計士（CPA）、および公認税務会計士（CPTA）の顧客に対しては、FATF 基準には規定されていない、CDD のデミニミス（軽微な）免除が設けられている。 - STR 提出制度の一環として、異常または多額の取引を監視するという間接的な義務は、弁護士、司法代書人、CAPS、公認会計士、および CPTA には適用されません。これらの専門職は、提出要件が免除されているためです。 - CDD 義務の不遵守に対する規制体制は、まだ実証されていない。
13. 不審取引の報告	LC	- 信用保証会社は、STR 報告の直接的な義務の対象とはなっていない。 - 保険や証券セクターを含む特定のカテゴリーの金融機関による STR の提出件数が少ない。

40の勧告	格付け	格付けの根拠となる要因の概要 ⁶⁹
14. 保護および情報漏洩の防止	LC	- 事業者の取締役、役員および従業員が第三者に情報を漏らすことは、法律上禁止されておらず、制裁の対象にもならない。 - 事業者の取締役、役員および従業員は、顧客や関係者に情報を漏らしたとしても、法律上、制裁の対象とはならないが、当該事業者に応用された行政命令に違反した場合にのみ制裁の対象となる。 - 第三者への情報漏洩に対して科される制裁は、抑止力となるには軽すぎる。
15. 内部統制、コンプライアンスおよび監査	NC	- 金融機関に対し、AML/CFT内部統制システムの導入および維持が明示的に義務付けられているわけではない。 - 経営陣レベルでAML/CFTコンプライアンス担当者を指名するという法的または規制上の要件はなく、顧客識別情報やその他の顧客デューデリジェンス（CDD）情報、取引記録への適時のアクセスを含め、当該担当者の役割や責任に関する指針も存在しない。 - 金融機関は、手続き、方針、および統制の遵守状況を検証するための独立した監査機能を維持することが明示的に義務付けられていない。 - 手続きや方針の更新、および従業員への周知は義務付けられておらず、従業員はその使用方法について研修を受けるべきである。 - 従業員の採用に際し、高い基準を確保するための審査手続きを採用する要件はない。
16. DNFBP – R.13-15 および 21	PC	- 法律専門家および会計士は、STR 報告義務の対象とはならない。 - STR 報告制度の有効性は、まだ実証されていない。 - 金融機関に適用される勧告 14 の制限は、DNFBP にも適用される。 - 勧告 15 および 21 は、DNFBP には適用されない。 - DNFBP の監督を担当する管轄行政機関のうち、適切な内部AML/CFT 統制の構築に関する監督指針を発行している機関はなく、また、これらの機関のいずれも、オフサイトおよびオンサイトのAML/CFT 監督のためのプログラムを策定していない。
17. 制裁	LC	勧告 2 における、抑止力としてのマネーロンダリングに対する刑事上の金銭的罰則の抑止力

40の勧告	評価	評価の根拠となる要因の概要 ⁶⁹
		ここにも当てはまる。 金融機関（銀行、金融商品取引業者、先物取引業者）に対する制裁措置の数が少なく、その他の金融機関に対する制裁措置が存在しない。
18. シェル銀行	PC	- 金融機関がシェル銀行とコルレス銀行関係を締結または継続することを明示的に禁止する規定はない。 - 金融機関に対し、外国の対応金融機関がシェルバンクによる口座の利用を許可していないことを確認するよう義務付ける明確な規定はない。
19. その他の報告形態	C	本勧告は完全に遵守されている。
20. その他の非金融銀行取引（NFBP）および担保取引の手法	C	本勧告は完全に遵守されている。
21. リスクの高い国々に対する特別な配慮	NC	- FATF勧告を適用していない、あるいは不十分にしか適用していない管轄区域との取引関係や取引について、金融機関が特別な注意を払うことを義務付ける法律、規制、その他の強制力のある手段は存在しない。 - そのような管轄区域との取引に、明白かつ目に見える合法的な目的がない場合であっても、金融機関はそれらを精査し、その調査結果を文書で記載する義務を負わない。 - 金融機関は、こうした管轄区域との取引に伴うリスクの高まりを軽減するための具体的な対策を実施する義務を負わない。 - 日本には、FATF勧告を適用していない、あるいは不十分にしか適用していない国々に対して対策を実施する仕組みは存在しない。
22. 海外支店および子会社	NC	- 金融機関には、海外子会社が本国の要件および FATF 勧告に準拠した AML/CFT 措置を遵守していることを確保する明確な義務はない。 - 金融機関は、FATF勧告を適用していない、あるいは不十分にしか適用していない国にある支店や子会社において、上記の原則が遵守されていることに特に注意を払う必要はありません。 - 本国と受入国の AML/CFT 要件が異なる場合、支店や子会社に対して、より高い基準を適用する明確な義務は課されていない。 - 金融機関には、以下の事項について明示的な義務は課されていない。 海外子会社が

40の勧告	格付け	格付けの根拠となる要因の概要 ⁶⁹
		現地法や規制により、海外にある支店や子会社が適切なAML/CFT措置を遵守できない場合、金融機関には本国の監督当局にその旨を報告する明確な義務はない。
23. 規制、監督およびモニタリング	LC	- 両替業者および金融リース会社は、免許や登録が義務付けられていない。 - 両替業者や金融リース会社は、免許や登録の義務を負わない。両替業者は、取引高が一定の基準額を超えた場合に報告義務を負うが、特に個人両替業者において、報告すべき時に報告を行わないリスクが十分に解消されていない。 - バーゼル中核原則の対象となる金融機関については、一部の上級管理職だけでなく、すべての上級管理職に「適格性および適正性」の要件が明示的に適用されるべきである。 - 銀行については、取締役に加え、上級管理職も明示的に適格性審査の対象とすべきである。 - 証券および保険については、適格性審査に専門知識に関する要件を含めるべきである。
24. DNFBP - 規制、監督およびモニタリング	PC	- 各所管行政機関による AML/CFT の規制およびモニタリング体制の有効性は、まだ実証されていない。 - DNFBP は、所管行政機関が適切な権限を有しているにもかかわらず、正式な AML/CFT 監督（すなわち、オフサイトモニタリングおよび定期的なオンサイト検査）の対象となっていない。
25. ガイドラインおよびフィードバック	LC	金融機関（STRに関するガイダンス）： - 報告機関に対する具体的または事案ごとのフィードバックがない。 - 保険・証券業界において、STRの提出を促進するための措置が講じられていない。 金融機関（STR以外のガイダンス）： - 金融機関については、勧告が完全に満たされている。 DNFBP： - なし 監督 ガイドライン DNFBPに対するAML/CFT義務に関する監督上のガイドラインは、まだ発行されていない。
制度的措置およびその他の措置		
26. FIU	LC	JAFICには、STRの分析に携わる十分な人材が不足している。

40の勧告	評価	評価の根拠となる要因の概要 ⁶⁹
		- JAFICのSTR分析には、国境を越える通貨取引報告へのアクセスが含まれていない。 - JAFICは、法執行機関への情報提供および金融機関や非金融事業・職業（DNFBP）へのフィードバックを目的として、タイポロジーや方法論に関する戦略的分析能力を構築すべきである。
27. 法執行機関	LC	AML/CFT 法執行当局には、さらなる研修と捜査リソースが必要である。
28. 所管当局の権限	C	本勧告は完全に満たされている。
29. 監督当局	LC	- 有効性に関する課題がある： - 銀行、証券、保険といった中核セクターおよび協同組合セクターを除き、過去5年間に一部の金融機関カテゴリーにおいて実施された検査件数は限られている。 - 監督当局は、AML/CFT要件の不遵守に対して制裁権限を有し、幅広い制裁措置を講じることができるにもかかわらず、これまでに課された制裁の件数および種類は限定的である。
30. 資源、誠実性および研修	LC	JAFICは、STR（疑わしい取引報告）の分析に携わる人材を増強する必要がある。
31. 国内協力	LC	- 国境を越える機関は、AML/CFT（マネーロンダリング・テロ資金供与対策）体制に十分に関与しておらず、それらの機関による国境を越える資金移動に関する報告は、FIU（金融情報機関）に提供されるべきである。 - STRの周知を除き、国内の協力・調整において中心的な役割を担うJAFICの業務や取り組みの質を評価するには時期尚早である。
32. 統計	LC	- マネーロンダリングで有罪判決を受けた法人に対する制裁、前罪およびマネーロンダリングで有罪判決を受けた者の数、薬物犯罪と犯罪収益の隠匿の二重起訴、没収、徴収、保全に関する上訴件数について、統計は入手できない。 - 実効性：日本当局は要請に応じて統計を提供できるようだが、それらが体系的に管理されているかどうかは定かではない。
33. 法人 – 実質的所有者	NC	- 会社の実質的所有者および支配者に関する情報を収集する義務はない。 - 株主名簿へのアクセスは、一般的な警察権に依存している。

40 の勧告	評価	格付けの根拠となる要因の概要 ⁶⁹
		無記名株式は特定も本人確認もされておらず、完全に匿名の無記名株式が依然として存在する可能性がある。
34. 法的取り決め – 実質的所有者	NC	- 実質的所有者を特定するための顧客デューデリジェンス（CDD）義務に重大な不備がある（勧告 5）ことは、信託の実質的所有権および支配権に関する透明性に深刻な問題があることを示唆している。日本は、信託やその他の法的取り決めの実質的所有権および支配構造に関する透明性を確保するための仕組みや措置を講じていない。 - 法執行機関は信託に関する情報を入手する権限を有しているが、顧客確認（CDD）義務に不備があるため、入手可能な情報が実際に信託の真の受益者および支配関係を反映しているかどうかは不明である。
国際協力		
35. 条約	PC	- 日本はパレルモ条約を批准していない。 - 日本は、テロ資金対策条約に基づく、テロ資金（その他の財産を含む）の凍結義務を完全に履行していない。
36. 司法共助（MLA）	PC	- 外交ルートを通じてLIAIの支援を要請しなければならないという要件は煩雑である。要請が受理された後の全プロセスにおいて、支援の提供に関する意見、あるいは取得した証拠の送付に関する意見の提出が義務付けられており、その負担が大きい。 - パレルモ条約の多国間規定に基づく司法共助がないため、ほとんどの重大犯罪において、事案ごとの要請を余儀なくされている。 - 二国間の司法共助条約の数が少ないため、LIAI手続きに基づく事案ごとの要請の必要性が高まり、要請の遅延を招く恐れがある。 - 日本には、正当な職務上の秘密に関する懸念に対処する明確な手段がないまま、司法共助を妨げる可能性のある保護対象者が多数存在する。 - 強制措置が許可される前に、要請国が証拠が不可欠であることを立証しなければならないという要件は、効果的な司法共助にとって大きな障壁となっている。 - 司法共助の提供には二重犯罪性が要求されるため、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の犯罪に関する制限は、日本が提供する司法共助の範囲と有効性を低下させている。

40 の勧告	評価	評価の根拠となる要因の概要 ⁶⁹
37. 二重犯罪	PC	司法共助： - LIAIにおける日本の「二重犯罪」要件は、共謀罪の起訴や法人の訴追など、特定の事案における相互法的支援の障壁となっている。 身柄引き渡し： - 日本には共謀罪という罪は存在せず、また、そのような罪で自国民を国内で起訴する権限も存在しない。 - 日本の二重犯罪要件および刑の要件には、詐欺や恐喝を理由とした組織犯罪者の身柄引き渡しの可能性は含まれていない。
38. 没収および資産凍結に関する司法共助	LC	- 日本は、没収された財産や徴収命令の没収後の活用について検討すべきである。 - 二重犯罪の要件があるため、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の犯罪に関する制限により、司法共助の文脈における日本の没収、差し押さえ、凍結の能力の範囲と有効性が制限されている。
39. 身柄引き渡し	PC	- 日本の身柄引き渡しに関する最低刑は高すぎる。 - 日本は、身柄引き渡しに代わる自国民に対する効果的な起訴を行っていない。 - 二重犯罪性が要件とされているため、マネーロンダリング犯罪に関する制限により、日本が引渡し請求を認める能力の範囲と有効性が制限されている。
40. その他の協力形態	LC	- 外国の対応機関との間で交換された疑わしい取引報告（STR）の数はごくわずかである。 - FIUを除き、日本の所管当局と海外の所管当局との間の国際協力の有効性を証明する統計は入手できない。
9つの特別勧告	評価	評価の根拠となった要因の概要
SR.I 国連の条約・協定の実施	PC	「資金」という用語だけでは、「資金およびその他の財産」を網羅するには不十分である。 - 国連安保理決議 1267 は、外国為替管理に基づいており、資金に限定されているため、部分的にしか実施されていない。 - 国連安保理決議 1373 は、外国為替管理に基づいており、資金に限定されているため、部分的にしか実施されていない。

40 の勧告	評価	評価の根拠となる要因の概要 ⁶⁹
SR.II テロ資金供与を犯罪とする	PC	「資金」の定義が限定的である。 - テロリスト以外の者によるテロリストへの資金の収集が犯罪化されていない。 - 間接的な資金の提供・収集が対象となるかどうか、法律上不明確である。 - テロ行為の実行以外の目的で、テロ組織や個々のテロリストに対して資金を収集または提供することが犯罪とされていることが、法律上、明示的に明確ではない。
SR.III 凍結 および 没収	PC	- 外国為替法における許認可手続きは、(i) 日本国内の非居住者との外貨建て取引や海外取引が行われない限り、国内資金が利用可能となる可能性、あるいは(ii) 居住者による指定テロ組織・個人へのその他の支援については対象としておらず、日本がテロ資金を遅滞なく凍結することを認めていない。 - 保全命令の有効期間が限定的であることに加え、30 日以内に起訴を行うか、延長申請を行う義務があるため、日本は「遅滞なく」テロリストの資産を凍結することができない。 「公衆威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」における「資金」の定義が広範でないことや、「組織犯罪処罰法」における「犯罪収益」の定義の範囲が限定的であることから、テロリストが利用しうるその他の財産を凍結できないという容認できないリスクが生じている。
SR.IV 疑わしい 取引の報告	LC	- 信用保証会社は、STR の直接かつ義務的な報告義務の対象とはなっていない。 - 保険や証券セクターを含む特定のカテゴリーの金融機関による STR の提出件数が少ない。
SR.V 国際協力	PC	司法共助： - 日本は、「外国為替及び外国貿易法」の許認可制度の下で、すべての資金およびその他のテロリストの財産を効率的に凍結しているわけではない。 - 日本の「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」で対象とされる「資金」以外の財産に対して、日本が外国の没収命令を執行する権限があるかどうかは疑わしい。 - LIAI による支援の前提条件である「二重犯罪」の要件に照らして LIAI による外国没収命令の執行には、二重犯罪性の要件が前提となる

40の勧告	評価	評価の根拠となる要因の概要 ⁶⁹
		資金以外の財産に対する没収命令は利用できない。 - 司法共助の提供には二重犯罪性が要求されるため、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の犯罪に関する制限により、日本が提供する司法共助の範囲と有効性が低下している。 身柄引き渡し： - 外国為替法に基づく最高3年の刑は、これらの犯罪が引渡対象犯罪ではないと解釈される可能性がある。 「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」において、「資金」の定義に「その他の財産または資産」が含まれていないため、その他の財産または資産の提供については、身柄引き渡し対象となる犯罪が存在しないという主張がなされるリスクが高まっている。 - 二重犯罪の要件が求められるため、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の犯罪における制限は、日本が身柄引き渡し請求を認める能力の範囲と実効性を制限している。 その他の形態の国際協力： - 勧告40の評価の根拠となった要因は、SR. V. についても同様に当てはまる。
SR VI AML 要件 送金・価値移転サービスに関する	PC	- 銀行に対する適用可能なFATFの「40+9の勧告」の効果的な実施に関する懸念は、MVTサービス事業者としての銀行の機能においても同様に当てはまる。 - アンダーグラウンド・バンキングに対する金銭的罰則は、アンダーグラウンド・バンキングから得られる潜在的な犯罪収益に比べて低いと思われる。
SR VII 電信送金に関する規則	LC	- 国内電信送金において、金融機関が送金人の口座番号または固有の取引参照番号を送信することを義務付ける規定は存在しない。 - 金融機関が3営業日以内に監督当局に送金者情報を提供することを明示的に義務付ける規定はなく、また、金融機関が国内の法執行機関にこの情報を直ちに提供することを義務付ける規定もない。 - 受取側の金融機関は、受領した電信送金に完全な送金者情報が含まれていることを確認する義務を負わず、また、STR（不審取引報告）の提出や、必要に応じて取引関係の終了を検討する義務も負わない。

40の勧告	評価	格付けの根拠となる要因の概要 ⁶⁹
SR.VIII 非営利団体	PC	- NPOセクターにおけるTFリスクおよび予防措置について、NPOセクターへの啓発活動が行われていない。 - 税制上の優遇措置を受けている NPO の関連税務記録を、警察が適時に入手するには、いくつかの障害がある。 - 社会福祉法人は、役員の変更を適時に報告する義務を負っていない。
SR.IX 国境を越えた申告および開示	NC	- 日本は、通貨および無記名式譲渡証券の国境を越えた移動について、AML/CFT の執行能力を確立する必要がある。 - 国境を越える報告は、個人による持ち運びのみを対象としており、通貨および無記名式譲渡証券のあらゆる形態の物理的な国境を越える移動を含むように拡大する必要がある。 - 税関は、通貨および無記名式譲渡証券の原産地および使用目的について、運送業者に追加情報の提供を要求し、取得する権限を必要とする。 - 日本は、マネーロンダリングやテロ資金供与の証拠が見つかるかどうかを確認するために、当局者が通貨や無記名式譲渡証券を合理的な期間、差し止めたり、差し押さえたりすることを可能にする一般規定を制定する必要がある。 - 通貨または無記名式譲渡証券の国境を越えた移動に関する報告からの情報は、適時に FIU に提供される必要がある。 - 国境を越える報告要件の違反に対する制裁は、法人、および会社の取締役や上級管理職にも適用される必要がある。 - 日本は、マネーロンダリング（ML）およびテロ資金供与（TF）の疑いのある収益および手段を差し押さえるための規定を制定する必要がある。 - 日本は、現金および無記名式譲渡証券の移動の源泉、行き先、および目的を特定するために、外国の管轄区域と協力する能力を確立する必要がある。

表 2：AML/CFT 体制の改善に向けた推奨行動計画

AML/CFT 体制	推奨される措置（優先順位の高い順に記載）
1. 総論	記載不要
2. 法制度および関連制度	
2.1 マネーロンダリング対策の犯罪化（R.1 および R.2）	- 日本は、採決される予定の共謀罪が、FATFの要件に完全に合致するよう確保することが推奨される。 - 日本は、犯罪収益の受領の犯罪化を、正当な債務の支払いにまで拡大すべきである。 - 日本は、マネーロンダリング犯罪の起訴に対してより強力なアプローチを採用し、検察官や警察がマネーロンダリング犯罪を摘発・起訴し、関連資金を没収する能力を強化するための措置を講じるよう推奨される。 - 金融機関以外の自然人および法人に対して適用される罰金の水準を大幅に引き上げるべきである。
2.2 テロ資金供与の犯罪化（SR.II）	- 国際基準の要件に従い、日本が「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」における「資金」の定義を、資金以外の資産も含むように拡大することが強く推奨される。 - また、テロリスト以外の者による資金の収集を犯罪とすべきである。 - また、日本の法律において、間接的な資金の提供・収集、およびテロ行為を行う以外の目的でテロ組織や個々のテロリストに対して行われる資金の提供・収集を、明確に犯罪とすべきである。 組織や個々のテロリストに対する資金の提供・収集に加え、間接的な資金の提供・収集についても、テロ行為を行う以外のいかなる目的であっても、日本の法律において明確に犯罪と規定することが推奨される。
2.3 犯罪収益の没収、凍結および差し押さえ（R.3）	日本に対し、犯罪収益の没収について積極的なアプローチを策定し、徴収命令の利用を制限することが推奨される。徴収命令という代替手段については、強制執行義務を課し、命令を取り消す権限を限定すべきである。
2.4 テロ資金供与に使用された資金の凍結（SR.III）	- 国際基準の要件に従い、「公共の威嚇罪の資金供与の処罰に関する法律」における「資金」の定義を、資金以外の資産も含むように拡大し、組織犯罪処罰法に公共の威嚇罪を盛り込むことが強く推奨される。 - また、日本に対し、外国為替法および組織犯罪処罰法に基づく制度を見直し、国内のあらゆる状況を網羅し、遅滞なくテロリスト資産の凍結が可能となるよう整備することが推奨される。 - また、評価チームは、指定対象者が指定時点で既に日本国内に資金を保有しているかどうかを、日本が確認することを提案する。
2.5 金融情報機関とその機能（R.26）	- 日本の FIU である JAFIC は、アナリストの採用人数を増やし、特にマネーロンダリングやテロ資金供与の傾向や手法に関する戦略的分析能力を向上させ、法執行機関への情報提供や報告者へのフィードバックに役立てることを強く推奨する。 - JAFIC は、国境を越える通貨取引報告にアクセスできるべきである。
2.6 法執行機関、検察、その他の所管当局（R.27 および 28）	日本は、AML/CFT 法執行当局に対して、より多くの研修および捜査リソースを提供することが推奨される。
2.7 国境を越える申告および開示	日本は、2008年3月に制定され、2008年6月に施行された新規定が、FATFの要件に完全に準拠していることを確保すべきである。
3. 予防措置 – 金融機関	
3.1 マネーロンダリングまたはテロ資金供与のリスク	日本は、AML/CFT リスク評価を実施し、顧客確認（CDD）の全面的な免除を禁止するとともに、リスクの高い顧客、取引関係、および取引に対しては、強化された顧客確認（EDD）を義務付けることが強く推奨される。 3.2 顧客デュー・ディリジェンス（強化措置または軽減措置を含む）（R.5～8）

3.2 顧客デュー・ディリジェンス（強化措置 または軽減措置を含む）（勧告 5～8）	<i>勧告 5 に関して：</i> - 金融機関は、取引の細分化が行われた場合や、マネーロンダリング（ML）またはテロ資金供与（TF）の疑いがある場合には、顧客デュー・ディリジェンス（CDD）を実施するよう義務付けられるべきである。 - 日本は、受け入れ可能な身分証明書の種類を限定し、可能な限り写真付き身分証明書の提示を義務付けることが推奨される。例外的に写真付き身分証明書が利用できない例外的な場合には、写真付き身分証明書以外によるリスク増大を軽減するための追加措置を講じるべきである。
---	---

AML/CFT体制	推奨される措置（優先順位の高い順に記載）
	• 本人確認は、複数の書類を用いて行うべきである。 • 日本は、金融機関に対し、以下の義務を課すべきである： - 顧客が法人または組織である場合、その法的地位、取締役、および当該法人または組織を拘束する権限を規定する条項に関する情報を取得すること； - 他人の代理として行動する自然人が、その権限を有していることを確認すること； - 実質的所有者を特定し、法人の所有権および支配構造を把握するとともに、当該法人を最終的に所有または支配する自然人を特定すること； - 顧客が他者の代理として行動しているかどうかを判断し、その他者の身元を確認するための合理的な措置を講じること； - 取引関係の目的および意図される性質に関する情報を取得すること； - 取引関係について継続的なデューデリジェンスを実施すること； - リスクの高い顧客、取引関係、および取引については、強化されたデューデリジェンスを実施すること； - マネーロンダリング（ML）またはテロ資金供与（TF）の疑いがある場合を除き、リスクの低い状況においては簡易デューデリジェンスを適用すること； - 顧客デューデリジェンス（CDD）プロセスの完了前に実施される取引によって生じるリスクの増大を軽減するための内部統制を整備すること； - CDDを完了できない場合は、STRの提出を検討すること； - リスクに基づき、またはその他適切と判断される場合には、既存の顧客に対してCDDを実施する。 勧告6に関連して： • 日本は、金融機関に対し、顧客が政治的に重要な人物（PEP）であるか否かを特定することを義務付ける要件を導入することが推奨される。 • さらに、日本は、金融機関に対し、経営幹部の承認を求めること、資産形成の経緯を確認すること、および取引関係に対する継続的な監視を強化することなどを通じて、PEPとの取引に伴う高まったリスクを軽減するための措置を講じるよう義務付けるべきである。 勧告7に関して： • 日本は、金融機関に対し、以下の義務を課することを推奨する。 - 対象機関がマネーロンダリング（ML）またはテロ資金供与（TF）に関する執行措置の対象となったことがあるかどうかを判断すること； - 対象金融機関のマネーロンダリング・テロ資金供与対策（AML/CFT）管理体制の適切性を評価すること； - 要求する 上級 経営陣 の承認を求めること を求める を コルレス銀行業務上の取引関係を確立する前に、 - 各金融機関のAML/CFTに関する責任を文書化する。 勧告8に関連して： • 日本においては、金融機関に対し以下の義務を課することが推奨される： - マネーロンダリング（ML）およびテロ資金供与（TF）の目的で技術的進展が悪用されるリスクを軽減するための方針および手続を策定すること； - 対面取引を行わない顧客に対しては、追加の二次確認を義務付けること。
3.3 第三者および紹介取引（勧告9）	
3.4 金融機関の秘密保持または守秘義務（勧告4）	

3.5 記録の保存および電信送金に関する規則 (R.10 および SR.VII)	<i>勧告10に関連して:</i> • 日本は、記録保持義務を少額取引にも拡大し、業務上の通信記録および口座ファイルを保存することが推奨される。
---	---

AML/CFT体制	推奨される措置（優先順位の高い順に記載）
	• また、日本は、金融機関に対し、記録された情報を国内の所管当局が適時に利用できるよう確保することを義務付けるべきである。 <i>特別勧告 VII に関して：</i> • 国内の銀行間システムの技術的仕様に加え、評価チームは、日本が金融機関に対し、振出人の口座番号または固有の参照番号の伝達を義務付けることを提案する。 • 日本は、金融機関に対し、以下のことを義務付けることが推奨される。 - 送金者情報を、3営業日以内に監督当局に、また国内の法執行当局には直ちに提供すること。 - 受領した送金に送金者情報が完全に含まれていることを確認し、必要に応じて不審取引報告（STR）を提出するか、あるいは取引関係を終了することを検討すること。
3.6 取引および取引関係のモニタリング（勧告11および21）	<i>勧告11に関して：</i> • 日本が、金融機関に対し、明白かつ目に見える経済的または合法的な目的がない、複雑で異常な、あるいは巨額の取引、あるいは一連の取引パターンに特別な注意を払うことを義務付けることを強く推奨する。 • さらに、この義務により、金融機関は、そのような取引を精査し、調査結果を文書でまとめ、適切な記録を保持することが求められるべきである。 <i>勧告21に関して：</i> • 日本に対し、FATF勧告を適用していない、あるいは不十分にしか適用していない管轄区域との取引関係や取引について、金融機関が特に注意を払うことを義務付ける措置を講じることを強く推奨する。当該管轄区域との取引に明白かつ目に見える合法的な目的がない場合、金融機関は当該取引を精査し、その調査結果を文書にまとめることを義務付けられるべきである。 • さらに、日本は、こうした管轄区域との取引に伴うリスクの高まりを軽減するため、金融機関に対し具体的な対抗措置を講じることを義務付けることが推奨される。 • 日本は、FATF勧告を適用していない、あるいは不十分にしか適用していない国々に対して、対策を実施するための仕組みを導入すべきである。
3.7 疑わしい取引の報告およびその他の報告（R.13-14、19、25 および SR.IV）	<i>勧告 13 および特別勧告 IV に関して：</i> • 日本は、報告すべき不審取引の範囲に取引の試みを明示的に含め、報告義務の範囲を信用保証機関にまで拡大することが推奨される。 <i>勧告14に関して：</i> • 日本は、金融機関の取締役、役員および従業員による第三者への情報漏洩を禁止・制裁するとともに、金融機関による第三者への情報漏洩に対して適用される制裁の水準を引き上げることを強く推奨する。 • また、日本は、顧客や「関係者」に情報を漏らす取締役、役員、従業員に対して、直接的な制裁措置を講じるべきである。 <i>勧告 25 に関して：</i> • 日本の金融情報機関（FIU）は、報告機関に対して何らかのフィードバックを提供すべきである。 • さらに、日本は、保険および証券セクターによる疑わしい取引報告（STR）の提出を促進するための措置を講じるべきである。

3.8 内部統制、コンプライアンス、監査および海外支店（勧告15および22）	<i>勧告15に関して：</i> • 日本は、金融機関に対し以下のことを義務付ける法的または規制上の義務を課すべきである： - マネーロンダリング・テロ資金供与対策（AML/CFT）の内部統制システムを導入・維持すること； - 経営幹部レベルにAML/CFTコンプライアンス担当者を指名し、当該担当者の役割と責任に関する指針を策定すること。 これには、顧客識別情報およびその他の顧客デューデリジェンス（CDD）情報ならびに取引記録への適時のアクセスに関する事項を含む；
---	--

AML/CFT体制	推奨される措置（優先順位の高い順に記載）
	- 手順、方針および統制への遵守状況を検証するための独立した監査機能を維持すること； - 手順および方針を更新し、従業員に周知するとともに、その活用方法について研修を実施すること； - 従業員の採用時にスクリーニング手続きを導入すること。 <i>勧告22に関連して：</i> • 日本は、海外支店および子会社の双方について、本勧告を実施することが強く推奨される。
3.9 ペーパーバンク（勧告18）	• 日本は、金融機関がシェルバンクとコルレス銀行関係を締結または継続することを禁止すべきである。 • 日本は、金融機関に対し、海外の対応金融機関が、そのシェルバンクによる口座の利用を許可していないことを、金融機関に確認する義務を課すべきである。
3.10 監督・監視体制 — 所管当局および自主規制機関。役割、機能、義務および権限（制裁を含む）（R.23、29、17 および 25）	<i>勧告17に関して：</i> • 日本は、制裁措置のレベルを引き上げ、抑止力を高めることが推奨される。 <i>勧告23に関して：</i> • 日本は、両替業者および金融リース会社に対する登録または免許制度を導入すべきである。 • 日本は、両替業者が報告義務を履行しないリスクに対し、適切な監督を通じて対処すべきである。 • 適格性審査の対象をすべての金融機関の上級管理職に拡大し、証券および保険に関する専門知識を含めるべきである。 <i>勧告29に関して：</i> • 評価チームは、これまで検査の対象となっていなかった、あるいはごく限られた回数しか検査を受けていない金融機関のカテゴリーについて、日本が検査回数を増やすことを提案する。
3.11 送金・価値移転サービス（SR.VI）	• 日本は、MVTサービス事業者に対して、FATFの「40+9の勧告」が効果的に実施されるよう確保することが推奨される。 • アンダーグラウンド・バンキングに適用される制裁措置を強化すべきである。
4. 予防措置 – 非金融事業および専門職	
4.1 顧客のデュー・デリジェンスおよび記録の保存（R.12）	<i>勧告5に関して：</i> • 金融機関に適用される顧客デューデリジェンス（CDD）義務に関する勧告は、非金融事業・専門職（DNFBP）にも適用される。 • JFBAの規制は、許容される身分証明書の種類を限定すべきであり、顧客確認（CDD）の免除を認めるものと解釈されないよう見直されるべきである。 • 後者は、その他の法曹職および会計士にも適用されるべきである。 <i>その他の関連勧告に関して：</i> • 日本は、DNFBPにおいて勧告6、8～11を完全に実施することが推奨される。特に、現行の制度は、弁護士、司法、CAPS、公認会計士（CPA）、および公認税務士（CPTA）には適用されないSTR（不審取引報告）の義務に依存しているため、DNFBPに対し、複雑で異常な高額取引、あるいは明白かつ目に見える経済的・合法的な目的を持たない取引のパターンを監視する義務を課すべきである。

4.2 疑わしい取引の報告（勧告16）	<i>勧告13に関連して：</i> • 日本は、STR報告義務の適用範囲を法曹関係者および会計士にまで拡大することが推奨される。 <i>勧告14に関して：</i> • 金融機関に適用される勧告14に関する提言は、非金融事業・職業（DNFBP）にも適用される。 <i>勧告15および21に関して：</i>
---------------------	--

AML/CFT体制	推奨される措置（優先順位の高い順に記載）
	日本は、DNFBPにおいて勧告15および21を完全に実施すべきである。
4.3 規制、監督およびモニタリング（勧告24～25）	<i>勧告24に関して：</i> - 日本は、DNFBP に対してオフサイトおよびオンサイトの監督を行うことが推奨される。 - 各監督当局は、AML/CFT（マネーロンダリング・テロ資金供与対策）の監督をDNFBPセクターに拡大するための方針および手続を策定すべきである。 <i>勧告25に関して：</i> - 日本は、DNFBPに対しAML/CFTの義務について周知するための啓発プログラムを継続するとともに、DNFBPの各区分ごとにAML/CFT監督指針を発行することが推奨される。
4.4 その他の非金融事業者および専門職（勧告20）	
5. 法人および取決め、ならびに非営利組織	
5.1 法人 – 実質的所有権および支配権に関する情報へのアクセス（R.33）	- 日本は、企業の実質的所有権および支配権の透明性を確保するための措置を採択し、実施することが推奨される。 - 日本は、登録企業に関する情報の定期的な更新を義務付け、その内容の正確性を検証すべきである。 - 所管当局は、株主名簿にタイムリーかつ直接アクセスできるべきである。 - 無記名株式については、無記名株式保有者の特定および身元の確認を保証する措置を講じ、匿名株主に対する規制を課すことが推奨される。
5.2 法的枠組み – 実質的所有権および支配権に関する情報へのアクセス（R.34）	信託および自己信託は、いずれも「犯罪収益移転防止法」に基づくマネーロンダリング防止義務の対象となる金融機関であるため、勧告5で示された勧告は、法的取り決めにも適用される。
5.3 非営利団体（SR.VIII）	- 日本は、NPO セクターに対して具体的な啓発活動を行い、NPO がテロ資金供与に悪用されるリスクや、関連する AML/CFT 予防措置についての認識を高めるべきである。 - 日本は、社会福祉法人に対し、役員の異動情報を適時に更新するよう義務付けるべきである。 - 日本は、税制上の優遇措置を受けている NPO の関連税務記録を、警察が適時に閲覧できるようにすることを確保することが推奨される。
6. 国内および国際的な協力 6. 国内および国際的な協力	
6.1 国内の協力と調整（R.31）	- 日本は、AML/CFT 体制への国境を越えた機関の関与を強化することが推奨される。 - 日本の金融情報機関（FIU）は、国内における協力と調整に向けた取り組みを展開し、その体制を強化することが推奨される。
6.2 条約および国連特別決議（R.35 および SR.I）	<i>勧告 35 に関して：</i> - 日本は、パレルモ条約を批准し、テロ資金供与防止条約（TF条約）に基づき、資産凍結制度を見直すことが推奨される。 <i>特別勧告I に関して：</i> - 日本は、「資金」の範囲を「資金およびその他の財産」まで拡大すべきである。 - さらに、日本は、国連安保理決議第1267号および第1373号を完全に実施するため、資産凍結制度を見直し、改正すべきである。
6.3 司法共助（勧告36～38および特別勧告V）	- 日本は、パレルモ条約を批准し、より多くの事例において適時に支援を提供できるよう、より多くの司法共助条約（MLAT）の締結を検討することが推奨される。 - また、日本は、要求される証拠の「不可欠性」という要件や、司法共助の手続きを妨げうる保護対象者の範囲について再検討すべきである。 - また、日本は、二重犯罪の要件について再検討することが推奨される。 - また、日本は、没収された財産の没収後の活用について検討すべきである。

AML/CFT 体制	推奨される措置（優先順位の高い順に記載）
6.4 身柄引き渡し（R.39、37 および SR.V）	• 日本は、「資金」の範囲を「資金およびその他の財産」まで拡大することが推奨される。 • 日本は、パレルモ条約を批准し、より多くの事例において適時に身柄引き渡しを行えるよう、さらなる身柄引き渡し条約の締結を検討することが推奨される。 • 引渡法における引渡しの最低刑期を引き下げ、引渡条約で適用されている 1 年という基準と整合させるべきである。 • 日本は、身柄引き渡しに代えて、自国民を効果的に起訴すべきである。 • また、日本は二重犯罪の要件について再検討することが推奨される。 • 日本は、「資金」の範囲を「資金およびその他の財産」まで拡大することが推奨される。
6.5 その他の協力形態（R.40 および SR.V）	• 日本の FIU は、自発的な情報交換を含め、海外の対応機関との情報交換を改善することが推奨される。 • 評価チームが入手した情報に基づくと、金融庁以外の監督機関が、海外の対応機関と情報を交換できるかどうか、またどの程度まで交換できるかは明らかではない。海外の対応機関と情報を交換できるかどうか、またどの程度まで交換できるかは明らかではない。日本はこの点を明確にするよう推奨される。
その他の課題	
7.1 資源および統計（R.30 および 32）	• 日本の FIU は、STR の分析に携わる人材を増強することが強く推奨される。 • 日本は、マネーロンダリングで有罪判決を受けた法人に対する制裁、前罪の有罪判決数および没収、徴収、保全に関する統計を整備すべきである。すべての統計は、体系的に管理されるべきである。
7.2 その他の関連するAML/CFT措置または課題	
7.3 一般的な枠組み – 構造上の問題	

表 3：評価に対する当局の回答（必要な場合）

関連する節および段落	国 コメント
------------	--------

日本は、2008年6月1日から実施されている新たな申告制度に関して、以下の説明および関連する法令の抜粋を提出した。

＜改正点＞

個人は、個人使用の現金（*）を輸出入する際、書面による申告を行う義務がある。として現金（*）を輸出入する場合、書面による申告を行う義務を負うこととなった。これは、関税法施行令の改正（2008年3月）および施行（2008年6月）によるものである。（*）: 上記の「現金」とは、(i) 100万円を超える支払手段および有価証券、ならびに (ii) 貴金属（総重量に対する金含有率が90以上の金地金）を指す。

（*）: 上記の「現金」とは、(i) 100万円を超える支払手段および有価証券、ならびに (ii) 1キログラムを超える貴金属（総重量に対する金含有率が100分の90（90/100）以上の金地金）を指す。

＜改正による影響＞

今回の改正により、日本税関は以下のようなより厳格な措置を講じやすくなり、日本税関は、AML/CFT（マネーロンダリング・テロ資金供与対策）に対して積極的に取り組む

○ 日本税関は、申告なしまたは虚偽の申告による輸出入（関税法違反）について、差し押さえや調査をより容易に行えるようになる。

(a) 関税法違反に対する税関の権限

- ・ 質問、検査、留置、および報告の要求
- ・ 令状に基づく検査、搜索、押収

(b) 関税法違反に対する罰則

- ・ 5年以下の懲役または500万円以下の罰金、あるいはその両方。

○ 申告内容をデータベースに集約することで、日本税関は法執行能力を強化し、関係機関との連携を強化することができる。

関税法

（輸出入の許可）

第67条 貨物の輸出入を希望する者は、当該貨物の品名、数量、価格（輸入貨物については、特別申告貨物の場合、当該貨物が「関税暫定措置法」第8条の2第1項第2号（特惠関税等）に規定される特別鉱産物等、および同条およびその他の法律の適用対象となる貨物であること。課税標準の数量及び価格）並びに当該貨物に関するその他の必要な事項を税関長官に申告し、当該貨物の必要な検査を経た後、許可を受けなければならない。

（税関職員の権限）

第105条 税関職員は、本法（第11条「刑事事件の捜査及び措置」を除く）や関税法等の関税に関する法令の規定に基づき、職務の遂行に必要と認められる場合、必要と認められる範囲内で、以下の措置を講じることができる。

- (1) 外国貿易船舶等、外国貿易船舶以外の船舶、外国貨物を積載した航空機または船舶、これらに積載された貨物、保税地域内に所在する貨物または保税地域から搬入・搬出される貨物に関して、所有者、差し押さえ人、管理者、船長、機長、運送業者等の関係者に質問を行うこと、検査を行うこと、または関係書類（電磁的記録の作成または保存に代わる場合（電氣的、磁氣的方法など、人間の感覚では認識できない方法により生成され、電子計算機による情報処理に用いられる記録。以下、本号において同様とする。以下、当該電磁的記録が生成または保存されている場合、前述の電磁的記録を含む）が提示され、または提出されるよう求めることができる。
- (2) 前項に掲げる貨物に関する帳簿及び書類（その作成・保存に代わる電磁的記録が生成又は保存されている場合は、当該電磁的記録を含む。第4-2項から第6項及び次項においても同様とする）を検査し、当該貨物又はその所在場所を封印すること。
- (3) 第43条の4（外国貨物の搬入承認等に関する検査）（第61条の4および第62条の15において準用される場合を含む）に規定される検査において、試料を採取し、またはその提出を命じること。第61条第3項（自由貿易工場外における保税作業）（第62条の7及び第62条の15において準用される場合を含む）、第62条の3第2項（展示会のための自由貿易地域への外国貨物の搬入に関する手続）、第63条第2項（保税輸送）、第67条（輸出入の許可）（第75条において準用される場合を含む）、第67-11条第3項（輸出許可の取消し）または第76条第1項注記（郵便物の輸出入に関する簡略化された手続）。
- (4) 外国貿易船、または外国貿易船以外の船舶若しくは航空機（外国貨物を積載している、または積載する予定のものを含む）に搭乗すること、または保税区域への車両の出入りの停止。
- (4)-2 輸出貨物に関し、輸出者、当該輸出に関する通関業務を処理した通関業者、前記の輸出の譲渡人などの関係者に質問を行うこと、または前記の貨物に関する帳簿や書類等を検査すること。
- (5) 関税法第13条第1項（製造用原材料の関税減免）または第19条第1項（輸出貨物の製造用原材料の関税減免、免除または還付等）の規定に基づき、関税が減免または免除された貨物、または前項に基づく関税還付の対象となる貨物、あるいは

前記第6項の規定に基づき関税の免除を受ける貨物については、当該製品、製造用機械器具、またはそれらに関する帳簿および書類を検査する。

(6) 輸入貨物に関しては、その輸入者、当該輸入に関する通関業務を処理した通関業者、当該輸入の委託者、ダンピングされた貨物（「関税及び関税率法」第8条第1項に規定されるダンピング）の国内流通業者（前項第36号の規定に基づきダンピング貨物の輸入と認められるものを含む）などの関係者に質問を行うこと、または当該貨物や当該貨物に関する帳簿・書類などを検査すること。

2. 前項の規定に基づき職務を遂行する税関職員は、財務省の命令で定める制服を着用し、身分証を携帯し、関係者の要求に応じてこれを提示しなければならない。

3. 第1項に規定される質問および検査の権限は、刑事捜査の権限とはみなされない。

（公的機関および施設等への支援要請）

第105条の2 税関職員は、この法律や関税及び税率法などの関税に関する規定に基づき職務を遂行するために必要な場合、官公庁、機関、または政府組織に対し、当該関税の参考となる帳簿や書類などの閲覧や提供などの協力を要請することができる。

（情報の提供）

第108条の2 財務大臣は、本法、関税及び税率法に規定する関税（以下、本節及び次節において「関税」という。）に相当する外国の法令（以下、本節及び次節において「関税法令」という。）を執行する当局（以下、本節及び次節において「外国税関当局」という。）に対し、職務の執行に寄与すると認められる情報（本法、関税及び税率法に規定する関税に相当する職務に限定する）を提供することができる。ただし、当該情報の提供が、関税令の適切な執行を妨げると認められる場合は、この限りではない。以下、本条及び次条において）を執行する当局（「外国税関当局」、以下、本条及び次条において）に対し、職務の遂行に寄与すると認められる情報を提供することができる。ただし、当該情報の提供が、関税法令の適切な執行を妨げ、かつ日本の利益を害すると認められる場合は、この限りではない。

2 財務大臣は、前項に規定する情報を外国の税関当局に提供するために、次に掲げる事項を確認する必要がある場合がある。

(1) 当該外国税関当局が、前項に規定する情報の提供に相当する情報を日本の税関当局に提供できること。

(2) 前項の規定に基づき提供された情報のうち、当該外国において機密情報とみなされるものは、当該外国の法令により、日本と同等の機密保持が義務付けられていること。

(3) 前項の規定に基づき提供された情報が、当該外国税関当局による職務の遂行に寄与する目的以外には使用されないこと。

3 第1項の規定に基づき提供された情報については、外国の裁判官による裁判又は刑事手続に利用されないよう、適切な措置を講じる必要がある場合がある。

第111条 以下のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役、500万円以下の罰金、またはその両方の刑に処せられることがある。

(1) 第 67 条（輸出入の許可）の許可を受けるべき貨物（第 75 条において準用される場合を含む。以下、次項および次段落において同様とする）について、当該許可を受けずに輸出、または輸入した者。

(2) 第67条の申告または検査において虚偽の申告または証明を行った者、または虚偽の書類を提出して貨物を輸出または輸入した者。

2 第67条の規定に基づき、虚偽の申告または通関業者の証明を行い、あるいは申告または検査の際に虚偽の書類を提出して貨物を輸出または輸入した通関業者、または輸入の際に前項に掲げる行為を行った通関業者は、前項の例に従って刑に処せられることがある。

3 前二項の罪を未遂に終わった者は、これらの項に定める刑に処せられる。

4 第1項または第2項の犯罪を犯す目的でその準備を行った者は、3年以下の懲役、300万円以下の罰金、またはその両方の刑に処せられることがある。

第 117 条 法人または個人の代表者、代理人、使用人、その他の従業員が、第 108 条の 4 から第 112 条（輸出禁止貨物の輸出、輸入禁止貨物の輸入、保税地域への持ち込み、などに関する罪）に該当する違反行為を行った場合、その法人または個人も、前項と同様の刑に処せられる。保税地域における輸入禁止貨物の輸入、関税の免除等、無許可の輸出入、密輸貨物の輸送等）、第112条の2（本来の目的以外の用途への使用）、第113条の2（期限までに例外申告書を提出しないこと）、第114条の2（報告の怠慢等）、第115条の2（会計記録の不履行等に対する罰則）、または前条（第113条（許可なく非開港への入港・出港に対する罰則）に関するものを除く）、第114条、第115条（報告義務違反等に対する罰則）を除く）に違反した場合、違反者は当該各条の規定に基づき罰則を科され、法人または個人には当該各条の規定に基づき罰金が科されることがある。

2 前項の規定に基づき、第110条第1項から第3項（関税の免除等）の違反行為について法人または個人に罰金を科す場合の公訴時効期間は、当該各項における罪の公訴時効期間とする。

3 法人格を有しない団体等（代理人又は管理者を有する法人以外の団体又は財団をいう。以下、次項において同じ。）は、法人とみなして、前2項の規定を適用することができる。

4 法人格を有しない団体等について第1項の規定が適用される場合、代表者又は管理者は、その手続上の行為に関して当該法人格を有しない団体等を代表し、法人を被告人又は被疑者とする刑事手続に関する法律の規定を準用する。

（尋問、検査及び押収等）

第119条 税関職員は、刑事事件の捜査上必要があると認められる場合、被疑者又は証人の出頭を求め、これらの人物に対して尋問を行い、又はこれらの人物が所持する物品若しくは被疑者が残した物品を検査し、若しくはこれらの人物が自発的に提出した物品若しくは被疑者が残した物品を留置することができる。

2 税関職員は、刑事事件の捜査に関して、官公庁、警察署、または公的・私的組織に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(公的検査、搜索、押収)

第121条 刑事事件の捜査に必要な場合、税関職員は、当該官署及び駐在所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官が事前に発した許可状に基づき、職権による検査、搜索又は押収を行うことができる。

2 前項の場合において緊急を要するときは、税関職員は、公的検査を行うべき場所、搜索すべき身体又は物品、若しくは押収すべき物品の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官が事前に発した許可令状に基づき、前項の措置を講じることができる。

3 税関職員は、第1項又は前項の許可令状（以下、本節において「許可令状」という。第125条）を請求する場合、刑事事件が存在することを示す情報を提供しなければならないことがある。

4 前項の請求があった場合、地方裁判所または簡易裁判所の裁判官は、税関職員に対し、許可令状を発行しなければならない。その許可令状には、公的に検査を行う場所、搜索を行う身体または物品、押収する物品、請求した職員の氏名および職名、有効期間、当該措置を行ってはならない旨の注記、有効期間経過後の返還義務、発行日および発行裁判所の名称が記載され、裁判官の自筆の署名および印が押印されなければならない。被疑者の氏名および犯罪事実が判明している場合は、これらを記載しなければならない。

5 税関職員は、他の税関職員に対して許可令状を発行し、その職員に公式の検査、搜索、または押収を行わせることができる。

関税法施行令

(輸出申告の手続)

第58条 輸出される物品について、同法第67条（輸出入の許可）に規定する申告は、次の各号に掲げる事項を記載した書面による輸出申告書を税関長に提出することによって行わなければならない。ただし、税関長は、当該貨物の種類又は価額を勘案して、次の各号に掲げる事項のいずれかを記載することが不要であると認める場合には、不要と認められる事項の記載を省略することを許可することができ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の私物である場合（当該私物が、外国為替令第8条の2第1項第1号に規定する支払手段若しくは有価証券、又は同令第8条の2第1項第2号に規定する貴金属である場合を除く）、口頭による申告を認めることができる。

- (1) 貨物の標識、番号、品名、数量及び価額。
- (2) 貨物の仕向地。
- (3) 貨物が積み込まれる船舶又は航空機の名称又は登録記号。
- (4) 貨物の保管場所
- (5) その他、関連する詳細事項。

(輸入申告の手続き)

第59条 本法第67条（輸出入の許可）に規定する、輸入される貨物に関する申告は、以下の各号に掲げる事項を記載した書面による輸入申告書を税関長官に提出することによって行わなければならない。この場合、前条のただし書きの規定を準用する。

- (1) 貨物の標識、番号、品名、数量及び価額。
- (2) 貨物の原産地及び出荷地。

- (3) 貨物が積み込まれた船舶または航空機の名称または登録記号。
- (4) 貨物の保管場所。
- (5) その他関連する事項。

外国為替及び対外貿易法

(定義)

第6条

...

(vii) 「支払手段」とは、次のものをいう。

- (a) 紙幣、政府発行の短期手形、小額紙幣及び硬貨
- (b) 小切手（トラベラーズチェックを含む）、為替手形、郵便為替、および信用状
- (c) 伝票、電子機器、その他の物（第19条第1項において「伝票等」という。第19条第1項において「伝票等」という）に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法、その他の人の知覚によらない方法をいう）によって記録された財産的価値であつて、不特定または多数の者間の相互の支払いに使用することができるもの（その使用状況が通貨に近似するものとして政令で定めるものに限り、以下同じとする）
- (d) (a) または (b) に掲げるものと同等であると内閣府令で定めるもの

...

(支払手段等の輸出入)

第19条

- (1) 財務大臣は、この法律又はこれに基づく命令の規定の確実な執行のために必要があると認めるときは、内閣府令の定めるところにより、支払手段（第6条第1項第7号（c）に掲げる支払手段が記録された証書等を含む。）又は有価証券を輸入若しくは輸出しようとする居住者又は非居住者に対し、許可を受ける義務を課することができる。
- (2) 財務大臣は、この法律又はこれに基づく命令の規定の確実な執行のために必要があると認めるとき、又は国際収支の均衡若しくは通貨の安定を維持するために特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、貴金属を輸入又は輸出しようとする居住者又は非居住者に対し、許可を受ける義務を課することができる。
- (3) 居住者又は非居住者が、第1項に規定する支払手段、有価証券又は貴金属を輸入若しくは輸出しようとするときは、その輸入若しくは輸出の内容、輸入又は輸出の時期、その他政令で定める事項を、あらかじめ財務大臣に届け出なければならない。ただし、前二項の規定に基づき発せられた命令の規定により財務大臣から支払手段、有価証券又は貴金属の輸入又は輸出の許可を受けている場合、その他政令で定める場合は、この限りではない。

外国為替令 第8条の2

...

- (1)(i) 法第19条第1項に規定する支払手段又は有価証券（それぞれ財務省令で定めるものに限り）、その価値を財務省令で定める方法により算定した金額（2つ以上の支払手段、2つ以上の有価証券、又は支払手段と有価証券を合わせて2つ以上ある場合、財務省令で定める方法により算定された各金額の合計が

各々の価値として算定された金額の合計が100万円相当額を超えるもの

(ii) 重量（2種類以上の貴金属が含まれる場合は、それぞれの重量の合計）が1キログラムを超える貴金属（財務省令で定めるものに限り）。